

平成 12 年

小樽市議会会議録（４）

第 4 回定例会

小 樽 市 議 会

平成12年 第4回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 12月4日～12月22日（19日間）

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
12月 4日（月）	提案説明	
5日（火）	休 会	
6日（水）	〃	
7日（木）	〃	
8日（金）	会派代表質問	
9日（土）	休 会	
10日（日）	〃	
11日（月）	会派代表質問	
12日（火）	一般質問	
13日（水）	休 会	予算特別委員会
14日（木）	〃	〃
15日（金）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
16日（土）	〃	
17日（日）	〃	
18日（月）	〃	
19日（火）	討論・採決等	
20日（水）	会期の延長等	
21日（木）	休 会	
22日（金）	討論・採決等	

平成12年
小樽市議会 第4回定例会会議録目次

○12月 4日（月曜日） 第1日目

1 出席議員	1
1 欠席議員	1
1 出席説明員	1
1 議事参与事務局職員	2
1 開 会	3
1 開 議	3
1 会議録署名議員の指名	3
1 日程第1 議席の変更	3
1 日程第2 会期の決定	3
1 日程第3 議案第1号ないし第18号並びに報告第1号及び第2号	3
○市長提案説明（議1～16、報1、2）	3
○提案説明（議17、18 新谷議員）	4
1 日程第4 休会の決定	5
1 散 会	6

○12月 8日（金曜日） 第2日目

1 出席議員	7
1 欠席議員	7
1 出席説明員	7
1 議事参与事務局職員	8
1 開 議	9
1 会議録署名議員の指名	9
1 日程第1 議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号	9
○市長提案説明（議19～34）	9
○会派代表質問 高階議員	9
○会派代表質問 中村議員	26
○会派代表質問 斉藤（陽）議員	39
1 日程第2 意見書案第1号	51

採 決	51
1 日程第3 休会の決定	51
1 散 会	51

○12月11日（月曜日） 第3日目

1 出席議員	53
1 欠席議員	53
1 出席説明員	53
1 議事参与事務局職員	54
1 開 議	55
1 会議録署名議員の指名	55
1 日程第1 議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号	55
○会派代表質問 斉藤（裕）議員	55
○会派代表質問 武井議員	68
○会派代表質問 古沢議員	88
1 散 会	104

○12月12日（火曜日） 第4日目

1 出席議員	105
1 欠席議員	105
1 出席説明員	105
1 議事参与事務局職員	106
1 開 議	107
1 会議録署名議員の指名	107
1 日程第1 議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号	107
○一般質問 横田議員	107
○一般質問 渡部議員	113
○一般質問 秋山議員	122
○一般質問 松本（聖）議員	128
○一般質問 西脇議員	134
予算特別委員会設置・付託	144
常任委員会付託	144

1	日程第2	請願・陳情	144
	常任委員会付託		144
1	日程第3	休会の決定	144
1	散	会	144

○12月19日（火曜日） 第5日目

1	出席議員	147
1	欠席議員	147
1	出席説明員	147
1	議事参与事務局職員	148
1	開 議	149
1	会議録署名議員の指名	149
1	日程第 1 会期の延長	149
1	日程第 2 休会の決定	149
1	散 会	149

○12月22日（金曜日） 第6日目

1	出席議員	151
1	欠席議員	151
1	出席説明員	151
1	議事参与事務局職員	152
1	開 議	153
1	会議録署名議員の指名	153
1	日程第 1 議案第 1 号ないし第 3 4 号並びに報告第 1 号及び第 2 号並びに平成 1 2 年 第 3 回定例会議案第 7 号ないし第 2 4 号並びに請願、陳情及び調査	153
	理事者から発言の申し出	153
	予算特別委員長報告	153
○討 論	北野議員	156
○討 論	武井議員	159
○討 論	斉藤（裕）議員	160
採 決		161

議 事 事 件 一 覧

議案

- 議案第 1 号 平成12年度小樽市一般会計補正予算
- 議案第 2 号 平成12年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案第 3 号 平成12年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
- 議案第 4 号 平成12年度小樽市中央通地区土地地区画整理事業特別会計補正予算
- 議案第 5 号 平成12年度小樽市小樽築港駅周辺地区土地地区画整理事業特別会計補正予算
- 議案第 6 号 平成12年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第 7 号 平成12年度小樽市病院事業会計補正予算
- 議案第 8 号 平成12年度小樽市下水道事業会計補正予算
- 議案第 9 号 小樽市青少年問題協議会条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 10号 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 11号 小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案
- 議案第 12号 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第 13号 小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
- 議案第 14号 工事請負契約について〔(仮称) 港町埠頭上屋建設工事〕
- 議案第 15号 不動産の取得について〔入船公園用地取得〕
- 議案第 16号 不動産の取得について〔(仮称) 勝納団地用地取得〕
- 議案第 17号 小樽市非核港湾条例案
- 議案第 18号 小樽市在宅介護サービス利用奨励手当支給条例案
- 議案第 19号 平成12年度小樽市一般会計補正予算
- 議案第 20号 平成12年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案第 21号 平成12年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算
- 議案第 22号 平成12年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
- 議案第 23号 平成12年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第 24号 平成12年度小樽市交通災害共済事業特別会計補正予算
- 議案第 25号 平成12年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
- 議案第 26号 平成12年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
- 議案第 27号 平成12年度小樽市中央通地区土地地区画整理事業特別会計補正予算
- 議案第 28号 平成12年度小樽市小樽築港駅周辺地区土地地区画整理事業特別会計補正予算
- 議案第 29号 平成12年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第 30号 平成12年度小樽市病院事業会計補正予算
- 議案第 31号 平成12年度小樽市水道事業会計補正予算
- 議案第 32号 平成12年度小樽市下水道事業会計補正予算

- 議案第 33号 小樽市特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案
議案第 34号 小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議案第 35号 公平委員会委員の選任について
議案第 36号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

報告

- 報告第 1号 専決処分報告〔小樽市一般会計補正予算〕
報告第 2号 専決処分報告〔小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計補正予算〕

継続審査中の議案

- 12年3定 7号 平成11年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第
12年3定 8号 平成11年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第
12年3定 9号 平成11年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第
12年3定 10号 平成11年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第
12年3定 11号 平成11年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第
12年3定 12号 平成11年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第
12年3定 13号 平成11年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第
12年3定 14号 平成11年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第
12年3定 15号 平成11年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第
12年3定 16号 平成11年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第
12年3定 17号 平成11年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第

- 12年3定
議案第18号 平成11年度小樽市中央通地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 12年3定
議案第19号 平成11年度小樽市小樽築港駅周辺地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 12年3定
議案第20号 平成11年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について
- 12年3定
議案第21号 平成11年度小樽市病院事業決算認定について
- 12年3定
議案第22号 平成11年度小樽市水道事業決算認定について
- 12年3定
議案第23号 平成11年度小樽市下水道事業決算認定について
- 12年3定
議案第24号 平成11年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について

意見書案

- 意見書案第1号 北海道立小児総合保健センターの機能充実と存続を求める意見書（案）
- 意見書案第2号 「働くルールの確立」を求める意見書（案）
- 意見書案第3号 年金制度改善についての意見書（案）
- 意見書案第4号 J R採用差別問題の早期解決を求める意見書（案）
- 意見書案第5号 トラック輸送における安全確保・排ガス防止を求める意見書（案）
- 意見書案第6号 K S D事件の真相究明を求める意見書（案）
- 意見書案第7号 雇用・失業情勢の深刻化に対応した労働行政の充実・強化を求める意見書（案）
- 意見書案第8号 雪永資源の活用促進を求める意見書（案）
- 意見書案第9号 乳幼児医療費給付事業の改善に関する要望意見書（案）
- 意見書案第10号 社会保障制度を堅持し、改善・向上を求める意見書（案）
- 意見書案第11号 後志支庁の廃止に反対する意見書（案）
- 意見書案第12号 じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書（案）

請願

- 請願第40号 通学バス代全額助成方について
- 請願第41号 「中学校適正配置計画実施計画」、「高等学校適正配置計画」の見直し方等について（第1項

目)

請願第41号 「中学校適正配置計画実施計画」、「高等学校適正配置計画」の見直し方等について（第2、3項目）

陳情

陳情第49号 市道桜8号線、桜高区配水池下のロードヒーティングの敷設延長、改良方について

陳情第50号 星野地区への公的避難施設設置方について

陳情第51号 小樽市西部地区への救急車両配置要請方について

陳情第52号 「市道柁里沢線と交差するJR函館本線柁里沢踏切」の拡幅改良方について

平成12年 第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成12年12月4日

出席議員 (33名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	15番	次木督雄
16番	久末恵子	17番	小林栄治
18番	八田昭二	20番	佐藤利次
21番	佐々木勝利	22番	渡部智
23番	武井義恵	24番	北野義紀
25番	西脇清	26番	高階孝次
27番	岡本一美	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男		

欠席議員 (2名)

14番	新野紘巳	36番	佐藤利幸
-----	------	-----	------

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	高橋康彦	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	山本稔
環境部長	大津寅彦	土木部長	松村光男

建築都市部長	山下勝広
小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	奥村誠
監査委員 事務局長	内藤洋
総務部秘書課長	長川修三

港湾部長	兵藤公雄
消防長	多賀俊春
社会教育部長	池田克之
総務部総務課長	磯谷揚一
財政部財政課長	貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	片岡義一
調査係長	渡辺章
書記	丸田健太郎
書記	斉藤繁幸
書記	大門義雄

事務局次長	須貝則彦
議事係長	佐藤誠一
書記	木谷久美子
書記	牧野優子
書記	中崎岳史

開会 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより平成12年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に古沢勝則議員、斉藤陽一良議員を御指名いたします。

日程第1「議席の変更」を議題といたします。

佐藤利次議員から議席の変更願が提出されております。

お諮りいたします。佐藤利次議員の議席を19番から20番へ変更することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にお着き願います。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を本日から12月19日までの16日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「議案第1号ないし第18号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題とし、まず議案第1号ないし第16号、報告第1号、第2号について、市長から一括提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）

○市長（山田勝磨） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第8号までの各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、社会福祉協議会への貸付金、事業費調整に伴う道路新設改良費及び街路事業の所要の補正のほか、来年1月に開催予定のスキー競技会に向けて、関連施設の整備費などを計上いたしました。

また、国の経済対策に関連して、上赤岩道線道路改良事業費について債務負担行為を計上したほか、市独自の景気対策として、臨時市道整備事業費及び公園公衆便所新設工事費について債務負担行為を計上し、維持補修費の前倒しにかかわる所要額を計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、それぞれ歳出に対応する分担金及び負担金、国・道支出金、寄付金、諸収入及び市債を計上し、なお不足する財源につきましては、財政調整基金繰入金を計上するとともに、特別会計繰入金について所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は歳入歳出ともに3億7,961万1,000円となり、財政規模は734億8,949万円となりました。

次に、特別会計及び企業会計につきましては、港湾整備事業において荷役機械設計委託料を計上し、介護保険事業では保険給付費の増加などに伴う所要の補正を計上するとともに、住宅事業におきましては、一般会計同様、

景気対策として高島団地の外壁等の改善事業費及び（仮称）勝納団地の敷地造成工事費を繰越明許費とし、下水道事業におきまして、重要な資産の処分について所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第9号から議案第16号までについて説明申し上げます。

議案第9号 青少年問題協議会条例等の一部を改正する条例案につきましては、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号 廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、新たに廃棄物処理施設の譲り受けの許可等に係る手数料を定めるとともに、中央省庁の再編成に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法等の一部改正に伴い、耐火設計された建築物に対する制限の特例等を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、公営住宅法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第13号 火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法等の一部改正及び中央省庁の再編成に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 工事請負契約につきましては、（仮称）港町埠頭上屋建設工事の請負契約を、契約金額4億・6,200万円をもって阿部・板垣・福島共同企業体と締結するものであります。

議案第15号 不動産の取得につきましては、入船公園用地として賃借している土地のうち、3万2,703平方メートルを3,270万3,000円をもって株式会社整理回収機構から、2,135平方メートルを213万5,000円をもって株式会社ティ・エイ・シー・ティから取得するものであります。

議案第16号 不動産の取得につきましては、（仮称）勝納団地の用地として、勝納町1番12所在の土地7,919平方メートルを、2億7,954万700円をもって日本鉄道建設公団から取得するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成12年度一般会計予算において「労働金庫勤労者貸付金」及び「融雪施設設置資金貸付事業会計貸付金」に不足を生じるため、報告第2号につきましては、平成12年度融雪施設設置資金貸付事業特別会計において「融雪施設設置資金貸付金」に不足を生じるため、それぞれの会計の補正予算について本年10月30日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田日出男） 次に、議案第17号、第18号について、提出者から一括提案理由の説明を求めます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 11番、新谷とし議員。

（11番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○11番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、議案第17号及び第18号の条例提案の説明を行います。議案第17号は、小樽市非核港湾条例案です。

第3回定例会の冒頭、我が党の非核港湾条例提案直後に米空母「キティホーク」の小樽港入港問題が起き、市民の平和に対する関心や運動が高まりました。核兵器搭載可能艦である米空母の入港は認めないでほしいという要請や請願が多数寄せられたことは、御承知のとおりです。

1982年、小樽市は全道に先駆けて「核兵器廃絶平和都市宣言」をしましたが、市民の平和に対する思いはその後脈々と流れています。それは、今進んでいる世界平和の流れ、とりわけ東アジア地域における平和の流れにも通じていくものではないでしょうか。

1994年、東アジア全域の安全保障対話を目指す「ASEANフォーラム」が発足し、アジアのすべての国が参加。95年には「東南アジア非核地帯条約」が調印され、非同盟、非核兵器、紛争の平和的解決など、平和と進歩の流れの強力な国際的源泉になっています。

いま一つ、朝鮮半島では、歴史的な南北朝鮮首脳会談の成功で平和共存を図るとともに、自主的統一を目指すことに合意したことは、東アジアの平和と安全に大きな意義を持つものです。

今年5月には「核不拡散条約再検討会議」が開かれ、アメリカなどの核兵器究極廃絶の主張を打ち破って、核兵器の完全な廃絶を達成することを明確に約束することが、核保有国を含め合意されたことも重要なことです。

「キティホーク」の入港は、このような世界の非核平和の流れに逆行するものではなかったでしょうか。

さらに、勝納埠頭での市民の抗議行動を禁止したことは、憲法第21条に保障されている集会の自由を奪い、戦前の暗黒政治にも通じるような背筋の寒い思いさえします。このようなことを許していたら、小樽港の軍港化は避けられなくなるでしょう。

神戸市では、非核証明書のない艦船を1隻も入港させていません。アジアの一員として非核平和の流れに合流し、何より市民の平和と安全を守るため非核港湾条例を制定することは、日本中に勇気と希望を与えることになるでしょう。皆さんの賛成をお願いいたします。

次に、議案第18号は、小樽市在宅介護サービス利用奨励手当支給条例案です。

10月から介護保険料徴収が始まり、少ない年金から天引きされ、生活が大変だという声が広がっています。

一例ですが、86歳のSさんは、妻と二人暮らし、要介護5で在宅サービスを受けています。しかし、ヘルパーは週2回と訪問看護週1回で、給付限度額の6分の1しか受けていません。限度額は3万5,000円ですが、利用料が高くてサービスを増やせないでいるのです。

来年1月からは70歳以上の高齢者の医療改悪が強行され、さらに10月からの政府の特別対策がなくなると、保険料は全額徴収になり、不安は増すばかりです。このようなことから、介護サービス利用抑制が一層進むことが予想されます。

小樽市の在宅介護の実態を見ると、4月から8月のレセプトに対する給付は予算の60%です。サービスの利用抑制は、制度そのものが崩れていくことにもなりかねません。介護保険制度は、まず何よりも安心して利用できるものであることが市民の願いです。

本条例案は、介護保険の本旨である在宅介護の利用拡大を推進し、必要なサービスを受けられるようにするためのものです。内容については、前回説明したとおりです。

市民を励ますこの条例案にすべての会派の皆さんの賛成をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（松田日出男） 日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。議案調査のため、明12月5日から12月7日まで3日間休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 1時13分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 古 沢 勝 則

議 員 斉 藤 陽 一 良

平成12年 第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成12年12月8日

出席議員 (33名)

1番 横田久俊
3番 成田晃司
5番 松本光世
7番 松本聖
9番 大畠護
11番 新谷とし
13番 見楚谷登志
16番 久末恵子
18番 八田昭二
21番 佐々木勝利
23番 武井義恵
25番 西脇清
27番 岡本一美
29番 中畑恒雄
31番 佐々木政美
33番 斉藤陽一良
35番 佐野治男

2番 前田清貴
4番 大竹秀文
6番 中村岩雄
8番 斉藤裕敬
10番 中島麗子
12番 古沢勝則
15番 次木督雄
17番 小林栄治
20番 佐藤利次
22番 渡部智
24番 北野義紀
26番 高階孝次
28番 吹田三則
30番 松田日出男
32番 高橋克幸
34番 秋山京子

欠席議員 (2名)

14番 新野紘巳

36番 佐藤利幸

出席説明員

市長 山田勝麿
収入役 中松義治
水道局長 須貝芳雄
企画部長 高橋康彦
経済部長 木谷洋司
福祉部長 田中昭雄
環境部長 大津寅彦

助役 小坂康平
教育長 石田昌敏
総務部長 藤島豊
財政部長 鈴木忠昭
市民部長 藤田喜勝
保健所長 山本稔
土木部長 松村光男

建築都市部長	山下勝広
小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	奥村誠
監査委員 事務局長	内藤洋
総務部秘書課長	長川修三

港湾部長	兵藤公雄
消防長	多賀俊春
社会教育部長	池田克之
総務部総務課長	磯谷揚一
財政部財政課長	貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	片岡義一
調査係長	渡辺章
書記	丸田健太郎
書記	斉藤繁幸
書記	大門義雄

事務局次長	須貝則彦
議事係長	佐藤誠一
書記	木谷久美子
書記	牧野優子
書記	中崎岳史

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に成田晃司議員、中島麗子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第19号ないし第34号について、市長から一括提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第19号から議案第32号までの各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものとしたしましては、国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定するため、各会計において所要の補正を計上したほか、一般会計では、国の経済対策に関連して色内埠頭公園整備事業費について債務負担行為を計上いたしました。

次に、議案第33号及び議案第34号について説明申し上げます。

議案第33号 特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、特別職等の期末手当の支給率等を改定するものであります。

議案第34号 職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田日出男） 次に、質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

（26番 高階孝次議員登壇）（拍手）

○26番（高階孝次議員） 今日は12月8日です。59年前の今日、太平洋戦争が始まりました。今でも開戦を告げるラジオ放送が耳に残っております。

20世紀も、あと24日で終わります。20世紀の前半というのは、戦争で明け暮れました。日本の近代史をひもとくまでもなく、日本はおおよそ10年置きに戦争をしてまいりました。これも日本からの侵略戦争です。後半の半世紀というのは、今日まで戦争にかかわることがありませんでした。私たちが主義・主張・党派の違いを超えてこの偉業をなし遂げたことに、誇りを持っていいのではないのでしょうか。こんな感慨をかみしめながら、私には20世紀最後の質問です。

以下、日本共産党を代表し、質問します。

取り急ぐ問題からまず質問いたします。

去る11月17日、道は小樽市に対して、銭函にある「小児総合保健センター」と手稲の「肢体不自由児療育センター」の整備計画を提示しました。この計画では、老朽した両施設を1カ所にして改築し、それに必要な用地6

万平方メートルに道有地を充てたいというものです。場所は未定としながら、事実上、銭函の小児センターを手稲に移す、このように判断されるものです。

同施設は1977年、当時、我が党の本間喜代人道議や小樽選出の道議らが小樽誘致に奔走して開設されたものです。地域住民は言うに及ばず、広く道内各地から利用され、今日まで喜ばれてきました。既に医療施設である国療小樽病院の小樽撤退に引き続き、また今は日銀の小樽撤退に全市を挙げて存続運動を展開しているさなか、今度の小児センターです。立て続けに小樽にとって大事な施設がなくなるというのは、小樽経済に打撃を与え、イメージダウン、ますます斜陽化に拍車をかけることになります。銭函に残し、現地で改築するよう、道にかけ合うべきです。直ちに具体的な行動 ― 議会は今日、意見書案を可決することになっておりますが、道への要請、署名活動など、直ちに行動を起こすべきです。お答えください。

この際、伺っておきますが、国療のその後の動向についてもあわせてお答えください。

次は、財政問題で2点お尋ねします。1つは補正予算、いま一つは財政健全化計画です。

まず、補正予算の方からですが、その大宗を占めるのは介護保険関連と景気対策です。介護保険の方は別の項で質問します。ここでは景気対策についてお尋ねします。

今回の景気対策は、道路、公園、住宅、学校、ただいまの追加分を含めて総額は3億5,000万円程度。補正の大方の部分を占めます。これまでも国の景気対策を受けて、本市は平成4年以来、実に114億円余りをつぎ込んできました。これは国でいうと130兆円とも40兆円とも言われております。こんなに多額の税金がつぎ込まれてきたわけですが、景気の回復がさっぱり見られません。市長はこのことをどう見ますか。まずお答えください。

次は、その財源についてです。

この間の臨時国会で成立した国の補正予算では、公共事業費のうち地方自治体負担分1兆2,000億円について、20%は地方交付税で配分。政府が要請する追加の公共事業を実施した自治体に厚く配分するとし、80%は全額地方の借金として元利償還を地方交付税で賄う、こう言っております。これでは地方交付税の補助金化、地方交付税法の根本をゆがめるものだ、と、こういうことで国会では我が党は反対いたしました。たとえ地元の雇用と仕事の確保といっても、こんなに麻薬、モルヒネを打ち続けますと、市財政はぼろぼろになってしまいます。この借金政策でいいのか、お尋ねします。お答えください。

次は、このほど示された財政健全化計画、またその一部とも言える行政改革についてお尋ねします。

計画は、平成13年から17年までの5カ年間で実質単年度収支の均衡、2つ目には経常収支比率90%以下を目指す。要するに、中身は歳入を増やして歳出を切り詰めるというものなのですが、具体的には、歳入では、地方交付税は今後余り期待ができないので、市税の収納率を引き上げる、基金の有効活用を図る。歳出では、平成15年まで3カ年「行革」を、今年度で終わるものを、さらに継続するわけです。学校や病院の統廃合、連絡所、三セクの見直し、人件費の削減ということから職員60人削減する、こういうものになっております。

健全化のために有無を言わず強引に増税、公共料金の値上げ、一方では福祉や教育を切り捨てる、すべて市民にしわを寄せる、こういうことであれば健全化も図れるでしょうが、実際はそんな乱暴なことはできません。そうすると、この計画では本当に市財政の健全化が図れるのか大変疑問です。

そこで、お尋ねします。第1は、財政悪化の原因です。計画の見方では、いかにも不況のせいのように他人事であります。かじ取り役の市長はどうだったのか、その点についてお答えください。

借金はこれ以上増やさない、こういうふうにもありますけれども、いつもかけ声はそうなのですが、実際に守られない。現に今度の4定の景気対策についても、また同じことの繰り返しではありませんか。いつまでたっても、これでは歯止めがかかりません。お答えください。

第3には、国保や病院が抱えている、両方合わせますと約80億円に近いということになりますか、累積赤字、この解消なくして健全化はないと思います。どのようにして解消を図るのか。ずるずるとこのままでは、いかに病院の改築、こういうことを掲げても、空手形に終わってしまうのではないですか。

4番目は、これまでの「行革」の総括と今後の取り組みについて。項目を見ますと、例えば学校のことや連絡所のこと、三セクの見直し、こんなのが挙がっておりますが、細かく1つ1つはいいですけれども、特に大きな問題というものについて幾つか、今後の取り組みについてお答えください。

新年度の予算の編成に向けて、この計画をどのようにして生かしていくのか。

それから、「21世紀プラン」というのがありますが、市の総合計画ですけれども、だんだん時間がたつに従って、現実とは相当ずれが出てきております。この乖離をどう調整していくのか。

財政問題の最後ですが、真の財政再建の道は、我が党はいつも言っておりますけれども、社会保障を上回る逆立ちした公共事業の見直ししかないのではないかと、このように考えます。小樽に即して言えば、よく話題になります石狩開発を含めてですけれども、石狩湾新港、小樽港の再開発、中央通の再開発、マイカルのための平磯線、望洋パークタウン、その他、道路とか下水とかいろいろあると思いますが、広域農道だとか新幹線は地元負担ということについては余りまだ明瞭でありませんけれども、こういう手がけてきた大きな事業を行政の継続性、こうばかり言うてはいられないのではないかと思います。自治体によっては、例えば下水道でも、財政が一定立ち直るまでは計画を凍結するとかストップするとか、こういう自治体もあるわけですが、そうした市長の英断がなければ、とても財政の再建というのは難しいのではないかと思います。お答えください。

次は、介護保険についてお尋ねします。

今度の一般会計予算4億9,000万円くらいになりますか、そのうちのもう一つの大きな部分というのは介護保険の関係です。介護保険特会への繰り出しが1億8,000万円。これも介護保険にかかわりあるのですが、社会福祉協議会貸付金5,900万円、大きな部分を占めております。なぜこんな補正といいますか、あるいは追加といいますか、こういうことが必要になったのか。当初の計画そのものが問題があったのではないのかと。この点について伺います。

介護保険の担当者の話を伺いますと、事業がどういう推移をしているのか、なかなかつかめないというふうにごぼしております。市は保険者なのですけれども、国保連からレセプトが来てみないと、事業がどんなふうに推移しているかわからないと。言ってしまうと、出たところ勝負になっているわけです、後追いになっているわけです。こういうことにならないように、ある自治体では相当、介護保険のスタッフをそろえて事業の推移をつかむ、こんな後から手当てするなんていうようなことにならないように努力しているようではありますが、そういうことがなければ、結局またその後始末に追われるということになるのではないのでしょうか。市が保険者として直接事業の推移を把握できるような仕組みといいますか、体制と、こういうものが必要だと思いますが、いかがですか。

介護保険がスタートして9カ月になります。自治体によっては、介護サービスの充実のために利用料や保険料の減免制度を実施しております。我が党がこの議会でも提案した介護保険サービス利用奨励手当支給条例という

のも、負担軽減ということで同じ趣旨のものであります。

ところが、厚生省は、自治体が独自にというか、勝手にこの減免制度をやるのは介護保険の制度そのものを壊してしまう、こんなことで自治体に圧力をかけているわけであります。これはよく新聞紙上でもいいます。そして、特に都道府県に圧力をかける。何か都道府県が事業主体のような格好で何とかせいと、こんな文書が出たりしているわけであります。介護保険は市町村の自治事務です。こんな不当な関与は許されないと思います。

減免措置について、介護保険法と自治体の条例の関係を見ても、法第142条、これを受けて市の介護保険条例では第11条、施行規則では第33条ありますが、減免のことが書かれております。多くの自治体は条例で減免措置をうたっているわけです。これを上から違法と決めつける、これは今の法の体系からいっても許されないですし、憲法でうたわれている国民の生存権を侵害するものだ、こういうふうに言ってもいいのではないかと思います。こんなふうな国の、厚生省の圧力についてどういう見解を持ち、どうこれに対処されるのか、お答えください。

国が今やるべきことは、自治体の減免制度に文句をつけることではなくて、自治体と協力して介護サービスの充実を図ることではないかと、こう思います。

去る11月、全国市長会の決議では、ついこの間のことですが、保険者が見通しが立たず混乱している実情——保険者というのは市町村ですが—実情を訴え、低所得者への軽減措置、実態に合った介護サービス、自治体の過重負担の解消、5%の調整交付金を国の25%の枠外にしてほしい。まだまだ長いいろいろなことを挙げておりますけれども、こういうことを国に全国市長会が決議として要求しているわけです。全国市長会がこぞってこういうことを国に要求するというのは、スタートした制度そのものが問題があるのではないのかと。この辺について伺います。

5年後にその点の見直しということは国は言っておりますけれども、5年待っているわけにはいかないと思います。市長は議会の答弁では、いろいろ問題点を指摘されますと、今後の推移を見て対処したいと、こういうふうに繰り返しておられましたけれども、5年が待てないわけですから、市独自で負担軽減の手を打つべきだと思いますが、いかがですか。お答えください。

以上、介護保険です。

次は、病院の問題でお尋ねします。

病院の統合・改築というのは、山田市長の重要な公約の1つであります。我が党もこの間の選挙では改築は必要だと、こういうことを言っていました。選挙後、こういうことで議会に病院の特別委員会が設けられる、また、広く市民の意見も聞こうということで病院の懇話会もつくられ、今日まで論議を重ねてきました。

論議がだんだん煮詰まってまいりますと、結局、改築に当たっては先立つものはお金と、こういうことに話はなっていくわけです。親会計も大変厳しい状況にある。肝心の病院の企業会計も、これまでは毎年、数億円の赤字を出している。そのほかに、今までの累積赤字、欠損金が44億円を超えている。こんな状態で果たして改築できるのか、お金があるのかと。こんなことから、現状何が問題なのかと、財政を健全化するためどうしたらいいのかということで、今度の経営診断になったと思います。

去る12月1日の特別委員会では、どうも聞いておりますと、経営診断の中身の単なる報告でなかったかと、こう思います。この経営診断を受けてこの改築の問題、市としてどういう方針でこれから取り組むのかと、そんな

ところに話が及ばなかったのは残念だと思います。詳細はこの特別委員会でこれからさらに審議を重ねていくと思います。そちらにお任せしたいと思いますが、基本的な点について何点かお尋ねします。

市長は、今任期中に改築に着手できるのかどうなのか。財政事情が大変です。理事者はよく議会では、病院財政の単年度収支の改善、均衡を図る、これが改築の第一条件だと、こう言ってきました。1日の特別委員会でこのことも質問が出まして、この12年度については大体予算どおり執行できると、今後も大体同じように進むだろうと、こういう答弁でした。こうなっていくことは大いに結構だと思います。

そこで、お尋ねするんですが、今まで毎年赤字が出て大変だと、こう言ってきたのに、12年度は何かスムーズに事が運ぶように聞こえてくるんですが、何かそこにわけがあるのか、どういう中身なのか、お答えください。

今後もこんな調子でいくというのであれば、第一条件がクリアされていくということですから、改築に向けて一歩前進するというか、具体的なスケジュール方針、こういうのが出てくるのではないかというふうに期待します。

この間、病院のたより第15号を見ますと、森岡院長は、「市長は一定の方向性を示している」というくだりがありましたので、その「一定の方向」というのは何なのか、ぜひこの機会に具体的にお聞かせいただきたいと思っています。

先ほども触れましたが、単年度収支の均衡を図る上に44億円の累積赤字の解消。今日も深川の病院の記事がどこかの新聞に出ておりましたけれども、一口に改築といっても数百億円のお金がかかるわけです。それに今のような赤字を抱えている。こんなことで改築ができるのか、病院問題について皆さん関心を持っておりますので、今までの答弁の繰り返しに終わらないで、経営診断も出たことですから、一歩進んだお答えをいただきたいと思っています。

次は、中小企業の問題についてお尋ねします。

最初は、小樽の中小企業、商工業、この現状をどういうふうにごらんになっているのか、認識されているのかという問題です。

日本の中小企業というのは、事業所の数でいうと100%に近い、90何%と言われますし、そこで働いている人の数からいきますと、これも優に80%を超えている。日本の経済の主役は中小企業だと、よく言われていることであります。小樽なんかについては、ますますそうではないかと思っています。

ところが、どうも自民党の今の政治を見ておきますと、大企業や大銀行には至れり尽くせりのサービスですけども、中小企業の方はどうも見捨てるような動きになっている。何としても国際競争に勝たなければならぬ、こういうことでコストダウンを図らなければならない。「産業再生」の名のもとに、労働者には厳しいリストラ、中小企業には下請代金の引き下げの大なたを振るう。中小企業は主役と言われながら、青息吐息の状態です。こんな状態で日本の経済の再生とか活性化が図れるのか、こういうふうに思います。

去る11月25日、市街地の特別委員会で我が党の古沢議員が、小樽の中小企業、とりわけ小売業について、規模は家族経営というふうに極めて小さいけれども、八百屋とか魚屋とかお菓子屋とかいろいろ挙げておりました。特定の商品を扱う専門店というのですか、個店というのですか、これが非常に多いと。これは学問上は特化係数が高い、こういうふうに言うようであります。そういう点で道内の他都市を比較しますと、小樽と函館がずば抜けていると、こういうことであります。小売業を専門とする札幌学院大学の杉本教授も、この点はよくふだん指

摘しているところであります。

小樽も例外ではありませんが、大型店の進出で、その売り場面積が優に60%を超えるという状態です。地元商店がその影響を受け、売り上げが20%、30%ダウンする、苦しい経営を余儀なくされておりますけれども、まだ他都市に比べれば空き店舗も少ない。

市長はいつか議会でも、小樽に残っている市場というのは「小樽の顔」だと、こういうふうに言っておられる、その市場もともかく残っているわけです。問題は、こうした地元の中小企業や商店、これをどう見るのかという問題です。時代の流れで、こんな古臭い時代おくれのものは、いずれ消えてなくなってしまうのだと。それにお金を使っても無駄遣いになる、こんなような考えでは、これからの小樽経済はうまくいくわけではないと思います。むしろ逆に「小樽の顔」として育てていく中で、またそこに重点を置いた中小企業対策が必要ではないか。以上のような小樽の中小企業の現状をどう見るのか、その位置づけについてお尋ねいたします。

次は、そのことにかかわっての対策に関係してであります。

小樽には、小樽運河をはじめ歴史的建造物など古いものがたくさん残っていますし、それが観光客にも好評です。私は、古いものは単なるノスタルジアというのですか、懐古趣味を満足させるというものではないと思います。もっと積極的な意味を持っていると考えます。

かつてバブルで経済大国を謳歌したころ、当時、埼玉大学の先生であった・峻淑子教授は、「豊かさ」とは何かと。これは岩波新書で、よく引き合いに出される本ですが、日本が世界一の経済大国になっても、本当にその「豊かさ」が感じられない、こういう問題をたしか西ドイツが何かと比較しながら挙げていたと思います。

これまで人間がつくり上げたものは、広く文化だとか文明とか言うのですけれども、どちらかといえば物質的なものについては、これは今はやりでありますITだとか、あるいは携帯電話だとか、このものは大体文明と、こう言っているのではないのでしょうか。精神的なものについては、文明に対して文化というふうな言い方をするようであります。

技術革新の折、徹底した効率・利便・営利の追求、これは前者に属する方で、これがどんなに進んでも本当の「豊かさ」、これにつながらない、このことを・峻教授は言っていると思います。人間が人間として充実し、「豊かさ」を感じられるものは、むしろ精神的な充足があってこそと思います。

この間、テレビを見ておりましたら、これは大田区の町工場ですけれども、ここの社長さんが、「うちは工場（こうじょう）でないのだ」と、こういうふうに。アナウンサーが聞きましたら、「うちは工場（こうば）だ」と。「工場（こうば）と言った方が、機械ではなくて人間が中心になっている、そのことをあらわす言葉なのだ」と、こういうふうに社長さんは胸を張っておられました。

職人のことを書いた永六輔さんも、「職人がつくったものは使い込んでこそ美しくなる」、こんなふうにあります。

小樽には、いかにも古めかしく、能率の上がらない、もうけは二の次のようないろいろな店があるわけです。自宅の近くにあって、お年寄りもちょっと歩いて行って用を足せる、そこでまたいろいろな世間話もできる、こんな店が残っているわけです。先ほど挙げた特化係数、これと深いかわりがあると思います。「小樽の顔」と言われたのも、市長はそのことを指して言われているのではないのでしょうか。

モノづくりの分野でも、小樽には「職人の会」とか「染紋塾」だとか、全国的にもこれは有名であります。こ

うした文化、つながるものが結構小樽にはあるわけです。「文化とは、地域と密接にかかわり合って、人間を介して歴史の中で熟成し、発展するものである」と、よく言われます。人間の生活に豊かさをもたらす文化に恵まれた「小樽の顔」を生かすことを、これからの小樽の中小企業対策の中心に据えるべきだと思います。

大型店と言えば、そっちの方にも手を出す、地元と言われれば地元と、こんな中途半端な形でなくて、よく足元の地元の中小企業、これをバックアップするということに中小企業対策、姿勢を変えるべきだと、こう思いますが、いかがでしょうか。

最後は、教育の問題です。

子供と教育の問題についてお尋ねします。

いじめ、校内の暴力、不登校、引きこもり、学級崩壊、学力低下、少年の犯罪、こういう言葉がたくさん今、我々の周囲にあるわけですが、子供や教育にかかわって待ったなしの問題だと思います。

毎日のように、また17歳の少年の問題をマスコミが取り上げております。本当に胸が痛くなる思いです。こんな調子で21世紀の日本は果たして大丈夫なのだろうかと心配でなりません。このことは子供自身のこともあるのでしょうけれども、我々大人、社会、国の責任も大きいのではないのでしょうか。

国の文教政策の責任は、とりわけ大きいと思います。憲法教育版とも言える立派な教育基本法を持ちながら、歴代の自民党の政府は、その骨抜きに躍起となってまいりました。これほど問題が山積しているのに、いまだに政府の態度、教育政策というのは右往左往を繰り返しております。経済とのかかわりで、これからは新自由主義だなんていうと、この影響を受けまして、横並び教育はだめだと。個性の尊重だ、基礎学力の習得を投げ捨てて、落ちこぼれても仕方ないんだ、こんなふうに一方へ走っていきます。

昨日でしたか、今日でしたか、小樽商大は4年でなくて、3年で今度は成績がよければ卒業できると。こういう能力の持った者はどんどん、こんなようなことが出てきて、教育そのものが最低限の公共性をなくするというか、新自由主義の影響を受けて、私事化、商品化していくという動きが見られます。

ところが、一方、森総理大臣を先頭にして、戦前の国家主義的な教育を持ち込もう。日本は天皇を中心とする「神の国」だとか、あるいは教育基本法はアメリカに押しつけられたものだ。彼の座右の銘は、「滅私奉公」と言っているのです。なるほど、そういうことから奉仕活動の義務化だとか、修身教育の復活だとか、少年法、犯罪を犯す少年については厳罰で臨まなければならない。個性の尊重とは裏腹に上から押しつけると、戦前の教育のような動きが見えております。

こうした教育の混乱が、問題の解決を長引かせていると思います。そういう点で、国もそうですけれども、小樽も教育の行政の責任は大きいと思います。

このほど、首相の私的諮問機関である「教育改革国民会議」、何か今日の新聞を見ますと、最終報告の骨子みたいのが出ておりますが、早くに17項目にわたる提案をしております。これも中身を見ますと、非常に混乱しております。

そこで、何点かお尋ねするのですが、第1は、奉仕活動の義務化についてです。

森総理大臣は、「今は徴兵制度、兵役がない。国家、社会のために一定期間奉仕することがあっていいのではないか」、こういうふうに言っております。中曽根さんが言うのならばいざ知らず、森さんは私より年下なので、戦前の教育、戦争の体験、まともにそういうことを経験された方ではないと思いますが、そんな方がこうい

うことを言うというのは、その意味ではまた恐ろしいことだと思います。

それから、「国民会議」のメンバーの1人である曾野綾子さん、これは私と同じ年のようです。今、ペルーの元大統領フジモリさんをかくまっている方ですが、これはやはり奉仕活動の必要性ということを言っております。「奉仕活動になじまないひねくれ者は文学者、芸術家になればいいのだ」と。これもまた大変ふざけた発言ですね。「文春」の10月号の座談会に出ている。

私は、終戦の年は旧制中学の2年生で、勉強なんかやっている時代ではありませんでした。学校、勉強をなげうって、大雪の山ろくにある当時東川村、今は町ですけれども、勤労奉仕ですね、当時の言葉で言うと援農というのですけれども、行っていました。戦争に勝つためには、大人はもちろんですけれども、こうした子供も駆り出される。勉強どころではなかったわけです。戦争に負けて、こういうやり方が間違이었다と私は思います。そんなことをいや応なしに想起させるような今の動きです。子供と教育に責任を持つ市教委はどんな見解をこうした動きについてお持ちか、お答えください。

そのことと軌を一にするわけですが、修身教育復活の動きであります。恐らく少年の犯罪が多いというところから、これは締めなければならぬということでないでしょうか。我が党は、知育・体育・情操教育・徳育を総合的に進めるべき立場で、道徳教育もそういう中で必要だということをこれまでに言っていました。しかし、昔の修身の復活ではありませんで、我が党は市民道徳を身につけることと、こう言っていました。

そんなことを細かく中身を言っている時間がないですが、労働基準法というのがあっても、実際にはほとんど守られない状態だ。大企業や大銀行は経営にミスをして責任をとらないで、国が国民の税金で後始末をしてくれる。一方、中小零細企業が事業に失敗しますと、資本主義の世の中で自由競争は当たり前と。負けた者は、のたれ死にしても仕方がないのだ。こんな不公平、不公正なルールのない大人の社会が、どうして子供に対して示しがつくのでしょうか。大人も子供も人間として生きていくからには必要な市民道徳、これは必要だということで、我が党はこれまでもそのことを言っていました。市教委はこの道徳の教育の問題についてどういうお考えか、お尋ねいたします。

次は、教育基本法改正の問題です。

森さんが大変な執念を燃やしております。憲法と同じことを言っているのですね、時代に合わなくなった。「国民会議」でもこのことが委員の中から出ているわけですが、ある委員は、これは浜田広というリコーの会長ですね、インタビューに答えて、教育基本法どこが悪いかわからないと。むしろ教育基本法は、こんな立派なものがあるのに、守ってこなかったことが問題だ。委員の中でこういうふうに言っている方もいるわけです。

中間報告ではやや中途半端ですが、今日あたり見ますと、最終報告ではもう少しこの問題では踏み込んでおりますし、この間大臣になった町村さんは、何としてもこれは文章を書き換えることまで含めて、何か文部大臣の使命のような発言をしておりました。しかし、いくらこういう動きの中でも、最終答申のまとめに当たっては、このことが国家至上主義的な考え方や全体主義的なものになるようになってはならないのだということを加えておりますので、少しまだ良識、良心があるのかなということで読ませてもらいました。

教育基本法の改正について、市教委はどういう御見解か伺います。

最後ですが、また日の丸・君が代の時期となりました。

国は、日の丸・君が代が法制化された。しかし、教育現場に強要することはないのだというのが当時の答弁で

ありましたけれども、なかなかそのとおり受け取られておりません。札幌の市教委は、職務命令を出して強要すると。道議会でも、このことがきちんといっていないということで、小樽がしょっちゅうやり玉に上げられているわけです。

我が党は、この日の丸・君が代については国民の意見が分かれているわけだから、それを国歌だとか国旗だとかということをしなくて、何がふさわしいか時間をかけて十分論議して、たとえ何かにそれが決まっても、強要すべきようなものではないのだと、こういうことを言ってきました。

市教委は、学習指導要領に基づいて指導するというので、その立場を貫いておりますが、今度新しく採用される学習指導要領、そこを見ますと、別段変わっておりません。前と同じように指導すると、こうなっております。恐らくそういう立場だろうと思いますが、権力で強要する、こういうことはないのではないか。このことを確認させていただきます。

以上で、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 高階議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小児センターの存続についてのお尋ねであります。去る11月17日、北海道から小樽市に対して、北海道立小児総合保健センターと北海道立肢体不自由児総合療育センターとの一体的整備計画策定についての基本的な考え方が示されました。

昭和52年に設置されました北海道立小児総合保健センターは、これまで小児疾患の総合診療を行う道内唯一の小児専門病院として重要な役割を果たしておりますとともに、現在も本市はもとより、北海道の小児医療に大きな貢献をしておりますので、改築に当たってはぜひ小樽市に設置されるよう、北海道へ要望してまいりたいと考えております。

また、国立療養所小樽病院の後医療の確保につきましては、現在、北海道済生会において前向きに検討していると聞いております。

次に、補正予算と景気回復についてであります。バブル崩壊後の数回に及ぶ国の経済対策にもかかわらず、多くの国民にとっては、現時点でもなかなか景気回復の確かな実感が持てない状況にあると思われます。

これまでの経済対策に対する評価と今後の取り組みにつきましては、さまざまに意見のあるところでありますが、現在、国においても、企業収益の改善から個人消費の回復へとつなげるべく、情報技術分野への重点投資や新たな税制改正などを含め、さまざまに検討が進められているものと承知いたしております。それらの取り組みにより、着実に景気の回復が図られることをぜひ期待をいたしております。

なお、本市における景気対策につきましては、従来から申し上げておりますとおり、冬期間の受注機会の確保や工事の早期発注の観点などから取り組んでいるものでありますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、補正予算に伴う財政措置についてであります。今回の特徴として、地方債残高の増高に配慮がなされ、従来はすべて地方債で賄うこととされていた地方負担額について、その一部が本年度の交付税措置となった点が

挙げられます。確かに地方債の元利償還金を後年度の交付税措置で対応することとするなど、将来にその清算を求めている側面もありますが、現状の厳しい経済情勢の改善を最優先に考えると、現実の問題としては、このような対応にならざるを得ない面もあるのではないかと考えております。

次に、このたび策定いたしました財政健全化計画について何点か御質問がありましたが、まず市長の責任ということについてであります。従来から基本的には大きく変わらない本市の税収基盤の中で、少しでも多くの市民要望にこたえるべく、歴代の市長もそれぞれ市政執行の責任者として最善の努力をしてきたものと考えております。

現在の厳しい財政状況については十分認識しており、これまでもこの改善を念頭に置きながら事業を進めてきておりますが、予想し得なかった景気の低迷の中で、収支の改善を少しでも図るため、市内部としても職員数の削減や事務処理コストの縮減を図り、これらの財源を行政サービスの向上に振り向けてきていることにつきましても、御理解をいただきたいと思います。

次に、市債発行額の抑制についてであります。今回の健全化計画の策定に当たりましては、後年度負担の軽減を図るため、市債発行額の抑制をその柱の1つとして盛り込んだところであります。今回の4定補正予算ベースを申し上げますと、本年度の市債発行額は全会計でおよそ70億1,200万円となっており、平成11年度に比較して32億1,200万円減少しておりますが、13年度以降もそれぞれの事業効果や優先度とともに、各年度ごとの補正予算の可能性なども十分見きわめながら、慎重な予算計上に努める中で発行額抑制の目標を達成してまいりたいと考えております。

次に、累積赤字の解消についてであります。国保につきましても、累積赤字の解消に先駆け、単年度収支の均衡をいかに図っていくかが先決であろうと考えております。しかしながら、増高する医療費負担、景気低迷の長期化、さらには介護保険料の新たな負担が加わるなど、現在、国保を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあることから、全国市長会を通じて、国保財政の安定的運営のための財政支援をはじめ、老健拠出金の算定における老人加入率の上限の撤廃など、国に対して要望しているところであります。今後、平成14年度に予定される医療保険制度の抜本改革の推移を見守る中で、具体的な取り組みをしていかなければならないものと考えております。

また、病院事業は、公営企業法に基づく独立採算制を原則としており、病院の自助努力により解消していかねばならないところでありますが、現況の患者の動態、医療保険制度の仕組みなどから、これには限界があります。今後、一般会計からの支援を含めた経営健全化計画を策定し、その中で累積赤字の解消についても検討してまいりたいと考えております。

次に、新行政改革の総括についてであります。実施計画に掲げられている78の実施項目のうち、平成11年度までに57の項目が実施済み、または一部実施済みとなり、項目数での実施率は約73%となっております。財政効果額は約39億6,000万円で、達成率は約74.6%となっており、ほぼ予定どおりの結果となっております。

現在の実施計画の期間は、本年度が最終年度となっておりますが、地方分権やITの推進など、地方自治体を取り巻く情勢も変化していることから、引き続き行政改革を進める必要があるものと考えております。このため、現行の実施計画の項目内容の一部を改めるもの、新たに追加するもの、今後も継続して進めるものなど、実施項目を整理した上で、このたび実施計画の第2次改訂案を策定したものであります。

次に、行政改革の今後の取り組みについてであります。小・中学校の適正配置につきましては、平成13年度

に石山、東山、住吉の各中学校の通学区域の変更と、菁園中学校の一部通学区域の変更を行い、平成13年度末に石山、東山、住吉の各中学校を廃止する予定であります。なお、小学校の適正配置計画につきましては、教育委員会の所管に属する事項でありますので、教育委員会において中学校の適正配置の実施状況等を踏まえて検討するものと考えております。

サービスセンター、連絡所の見直しにつきましては、連絡所の利用者が減少傾向にあることから、設置場所をはじめ、ほかに有効な方法がないかどうかなど、今後のあり方を検討しようとするものであります。

第三セクターの経営改善策などについての検討につきましては、現在の実施計画では外郭団体となっており、対象とする団体が不明確であったことから、第三セクターを対象とすることとし、出資者である市としての関与のあり方も含めて、経営改善策などについて検討しようとするものであります。

ごみの有料化につきましては、現行の実施計画でも中長期的な視点で取り組みを進める項目としておりますが、第2次改定案では今後取り組みを進める項目として、道内他都市や全国的な動向などを調査するなど、当面の研究課題としております。

次に、新年度予算編成と財政健全化計画についてであります。来年度以降の5年間は市財政の健全化を最優先の課題として位置づけてまいりたいと考えており、当然のことながら、その初年度となります平成13年度予算につきましては、そのことを十分念頭に置いて編成をしてみまいりたいと考えております。

この計画の生かし方についてであります。まずはこの計画の策定を1つの契機として、全職員が改めて現状の厳しい財政状況を認識し、危機感を持ってみずからの仕事に取り組むことが必要と考えており、今後の予算編成に当たりまして、これまで以上の工夫に努め、市民サービスの低下を招かないよう十分留意してまいりたいと考えております。

次に、「21世紀プラン」との整合性についてであります。「21世紀プラン」を策定した平成10年度の時点とは、市の財政状況を含め社会経済情勢などにも変化が見られるものと考えております。現在進めております「21世紀プラン」の第2次実施計画の策定は、基本的には今回の健全化計画の枠内で調整していくこととなりますが、市民要望の強い施策を中心に事業選択を行い、市民生活の一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共事業の見直しについてであります。これにつきましては従来より御意見のあることは十分承知しております。例として挙げられました事業の中には今後の方向性について課題を抱えるものもありますが、いずれも本市の一層の発展に向けて必要なことと考えており、全国的なレベルで現在論じられているような公共事業とは内容を異にするものであると思っております。

なお、このように厳しい財政状況にありますので、各年度の投資額や事業内容等については今後とも適宜見直しを行いながら、慎重に判断をしてみまいりたいと考えております。

次に、介護保険について何点かのお尋ねがありましたが、最初に補正予算の理由についてであります。介護保険の保険給付費につきましては、実態調査結果をもとに国から定められた手順で算定し、予算化したものであります。しかしながら、4月から8月までの保険給付費の実績と、これに対応する予算を比べますと、在宅サービスでは利用者、平均利用額とも見込みを下回っておりますが、一方、施設サービスでは利用者、平均利用額とも見込みを上回ったため、保険給付費全体では予算に対して2.9%の増となっております。このまま推移いたしますと、保険給付費に不足が生じることから、所要額について補正するものであります。

また、社会福祉協議会への貸付金についてであります。介護報酬の支払いが3カ月おくれとなっているため、その間における人件費等に充てるつなぎ資金が必要となり、来年3月までに5,900万円の運営資金が不足する見通しとなったものであります。社会福祉協議会としては、一般会計や銀行借入れにより緊急的に手当てをしてまいりましたが、恒久的な対応が必要となることから、市に対して貸付けの要望がなされ、市としても本事業の安定的運営を図るため、今回補正するものであります。

次に、介護保険の利用状況の把握についてであります。現在、利用概況は、市内の事業者からは前月分の報告を速報としてもらっておりますが、詳細な利用状況は、国保連からのレセプト情報を分析しなければ把握が難しいものと考えております。国保連からのレセプトによらず独自に把握することは、受給者がどの事業者のサービスを利用しているかを市として把握することが難しいことから、現実的には困難であると考えております。

次に、自治体の保険料の独自減免に対する国の見解についてであります。国におきましては、国民みんなで支えるという理念のもとに介護保険を創設したことから、免除や一律の減免は不適當であると自治体を指導しております。理念としては理解するところでありますが、何らかの低所得者対策は必要なものと考えております。

次に、全国市長会の国に対する要求についてであります。介護保険がスタートしてから8カ月を経過する中で、改善すべき課題がたくさん出てきております。こうした中で介護保険を円滑に運営するため、個々の自治体で解決が難しい共通的な課題について、全国市長会として国に要請しているところであります。

次に、市独自の減免措置についてであります。低所得者対策につきましては、全国市長会を通じて、制度施行後の実態を踏まえ、国の制度として総合的な対策を講じるよう、国に要請しているところであります。

市独自の低所得者対策につきましては、これまでもお答えしておりますが、利用状況の推移や保険料の納付状況、また国の動きや他都市の状況、さらには本市の財政状況等を考慮しながら、保険料の本格的な徴収が始まる来年の10月までに検討してまいりたいと考えております。

次に、病院改築について何点か御質問がありましたが、まず今任期中に改築着手ができるのかということですが、改築に向けて判断基準の1つである単年度収支の均衡は、平成12年度上半期の実績から推測いたしますと、流動的要素もありますが、本年度は何とかクリアできるものと考えております。しかし、今後とも単年度収支の均衡を図ることと長期借入金の解消が大きな課題であり、こうした課題の解決に向けて今後とも関係者一丸となって経営努力をし、一定の方向性を示してまいりたいと考えております。

次に、平成12年度の決算見込みの収支均衡の要因についてであります。本年度の当初予算においては、一般会計からの繰出金を約3億円増額したほか、病院においては単年度の経営改善目標を定め、積極的に収支改善の努力を進めたこともあり、患者増に伴い、収益の大宗を占める入院・外来収益も、9月末現在では順調な伸びで推移しているほか、費用においても、退職給与金が前年度に比べて2億円減少したことが主な要因であります。

改築に向けた「一定の方向性」についてであります。市立病院の統合・新築に向けては、現施設の老朽化が顕著であり、また2つに分かれている非効率、さらには多くの市民の皆さんの強い要望もあることから、昨年末、医療専門家、公募の市民からなる「市立病院新築検討懇話会」を設置し、また庁内には助役を議長とする関係部長職で構成する「市立病院総合調整会議」を立ち上げ、また、このたび両病院の医師による「新市立病院構想検討会議」を設置し、それぞれ協議を進めているところであり、さらには新築に向けては、事業費の財源の大部分は起債の借入れとなることから、北海道との協議を進めていることなどから、新築に向けて準備段階に入って

いることから、一定の方向性を示しているものと考えております。

次に、中小企業問題についてのお尋ねであります。まず小樽の中小企業の現状についてであります。長引く景気の低迷や大型店の進出などにより、市内の中小企業、特に地元の商店街や市場の経営が厳しい状況に置かれていることは十分に認識しております。こうした状況の中で、量販店や新しい業態店に対する消費者ニーズが高まっている一方で、対面販売を中心とした従来型の小売形態についても、依然として根強いニーズがあります。したがって、御説明のあった小売形態や市場については、地域住民に密着した本市商業独自の特徴であり、大切なものと認識しておりますので、引き続き必要な支援をまいりたいと考えております。

次に、中小企業の振興策についてであります。御承知のとおり、本市は古くから商工港湾都市として発展してきたおり、多くの中小企業者の方々により本市の経済基盤が築かれてまいりました。現在、長引く景気の低迷により、厳しい環境に直面しておりますが、本年、市内9つの市場が連合会を立ち上げ、共同して市民に親しまれる市場づくりに取り組むとともに、「小樽職人の会」が伝統技術を再確認し、伝承するため、「全国職人学会」を開催するなど、活発な動きが見られるところであります。

また、「地場産業振興会議」においても、分野別のワーキンググループを設け、具体的な振興策を検討しておりますので、それらの成果を踏まえ、可能なものから実施してまいりたいと考えておりますし、さらに、時代のニーズに対応できる人材の養成や技術開発への支援を進めるほか、各種の助成、融資制度の充実を図るなど、中小企業の経営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 高階議員の御質問にお答えいたします。

初めに、奉仕活動の義務化についてですが、奉仕については、学習指導要領の道徳及び特別活動に既に位置づけられ、本市の小中学校においては、地域のお年寄りとの交流やクリーン作戦などに取り組み、地域の奉仕活動に取り組んでいるところであります。

「教育改革国民会議」の報告原案では、「奉仕活動を全員が行うようにする」との提言の中で、「小中学校では2週間共同生活による奉仕活動を」という意見や、「もっと積極的に参加させること」、また、「実施の方法については学校の工夫による」など挙げられており、この報告が今後どのように具体化されていくか、注意深く見守ってまいりたいと思っております。

次に、道徳教育についてですが、道徳は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、児童・生徒が人間としてのあり方を自覚し、よりよく生きるための基盤となる道徳性の育成を目標としており、御指摘の昔の修身とは全く違うものと認識しております。

道徳教育をさらに進めるためには、市民としてよりよく生きるため、「人としての生き方」について学ぶこと、地域の方々による講話や体験談を聞くことにより、体験的・実践的活動をもっと多く取り入れ、子供がみずからを高めていくよう努めていくことが大切であると考えております。

次に、教育基本法の改正についてですが、教育委員会としては「教育改革国民会議」などの議論について注目しておりましたが、本日朝の報道で22日に本報告される予定としており、その中で教育基本法を見直すとして

いることから、今後の国会や教育関係者の意見など、その論議の展開を見守ってまいりたいと考えております。

終わりに、国旗・国歌の指導についてですが、新学習指導要領では、「日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、児童が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである」とされております。このことから、新学習指導要領の趣旨にのっとり、適切に指導を深めてまいりたいと考えております。

以上であります。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

○26番（高階孝次議員） 細かいことは予算特別委員会の方でも触れる機会があろうかと思っておりますので、こちらに譲りますが、何点かお尋ねいたします。

景気に対する見方で市長が今答弁されましたけれども、一番直近のものは、ついこの間の新聞に出ておりました、7月－9月期の成長率が0.2と。いろいろこれの見方があって、実質的にはもうゼロみたいなものだとか、あるいはマイナスだとか、いろいろあるのですけれども、結構、今年度、国も大変なお金を使って景気浮揚というのを図ったのですが、大体もう今年が終わろうとするのに遅々として進まない。こういう状況は、どこに問題があるというふうにお考えかと。

国がやる景気対策というのは、公共事業ということにつながっていくのですけれども、もっとわかりやすく言えば、公共事業にお金を使うことが足りなかったのか、あるいはもっと別なところに原因があるのかという点で、これから市政を進めていく上でも、国の公共事業とはちょっと違うのだと市長は言われますけれども、小樽市にとっては公共事業ですから、そういうものの基本的な押さえ方、見方というのがあろうかと思っておりますので、その点伺います。

2つ目、社協についての貸付金が出ましたけれども、こういう性質のものですから、我が党としては、いろいろなことが懸念されますけれども、だめだということには簡単にならぬだろうとは思いますが、だけれども国保や病院のように、結局国保がなかなかうまくできないのだというふうになると、一時手当てはしたけれども、それで事済むというのではなくて、これが結局は毎年毎年回ってくるなんていうような格好になっていくことが心配なので、そういう点の見通しはどんなふうに見ておられるのかという点が2つ目です。

それから、真の財政再建というのは、これは大きな問題なので、また別な機会に論議したいと思います。

それから、先ほちょっと代表質問でも名前だけは出しましたが、今日の新聞に深川の市立病院の改築のことが出ておりました。ざっと見たところ、規模的には小樽の半分くらいかなと、こう思ったりして見るのですが、現状は病床が約301でしたか、人件費の割合が50%、不良債務が6億5,700万円、累積欠損金が18億円、そして建設費がおおよそ120億円と。これは道か、さらに国かとの改築についてのやりとりなのでしょうけれども、不良債務の解消というのが何といっても第一条件だと、こういう解説がついておりまして、それがためにそういう規模の病院の改築というのは、いつから着手するかということについては、ついに示されていないと、こういう解説でありました。小樽と事情が違ふのでしょうかけれども、もう一度、そんなものが具体的に出ておりますので、それと照らして、先ほどの市長の答弁では余り先を見通した、こんなことで、この段階を超えれば次の

段階で、さらにこれを超えればあるいは着工と、こんなふうにきれいには言えないのしょうけれども、そういう点、何かもう少し今後の見通しで考えがあるのかということを聞きます。

それから、中小企業の問題で1つ。今、小樽においてでないというふうに聞きましたけれども、観光の促進協会の方の仕事をやっておられた、当時グランドホテルの支配人だった赤間さんに、議員団として小樽の観光の話をいろいろ勉強させてもらった機会が、2～3年前でしたかね、この間の選挙のときでしたかね、ちょっと前にあったのです。そうしたら、赤間さんは盛んにこういうことを言っておりましたね。観光というのは、結局は地場産業と結びつかないと、どこでも見られるようなものが小樽にもあると、1回くらいは来るでしょうけれども、また家族連れて小樽にもう1回行ってみると、見せたいと、こういうふうにはならないので、やはり地場産業というか、小樽の特性と結びついた環境でなければならない、そういう分野をこれから開いていかなければならないと。来ても運河だ、寿司屋だというだけではどうなのだということを言われていたので、なかなか意味の深いことを言っておられたと思います。

ニセコも観光ということ、あの町長有名ですけれども、何とか自分のところの農業と観光というものを生かしていくということで苦勞されているようですけれども、性格は違うのしょうけれども、そういう視点というのは小樽の場合だって同じように言えるのではないのかな、こういうふうに思います。

最後、教育の問題ですが、教育長は私と同じ世代ですので、昔どんな体験をされたかというのは大体同じでないかなと思うので、それだけに今のこういう何か右の方に偏っていくような動きが強いので心配なので、その辺について御懸念はないのかという趣旨でお尋ねしているわけですが、立場上なかなか言えないということはおわかりしますので、それ以上のことはやめますけれども。

教育基本法については、やはり何回も、短い文章ですけれども、読ませてもらいますけれども、本当に当時としては、戦争に負けた後ですけれども、憲法をつくって、日本人の英知を結集してあの立派な文章をつくったなと思って、本当に今でもすばらしいなと。どうしてこれを変えようという気になるのかなと。単純に、もう半世紀もたったから、時代おくれになったからと。アメリカから押しつけられたというのは、専門家がいろいろ、それも論議しております。しかし、必ずしもそうでないですね。そういう論議はやめますけれども、しかし、立派なものですからね。

教育行政のことも書いてありますが、詰めて言えば、どの子供たちにも行き届いた教育を行政というのは保障するのだということに尽きると思うのですよ。だから、小樽でも「学校の適正配置」の名のもとに統廃合が進められていく一方では、この機会にもっと行き届いた教育をせいということが、何か後先みたいな論議になってしまっているのですけれども、私はやはり数の少ない今だからこそ、ただもう番号合わせに合わせてしまうと。1人、2人で教育活動はできないという極端な場合は別として、どこかやはり後先が違うのではないのかなと、こういうふうに受け取られてなりません。

効率だとかそんなことを考えると、そうした考えが先に出てしまうわけですが、教育の世界というのはそんなものではないのではないかと思います、その点について最後伺います。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝磨） 再質問にお答えをいたしますが、最初に、景気に関係しまして、7月から9月の成長率が0.2ということでございますが、どこに問題があるかと言われましても、これはなかなか、いろいろな経済学者のお話なんか聞いていまして、それぞれまた意見が違うといいますが、そんな状況もあります。

ただ、この間、堺屋経済企画庁長官が、7－9の経済成長率は当初から見込まれていたのだというような話をしておりまして、そのために6月、7月ごろに秋の補正予算が必要だと、そんなことを話しておりましたけれども、やはり実態としてその話を聞きますと、来年の2、3月ですか、そのころにはある程度回復の見通しがつくのではないかなというふうなお話をされておりましたけれども、そんなようなことで、難しい課題で一概に申し上げられませんが、市といたしましては、一定程度の下支えといいますが、公共事業による下支えというものも必要だろうというふうなことで、今回補正をさせてもらったところでございます。

それから、社協に対する貸付金の関係ですけれども、見通しはどうかというお話でございます。実際、サービス業者の実態だとか、それから民間との競合の問題、いろいろあって、社協が事業者としての持っていく方といいますが、そういうことも含めて、このままずっと貸付金だとか、あるいはまた補助金を出していくということにもなりませんので、事業の見直しといいますが、そういったことについて、ちょっと来年度に少し検討したいというふうに思っております。ただ、貸付金については、つなぎ資金といいますが、そういうことでありますので、この事業をやめない限りといいますが、あるいはまた大幅な収入増があれば別ですけれども、当分の間といいますが、やって、お願いしていく以上は、何年間かの期間はこういったつなぎ資金というのは、どうしても必要になってくるだろうというふうに思っています。

それから、病院の見通しでございますけれども、従来からいろいろお話をしておりますけれども、先ほどちょっと申し上げましたけれども、「一定の方向性」ということで、準備段階に入っているのだという話をしましたけれども、それについて、そういった、例えば単年度の収支改善の見通し、あるいは50億円の貸付金の問題、こういった問題にどこまで切り込んでいけるのかと。そういっためどが早い段階にできれば、時期等も明らかにできるだろうと思います。

ただ、過去の例といいますが、よその病院の例を聞きますと、準備から完成まで6年か7年というか、そのぐらゐの年数はかかりますよというふうには聞いておりまして、ですから、そういったことも念頭に置きながら、今後そういった累積債務の解消の問題、あるいはまた経営改善の問題、単年度収支の改善の見込み、こういったものを総合的に判断しながら、一定の時期にははっきりしたいと、こういうふうに思っております。

それから、中小企業対策の関係で、観光の問題でお話がありましたけれども、確かに地場産業との結びつきというのは大事だというふうに言われております。「北海道じゃらん」の三浦さんという方が話をしておたのですけれども、要するに通過型はだめで、滞在型にせいというふうに言っているけれども、通過型であっても、地元に来たお客さんがたくさんのお土産を買って帰って、その経済効果は大きいのだと。そういうことを数字的に示しておりまして、やはり通過型でも相当の数が出てくるわけですから、小樽の場合。ですから、お客さんに地元の産品をぜひ買ってもらうと。そのことが地場産業の振興にもつながるわけですから、その点はぜひそういう視点でこれからもまた取り組んでいきたいと思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 再質問にお答えいたします。

教育基本法の認識についてですが、「教育改革国民会議」での議論は、現在の教育基本法に盛りられていないことでこういうことがあるとか、こういうことを盛り込んだ方がいいという意見が非常に多かったように思っておりまして、基本法そのものを問題にしての論議はまだ少ないのではないだろうか。今後このことが議論される中で、教育基本法のすばらしさに対する意見や見直しがやはり十分になされるものと思っております。

また、私も教員としてずっと長い間、子供を教えてまいりましたが、子供と父母と教職員の関係は、やはり昔も今も変わらなくなっていかなければいけない、大事にされなければいけないと思いますし、そのためには基礎学力、あるいは豊かな人間性、子供と教員との間の愛情といったような素朴なものに大切さがあり、即効性のみを求めるということは、やや間違っているのではないかと、そういうふうに感じております。

お答えにならないかもしれませんが、これで再答弁にかえさせていただきます。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

○26番（高階孝次議員） 1つだけ市長にお尋ねします。

経済とか景気とか、そういうことにみんなかわっていくわけですが、今の国のやり方というのは非常にずるいやり方をしているのですよね。亀井さんを先頭にして、不景気だということで財政出動と。片方でそういうことをやるかと思うと、「小さな政府」ということで、できるだけ国はお金を使わないようにと。これは相反することなのです。これは経済学の上からいってもそうだなと思うのですけれども、これを非常に巧妙にやるのです。

どうも加藤さんは、この間の動きでどこか大分存在が薄れたようですけれども、加藤さんは日ごろ「小さい政府」と。これは何でも国が面倒見ということをやめると、自助努力だと、これが氏の言っていることなのです。だから、結局この2つの相反することを非常に巧妙に使うと。

例えば、銀行が大変だ、大企業が大変だ、ゼネコンが大変だというと、財政出動、公共事業だと。これは堅持的な形で経済の下支えをやろうということでしょう。ところが、今度国民の方に向かっては、福祉や教育の予算を切るときには「小さな政府」だと。こういうことを非常に巧妙に使い分けているという点は許されないことだと思いますけれども、そういう中で国民や、あるいは自治体が早い話、振り回されているのですよ。

しかし、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、国保にしても、介護にしても、いろいろ国に要求しなければならぬことあると、こういうふうに言っておくことは、自治体としては大変だということの裏返しだと思うのです。こういうことはやはり国が面倒見てほしいということにきちんと、1人でなければ、市長会という大きな組織を通じてでも、言うべきことは言ってもらうということをぜひやってもらいたいと思います。

事あるごとに地方分権の時代だと言いながら、財源はこっちに渡さないのでしょう。結局はまた、お百度参りをやらなければならないのですよ。こういう問題だって解決していないわけですから、自治体がお金の面でも名実ともに自立できるというような体制を早く国につくってもらおうと、こういう点ではないかなと、こう思います。

それから、ちょっと話が अच्छーこっち飛んで恐縮ですが、エア・ドゥの話がありますね。道議会は10億円援助するのだということを決めたのです。事もあろうに知事は、道内の市町村からもさらに援助を頼まなければならない。今、現に小樽市は1,000万円出資しているはずですよ、このエア・ドゥについては。こんな民間

会社に税金使うというのはどうだと私たちは反対しましたがけれども、恐らくまた知事の方から、ああいうことを公に言っているわけですから、それぞれの道内の自治体に出せと、こういうことになるのではないですか。

こんなことを小樽市に押しつけて、今のところまだ具体的でないですけれども、難しい問題だけはそうやって自治体に押しつけるのですよ。フェリーが半分苦小牧に取られたら、小樽の振興策のために何とかやりますよというのが、あるときの条件だったのさ。ところが、知事がそれでは小樽のために、それにかわる何かしてくれたのかと。議会でも聞きますけれども、何か抽象的な話で、その代償としてこうしたなんていう話はないと。しかし、金だけ出せということについては、知事の名で押しつけてくると。こういうことに対しても、本当に自治体の長としてきちんとやってもらいたい、こう思います。

ついでに言わせてもらいますけれども、共産党員が市長など首長になっている自治体が10あるのです。その自治体は住民が干上がっているか、国から何も援助受けられないで。そんなことないですよ。中には無競争で次も再選されるというところだってある。今のこういう法の体制の中で、仮にそういう方が市長になったって、憎たらしいからといって首締めてしまうなんていうことはできないのですよ。

ましてや、たくさん与党がこうやってあるわけですから、堂々と国に対して、道に対して、自治体として困るのだということは、きちんと言うべきことは言ってもらいたいと、こう思いますし、小児センターを持っていくなんてだめというふうにきっぱり言ってもらいたい、こう思います。その点について。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝磨） 地方分権に絡んでの財源の問題も、これも全国市長会で当然要求しております。ぜひそういったことで早く、権限ばかりではなくて、財源を含めて本当の地方分権が達成されるように、これからも要求していきたいと思っていますし、私もいろいろな場面で小樽市の問題については、言うべきときには言っておりますので、これからもそういう姿勢でやっていきたいと思っています。

○議長（松田日出男） 高階議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時50分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 6番、中村岩雄議員。

（6番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○6番（中村岩雄議員） それでは、平成12年第4回定例会に当たり、自由民主党を代表して市長をはじめ関係理事者に質問をいたします。

初めに、小樽市の財政問題について質問いたします。

政府は10月19日、景気を自律回復軌道に乗せるねらいで、総事業費11兆円程度の総合経済対策を決定したとの報道がなされました。さらに21日、自治省は、2000年度補正予算編成に伴う地方自治体の財源対策に関連し、本

年度、普通交付税の算定をし直す方針を固めたと伝えられております。これらの報道は、現在の日本の経済状況を端的にあらわしているのではないのでしょうか。

本市においても、景況はさらに悪化との報道もなされており、厳しい財政環境の中、山田市長はその改善を最優先課題としながら、財源を生み出すための管理経費などの縮減や事務事業の一層の見直しを図り、市民生活の向上のため、掲げた公約の着実な実行に努められてきたことと思います。

さきの決算特別委員会で審議されましたように、平成11年度の一般会計決算では7年ぶりに黒字に転じたところではありますが、市税収入、地方交付税や市債、また減債基金など、どのようになっているのか。本年度の決算見込みについて、まず御説明を願いたいと思います。

今後の自治体の財政当局に求められているのは、将来の財政状況を推計する技術から、コスト開示の手法、財務的視点からの政策手段の比較・選択の手法、政策法務など、政策を実現するための財務管理の視点・手法であります。限られた財源や行政資源の最適配分をいかに図るか、特に必要性の低下した既存事業をいかに廃止するかが問われております。

歳出の見直しに当たっては、第1に、現時点において何が必要なのか、将来の何に備えるのかという大くくりの長期的ビジョンを、自治体内においてその共有化に努め、その上で財政を大局的視点でとらえ、個別の歳出のあり方を判断する。

第2に、施設（箱物）など金額の大きいものは、将来の施設維持のコストも踏まえ、必要性について十分に検討し、複数の施設をつくる場合には、その複合化や既存施設の転用・有効活用が図れないかを必ず議論し、積極的に進めること。また、下水道のような都市基盤整備などは、金利の低い時期に集中的に投資する。さらに、入札制度の見直しによる建設事業費の軽減もできれば効果は大きい。

第3に、歳出の内容が適切かどうかという質の面も見直す。行政サービスを受ける市民や現場の職員の意見を反映しながら、手続の工夫や使用料・手数料の見直しなど、市民負担の適正化を図る。

第4に、行政評価は共通の土俵で事業に関する議論を行う手法と考え、行政コスト計算とセットで行い、厳しい財政状況にあっても、必要性のある事業は予算をつけ実行する。

第5に、いろいろなしがらみによる歳出の無駄については、公金は住民から信託を受けたものであるとの立場から、困難があっても、しがらみを断ち切る工夫が必要であり、財務情報の公開と首長の決断が必要である。

以上、5つのポイントを述べましたが、歳出の見直しに当たり、各ポイントについての見解を賜っておきたいと思います。

さて、歳出の見直しの中でも触れましたが、財務情報の公開について質問いたします。

もともと自治体財政は住民の支払う公金が原資となっており、公金の支払いがなされなければ行政組織や公共サービスは維持できないのであり、自治体への住民による信託の実質化・具体化とでも言うべきものが公金であります。したがって、公金に関する情報、特にその使われ方については公開が当然に求められるし、財務分野においてこそアカウンタビリティ（説明責任）は重視されなければなりません。

住民への財務情報の公開については、地方自治法第219条第2項、第233条第6項、第243条の3などに定めがあるものの、それだけでは不十分であり、自治体の創意工夫により、よりわかりやすい財務情報の公開が必要です。特に公開の必要性の高いものとして、1、予算編成の基本的な考え方、編成方針。2、決算説明書、

決算総括表、決算概況などとも言われる普通会計ベースの基礎的な数値や財政指標をまとめたもの。3、個々の事業の行政コスト計算書、個々の事業別にどれだけのコストがかかっているのかを計算したもので、発生主義によって作成するのが望ましく、本市もそうですが、作成している自治体はまだ少なく、今後、受益と負担の適正化を図るために必要になると思われます。これら財務情報の公開について、御所見をお示してください。

財政健全化計画を策定した今、財源推計と「21世紀プラン」の第2次実施計画との調整についてお尋ねをします。

将来的に財政の健全性を維持しつつ、施策の積極的実現を可能にするためには、将来の財源、特に一般財源がどの程度確保できるのか、将来の歳出の負担はどの程度になるのかを把握しておくことが重要であります。実際には経済状況にも影響されるため、その予測はかなり困難ではあるものの、毎年推計をやり直すことが求められます。

歳入の将来的な状況を見込むには、地方税と交付税を関連づけて考えるべきでありましょう。地方税収の減少は普通交付税の増額によって賄われるし、地方税収が増加しても普通交付税は減少するからであります。基準財政需要額の増加が歳入総額を規定する主要因となります。

歳出については、義務的経費、特に人件費及び公債費がポイントになり、人件費については定員適正化計画との連動、退職金の支出の見込み、公債費については将来の発行額や利率の設定次第である程度の推計は可能でありましょう。これらは義務的経費として短期的な縮減が困難ですので、長期的な管理が必要であります。また、扶助費についても、可能な限り統計などによってその将来額を推計し、他の経済経費についても、その性質に応じた手法を工夫して推計することが求められます。

こうして得られる財源の将来推計と第2次実施計画について、3年間程度のすり合わせ（調整）を行うことが望まれます。このねらいは、財源不足を理由に切れるものは何でも切り、歳入・歳出の収支合わせをする予算主導の財政運営ではなく、政策として何が市民にとって必要かという政策主導の財政運営であります。つまり、事業の取捨選択に当たっては、単に金額合わせや一律の事業削減ではなく、その事業の趣旨や必要性を十分に吟味し、市民の視点に立たなければなりません。

計画の策定過程における市民の自由で多様な参加もまた市政を活性化させることになります。計画の事業選択のためには、事務事業について行政評価を行うことも不可欠であり、実効性のある計画にするとともに、決算時にはその事業のチェックを行うことも必要であります。財源推計に対するお考え、「21世紀プラン」第2次実施計画との調整について、市長の御見解を賜りたいと思います。

本市でもバランスシート、すなわち貸借対照表の作成を手がけておりますが、平成11年度のバランスシートの公表に期待しております。各自治体も導入し、今後より有効・有用なバランスシートになるよう研究が進められることと思いますので、本市としても積極的に作成、研究に努めるべきであります。

年度末のバランスシートをただで市財政状態、危機の実態などを把握できるとは思えませんが、今後毎期、しかも、小樽市の財政報告と同時に公表することに意義があると考えます。作成方法を継続することにより、2期、3期と比較可能性が高まり、年度間の増減を把握することにより、資産の増減、市債の増減などの貴重な情報が市民にもわかりやすく説明することができます。また、作成方式が統一化してくれば、他の市との比較によっても小樽市の財政状態の現状を把握すべく、より多くの情報を市民に開示できることになります。

現在の現金主義会計のシステムの不足を補うべく発生主義をとる企業会計、資産、すなわちストックの影響と効用、ストック取得のための債務の開示など、バランスシート作成に取りかかったことに対する期待は大変大きいものがあります。

将来は、前年度末のバランスシートと当年度末のバランスシートの間を埋める行政コスト計算書や、公営企業、外郭団体を含めた連結財務諸表を作成することを望みます。市長のお考えをお聞かせください。

平成13年度予算編成方針が10月10日付、財政部長名で示されました。さらに、12月1日付で、臨時的経費の編成方針も追加し、示されたところであります。そこで、これまで何項目かにわたり質問してまいりましたが、一連の質問の趣旨を踏まえ、新年度予算編成に向けた基本的な姿勢と、「財政健全化計画」と銘を打たれて行われるのは昭和50年代に一度あって以来と言われますが、その財政健全化計画の考え方をいま一度確認をさせていただきたいと思います。

次に、「21世紀プラン」実施計画についてお尋ねいたします。

平成10年8月に策定された新総合計画「市民と歩む21世紀プラン」第1次実施計画に基づき、非常に厳しい財政環境の中、各種事業の推進が図られてきたところでありますが、ここでその検証をしておかなければなりません。現時点での第1次実施計画の進捗状況をお知らせください。また、未実施の事業などは今後どうするのか、あわせてお答えください。

現在、財政健全化計画と新行政改革の次期実施計画との整合性を図る中、「21世紀プラン」の第2次実施計画の策定作業が進められておりますが、策定に当たっての基本的な考え方をお示してください。また、現時点で第2次実施計画ではどのような施策に力点を置かれているのか。可能であれば、具体的な事業をお知らせください。

次に、財政健全化計画、「21世紀プラン」実施計画と3点セットをなす新行政改革について質問をいたします。

平成9年3月策定の新行政改革大綱以降、同年6月、実施計画策定、同年11月、自治省から「地方行革推進のための新たな指針」が示され、平成10年10月、「行政改革懇話会」より提言。同月、新行政改革大綱と実施計画の見直しが行われ、現在に至っているところであります。また先日、現在の新行政改革実施計画の項目を見直した上で平成13年度以降も行政改革を進めていくとして、行政改革実施計画第2次改訂案が示されましたので、これらについて何点かお尋ねいたします。

まず、今年度に入ってから実施したものも含めて、新行政改革実施計画の実施済みの項目数と達成率、また平成11年度までの財政効果額が39億6,000万円になったとのことですが、目標としていた額と達成率をお知らせください。

現在の実施項目の中で市の事務事業について、実績や効果のチェック、公正の確保や透明性の向上に関して事務事業評価システムの導入を明らかにしておりましたが、この点についてどのような状況にあるのか、詳しくお知らせください。また、職員の人材育成の取り組みの中で「人事評価システムの検討をする」となっておりますが、その検討結果についてもあわせてお聞きします。

実施計画第2次改訂案では46項目を実施項目としており、このうち新たな項目が15項目、内容の一部を改めたものが10項目とのことですが、これらの項目を実施することにより財政効果額は幾らと推計しているのか、お知らせください。

次に、港湾問題について質問いたします。

去る10月22日から5日間、山田市長を団長とする総勢8名が、中国港湾の視察及び小樽港のポートセールスに訪中されました。近年、中国と北海道の貿易貨物量は着実に増え、また日本からの企業進出も活発になっていることから、中国東北部の諸港や工場を視察し、小樽港への貨物誘致に向けた手がかりを探るとともに、中国コンテナ航路を開設している船社の現地事務所を訪問、情報収集を行い、中国コンテナ航路の誘致に結びつけることを目的としたものであるとお聞きいたしました。

私たちとしても、この定期コンテナ航路の実現に熱い期待を寄せるものであります。そのためにも、可及的速やかに国道5号を4車線化、渋滞の解消を図っておかなければなりませんし、そのほか、課題をクリアしなければなりません。

以前、本市には「小樽・中国経済振興協会」があり、訪中団をたびたび送り出しておりましたが、残念ながら今は動きがありません。しかしながら、時代は刻々と変化をしておりますので、これまでの経緯なども十分に参考にされながら、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

先般、日中経済貿易センターの吉沢宏始理事長から御意見をお寄せいただいております。それによりますと、1、コンテナ航路を誘致する上で港湾のコンテナ荷役クレーンの設置は前提となるインフラであるから、これは真っ先に投資することが必要。中国上海製のクレーンが大量にアメリカの西海岸のオークランド港に輸出された（11月7日付「日本海事新聞」）。価格的にも国産と比較検討されて、港湾コストの軽減を図られるのも一つである。

2、中国とのコンテナ航路は、今では日本の北から南まで非常に多くの港に主として中国のコンテナ船が寄港している。その理由は、日本の主要港湾で荷役し、国内で陸上運送した場合に、非常に高くつくからである。この場合、コンテナ船は小型になるので、競争力からして中国船になってしまう。

3、中国の船社は、採算がとれるならば寄港する。小樽で積み上げる貨物の量がどのくらいになるかにかかっている。ゆえに、小樽港を使う可能性のある荷主を数量的に把握することがコンテナ船の誘致のかぎとなる。

4、現在、日中コンテナ航路については、船社の経済計算から幾つかの港を巡回して中国に帰っていくというやり方をとっており、1つの港で最低の荷物があれば寄港するという交渉は中国の船社とやる必要がある。等々であります。

何点が意見を寄せていただきましたが、市長の御見解と今後に向けての決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

次に、自民党政調会に「観光に関する特別委員会」が設けられ、平成10年12月に第1回委員会が開かれて以来、7回にわたる委員会で各界からの有識者の意見を聴取し、議論を重ね、その成果が昨年8月、「中間取りまとめ」としてまとめられております。

当特別委員会では、観光を国民の健康の維持・回復、家族とのきずなや友人との仲間意識の強化、人間形成の促進と自分再発見に寄与し、日常生活圏を離れた多次元の交流をもたらすものとしてとらえております。

現在の観光ニーズは、「個人・家族・友人旅行志向」、「滞在型志向」及び「参加・体験型志向」とし、これに対応することによって得られる、1、観光の活性化による経済効果や雇用創出効果、2、観光振興のための魅力ある地域づくり・まちづくりがもたらす地域連帯や郷土への誇りと地域活性化の効果、3、訪日外国人の受け入れによる相互理解と国際化の促進効果が大きいことに着目し、国づくり・地域づくりそのものである観光振興の

重要性を再確認しております。

この「中間取りまとめ」では、1、魅力ある地域づくり、2、観光の情報化、3、旅行に行きやすい環境整備、及び4、外国人旅行者への対応について、重点的に各地域を支援していくこととなっております。

特に魅力ある地域づくりでは、特定の地域でモデル事業を指定し、自治体、観光産業、農林水産加工業、地域住民、NPOなどが一体となって地域づくりのプログラムを作成し、これに基づき関係省庁が横断的に連携して、ハード・ソフト両面にわたり総合的かつ一体的な支援を実施することとなっております。

北海道、中でも手稲・小樽・後志地域には、農林水産業を中心とした観光にも関係の深い地場産業と豊富な観光資源があることから、滞在型や参加・体験型志向の観光にも十分対応でき、観光が地域の重要な戦略産業の一つとなることが期待されます。そのためには、手稲・小樽・後志地域が北海道における観光地域づくりモデル地区として名乗りを上げ、国の全面的な支援のもとで魅力ある地域づくりのためのさまざまな施策を推進し、21世紀初頭には北海道のみならず、我が国の代表的な観光立地圏として成功させることが肝要であります。

本年9月には運輸省の「滞在型観光交流空間モデル事業（後志・小樽広域圏域）」が採択され、10月27日、日本観光協会による第1回検討協議会が開催されております。小樽からも山田市長、鎌田商工会議所会頭が参加をされたとお聞きをしておりますが、このモデル事業の内容についてお知らせください。また、検討協議会の組織の概要、今後の活動予定などもあわせてお知らせください。

このモデル事業を今後どう発展させていったらよいのか、小樽市としての積極的な取り組みが期待されております。市長のお考えをお聞かせください。

今年4月からスタートした介護保険制度ですが、9月までの半年間は、政府の見直し策により、65歳以上の保険料徴収が凍結されていましたが、10月から保険料の半額徴収が始まっております。1年間は半額に軽減して徴収され、来年10月から正規の保険料を徴収するものですが、自民・公明・保守の与党3党は介護保険制度の見直しに着手し、9月27日、訪問介護家事援助の適正実施やショートステイの振りかえ措置の一本化前倒しなどの見直し策を決めております。

与党3党のプロジェクトチームが決めた見直し策は、訪問介護で「家政婦がわりに使われている」と指摘された家事援助が本当に必要かどうかを市町村がチェックできるように、各利用者のケアプランにケアマネージャーが理由を明記するよう改めることを柱にしております。既に厚生省の通知では、家事援助は原則ひとり暮らしか同居者が疾病、障害のある場合などに提供することとし、不適正事例（案）と対応策を示し、利用者から不適正なサービスを求められた場合、ケアマネージャーやサービス提供者は拒否することができるとしております。

今回、厚生省の調査で、不適正利用の可能性があるのは訪問介護全体の8.5%にすぎなかったことなどから、与党3党による給付制限は見送られましたが、適切な範囲を明らかにしたリーフレットを作成、利用者やケアマネージャーに周知したり、ケアプランに必要な理由を明記することになっております。小樽市としては、これらの経緯を踏まえ、家事援助の適正実施について具体的にどのように対応するおつもりなのか、お答えください。

また、ショートステイについては、これまで大変わかりづらいと指摘されておりました。厚生省は2002年1月から支給限度額を訪問通所サービスと一本化するとしておりましたが、今回の与党見直し措置はこれを前倒し実施するものであります。本市としてどのように準備し、実施しようとしているのか。システム変更やデータ変換、国保連や事業者との連携は大丈夫か。条例面の整備や周知など、一本化移行のためのスケジュールをお示しく

さい。

一方、要介護認定を見直す厚生省の第1回要介護認定調査検討会が8月11日開かれ、介護保険1次判定システムの基礎データを見直し、再調査することを決めています。現行システムは、95年、全国の特別養護老人ホームなど施設入所者3,400人を対象に実施した要介護時間調査をもとに作成されたもので、データが古くなったことに加え、在宅介護者のデータがないことや、身体的能力調査を重視したため、痴呆の状態が余り考慮されないとの不満が高まっていたものであります。

同検討会は11月をめどに、1、痴呆認定の基礎データの調査施設、調査対象者をどうするか、2、在宅介護者の調査範囲をどこまでにするか、3、調査項目をどう設定するかなどを決め、今年中に調査票を作成、来年2月から3月に再調査を実施するとお聞きしております。本市としても、厚生省の動きを踏まえ、介護認定の1次判定の見直し、再調査に向け準備を要することになりますが、今後のスケジュールなどをお教えてください。

この項の最後の質問になりますが、高齢者の中にはまだ介護保険制度の仕組みをよく理解していない人もおり、「サービスを受けなくても支払い義務があるのか」などの問い合わせも多いと聞きます。国を挙げての周知の徹底と、保険料徴収が万全の体制で実施できるような介護サービスや介護予防、生活支援の体制整備が望まれます。来年10月からの満額徴収にソフトランディングできるのか、自治体としての責務も重く、小樽市としてこの課題に今後どのように取り組まれるのか、お聞かせください。

次に、小樽市の教育問題について質問いたします。

言うまでもなく教育の目的は、健全な日本国民の育成を目指し、望ましい人格の完成への営みそのものであります。

我が国は古来から教育に力を入れ、江戸時代の識字率は7割以上にも及ぶとともに、明治維新以後、アジアで唯一、先進国に肩を並べるまでになり、戦後の復興を驚異の速さでなし遂げ今日に至っておりますのも、ひとえに勤勉な国民性と充実した学校教育が機能したことに尽きると考えます。まさに教育は国家百年の計であります。しかしながら、戦後50年を過ぎた今、社会のあらゆる分野において急激な変化が起きていることから、学校教育においても、時代の変化に的確に対応する教育内容を子供たちに与えることが緊要な課題となっております。

このような中で、9月に出された首相の私的諮問機関「教育改革国民会議」（座長 江崎玲於奈芝浦工大学長）の中間報告は、まず「人間性豊かな日本人を育成する」ためとして、道徳を教えること、奉仕活動を全員が行うことなどを提言しております。昨日明らかになりました最終報告案でも同様であります。

また、過日の読売新聞の1面で大きく取り上げられた提言の一つに、「自由、個性を放縦と混同させるな」、「自然・社会体験でルール、道徳を教えよ」、「責任ある自由を柱に新教育基本法を」の3点を強調しており、私なりに大きな課題を痛感したところであります。

そこで、学校教育問題につきまして、教育長のお考えをお聞かせください。

1つ目に、国旗の掲揚、国歌の斉唱につきまして伺います。

さきのシドニーオリンピック大会、パラリンピック大会では、それぞれの国の方々が国旗をかざし、国歌を歌い、自国の代表選手へ熱い声援を送ったことは記憶に新しいところであります。我が国の若者も日章旗を振り、高橋選手や田村選手などメダリストの表彰式には声高らかに我が国の国歌である君が代を斉唱したのであり、多くの国民が改めて日本代表選手への称賛と、日本という国、日本国民としての意識をされたのではないでしょう

か。私も胸を熱くしてテレビの画面にくぎづけになっておりました。

世界中の多くの国々は、自国の国旗を掲げ、自国の国歌を斉唱し、自国を誇りに思っ日々努力して暮らしております。世界中のどこに自国の国旗・国歌に反対する国民がいるのでしょうか。世界中探しても到底探し当てることのできない現象、つまり自国の国旗や国歌を教育の場で教えない、儀式で掲げない、斉唱しない、そんな国が、そんな公教育や教育者が世界のどこに存在するのでしょうか。

小樽の学校教育の姿を見ると、長年にわたり異常が続く、異常があたかも正常であるかのような感覚に陥っていることに深い憂慮の念を覚えるのは私だけでしょうか。自国を愛し、自国に生まれたことに感謝し、自国をよりよくしようと努力する、さらに世界のために貢献できる社会人の基礎を育てるべき小中学校で、全国的に見ても全道的に見ても極端に低い国旗の掲揚率と、国歌に至ってはゼロの状態であります。

必要以上に自分の国を卑下し、国旗の日の丸の赤は例えば血の色だとか、君が代は即天皇制の復活で民主主義がなくなるとか、まるでイソップ童話の「オオカミと少年」に登場する子供のようにありませんか。へつらいと自信喪失を進めていることにほかならないのではないのでしょうか。これからの日本を支える子供たちの自信や誇りや夢や希望を育てないで、教育など成り立つわけがありません。

特に昨年8月には、「日本国の国旗は日章旗とし、日本国の国歌は君が代とする」と法律に明示されました。また、学習指導要領は法令の規定に基づいて定められており、学校においてもこれに基づき教育課程を編成しなければならないという、法規としての性格を有しております。伝習館高校事件の最高裁の判決によっても、それは明確にされております。ですから、国旗や国歌は学習指導要領に基づき、必ず学校教育の中で子供たちに教えられなければならないわけであります。これまで法的な根拠がないと主張されてきた先生方も、公教育の教員として任命された公務員ですから、みずから法を守って範を示し、子供たちに法を守ることの大切さを教えなければなりません。

先進諸国で戦争という過ちを犯さなかった国はありません。いや、世界の中で過ちを犯さなかった国はあるのでしょうか。どんな国の歴史にも光もあれば影もあり、そのもろもろをくぐり抜けてなお国旗や国歌があるわけであります。過去の過ちを忘れぬためにも、過ちを再び繰り返さぬためにも、そのもろもろをみつめてきたものを大切に、後世に伝えていかなければなりません。その上で、なお世界の国々は自国の国旗や国歌に誇りを持っているのです。

これだけ世界がグローバルになり、瞬時にして情報が飛び交う国際化・情報化の時代に生きていかなければならない子供たちには、なおさら日本の国旗・国歌を理解、尊重することを学んで、初めて他国の国旗・国歌を理解、尊重することにつながり、それがひいては世界の国々の信頼を得る大きな条件となるわけであります。

見るにつけ聞くにつけ、小樽の状況はまことに遺憾なことであります。これまでも再三質問もしてまいりましたし、答弁もいただきましたが、何らの進展も改善もありません。正常にするためにはどうなさるのか、一歩も二歩も踏み込んだ答弁を求めたいと思います。

2つ目に、学校における道徳の時間の授業の実施が適正になされているかについてであります。

教育の究極の目的が人格の完成を目指すことから、学校教育における「心の教育」の大切さは時代を超えて不変であるだけでなく、今日のように子供たちの成長にゆがみが見られることから、教科で学ぶ知識とともに極めて重い役割があることは論をまたないところであります。学校における道徳教育は家庭や地域の生活とも深

くかわり、あらゆる機会を通して行われるものであります。

さて、道徳教育というと、一部には戦前の修身とか押しつけとかを挙げて反対することが、いまだに根強く存在しております。これまで申し述べてまいりましたように、今日これほど子供たちの心がゆがみ、考えられない悪行の数々を平然と起こし、また他人をいじめ、命さえも奪う事件の続発や、生きる力をなくした若者の増加を見るにつけても、学校教育における道徳教育の充実はだれもが望んでいるところであります。

学校には、教科と特別活動と並んで1週間に1時間、「道徳の時間」を実施することがきちんと学習指導要領で決められているところであります。そこで、私は多くの親御さんやその子供さんに聞いてみたのですが、道徳の時間に道徳の教育をやっていないのではないかという感を強くしたのでありますが、いかがでしょうか。

小樽市には、道徳教育の大切さとともに、道徳の授業がきちんとできるように副読本の予算もつけているところですが、道徳の授業に実際に活用されているのか、お伺いをいたします。

なお、再質問はいたしませんので、明快な御答弁をお願いをいたします。

20世紀が終わりに近づいております。100年前の明治33年という年は、その前年にこの小樽にも区制がしかれた、そんな時代であります。その後、数次にわたる地方自治制度の改革が行われ、必ずしも順調な道のりとは言えなかったものの、小樽市政が孜々として試練を克服し、今日に至っているところであります。

この間、どれほど多くの先達が英知を結集し、努力を積み重ねて今日の小樽を築き上げてきたか。その御労苦に思いをいたすとき、万感切々として胸に迫るを禁じ得ないのであります。郷土の発展を願いつつ、その使命を果たされてきた諸先輩に対しまして深甚なる敬意を表しつつ、山田市長をはじめとする理事者各位、松田議長、そして議員諸兄と大いなる節目となる今世紀最後の議会に臨み、この壇上に立たせていただきましたことに心から感謝をし、今後も最善を尽くすことを誓い、山田市長を先頭に15万市民とともに21世紀の扉を開き、新しい100年の第一歩が輝かしいものとなりますよう心からお祈りをしながら、代表質問とさせていただきます。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 中村議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点か御質問がありましたが、まず本年度の決算見込みについてであります。現時点では市税は市民税、固定資産税ともほぼ予算並みと考えておりますが、地方交付税がこのたびの再算定を考慮しても、予算額をおよそ2億9,000万円下回っており、特別交付税を前年度並みと考えても、交付税全体としては予算額を下回る見込みとなっております。また、市債につきましては、現在、各事業の進捗状況などを見ながら、その発行額を精査している段階であります。いずれにいたしましても、歳入総体としての動向には大変厳しいものがあると考えております。一方、歳出につきましても、今後執行予定の事業や不確定要素がまだ多く残されておりますので、現時点で減債基金等の取り崩し額を含め、全体としての決算見込みをお示しするのは難しい状況にあります。

次に、歳出を含めた施策等の見直しについてであります。常に住民ニーズを的確に把握し、施策の見直しにも積極的に取り組むことは必要であります。それらについても、その時々を財政状況を十分に踏まえて行な

きと考えております。個々の事例の中では大変厳しいものがありますが、御質問の中にもありました5つのポイントにつきましては、それらの観点からの貴重な御意見と受け止めており、市といたしましても、現在試行中の事務事業の評価システムをより有効的なものとして活用しながら、今後とも社会経済情勢の変化に対応した事務事業の見直しに努めてまいりたいと考えております。

次に、財務情報の公開についてであります。現在は予算・決算の告示のほか、広報紙やホームページ等を活用しながら情報の提供と財務情報の公表に努めております。しかしながら、情報の公開に対する市民要望はますます強くなってきておりますので、御意見にありました財務指数や行政コスト計算書などを含め、他都市の事例なども参考にしながら、今後とも一層の財務情報の公開に努めてまいりたいと考えております。

次に、財源推計と「21世紀プラン」第2次実施計画との調整についてであります。このたびの健全化計画における収支試算は、今後の税収等の見込みを勘案しながら、職員体制や建設事業などを現時点での数値で固定した場合を想定して積算したものであり、御質問にありました手法と大差はないものと考えております。

また、現在、「21世紀プラン」の第2次実施計画を策定中でありますが、当然この健全化計画を念頭に置いてその作業に当たらなければならないものと考えており、この第2次実施計画についても新年度予算とあわせてお示しをまいりたいと考えております。

さらに、政策主導の財政運営という御意見もありましたが、健全な財政基盤がなければ、将来にわたって良好な市民サービスを提供していくことはできません。したがって、施策の選択に当たってはこの点にも十分留意し、さらには議会をはじめ市民の皆様の御意見などを今後とも広く伺いながら、慎重に判断をまいりたいと考えております。

次に、バランスシートについてであります。現在、自治省の研究会が示した手法等に基づいて各地方自治体でその作業が進められており、直近の調査では、全国で策定済みもしくは策定中の団体は約3割であると聞いております。本市におきましても、現在その分析に着手しておりますが、まだ全国レベルでも研究段階であることなどから、他都市との情報交換を中心に、まずそれぞれのバランスシートを比較することから始めたいと考えております。

また、御質問にありました行政コスト計算書や連結財務諸表等につきましても、現在、同じ研究会で議論が進められており、今後その結果が順次示されてくるものと考えております。いずれにいたしましても、財政状況を公表する新たな手法としてバランスシート等を有効に活用していくことが必要なことと考えておりますので、国などの動きも見ながら、市としても研究を続けてまいりたいと考えております。

次に、平成13年度予算編成に向けた基本姿勢と財政健全化計画の考え方についてであります。市財政の健全化につきましては、財政健全化計画の策定を含め、これまでも議会等から多くの御意見をいただいております。市といたしましては、これまでの収支傾向や今後の財政需要等を勘案いたしますと、これまでのような予算編成を中心とした短期的な財政運営では健全財政を維持していくことが難しい状況になってきていること、また今年度策定予定の新行政改革実施計画の第2次改定と整合性をとりながら進めることができることなどから、今回策定をいたしましたものであります。今回の予算編成は、この計画を踏まえて、向こう5年間の財政健全化への取り組みをスタートさせる年でもありますので、特にそのことを念頭に置いて作業に当たってまいりたいと考えております。

また、先ほども申し上げましたとおり、現在、「21世紀プラン」の第2次実施計画の策定作業もあわせて行っておりますので、13年度予算計上分を含め、年度間の事業バランスに留意しながら、特に緊急性を重視し、優先順位を見きわめながら編成してまいりたいと考えております。

次に、「21世紀プラン」についてであります。実施計画の現時点での進捗状況については、事業費ベースで見ますと、計画事業費約 809億円に対し実績事業費は約 755億円で、その達成率は93%になっております。

施策の大綱別の達成率では、「はぐくみ 文化・創造プラン」が 107%、「ふれあい 福祉・安心プラン」が 100%、「うるおい 生活・快適プラン」が 102%、「ゆたかさ 産業・活力プラン」が78%、「にぎわい都市・形成プラン」が90%となっております。

また、未実施の事業につきましては、策定作業の中で第2次実施計画に引き継ぐもの、情勢の変化により形を変えて取り組んでいくものなどを整理していきたいと考えております。

次に、第2次実施計画策定に当たって基本的な考え方についてであります。実施計画は基本計画に示された施策の実施年度や予算規模を明らかにするものであり、計画の実効性を確保することを目的として策定するものであります。したがって、基本計画に位置づけられた施策や事業の中で、市民ニーズや緊急性を念頭に置き、事業効果などを勘案しながら事業の選定を進めているところであります。

また、どのような施策に力点を置くかということですが、申し上げるまでもなく本市を取り巻く社会経済情勢は、少子・高齢化、人口の減少、産業・経済の停滞など、大変厳しい状況にあります。こうした状況に対処し、21世紀に向け市民が快適で安心して暮らせる活力あふれる地域社会を築くため、基本計画の重点・創造プログラムに掲げた地場産業の振興や高齢社会、情報化に対する施策を中心に、総合的に施策を展開してまいりたいと考えております。

具体的な事業につきましては、現在、財政健全化計画を念頭に置きながら策定作業を進めており、年明け後に明らかにしていきたいと考えております。

次に、現在実施中の新行政改革実施計画の実施済み項目数と達成率についてであります。78の実施項目のうち、現在までに63項目が実施済み、または一部実施済みとなっており、達成率は約81%になっております。また、財政効果額の目標額は53億 1,000万円で、平成11年度までの効果額は約39億 6,000万円ですので、達成率は74.6%になっております。

次に、事務事業評価システムについてであります。事業の必要性やサービスの充足度を分析したり、公正で透明な行財政運営などを目指す制度として近年注目され、多くの自治体で取り組みがされております。本市におきましては、まずこのシステムを導入するに当たっては、試行から実施し、そこから得られた結果を検証しながら、本市に適したより実効性のあるシステムを構築していこうと、昨年から全庁的に取り組んでまいりました。

試行では、総合計画「21世紀プラン」の実施計画事業を対象に事業を分析し、その成果を検証いたしました。このほどその結果がまとまりましたが、対象となった 503事業のうち、廃止が7事業、休止が2事業、縮小が1事業、拡大が2事業、合併・統合が1事業となっています。また、内容改善、すなわち今後見直しの検討を必要とするものが34事業、終了となったもの16事業、継続するものが 404事業となりました。

今回の試行の結果につきましては、今後さらに検証を行い、本格実施に向け内容の充実を図るとともに、より実効性の高い評価手法の確立に向け、課題を整理してまいりたいと考えております。

次に、人事評価システムについてであります。行政ニーズの多様化や厳しい財政状況、少子・高齢化など急激な行政環境の変化に対応するためには、職員の能力を最大限に活用し、公務能率を向上させることが求められております。したがって、職員の意欲や能力、業績などを適正に把握し、職員1人1人の能力開発を進める人事評価システムは必要であると考えております。

現在、所属長による評価や本人から異動希望を聞くなど一部実施しておりますが、今後は評価項目や評価基準など実施方法に検討を加え、人事評価システムの確立に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、新行政改革実施計画第2次改定案による財政効果の見込額についてであります。職員数の削減、特別職の給与や管理職手当の削減などで約10億5,000万円、市税等の収納率向上で約5億3,000万円、その他遊休等資産の処分など、現段階で数値化できるものとして合計で約17億円を見込んでおります。

次に、中国定期コンテナ航路についてのお尋ねであります。近年、日本の地方港においては、荷主が国内主要港との間の国内輸送コストの削減を図るために最寄りの地方港の活用を検討したことから、韓国や中国のコンテナ船社による外貿コンテナ航路が次々と開設されてきております。

小樽港におきましても、中国コンテナ航路の誘致を目指し、「小樽港利用促進協議会」と「北海道港運協会小樽支部」の合同により、10月22日から5日間の日程で、中国の5大港のうち、大連、青島、天津の3カ所の主要港湾を視察を行い、港湾関係者などと意見交換を行ってまいりました。

また、今回の視察では、これからの貨物輸送についてはコンテナが主流になることから、コンテナ船を誘致するためには荷役機械の整備が急務であり、さらには、定期航路として定着するために、小樽港として輸出貨物の確保に努める必要があることなどを感じてきたところであります。

現在、小樽港における中国コンテナ航路に関心を示している船社もありますことから、中国コンテナ航路の開設を重点目標に活動を進めておりますが、お話のありました御意見も参考とさせていただきながら、今後、航路開設に必要なコンテナ貨物量の確保をはじめ、荷役機械の早期整備などの航路受け入れ体制の整備に取り組み、中国定期コンテナ航路開設に向け、官民一体となって精力的に努力してまいりたいと考えております。

次に、「滞在型観光交流空間モデル事業」についてのお尋ねがありました。この事業の内容は、旅行者の多様なニーズにこたえるため、後志管内各市町村が連携し、生活・文化・自然を体験できる観光資源の発掘・整備や一体的かつ総合的なサービス、観光情報の提起方策を検討することにより、旅行者にとって魅力ある「滞在型交流空間」の実現を図ることを目的としております。

この事業の検討協議会は、国・道や後志管内全首長のほか、後志観光連盟など観光関連団体、有識者で組織されており、今後の活動としては、まず後志・小樽地域の観光地評価のための調査を実施し、この調査結果を踏まえて地域の特性を生かした「観光地づくりプログラムメニュー」の検討、最終的にはこれらをまとめた報告書を今年度中に作成する予定となっております。

広域的な観光振興は、これからの小樽観光を考える上で重要な施策と位置づけておりますので、このモデル事業の成果を今後の観光振興策に反映させてまいりたいと考えております。

次に、介護保険について何点かのお尋ねがありました。初めに家事援助の適正化についてであります。来客の応接や草むしりなど保険給付として不適切な事例への対応について、11月末に後志支庁を通じて訪問介護及び居宅介護支援の各事業者国から通知されております。市といたしましても、今後、関係事業者に対する説明

会を開催し、通知内容の周知徹底を図るとともに、判断が難しいケースについては、関係事業者と個別に協議し、必要性を確認しながら、適正な家事援助が提供されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化についてであります。これは利用者の利便性や選択の幅を拡大するとともに、支給限度額の管理方法を簡素化してわかりやすくするため、平成14年1月から一本化し、同じ支給限度額の中でいずれのサービスも利用できるように改善するものであります。

このスケジュールにつきましては、平成13年中に被保険者管理システムの改修を行い、また被保険者証の様式等を変更するため、介護保険条例施行規則の一部改正や、居宅介護支援事業者等に対する説明会、さらには市民に対する広報などを実施してまいりたいと考えております。

なお、一本化の前倒しについてであります。ケアマネージャーや短期入所施設に対する説明や、市民に対する制度の周知期間等が必要なことから、直ちには取り組みませんが、平成13年中には実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、要介護認定の1次判定の見直しについてであります。国におきまして「要介護認定調査検討会」を設置し、今年度中に高齢者の介護の実態調査を実施し、平成13年度以降に1次判定の仕組みや介護の手間を反映する指標など、1次判定のあり方について検討を進めると聞いております。現在のところ国による検討が始まったばかりですので、この推移を見守りながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に、保険料の本格徴収が始まる来年の10月に向けた取り組みについてであります。介護保険を円滑に実施していくためには、市民の皆さんに御理解をいただくことが極めて重要であると考えております。このため、10月には介護保険をわかりやすく説明した「はつらつ長寿シルバー情報」を全世帯に配布したところでありますが、今後ともパンフレットや市の広報紙、あるいは出前の説明会の開催などを通じて、制度の趣旨や目的、内容について、さらに周知を図ってまいりたいと考えております。

また、介護サービスなどの基盤整備につきましては、サービスの利用状況や現在実施しております在宅の要介護者等に対するアンケート調査の結果を踏まえ、国や道の施策、他都市の状況、また市の財政状況等を考慮しながら、必要な基盤整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 中村議員の御質問にお答えいたします。

初めに、国旗の掲揚と国歌の斉唱についてですが、小樽市の国旗の掲揚率が極めて低いこと、さらに国歌の斉唱については実施できないことが続いておりますことは正常でなく、御指摘について重く受け止めております。このことにつきましては教育委員会としては、定例の校長会議等で機会あるごとに校長に、教職員と話し合い、学習指導要領に基づいた適切な実施がなされるよう指導を重ねてきておりますが、今後ともこのことを基本として改善に努めるとともに、各学校ごとの指導の状況を的確に把握し、音楽科、社会科などの指導計画の具体的な実施を通じて、卒業式、入学式における国旗・国歌の実施率が向上するよう指導を強めてまいりたいと考えております。

次に、青少年によるさまざまな問題が起こっている現在、心の教育の基盤となる道徳の時間の充実が強く求め

られておりますが、本市の小中学校においては、すべての学校において週1時間の授業が位置づけられており、今後とも校長会議を通して授業時数の確保、特別活動等における体験的・実践的な活動との関連を重視し、子供がみずから規範意識を高めることができるように、さらに指導に努めてまいります。

また、道徳の副読本についてですが、教育委員会といたしましては、道徳副読本購入費の予算措置を行い、指導資料の充実に努めてきたところであります。各学校では年度ごとに購入計画を立て、各学年に有効な資料がそろえられるよう執行が進められております。また、副読本のほかに、児童・生徒が興味・関心の持てるビデオ教材などの購入・活用も図られているところですが、今後、地域における講話、体験談の発表など人材の活用に努めるほか、副読本についても一層活用されるよう指導を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（松田日出男） 中村議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時15分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、33番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 33番、斉藤陽一良議員。

（33番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○33番（斉藤陽一良議員） 2000年第4回定例会に当たり、公明党を代表し、質問いたします。

本定例会は20世紀最後の定例会であり、本市にとっても、去りゆく20世紀を振り返り、来るべき21世紀を展望する、歴史の節目としての意義を持つものと考えます。

本市は、日本海に面する天然の良港で、北海道開拓の初期に移民や物資の受け入れ港として重要な役割を果たし、その後、貿易港、商業港として大きく発展したものの、第2次大戦後は斜陽の波にあらわれ、銀行の撤退や人口減少に悩まされてきました。しかし、近年は観光を起爆剤として新たな発展の糸口をつかもうとしています。その意味で、本市の産業振興や経済的な観点から、また住民福祉の向上や文化、スポーツ、芸術活動の推進など民生分野の発展という観点から、今世紀の小樽が歩んできた歴史を踏まえつつ、今まさに新世紀を目前にしてどのような点に注目して将来のまちづくりをお考えか、市長の御見解と御決意をお聞かせください。

次に、財政に関連して、2～3お伺いをいたします。

経済の現況は、バブルの崩壊と橋本内閣の強引な緊縮政策に起因する未曾有の長期にわたる景気後退局面が、小渕、森内閣による数次の景気対策によって、ようやく上向く兆しを見せてはいるものの、百貨店や生命保険会社の倒産が相次ぐなど、バブル後遺症とも言える事態がなかなかおさまらない上、10月2日に発表された全国の地域別完全失業率も、北海道は5.1%と全国最悪の数字を記録し、企業のリストラなどによる雇用情勢の悪化に歯止めがかからない状況が続いています。

本市でも、企業の倒産や業績の悪化が伝えられる中で、先の明るさがまだまだ見えてこないというのが実感ではないでしょうか。そのような厳しい経済状況のもとで、現在、平成13年度予算の編成作業が進められているわけですが、まず来年度の税収や交付税の見込額を現時点でどのように考えられているのかを含めて、来年度予算

編成に対する基本的な考え方をお示しください。

次に、平成11年度決算を見ますと、単年度収支で5億9,052万5,000円、実質単年度収支で5億9,795万5,000円の黒字を計上できたことは、市長をはじめ担当者の努力を多とするものであります。しかし、財政力指数及び公債費比率は前年度に比べて悪化し、本市の財政状況は依然として厳しい状況が続いているものと考えます。その中で、減債基金については平成11年度決算で31億5,624万5,000円、また財政調整基金については、平成6年以来ゼロとなっていたものの、去る第3回定例会において4億8,000万円の積立金が補正計上をされているところであります。それぞれ、そこからの本年度取り崩し額と今後の積み増し見込額についてお示しください。

また、財政の逼迫によって市民負担の増大や福祉の後退など市民サービスの低下を招くことのないよう、一般会計、特別会計、各企業会計を通じて膨大な累積赤字を抱える国保、老人保健、病院などを含め、早急に具体的な改善策を検討し、小樽市財政の総合的かつ抜本的な健全化計画を一日も早く確立するべきであると考えますが、このほど発表されました平成13年度から5年間にわたる財政健全化計画と新行政改革実施計画第2次改定案について、2～3お伺いをいたします。

まず、健全化計画は、平成13年度から5年間、コスト意識を持った行政運営と緊急性を重視した事業選択を行い、実質単年度収支の均衡と経常収支比率の改善（平成17年度で90%を下回る）を目標とし、そのため管理経費の削減として、3年間で60名以上の職員を削減するなど人件費の抑制に努めるとともに、公用車や借り上げ庁舎の削減を進め、管理事務費を縮減するとしています。また、施策の厳選については、新行政改革実施計画第2次改定案でも示されている事務事業評価システムの推進を挙げております。

この財政健全化計画と新行政改革は表裏一体のものであります。すなわち、21世紀初頭からの5年間は、まさに将来の小樽市を決定してしまうほどの意味を持つ財政健全化計画であると考えますが、まず市長の御決意をお伺いしたいと思います。また、この健全化計画によって、市は総額でどの程度の財政効果を見込まれているのか、お示しください。

次に、具体的に繰出金の状況を見ると、下水道、国保、老保、病院への繰り出しがじりじりと増加していることが財政逼迫の大きな要因になっていると考えますが、各会計におけるより具体的な改善方策の検討が必要なのではないでしょうか。後段、別途論じる予定の病院会計以外について御所見をお示しください。

この項の最後に、我が党は健全化計画推進に賛意を示すものでありますが、しかし、計画推進の過程で市民サービスの低下はあってはならないことであります。説明の中でも、この健全化計画は人員削減が柱になっておりますが、今後関係団体との協議の方向性についても見解を求めておきたいと思います。

次に、このたびまとめられた市立小樽病院、市立小樽第二病院経営診断報告書に関連してお伺いいたします。

今回の報告書では、現況の総括を踏まえて、今後のあり方として、基本的に、1、廃院、2、単独改築、3、二病との統廃合を前提とする改築の3案を検討した上で、第3案の両病院を統廃合し、高度特殊及び高度救急と精神科、神経科を含めた総合病院とする案を最適とし、その規模は一般500ないし550床、精神科100ないし150床で、合計600ないし700床程度としています。

もちろん、これは平成11年度決算では一般会計からの長期借入金で44億円、さらに6億円近い不良債務を抱え、このままでは廃院もやむなしという厳しい状況判断を踏まえた上でのことであり、報告書にも指摘されているとおり、医師、看護職員をはじめ全職員一丸となつての意識改革が不可欠であることは言うまでもありません。

山田市長は、選挙の公約としても市立小樽病院の改築を掲げられており、また何よりも市民要望が非常に強いだけに、強力なリーダーシップを発揮されての一日も早い決断が求められているのではないのでしょうか。その前提として、今年度当初予算での一般会計からの病院会計への繰り出しは13億7,080万円で、前年比3億円以上の増となっており、目標とされる単年度収支の黒字は達成できるのかどうか。また、病院の統廃合という問題によって、単年度黒字というのは絶対条件なのか。

さらに、来年度予算としては、この一般会計からの繰り出しについては、今年度と同様の考え方で取り組まれるのかどうか。市長の見解を求めます。その上で経営診断を受けて、今こそ具体的な方向性とスケジュールを示すべき時期に来ているのではないかと思います。見解を求めます。

次に、介護保険について伺います。

本年4月から実施されました介護保険は、国の特別対策による1号被保険者に対する6カ月の保険料徴収の猶予期間が終わり、10月から正規の保険料の半額の徴収が始まりました。当初、周知不足による混乱等が報じられましたが、現在までの徴収状況はどのようになっていますか、お示しください。

次に、議案第6号 小樽市介護保険事業特別会計補正予算について伺います。

この議案は、保険給付費を3億8,000万円増額補正するものですが、介護保険サービスの利用状況については、小樽市の場合、在宅サービスでは要介護度が重くなるほど、利用見込額よりも実際の利用額が下回る現象が顕著になっていること。金額においては、在宅に比較して施設介護の比重が高く、さらに隣接する札幌市の施設や医療機関利用者が多く、その掌握が難しい状況であったことなどが伺われますが、介護保険制度そのものが在宅介護を主体として制度化されたことを考えれば、本市におけるこの状況は制度の趣旨に必ずしも沿ったものとは言えず、しかも、この状況は容易に変わらないと考えますが、いかがでしょうか。

また、施設の利用増が将来的に保険料を引き上げることにつながるおそれはないのか、見解を求めます。

次に、一般会計民生費で社会福祉協議会への貸付金5,900万円が計上されていますが、この件については我が党は、市嘱託ホームヘルパーの社会福祉協議会への移管については、これを是認する立場に立っておりますが、このたびの貸付金につきまして何点か確認をしておきたいと考えます。

ホームヘルプ事業のうち、身体介護、家事援助、複合型の利用割合が当初見込みに対して、単価が高い身体介護で低く、単価が安い家事援助や複合型に利用が集中している問題が指摘されております。これにより、ホームヘルプ事業そのものの収益性が極端に低下し、民間事業者の撤退や社会福祉法人による事業継続も困難になる事態さえ懸念されており、ホームヘルプサービスの必要性和潜在的な需要はあっても、保険料や単価、利用料金、利用者の所得、サービスの内容など、さまざまな要因が絡み合って利用が手控えられているのが現状であると考えます。小樽市社会福祉協議会の雇用するヘルパー数、ヘルパーの仕事内容とその仕事の割合、さらにそれぞれの単価、報酬額、また現在の事業収支状況をお示しください。

こうした現状を踏まえた上での改善の方向性としては、サービス内容をより利用者のニーズに沿ったものにす。雇用形態や勤務条件を工夫して人件費を切り詰め、サービス単価を引き下げ、利用しやすくするとともに、事業の収益性を高めていくことなどが考えられます。介護保険制度の本旨にのっとり、その根幹部分としてのこの事業を軌道に乗せるためには、相当の期間と財政負担が予想されますが、制度発足8カ月という時点で補正予算を組まざるを得なかったことについて、またそれを貸付金とされた理由、今後も貸付金という形で支援をし

ていかれるのか、そして期間はどのくらいか、市長の見通しと見解を求めます。

次に、これからの冬期間、すべての小樽市民にとって関心の高い問題である除雪対策について何点かお伺いいたします。

まず、除雪対策の基本になっている市道種別の見直しは、いつごろまでに結果を明らかにされるお考えか。

また、市民からの要望の極めて多いロードヒーティングについて、財政上、すべての要望に応じ切れないことが明らかであるならば、だれもが納得のできる公共性の観点からの優先度の基準を明らかにするべきであると考えますが、見解を求めます。

次に、雪捨て場については、港湾業務への影響を考えれば、小樽港への安易な投棄は極力減らすべきであります。それと同時に、その他の陸上の市民雪捨て場についても、周囲の自然環境や近隣住民の生活環境に与える影響に十分配慮されるべきと考えますが、いかがですか。

次に、幹線道路での玄関間口への置き雪や駐車場入り口、わき道間口への置き雪については、車道交通の確保の上からやむを得ない部分のあることは理解できますが、毎年、市民からかなりの苦情が寄せられることを十分考慮して、地域ごとの除雪方法についての打ち合わせをさらにきめ細かくするなど最大限の配慮をすべきと考えますが、見解を求めます。

次に、学校図書館についてお伺いいたします。

総合的学習が準備されている中で、学校図書館の見直しや活用が注目をされているようであります。また、活字離れが言われて久しくなりますが、ここ数年、急速な広がりを見せている朝の10分読書運動が注目されています。これを実践している学校は全国で4,500校を超え、さらに増加している状況であります。最初は面倒だとか嫌だと思っていた生徒が、漫画以外の本を初めて読了した達成感や新鮮な内容との出会いの中で、自宅でも本を読むようになったというように、さまざまな効果が出ているようであります。小樽市内でも実践されている学校があると聞いておりますが、この読書運動についてどのような認識をされているのか、教育長の御見解をお伺いいたします。

次に、本市の学校図書館の現状について何点か伺います。

10月の新聞紙上に学校図書館の記事が掲載されておりました。北山中学校の図書館活性化の経過であります。この記事の中で気がかりな点が1つありました。それは、改装する前の図書館は倉庫のような扱いで、終日施錠され、使用されていなかったという内容であります。これは全く信じられないようなことであります。現在、市内の小中学校の図書館の状況はどうなっているのか。使用状況や利用率についてお聞かせください。

次に、学校図書館の整備状況についてですが、市内各小中学校の蔵書の現状、学校図書館の基準冊数、そして基準冊数に対しての整備率はどのようになっているのか。また、平成11年度の新規購入冊数と、ここ5年程度の推移についてもお聞かせください。

さらに、この購入される本の選定はだれが行うのか、各学校の購入予算はどのように組まれているのか、お答えください。

今後の学校図書館のあり方については、いろいろなことが検討されていくことと思いますが、これからの教育の方向を考えていきますと、ますます重要な位置を占めていくものと思われれます。また、地域に開かれた学校という観点から考えますと、生涯学習に占める地域利用の方法や、就学前の児童が親と一緒に来館して気軽に親し

めるような空間づくり、さらに公立図書館とのインターネット提携の情報拠点としてなど、さまざまなことが考えられると思います。この項の最後に、これからの学校図書館のあり方や計画についてどのように考えられているのか、教育長の御見解をお伺いいたします。

次に、「子どもの水辺」再発見プロジェクトについて伺います。

このプロジェクトは、建設省、環境庁、文部省が協力して、全国で5,000カ所の河川を「子どもの水辺」として選定・登録し、2002年度からの学校完全5日制や総合的な学習の時間などでの子供たちの体験学習に役立てようとするものです。

昨年、第3回定例会の代表質問で石田教育長からいただいた御答弁では、「地域における子供たちの体験活動の充実を図ることは大切なことと認識しており、プロジェクトへの選定・登録については、道における『子どもの水辺連絡会』などの動きを見ながら対応していく」とのことでした。

仄聞するところ、去る10月25日に行われた「北海道子どもの水辺連絡会」において、小樽市関係では蘭島川、勝納川、朝里川の3河川が選定・登録の候補として上がり、それぞれの地元で「子どもの水辺協議会」を立ち上げ、具体的に河川のどの部分をどう活用していくかなどを、地域の学校、PTA、町内会、ボランティア団体の代表などのメンバーで明年1月10日をめどに検討していくという流れが打ち出されているとのことですが、このことについては承知をされておられますか。

次に、小樽市として、それぞれの河川について具体的に現在どのような取り組みを進められておりますか。また、河川ごとの地域における取り組みはどの程度まで進んでおりますか。把握されている限りでお示しください。さらに、今後、市としてどのような利用を進めていこうとされるのか、基本的な考え方をお示しください。

もう1点、明年1月10日という期限についてですが、これはどのような理由で設けられたものか。また、できればこの期限内に具体的な箇所選定や活用方法などを検討すべきと考えますが、可能かどうか。さらに、期限内に検討が間に合わなかった場合はどのような対応をされるのか、お示しください。

次に、小樽市の文化財保護行政についてお伺いします。

まず、文化財保護法第2条は、文化財として有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群の5類型を区別しておりますが、小樽市文化財保護条例はそのうち有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の4類型を対象とし、「周囲の環境と一体をなして歴史風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」という第5類型については、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」によって別途その保全が図られているものと考えます。

そこで、お伺いいたしますが、文化財保護条例による保全・活用と景観条例による保全・育成との一番大きな考え方の違いは何か、見解を求めます。

さらに、具体的には、本市文化財保護条例における「指定」と本市景観条例における「登録」とは、行政上の規制の強弱という面から見てどのような違いがあるのでしょうか。また、景観条例における「指定」、「地区指定」等と前者文化財保護条例における「指定」とは、行政処分の効力の面で違いはないのか。

また、文化財保護条例における文化財の保全・活用、景観条例における保全・育成という目的に対して、「指定」あるいは「登録」をされる所有者の側のメリット・デメリットについて、関係者の財産権等の尊重という観点から、それぞれ行政処分としての違いを踏まえた上で十分整合性がとられているのかどうか、見解をお示しく

ださい。

このことにかかわって、小樽は運河論争以来、伝統的建造物、近代化遺産等の群としての景観の持つ文化的価値を全国に先駆けて発信をした地域であり、小樽市の景観条例は全国的に見ても高い評価を受ける先進的な内容のものであると伺っております。

しかし、それはそれとしても、小樽市は現在、特別景観形成地区として8地区を指定しておりますが、そのうちのあるものについては、国の伝統的建造物群としての指定を受けることが適当、あるいはそのための準備調査等を行うことが必要なものがあるのではないのでしょうか。確かに、国の指定だから価値があるとか、市の指定だからどうだという序列づけではなく、あくまでケース・バイ・ケースですが、国の指定を受けることによって文化財としての価値がより適切に保全される道があるのであれば、検討する必要があると考えますが、見解を求めます。

さらに、本市文化財保護条例によって、教育委員会が「文化財の指定もしくは保持者の認定」を行うときは小樽市文化財審議会に諮問することになっておりますが、どのようなものを指定すべきかという選定基準のようなものは小樽市として定められているのでしょうか、お示してください。

次に、自治省の事業である「地域文化財・歴史的遺産活用地域おこし事業」について伺います。

本事業は、地域に存する文化財の保全を通じて、歴史と伝統の薫り豊かで個性的な地域社会の形成を図るため、地域主導による文化財の保全事業に対し、文化庁と協調して支援措置を講じるもので、平成4年度から行われております。具体的事例としては、道指定の文化財である函館市の旧金森洋物店保存修理事業が、総事業費3億・5,100万円で平成10、11年度で実施され、また村指定の古墳保全事業が群馬県昭和村で、平成10年度事業として総事業費3,980万円で実施されております。文化財の保全については常々予算の不足が叫ばれている中、このような制度の活用も検討されてはいかがでしょうか。

この項の最後に、最近、根室市の屯田兵の子孫に当たる人たちが、地域に残る唯一の屯田兵屋を自分たちで復元して記念館をつくったという新聞報道がありました。地域民間団体による文化財の指定や保全の取り組みについて伺いたします。

国や市町村などの自治体による指定とは別に、町内会や地域のまちづくり、まちおこしを目指す市民団体、文化財に関心を持つ民間のボランティア団体などが、独自に地域の文化財について調査研究し、市町村の教育委員会の認定等を経て、地域の文化遺産として選定・登録等を行い、清掃、保存などに自主的に取り組んでいく道も考えられると思います。みずからが住む街の歴史や伝統文化に関心を持ち、住民みずからが我が街を再発見していく、このような活動について市はどのようにお考えになりますか。また、このような活動についても、前段に述べた「地域文化財保全事業」の活用を図るべきだと考えますが、見解を求めます。

最後に、最近の新聞報道によりますと、国道5号朝里・銭函間の4車線化工事について、平成12年度内完成が難しくなったとのことですが、昨年、第3回定例会の我が党の代表質問に対して市長より、一部に用地処理等に課題があるが、12年度の完成に向け鋭意準備を進めている旨御答弁をいただいておりますが、計画のおくれによりいろいろな方面に影響が出る心配がないか。小樽市としてどのように対応されるお考えか、見解を求めます。

以上、再質問はいたしませんので、誠意ある御答弁をお願いして質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

初めに、21世紀に向けたまちづくりについてであります。近年の我が国は、急速な少子・高齢化の進行、目覚ましい情報化や国際化の進展、さらには地方分権や地域連携、バブル経済崩壊以降の経済動向など、戦後の安定した発展を支えてきた社会経済システムは、さまざまな面で変革が求められています。また、人々の意識も、環境問題や自然への関心の高まり、精神的ゆとりを求める傾向の強まりなど、その価値観は変化し、多様化しています。

これら時代の潮流の中、引き続く人口の減少、産業・経済の停滞、厳しい財政状況など、本市を取り巻く情勢は大変厳しいものとなっております。このような状況に適切に対処し、21世紀における本市を力強い発展に導くためには、教育文化、市民福祉、生活環境、産業振興、都市基盤など、行政として果たすべき役割を着実に進めるとともに、地場産業の発展や商業・観光などの振興、交通ネットワークの整備充実、魅力ある市街地整備の形成を特に重要課題としながら、将来展望に立って市民の協力や産学官の連携強化を図りながら、まちづくりを進めていかなければならないものと考えております。

本市は、美しい自然景観、さらに先人が築き上げてきた歴史や文化、運河や歴史的建造物などの歴史的遺産、それらが織りなす風格のある街並みを有しています。これらの地域特性を最大限に生かしながら、21世紀に向かって、市民が快適で安心して暮らせる活力あふれる地域社会の実現を目標に努めてまいりたいと考えております。

次に、財政問題について何点か御質問がありましたが、まず来年度の予算編成に対する基本的な考え方についてであります。現時点での試算によりますと、歳入における市税は12年度当初予算に比較して、固定資産税で多少の増額が見込まれるものの、市民税は伸びが見込めないと思われることから、市税総額では1%前後の伸びになるものと考えております。また、地方交付税につきましても、今後、年末にかけての国の予算編成作業の中で決定されてまいりますが、国勢調査人口の減少などもあり、大きな伸びは期待できないものと考えております。

このように、歳入における一般財源の動向は大変厳しいものがありますが、来年度予算の編成に当たりましては、今回策定いたしました財政健全化計画を踏まえ、管理経費の一層の縮減等を図りながら、後年度の財政負担にも十分留意した「21世紀プラン」第2次実施計画の策定を行うことなどにより、健全財政の維持が図られるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、財政調整基金等の本年度の見込みについてであります。今回の第4回定例会に提案いたしております補正予算ベースで申し上げますと、財政調整基金の取り崩しはおよそ3億2,600万円で、残高はおよそ1億5,300万円、減債基金の取り崩しはおよそ9億1,400万円で、残高はおよそ22億6,200万円となる予定であります。しかしながら、今後の除雪費の動向など不確定な要素が多いことから、最終的にはこれらの基金の取り崩し額や残高は変わるものと考えております。

次に、財政健全化計画についてであります。現在までの収支状況やこれからの財政需要を考えると、今後は中期的な見通しを立てて財政運営をしていかなければならないと考え、策定いたしましたものであり、将来予想され

る行政需要にも的確に対応できる財政基盤をつくるため、計画に掲げた以上の成果を得るよう最大限の努力をしまいたいと考えております。今後5年間は、とにかくこの財政健全化を市としての最優先課題として位置づけ、議会の御意見などもいただきながら、全職員が危機感を持って取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

なお、計画に基づく5年間の財政効果につきましては、職員数の削減と市税収納率の向上で30億円以上を見込むほか、土地開発基金の見直しや遊休資産の処分等で5億円以上を見込んでおります。また、その他の管理事務費等の縮減などにより、新たな財源の捻出にも努めてまいりたいと考えております。

次に、下水道及び国民健康保険、老人保健各会計の収支改善についてであります。これらの会計の動向が市全体の収支に大きく影響を及ぼしているのは事実であります。しかしながら、下水道事業会計につきましては、財政計画を立てながら投資額の抑制に努めるとともに、適宜料金の改定もさせていただくなど企業努力もしており、今後も人件費を含めた維持管理費の軽減を図りながら、収支の改善に努めてまいりたいと考えております。

また、国民健康保険事業会計につきましては、増嵩する医療費負担、景気低迷の長期化、さらには介護保険料の新たな負担が加わるなど、その財政環境は非常に厳しい状況にあります。現在、全国市長会を通じて、国保財政の安定的運営のための財政支援をはじめ、老健拠出金の算定における老人加入率の上限の撤廃などを国に対して要望しておりますが、今後、平成14年度に予定される医療保険制度の抜本改革の推移を見る中で、市としてもさらに具体的な取り組みをしていかなければならないものと考えております。

さらに、老人保健事業会計については、基本的には各医療保険者からの拠出と国及び地方公共団体の負担で成り立っており、現行制度の中では、市としての経営努力の限界もありますが、老人医療費の適正化対策に努めながら、事務コストの一層の縮減にも努力してまいりたいと考えております。

次に、この健全化計画と関係団体との協議についてであります。この計画の柱の1つとして職員数の削減を掲げておりますが、これにつきましては新行政改革実施計画の第2次改訂に沿って取り扱ってまいりたいと考えております。現在、その第2次改訂案につきましては職員組合にも提示しており、今後必要に応じて協議することとなっております。

また、健全化計画における改善策につきましては、管理経費の縮減を主体として進め、市民サービスの低下につながることをないよう、十分に留意してまいりたいと考えております。

次に、市立病院の改築に関連して何点かの御質問がございましたが、まず目標とされる12年度の単年度収支の見通しについてであります。本年度の病院事業の予算は、一般会計からの繰出金を約3億円増額するとともに、病院事業としても収支改善を図るよう指示してきたところであります。

9月末現在の入院収益は前年度に比べ11.1%、外来収益は前年度に比べ4.5%増加しており、仮に10月以降の入院・外来を前年度並みと試算しますと、資金不足は解消され、収支均衡は図られるものと予想しておりますが、一部流動的要素もありますので、今後、毎月作成する収支状況を分析しながら、収支の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、単年度収支の黒字が病院新築の絶対条件になるかということについてであります。新病院の建設に当たっては、その事業費の財源の大部分は起債の借入れとなり、借入れ条件として、単年度の収支については不良債務が発生しないことが要件となっております。

次に、来年度の繰出金についてであります。従来より一般会計からの繰出金については、地方公営企業法の繰り出し基準に基づいて繰り出しております。今後、病院事業への繰出金増額については、一般会計の財政状況が厳しい中で難しいものがありますが、経営診断の指摘もあり、今後の繰出金のあり方について、他都市の市立病院の状況を調査し、市内の「市立病院総合調整会議」の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の具体的な方向性についてであります。市立病院の統合・新築に向けては、現病院の施設の老朽化が顕著であり、また2つに分かれている非効率、さらには多くの市民の皆さんの強い要望でもあることから、「市立病院新築検討懇話会」、病院内では「新市立病院構想検討会議」などを設置し、それぞれ鋭意検討し、一日も早い統合・新築が必要であると考えております。

そのためには、今般の経営診断をもとに、さらに現病院の経営改善に努めるとともに、新築に向けては単年度収支の均衡と資金不足額の50億円の縮減計画が必要であり、こうした課題の解消に向け今後とも努力して、病院新築に向けての方向性を示してまいりたいと考えております。

次に、介護保険について何点かのお尋ねがありましたが、初めに保険料の徴収状況についてであります。11月末現在で申し上げますと、特別徴収では、10月分は約8,600万円の調定額に対し、同額の収入があり、収納率は100%となっております。また、普通徴収では、10月分は約1,200万円の調定額に対し、約1,100万円の収入があり、転出者などへの還付未済分約80万円を差し引いた収納率は86%で、特別徴収、普通徴収を合わせた10月分の収納率は98.3%となっております。

次に、介護保険制度と利用実態についてであります。4月から8月までの利用実績を見ますと、在宅サービスでは見込みを下回っていますが、施設サービスでは見込みを上回っている状況にあります。これは介護認定を受けていても医療機関に入院している場合や、家族が介護していてサービスを利用していないケースなどがあるため、在宅の利用が伸びず、一方、施設では、医師や看護婦など専門スタッフがいるため安心して介護を任せられることや、家族の介護負担が軽減されることなどから、施設サービスに対する利用希望が高くなっているものと考えております。

介護保険は、在宅サービスを重視する制度ではありますが、利用者や家族が自分でサービスを選択できる仕組みになっていること、また市内や札幌の施設整備が進んでいることを考え合わせますと、このような傾向はしばらくは続くものではないかと考えております。

また、保険料についてであります。保険料は高齢者の数や介護費用の見込みなどを基本にして、3年ごとに見直しすることになっております。介護報酬の改定や国の制度の見直しなど未確定要素もありますが、保険給付費の17%を保険料として徴収する仕組みになっておりますので、施設サービスの利用が増え、保険給付費が増加することは、保険料を引き上げる1つの要因になるものと考えております。

次に、社会福祉協議会の訪問介護事業についてであります。ホームヘルパーについては、12月1日現在、常勤ヘルパー57名、登録ヘルパー22名であり、仕事の割合としては、身体介護が10%、複合型20%、家事援助70%となっております。

また、単価につきましては、30分以上1時間未満では身体介護は4,092円、複合型2,830円、家事援助1,557円となっております。

ヘルパーの報酬額につきましては、常勤ヘルパーは月額21万5,200円、登録ヘルパーについては1時間当たり

1,000 円であります。

また、10月末現在の収支状況につきましては、収入では、2カ月分の介護報酬が未収金でありますので、市補助金 3,100万円を除き 6,166万円、支出で1億 1,337万円となっており、5,171万円の支出超過となっております。

次に、社会福祉協議会への貸付金についてであります。介護報酬の支払いが3カ月おくれとなっているため、その間における人件費等に充てるつなぎ資金が必要となり、来年3月までに5,900万円の運営資金が不足する見通しとなったものであります。社会福祉協議会としては、一般会計や銀行借入れにより緊急的に手当てしてまいりましたが、恒久的な対応が必要なことから、市に対し貸付けの要望がなされたものであり、資金の性格上つなぎ資金であることから、貸付金としたところであります。

また、現時点で期間は申し上げられませんが、次年度以降についても貸付けが必要なものと考えております。

除雪対策について何点かお尋ねがありました。

まず、市道種別の見直しについてであります。道路種別格付は道路の整備や管理のあり方、除雪計画の策定などの基本となるもので、市街地形成の変化や高齢福祉関連施設の整備、さらにはモータリゼーションの進展に伴う道路の整備等に大きな変化があり、これらの実態に合わせて見直しを行うものであります。現在、交通量などの調査を行っており、平成13年度中には見直し作業を終えたいと考えております。

次に、ロードヒーティング整備の優先度の基準についてであります。市内には交通安全上ロードヒーティングが望ましい箇所が依然として多く見られ、市民要望も数多く寄せられており、重要な課題として認識しております。今後のロードヒーティングの整備については、現在進めています市道種別の見直し結果を参考に路面管理のあり方について検討し、一定の目安を設けてまいりたいと考えております。

次に、港内での雪処理についてですが、従来より港湾活動や海上交通等の問題があり、これまでも陸上部における雪捨て場の確保に努めてきております。今年度も海上処理量を減らすために、手宮地区、望洋台地区に民間の土地を借り上げし、陸上の雪捨て場を確保することとしており、今後も海上処理量の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、陸上の市民雪捨て場の周辺環境についてですが、今年は従来の豊井浜、銭函御膳水のほかに、新たに手宮地区、望洋台地区の計4カ所を開設し、今後も増設する方針であります。場所の選定に当たっては、事前事後の環境調査や捨て場までのアクセス道路と生活環境、また雪に混入したごみの融雪後の処理など、周辺環境に与える影響に十分な配慮をしていきたいと考えております。

次に、置き雪についての御質問であります。平成10年度、11年度の2カ年にわたり、降雪時における置き雪処理の市民負担を少なくするために、除雪方法の研究として新雪除雪による除雪方法を試行してまいりました。御承知のとおり、本市は道路幅が狭く、路肩への堆積スペースが小さいことや、またアスファルト舗装上に圧雪状態での路面管理をしているため、暖気による圧雪の処理が必要となり、常時新雪除雪を行うことが不可能との結果となりました。したがって、今後の置き雪対策といたしましては、現在、機械除雪のため、完全に取り払うことは困難であります。高齢者世帯や公共公益施設の間口、交差点部分などの置き雪を作業上、可能な限り少なくするよう、委託業者に対し、さらに指導してまいりたいと考えております。

次に、国道5号朝里・銭函間の4車線化工事についてであります。小樽開発建設部では最新の工法と機械を

駆使して工期の短縮を図り、来年3月の完成を目指していたところであります。残念ながら一部の用地処理が進んでいないため、当初の完成予定がおくれています。交通量のピークとなる来年の夏までには全線開通を目指し、工事を進めていると聞いております。

なお、張碓トンネルは今年5日に完成し、また全長294メートルの張碓橋は来年3月までに完成の予定と伺っており、完成した箇所から逐次供用開始し、可能な限り円滑な通行が図られるよう対応するとのこととあります。

なお、用地処理に対しまして、市といたしましても開建に支援をし、今後も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

初めに、朝の10分間読書運動についてですが、4月の校長会議で朝の10分間読書の図書資料を配付し、各学校の実践について指導したところでございます。各学校では、朝の10分間読書運動などの継続的な読書指導のほかにも、読書週間を設けての全校的な読書への取り組み、さらには教師やPTAによる読み聞かせなどによって、それぞれ学校が工夫した読書指導に積極的に取り組んでおります。

また、今年度の子供読書年を契機として、市立図書館と連携し、絵本の部屋を開設するなど、子供たちがさらに本に親しむよい環境づくりに取り組んだ学校もあり、学校それぞれの工夫を大切にしながら、今後も読書運動の啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内小中学校の図書館の状況についてですが、小学校では、すべての学校で終日図書館が開放されており、授業での活用のほか、児童が休み時間や放課後に自由に使用できる状況となっております。また、中学校においても、授業での活用のほか、生徒会の図書委員が中心となり、休み時間や放課後等に図書館をあげ、自由閲覧や貸し出しを行っています。

次に、学校図書館の利用率についてですが、全市的な調査を行っておりませんが、数校について聞き取りましたところ、一月の利用率は小学校で月1人2回から6回、中学校では月1人1回から5回の利用となっております。今後、総合的な学習の時間や中学校の選択教科において、児童・生徒の調べ学習などにより学校図書館の利用が必要になっていくことが予想されており、より一層活用が進むものと考えております。

次に、学校図書館の整備状況ですが、平成11年度末現在、小学校では整備基準冊数13万4,000冊、蔵書冊数11万冊、整備率81.9%、中学校は整備基準冊数12万4,000冊、蔵書冊数10万7,000冊、整備率86.2%となっております。

平成11年度の購入冊数は、小学校2,684冊、中学校2,602冊で、ここ数年、小中学校とも2,600冊から2,700冊、計5,300冊程度となっております。

購入する本の選定方法ですが、各学校の図書委員等が児童・生徒に読みたい本のアンケート調査などを行い、この調査結果を参考に決定しており、各校の購入予算は、一律の学校割と児童・生徒数に応じた額の合算額を算出基礎として予算配当しております。

次に、これからの学校図書館のあり方についてですが、地域に開かれた図書館活動が求められている中で、現

在、多くのPTAが学校にPTA文庫を開設し、広く活用しておりますが、今後さらに学校図書館の開放を含めて、時代に対応したそのあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、道の「子どもの水辺連絡会」の動きについてであります。去る11月7日付文書で後志教育局から、道の連絡会が小樽市を「子どもの水辺協議会」の設置地域に選定した旨の通知を受けております。

また、現在の取り組み、今後の利用の進め方等についてであります。本年10月に小樽土木現業所、教育関係団体、庁内関係部局の協力をいただき、「子どもの水辺協議会設立準備会」を開催し、構成メンバー、対象河川等について話し合いを行いました。その後、地域の選定を受け、12月5日、「小樽子どもの水辺協議会」を設立したところであります。今後は、平成13年7月を目途に、星置川、朝里川、勝納川、蘭島川などを対象河川として、アンケートや現地調査等を実施し、利用方法や整備について協議いただき、「子どもの水辺」を選定し、国に対し登録のための申請を行っていきたいと考えております。

次に、明年1月10日という期限が設けられた理由等についてですが、「子どもの水辺」の選定・登録を12年度事業として年度内に完了させるために、事務処理の都合上この期限を設定したと伺っております。本市としては、12月5日に地元協議会を立ち上げたばかりですから、これから積雪期を迎えることもあり、期限内での箇所選定は難しいと考えます。したがって、明年7月を目途に現地調査などを進めたいと考えております。

次に、文化財保護行政についてであります。文化財保護条例は国の文化財保護法に基づく条例であり、指定された文化財のすべてが尊重され、保全の対象となります。景観条例は法律に基づくものではなく、小樽の特色を生かしたまちづくりを推進するために制定されたものであり、指定・登録された歴史的建造物の外観の保全を目的としております。

次に、文化財保護条例の「指定」と景観条例における「登録」の規制の強弱についてであります。文化財保護条例の「指定」は所有者の同意を得て行いますが、景観条例の「登録」は所有者の同意を必要としないということであります。

また、指定文化財の現状変更は許可制となっておりますが、登録歴史的建造物の外観の現状変更は、届け出に対し指導・助言を行うこととなっていると理解しております。

また、行政処分の方力の面での違いですが、現状変更する場合、一方は「許可」、もう一方は「指導、助言」ということでありますので、文化財保護条例による「指定」の方が規制が強いと考えております。

また、所有者のメリット・デメリットに関する整合性についてであります。両条例とも指定あるいは登録された建造物の修理・修復については、補助や助成の制度があります。これらの制度は、規制の程度に応じた支援内容となっております。

次に、国の伝統的建造物群保存地区指定の検討についてですが、過去に運河周辺地域を検討したことがありますが、これは高さ制限や建物の素材、色彩の制限など強い規制を伴うことから、地域の方々の理解が得られず、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」により景観保全を図り、現在に至っているという経過があると承知しております。

国の指定についての御提言であります。その検討には、国の伝建地区の指定は強い規制を伴うことから、地域の理解を得ることが前提となるものと考えております。

次に、文化財指定に当たっての選定基準についてであります。本市の文化財指定は、「小樽市文化財審議

会」の中で御審議をいただき、指定を行っております。この基準については明文化されたものではありませんが、審議会の委員には文化財に関するさまざまな分野で専門的な研究をされている学識経験者の方がおられますので、それぞれ専門的立場からの御議論をいただき、指定をさせていただいております。

次に、「地域文化財・歴史的遺産活用地域おこし事業」制度の活用についてですが、この制度は国や地方自治体が指定している文化財の買い上げや修復・復元等を支援するものであり、今後、本市の指定文化財の保存・活用のための整備に当たっては、この制度の導入についても検討したいと思います。

終わりに、地域の文化財遺産の保存に関する町内会などの自主的な取り組みについてですが、国や市が指定した文化財とは別に、地域の方々が「残そう」という意識を持ち、自主的にその保存・活用に取り組んでいこうとされることは注目すべきことであり、郷土愛をはぐくむことにつながると思います。しかしながら、現時点ではこのような地域の取り組みは、「地域文化財・歴史的遺産活用地域おこし事業」の対象となっておりません。教育委員会といたしましても、関係部局とも連携を図りながら、このような活動についても支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田日出男） 以上をもって本日の会派代表質問を終結いたします。

日程第2「意見書案第1号」を議題といたします。

本件につきましては、提案説明等を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。明12月9日及び12月10日の2日間休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時15分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 成 田 晃 司

議 員 中 島 麗 子

平成12年 第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成12年12月11日

出席議員 (32名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	15番	次木督雄
16番	久末恵子	17番	小林栄治
18番	八田昭二	20番	佐藤利次
21番	佐々木勝利	22番	渡部智
23番	武井義恵	24番	北野義紀
25番	西脇清	26番	高階孝次
28番	吹田三則	29番	中畑恒雄
30番	松田日出男	31番	佐々木政美
32番	高橋克幸	33番	斉藤陽一良
34番	秋山京子	35番	佐野治男

欠席議員 (3名)

14番	新野紘巳	27番	岡本一美
36番	佐藤利幸		

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	高橋康彦	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	山本稔
環境部長	大津寅彦	土木部長	松村光男

建築都市部長	山下勝広
小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	奥村誠
監査委員 事務局長	内藤洋
総務部秘書課長	長川修三

港湾部長	兵藤公雄
消防長	多賀俊春
社会教育部長	池田克之
総務部総務課長	磯谷揚一
財政部財政課長	貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	片岡義一
調査係長	渡辺章
書記	丸田健太郎
書記	斉藤繁幸
書記	大門義雄

事務局次長	須貝則彦
議事係長	佐藤誠一
書記	木谷久美子
書記	牧野優子
書記	中崎岳史

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に松本聖議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題とし、一昨々日に引き続き会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8番、斉藤裕敬議員。

（8番 斉藤裕敬議員登壇）（拍手）

○8番（斉藤裕敬議員） 平成12年第4回定例会に当たり、市民クラブを代表し、質問いたします。

市長の政治姿勢について何点かお尋ねいたします。

まずは、金融不安対策についてであります。

拓銀破綻を振り出しに、これまで堅実の代名詞であった保険、証券といった金融業界が次々と破綻し、企業においては経済先行き不安、個人においても同様に将来不安が増幅されております。12月に入ってから、滝川の道央信用組合が破綻いたしました。これも地域にとっては大変なことであるにもかかわらず、私自身あまたかと、こういう感が頭をよぎります。漠然とした金融不安が継続されているのであります。滝川市は、道に対する特別融資、保証協会への追加保証、商工中金をはじめとする政府系金融機関への協力を要請いたしました。

私は、これまでも制度融資議論の際、再三述べてまいりましたが、市としての対策の基本は滝川市同様、決まり切っている、つまり一種のマニュアル化しているわけですが、同時にその限界も感じます。この基本的手法の実効を上げるためにも、市としてできる独自の後押し、他行債務決済や抵当権正常化、抵当権の整理の手助けをする直貸しが必要であると主張してまいりました。今、制度化しておかなければ、金融環境の激変に地場企業は対応できないのであります。市長の考えを伺います。

来年度の予算編成の作業が目の前に迫っておりますので、今市長が決断をされること、腹を固めなければならない点についてお尋ねいたします。

フィッシュミール問題です。

私たち市民クラブは、市債権1億5,700万円の回収の見込みや、放置することに対する市民の受ける不公平感、また果たして民事債権としてまだ求償権があるのかなどなど議論を重ねてまいりました。市長や理事者は、粘り強く交渉するとかいろいろなことを答弁されてまいりましたが、結果的には先送りしていたと、こういうことになります。

市長は、経済部に籍を置かれ、これまでのいきさつ、事情は百も御承知なわけですから、この問題は既に事務方の判断の領域ではないということもおわかりいただいていると考えます。市長は委員会の答弁で債権放棄をほのめかす一場面、御答弁もあったと記憶しておりますが、実のところどうお考えなのでしょう。債権の放棄ともなれば、翌年1定の議決事項でもあります。議論中に時効が成立すること考えられます。明確にお答えください。

次に、身障者雇用の問題です。

長引く不況の中、障害者を取り巻く雇用環境は、これは健常者も同様ですけれども、厳しさを増しています。障害者雇用の場合、再就職が極めて困難という特徴を持っているともまた言われております。

平成10年7月に障害者の法定雇用人数が改正され、行政機関は2.0%から2.1%になりました。平成12年度、市長部局を例にとりますと、法定雇用人数を算出する基礎になる数字、対象職員数は957名で、それに2.1%を掛けますと、法定数は20名となります。また、ちょっとわかりづらいのですが、重度の方は1人が2人分と2倍カウントされるわけですから、本市の雇用状況は、重度7名、普通10名で法定数は24名雇用していると、こうカウントされるわけです。

しかし、私の知り得る範囲でも、重度等で複数の方が中途障害であります。労働省の計算手法に置きかえると11名分、この方たちが中途障害者としてカウントされているわけなのです。市の場合、障害を理由に退職せざるを得なくなるのはまれなことです。障害者の雇用拡大を推進し、社会全体で分担し合うという法の精神から考えると、市職員の中途障害者はあえてカウントせず、新規採用の道を開くべきと考えます。市長の御所見を賜ります。

来年の予算編成に当たり、基本的には緊縮予算になるのは当然であると思います。新規事業の棚上げや各種補助金の縮減を強いられることと思います。財政再建は、職員の意識改革や潜在能力の活用で乗り切るべきであります。市民に対して我慢してもらうところがたくさん出てくるわけですから、少なくとも創意工夫による行政サービスの維持・向上が望まれます。

そこで、市内3カ所のサービスセンターを、職員配置や事務事業の見直しにより本庁並みの機能に高めるべきではないでしょうか。各種証明書等の発行も、「急ぐときには本庁に來い」ではなくて、「急ぐときこそサービスセンターを」に変えたいものであります。検討すべきと考えますが、御答弁願いたいと存じます。

社会体育施設の充実と利用について伺います。

望洋台シャンツェ及びからまつ公園クロスカントリーコースの整備費が計上されております。つくったのはいいが、その利用の頻度に対して議論を呼んでいた望洋台シャンツェが、インターハイや全道ノルディックスキー選手権大会の誘致により、一息ついた感があります。言うまでもなく、これらの体育施設は広く市民に活用されてこそ、その存在意義が生まれるもので、ますますの利用促進を強く願うものであります。

からまつ公園に目を向けますと、現在、夏はサッカー、ラグビー、冬はクロスカントリーと季節によるすみ分けで、通年利用という点では効率的運用がされておるものの、サッカー、ラグビーそれぞれ1面使用ということから、中途半端で、試合数の多い大会時に使いづらいとの指摘もあるのであります。教育長は今後、望洋台地区にグラウンド3面程度を新設されるお考えがあり、関係者からの意見を聴いておられるとも聞きます。進捗状況をお知らせ願いたいと存じます。

また、提言させていただきますが、サッカー、ラグビーは基本的にその競技や協会組織の性質上、同一グラウンドでは共存が難しいと考えます。サッカーがクラブチーム主体の横の運営であり、ラグビーは主に子供から壮年までの年齢主体の縦の運営であること。芝の管理の方法やメディカルスペースの必要性など、具体的にはその相違点がいろいろあるものです。私は、望洋台地区にはサッカー、からまつはラグビーとすみ分けをし、それぞれ協会に一括管理委託することにより、施設に愛着心と責任が生まれることや、グラウンド維持が安価で済むものと考えます。教育長の御所見を賜りたいと存じます。

道路行政についてであります。

少なくとも道内では歴史の古い街・小樽。小樽は、港町の持つその街並みが独自の風情を醸し出し、観光資源としての一定の評価を得ているところであります。しかし一方で、みなし道路が多く、狭い道路、勾配がきついなど、道路機能的には問題がある箇所も多々見受けられるものであります。本年4月26日の塩谷街道での死亡事故は、本市の道路機能の弱点そのものであり、その対策が急務であると思います。まず、この事故のその後についてお知らせください。

私は、かねてから土木部に対し、長橋1丁目砂留本通線かいわい、長橋葵ヶ丘町会の石垣について協議をしてまいりました。この地域は塩谷街道同様、石垣が民地であり、基本的には所有者に管理義務があることは当然承知しております。しかしながら、現実問題として、建設時期もわからないほど時間が経過してしまった巨大な石垣を個人で修復するのは、事実上不可能であります。市長は、市道に接する石垣崩落による道路現状機能の損失を未然に防ぐという立場から行政による救済措置を講じるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。お示し願いたいと存じます。

この葵ヶ丘町内会地区は、ごらんになれば一目瞭然ですが、石垣だらけの地区であり、市が取り組まなければならない最優先地区であります。モデル地区として位置づけ、実験施工等を早急に検討すべきと考えます。いかがでしょうか。

また、今回、市内数カ所を独自に調査し、所有者の方からもお話を伺いました。古い石垣は水抜きがなく、大雨の後に石垣の損傷が多く見られるということであります。一部後づけで水抜きをあけた方もおられましたが、長さ30センチ程度のもが多く、素人目にも余り役に立っているとは思えませんでした。施工方法など、土木部が市民向けのガイダンスを作成すべきと思いますが、いかがでしょうか。

社会福祉協議会貸付金 5,900万円に関連し、お尋ねいたします。

介護保険導入を機に、市ヘルパー約70名は社協へ移管されました。当初から民間事業者との競争力の問題や、人件費を市の条件と同額で引き継いだことによる収益性の問題など、いろいろ心配されてきたところであります。この間、市は 3,100万円の補助金を出し、経営の健全化を願ってきたところではありましたが、残念ながら、さらに今回、貸付けという形で再度支援せざるを得なくなったのであります。

言うまでもなく、予算編成の権限は市長の専掌事項ですので、いろいろ政策的に御判断されたことと思います。しかし、この貸付けに対し、福祉部の説明を聞けば聞くほど疑問は深まるばかりなのであります。

まず第1に、社協貸付金の返済期限は平成13年3月31日とあります。その時点で社協の訪問介護事業及び通所介護事業特別会計に返済財源はあるのでしょうか。

第2に、社協は運用基金1億1,200万円のうち、6,000万円を上限としてこの介護保険事業特別会計に対して貸付けできると、こういった議決をしていると聞きます。12月末での社協一般会計から介護事業会計への貸付金は4,250万円で、その余力は1,750万円あるわけです。一方、年度内の社協の資金需要、これは特別会計の資金需要は、1月に600万円、2月500万円、3月550万円、計1,650万円であります。なぜ貸付けが必要なのか、また借り入れする意味が全く理解できません。どんな効果があるのか、御説明ください。

第3に、仮に貸付けしたときの手続の問題です。社協が安田信託から借り入れを起こすのであれば、預金担保貸付けなわけですから、極めて簡単な手続で終わると思います。しかし、市からの貸付けとなると、物的担保と

までは言いませんが、少なくとも人的担保、つまり連帯保証人が必要でありましょう。この際、社協としては再度評議員会を開催し、連帯保証人の範囲を決めなければならないのではないのでしょうか。当然その場面ではさまざまな御意見が出ると考えますので、社協からすると、とても面倒な借り入れになるのは明らかであります。わかりやすく、市と社協の協議の内容をお知らせください。

第4に、再度貸付けの問題です。議案説明の際、市長は3月31日に1度社協から返してもらい、次年度以降、収支が健全化するまでの一定期間、再度貸付けていく、こういった趣旨の御発言をされました。私たちは極めて不可思議なものと受け止めております。

なぜなら、理事者から提出された説明資料を分析してまいりますと、2カ月おくれの介護報酬が入金されてきた6月から10月の実績を見ても、最大 831万 8,000円、最小 217万 2,000円、平均で 485万円の単月収支不足が生じているわけであります。このままでいくと、平成13年度には 5,500万円程度の単年度欠損を生じると、こういうことが書かれている。

また、年度末の3月31日時点で 5,900万円返済金のうち返済原資不足約 4,600万円を、社協の介護特別会計は一般会計からまたさらに借り入れをして1回返すと。その議決後、市から 5,900万円が入ってくると。入ってきたら、また今度は社協の身内ですね、一般会計の方にお金を返すと、こういうキャッチボールをするわけです。そうすると、平成13年度末に使えるお金は 1,300万円ぐらいです。つまり、せいぜい3カ月分ぐらいの穴埋めと。残りの9カ月分、約 4,000万円を補助金と支出したとしても、平成13年度末、つまり平成14年3月31日にはやはり今と同じことが起きて、一般会計から借り入れをするのではないのでしょうか。これを繰り返すと、市から補助金を増額し続けられない限り平成14年度末の、ですから具体的には15年3月末です、社会福祉協議会の議決金額 6,000万円を超えてしまうと、こういう事態が生じないかと、これも心配されるわけです。

これはあくまでも理事者からいただいた資料をつなぎ合わせて推測したものですけれども、このような質問をしなければならないのも、社協の事業計画が示されていないからです。市長は社協と協議し、今議会中に事業計画を提出すると、そして議論すると、こういったことが責務であると、こう思いますが、いかがですか。

この項の最後に、理事者が常に言われておる経営の健全化、つまり収益性の向上についてであります。

説明によりますと、ヘルパー69人体制から57人に見直しし、登録ヘルパーを導入するとあります。また、実稼働時間を週30時間とするようでもあります。つまり、登録ヘルパーを除いた1カ月の最大稼働時間は 6,840時間となります。一方、本年10月の身体介護、家事援助、複合型を合算した稼働時間は 5,010時間30分であり、経営努力の可能性というのは、これを差し引いた結果が 1,829時間と30分から横出し分を引いた時間と、こうなるわけです。収益性を上げるための稼働余力時間はどのぐらい、何時間ぐらいと計算されており、かつ、これは一遍に改善はできませんから、当面の目標はどのように計画されておられるのでしょうか、お示ください。

私は第3回定例会において、廃棄物処理施設、特に桃内処分場について質問させていただきました。桃内ごみ処理委託業務の特記仕様書の法令違反、本来業者から契約後7日以内に提出を受けるべき事業計画を求めずに放置していたこと、ごみ搬入量が年10万トンから6万トンになっていたにもかかわらず議会に報告せず、委託内容をチェックしなかったことなどなど、極めて不可解な環境部の実態が浮き彫りになりました。

このような状態の中、今回、議案第10号 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正案が上程され、示されましたが、この条例の第5条第2項には、市の責務として廃棄物の処理体制及び処理施設等の整備を明記

しております。条例の趣旨は理解できるものの、ずさんな環境部の内部体制を見直し、チェック強化しなければ、条例が単なる絵にかいたもちになるのではないかと心配されるものであります。まず、この点に関し、市長の見解をお伺いしたいと思います。

3定では、2度の委員会空転を経て、各会派合意のもと、閉会中に幾つかの再調査、資料の提出を約束し、一応会期の終了を迎えたのであります。今回、各議員に示されたのがその資料、つまり3定の宿題なのであります。各会派説明を受けたと思いますが、私たちは正直申し上げ少々あきれぎみです。広域連合の中心的役割を果たし、巨額の建設費を要する焼却場建設に取り組まなければならない小樽市がこれで大丈夫かと、こう率直に思うわけです。

資料には、ごみの減量効果などで見込量は6割になり、月4,980トンになったと。これは体積換算をすると、業者の事業計画の4,800立米と大体合っていますということが書いてあるわけです。このトンから立米に変える掛け算ですけれども、掛け算の数字が体積換算係数と呼ばれていて、単純に掛け算、割り算の話なのです。

この体積換算係数は、東京都のデータから1.02という数値を採用していますと、こういうことです。これは極めて初歩的ミスで、データを読み間違えています。正しくはその表の左側の方にある1.69、あえてその数字を使ったらという意味ですけれども、1.69を採用すべきで、4,980トン掛ける1.69イコール8,416.2立米が月平均体積であります。つまり、業者の提出した4,800立米の実に1.75倍。理屈上、通常業務では処理できないということを書いている。毎月3,000立米を超えるごみが処理されずに放置されますと、こういうことを書いているわけなのです。いかがですか、お答えください。

また、業者は、積算根拠は社外秘と、これは秘密なのだということで回答してくれませんでした。しかし、ごみ10万トンで見積もったのか、6万トンで見積もったのかどうかぐらいは答弁して当たり前だと思いますけれども、どうでしょうか。どちらだったのですか。

もう一つ、大きな問題があります。今回の小樽市廃棄物最終処分場埋め立て業務特記仕様書、第4条、対象廃棄物等搬入量、これは5メートル積んで30センチという法令違反が見つかったものと同じものですが、その第4条にはこう書いてあります。搬入廃棄物、年10万トン、土砂及び覆土材3万トンと、こう明記しております。3定の答弁では、この10万トンが減量効果で6万トンになったとあり、なおかつ今回調査してみたら5万5,000トンになったと、こう説明しているわけです。

しかし、平成8年2定、厚生常任委員会資料、最終処分場基本計画の概要版では、これはコンサルから膨大な書類、コンサル結果を受けて、それを要約したものです。ここで平成12年のごみ予測をしています、既に。その資料によると、平成12年度埋め立て重量を7万6,079トン、覆土材は2万2,824トン、合計9万8,903トンと、こう推計しているのであります。なぜ基本計画よりも3万トンも多い発注をしたのか、その経緯をわかりやすく明確に説明してください。

理事者の皆さんは、この平成8年にコンサルから成果品として示されたものを根拠に、すべての事業を進めているわけです。当然トレンド、統計上の流れですね、流れもいろいろな指標をきちんと明確に、こうこうこういう手法でこの数字を出しましたというものを、概要版でない、原本には全部載っています。その結果、ごみと覆土材を合わせても9万9,000トンにしかありませんよと書いているものが、なぜ13万トンの発注になるのですか。非常にわかりません。説明してください。

会派への説明の際、環境部は、「業務委託の日最大想定処理量はない」と回答しておりました。「1日何トンまで処理できる想定でこのごみ処理委託は発注されたのですか」と尋ねましたら、それはないですと。常識的に想定最大処理量を持たない業務委託など考えられません。尋ねられても、市民に説明が付きません。改めてお答えください。

土木部に再積算をしてはどうかと、これも3定での約束でありました。しかし、土木部は、工事目的物に対して行われる土木工事とは管理委託業務というのは性質が違うのだと。よって、再積算というのは我々ではできないのだと、こういう苦しい回答です。身内をかばっているとは思えない。

それなら、土木部に尋ねますけれども、除雪の積算はどうなっているのだと。基本的な考え方を手順を踏んで示してください。土木部は除雪の際には、年間降雪量想定値というのを設けて、それで委託業務を発注しているはずなのです。何もでたらめにやっているわけでないはずです。それをわかりやすく説明してください。

市長は前回、観覧車の条例違反問題、内部的に一定の整理を行われたと仄聞しております。法令違反とか数値の乱れだとか、またはワープロの打ち間違いですか、そういうこじれにこじれた桃内ごみ問題をどう内部的に整理するお考えでしょうか、お示してください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）

○市長（山田勝磨） 斉藤裕敬議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私の政治姿勢ということで何点か御質問がありましたが、まず御提言のありました直貸しであります。融資制度についてさまざまな考えがあることは承知しておりますけれども、行政として金融取引にどこまでかかわるのがよいのか、おのずと限界があらうかと思っております。市といたしましては、融資制度は現行どおり運転資金、設備資金に範囲を定め、金融機関へ融資をあっせんする方法を原則に運用することとしており、直貸しを制度化することは難しいものと考えております。

次に、フィッシュミールについてであります。使用損失補填金の支払いにつきましては、これまで関係者と話し合いを続けてまいりましたが、残念ながら理解が得られず、支払いに至っていない現状にあります。明年3月末には平成3年3月29日支払い期限分が消滅時効を迎えることとなりますので、平成13年第1回定例会までには一定の判断をしてまいりたいと考えております。

次に、障害者雇用についてであります。法定雇用率は中途障害者を含めて在職する障害者数により算定することになっており、基準に達しております。障害者の雇用は必要なことと考えており、事務職の採用試験は通常、大学卒で27歳が上限であります。平成9年度から障害者にはさらに年齢を2歳延長し、29歳を上限として募集いたしており、今後とも雇用拡大に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、サービスセンターの機能拡充についてであります。市民の利便性を図る上で各種証明書などをサービスセンターで発行していくことは大変望ましいことと考えております。平成13年度から実施の新たな行政改革実施計画案の中に「サービスセンターの充実強化」を盛り込みましたが、今後、処理手のオンライン化などの課

題を整理しながら、できるものから順次実施し、行政サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年4月に発生した市道塩谷線石垣崩落事故のその後についてであります。事故原因については現在、警察署や労働基準監督署で調査中であり、現段階で結論は出ておりません。事故後は片側交通規制で供用しながら、所有者並びに側溝改良工事請負業者と復旧工事の施工方法や経費負担について継続的に話し合いを続け、原因が特定された場合は、その原因者が工事経費を負担する旨の覚書を取り交わし、10月下旬から崩壊部分を市が、未崩壊部分を石垣所有者が発注し、年内に全面開通できるよう一体工事で復旧工事を行っております。

次に、市道に面する老朽化した個人所有の石垣の対応について御質問、御提言であります。山坂の多い本市におきましては市道に面した個人所有の石垣が多くありますが、その老朽化につきましては大きな問題であると認識しております。しかし、この問題につきましては、石垣の危険度を判断する明確な基準がなく、また改修費に見合う救済制度也没有ありません。このため、現実的な対応策が見出せないのが現状であります。しかしながら、市といたしましては、市内の市道に面した石垣の実態把握が必要と判断し、去る8月と9月に効率的な実態把握の方法などを探るため地区を指定して調査を行ったところであります。これらの調査結果を踏まえ、来年度早々から全市的に実態把握の作業に取りかかりたいと考えております。

また、その後の対応につきましては、現在、国におきまして石垣の危険度の判定基準の明確化について検討しており、この動向を見守りながら、関係する法令等についても研究を行うなど、具体的な対応策について検討してまいりたいと考えております。

なお、御提言にありますモデル地区の指定等につきましては、全市的な実態を踏まえた中で具体的に対応していく場合の1つの方法だと思います。

また、個人が行う石垣の補修的な工事については、市として施工方法等について適切な助言を行うことも必要だと考えますので、助言の内容及びその方法についても検討してまいりたいと考えております。

次に、社会福祉協議会の貸付金について何点かお尋ねがありましたが、初めに返済財源についてであります。確かに年度末時点での返済財源は不足するところであります。しかし、貸付金は本事業の安定的運営を図るためのつなぎ資金であり、次年度以降についても当分の間必要と考えておりますので、返済財源については、この貸付金及び収支不足に対する補助金で対応することを検討したいと考えております。

次に、貸付金の必要性についてであります。社会福祉協議会では、介護報酬の支払いのおくれなどにより不足する資金を、事業運営の安定化のための基金を担保に緊急避難的に一時借入れを行ったものであります。しかし、恒久的な対応が必要なことから市に対し貸付けを求めてきたものであり、市としても、移管した際に当分の間、財政的な支援をすることとして円滑な移行を図ってきた経緯や、介護保険事業の安定的なサービス提供などを考慮し、貸付けすることとしたものであります。

次に、貸付けに当たっての連帯保証等の手続についてであります。従来の福祉団体に対する貸付けと同様に、社会福祉協議会の公益性を考慮し、連帯保証人を求めることは現状では考えておりません。

次に、事業計画についてであります。13年度の事業計画については今議会中にお示ししたいと考えております。しかし、事業の安定的運営を図るためには、収支改善を図り、健全化に向けた具体的な対策を講じる必要があると考えておりますので、14年度以降については、この改善計画が具体化した時点でお示ししたいと考えております。

次に、ヘルパーの稼働状況についてであります。常勤ヘルパー57名の1カ月当たりの最大稼働総時間数は、6,840時間であり、これに対して本年10月の報酬の得られる予定の総稼働時間数は、5,514時間30分となっております。計算上ではその差は、1,325時間30分となります。ただ、実際の業務に当たっては、ケース検討会議、ボランティア活動への協力、登録ヘルパーの指導、相談業務や関係機関との連絡調整などの報酬の得られない稼働時間があるほか、代休や有休などにも必要になりますので、時間的には余裕はそう多くないと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、効率的な派遣を図るよう指導してまいりたいと考えております。

次に、桃内処分場に関連しての環境部の体制についてであります。事務処理上の過誤があったこと及び、そのことに関連いたしまして、第3回定例会において議会の運営に多大な影響を及ぼすこととなりましたことは、遺憾であると思っております。廃棄物処理業務は市民生活に密着した業務であり、市民の信頼と理解、協力のもとで進めなければならないものでありますので、こうしたことが確保されるよう業務体制等について点検をし、必要な対応を考えたいと思っております。

次に、体積換算係数についてであります。最終処分場基本計画に基づいて埋め立て業務を計画する事業計画書は、敷きならし、転圧等の一定の作業によってごみが埋め立て処分され、一般的に2年後に処分場で埋め立てごみが安定する時点の埋め立て容量を想定し、計画いたします。環境部の資料は、この埋め立て経過2年後の体積換算係数1.02を使用しております。この体積換算係数の使用については、最終処分場基本計画を策定した北海道開発コンサルタント株式会社に適切であることを確認いたしております。

御指摘の体積換算係数1.69は、東京都の調査で、処分場に搬入された不燃ごみを敷きならし、転圧した埋め立て直後の状態を指すものであります。小樽市の埋め立て直後のごみについては、伍助沢処理場や桃内処分場での状況から、ごみ1トンがおおむね1立方メートルと推計できましたので、体積換算係数を1として埋め立てを行っております。

次に、業者の積算根拠についてであります。改めて委託先の業者に問い合わせをしたところ、業者としては塩谷1丁目の産業廃棄物最終処分場の業務経験を参考にして、積算に当たっては、主に8時30分から午後5時までの業務時間等における従事員の人件費や、重機及びその他の機材費などの経費により積算したものであり、埋め立て作業の対象となる廃棄物の量を積算の直接的要素としないということであります。

次に、最終処分場埋め立て業務特記仕様書の年間10万トンについてであります。平成7年度策定の最終処分場基本計画における廃棄物排出量の算出に当たっては、家庭系ごみについては、平成2年から平成6年までの排出実績と厚生省から示された手法による人口推計等に基づき排出量を予測し、また事業系ごみについては、平成2年から平成6年までの過去5年間の排出実績数値をもとに予測式により算出し、家庭系、事業系を合わせた平成12年度排出見込みを9万5,387トンと見込みました。この9万5,387トンから資源化、焼却処理する2万1,629トンを差し引きしたものに焼却残渣2,321トンを加え、埋め立て量を7万6,079トンと予測したものであります。これに対しまして仕様書記載の搬入廃棄物年間見込量は、総排出量10万9,950トンから資源化・焼却処理量の1万773トンを差し引き、処分場搬入総量9万9,177トンとなることから、10万トンといたしました。

結果として計画とは約2万3,000トンの差が生じたものであります。これは事業系ごみが1万2,323トン増加する一方、焼却量が9,049トン、資源化量が1,807トン減少したことによるものであります。この2万3,000トンに覆土量7,000トンを加えまして、3万トンとなるものであります。

次に、埋め立て管理業務の1日想定最大処理量についてであります。1日最大処理量を具体的には設定していませんが、ごみ搬入量について特に多くなる5月連休明けや年末等の状況がおおむね1日最大処理量となる日として把握をしております。その際は時間外業務等で対応し、埋め立て業務に支障が生じないようにしております。

次に、除雪委託費の積算方法についての御質問であります。基本的には除雪機械の稼働時間により積算をしております。今年度を例にいたしますと、過去10年間の平均降雪量などをもとに想定降雪量を定め、昨年度の降雪量に対する想定降雪量の割合を昨年の除雪機械の稼働時間に乗じ、今年度の設計稼働時間を算出し、これに機械1時間当たりの公共単価を乗じて積算をしております。

次に、桃内処分場の業務委託にかかわる一連の事務処理上に過誤があったこと等について、現在内容を精査をしており、その上で一定の整理をしてみたいと考えております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 斉藤裕敬議員の御質問にお答えします。

サッカー、ラグビー場についてですが、現状のからまつ公園運動場は、その利用実態やグラウンドの維持管理等でさまざまな課題を抱えております。教育委員会といたしましては、どのような形態の競技場がより親しまれ、有効活用されるかについて市長部局と検討するとともに、からまつ、望洋それぞれについて関係競技団体とも話し合いを行ってきたところであり、今後さらに協議をしてみたいと考えております。

また、このたびの御提言につきましては、各競技団体と協議する中で検討してみたいと考えております。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8番、斉藤裕敬議員。

○8番（斉藤裕敬議員） 再質問させていただきます。

社協の関係は、先ほど御答弁で、返済財源はないのだけれども、補助金等で支援していくというようにも聞きました。しかし、補助金というのは年度明けたときではないのですか。3月31日時点で補助金を出すお考えなのですか。これをまず伺いたい。

事業計画については出していただけるということですから、それを拝見したいと思います。

私は、今まで原課からちょうだいした資料を読み込んで修正していきますと、平成12年度は御承知のとおりですね。だけれども、平成13年度は7月ぐらいにもうお金が足りなくなってくるわけです。そして、さらに平成14年度になると、単月欠損が積み重なっていくわけですから当たり前のことなのですが、平成14年度の頭、4月にはもう既に補助金セットで貸付金を出さなかったら回っていかない状態になるのだと思いますね。

これは余りにも皆さん、いきさつがあって支援しなければならないからしていくのだと、そういうことをおっしゃりたいのしょうけれども、実務的に無理です。だって、資金ショートするのですから。そうしたら、結果的に社協の一般会計から借りなかったらならないのですよ。社協の一般会計をわざわざ皆さんが6,000万円を上限として議決までされているのです。それを有効に使っていただいて、あえて言うならば利子補給をするであるとか、預金担保とはいえ利息が発生しますでしょうから、そういう手だてを講じて差し上げると。

ましてや、今年度の末に必要な5,900万円というのは、資金計画上は何も効果を生まないものだと思うのですよ。あえて言えば何でしょう。あえて言えば、社協の運用基金が預金担保で借金があると。借金が年度末になくなってよかったなというような、そういう精神的な効果しかないのであろうと。

私は、市長がいろいろな経費をやって支援するのだというのであれば、何も3月31日は別に社協さん自賄いしてくださいと。翌年度になったらこうこうこういうような支援をしますと、はっきり言えばいいのです。少なくとも今の5,900万円は、経営上は何の効果もないと私は思っています。恐らく当たっているでしょう。この点について、社協については答弁いただきたい。

それと、ごみなのですけれども、内部体制をチェックしたらどうかと。内部、身内から見直せみたいような質問です、私の質問は。随分生意気なことを言っているのだらうと市長はお感じかもしれませんが、そういうものが多いのですよ。というのは、このごみの問題というのは、5メートルのごみに対して30センチ覆土するというのが、桃内においてこれが政省令、要するに法律違反だと、これがスタートなのですよ。

しかし、議論が複雑になるから当時はしませんでしたけれども、理事者の方は単純なワープロの間違いなのだと、いつも3メートルと50センチでやっているのだと、こうおっしゃっていましたよ。ワープロの間違いだって。しかし、桃内ではないですよ、伍助沢の発注だって5メートルと30センチで行われているのですよ。桃内だけではないのですよ。

これは具体的に聞きますと、平成12年4月1日付の伍助沢の委託契約書、委託料は1,470万円、4月1日から3カ月間の委託業務ですよ。これにも5メートルと30と書いているのですよ。それは内部体制をチェックし直してくださいと言われてもしょうがないことではないですか。

いちゃもんみたい話に聞こえるかもしれませんが、今回、皆さんの手元にきている体積換算係数の表だってそうですよ。これ皆さん何か知らぬけれども、ここに1.02というところに斜線引いてある。これだってミスプリでしょう。ミスプリですよ、これ。姿勢がうかがえるということですよ。

A₁₁と、1年次と書いているところありますよね、この公式見てくださいよ。a₁₁というのはどこにありますか、この表に。ないのですよ、ないのです。どうやってこれ読めばいいのですか、そうしたら。1年次ができないということは、2年次できないのですよ。その程度のことなのですよ、皆さんのやっていることというのは。非常に腹立たしい。

そして、1.02がコンサルが正しいと言った。そうですか。では、コンサルに今度お金返してもらいましょうよ。コンサルが出してきた平成8年3月の、これは概要版にも載っている資料ですよ。その中に、ごみ排出量及び中間処理量の埋め立て容量見直しと、ずばりのところなのです、そこで埋め立て重量の換算をしています。今回の業者が出してきたトン数を立米に変えると同じことをやっているのです、ここで。ここで使っている数字というのは1.36です。1.02なんていう数字、ここに1つも載っていないのですよ。

理事者の皆さんは、小さければ小さい数字でなければ都合が悪いのですよ。なぜかと。4,800立米に合わすためには、小さい数字を求めていかなければ、幅がどんどん、どんどん広がるのですよ。それを後でやったとしか思えない。この辺をもう1回答弁してもらわないといけません。どっちが正しいのか。1.02というのは、同じコ

ンサルがやっているわけでしょう。同じコンサルが1.02という数字が正しくて、自分が成果品で出したやつは1.36使っているのですよ。どっちが正しいのですか、これ。私は1.36が正しいと思う、この表から見ても1.36が

正しいと思う。でも、皆さんは1.02と言うのだから、コンサルに問い合わせてもらわないと困りますよ。どちらが本当なのか、あれしてください。

それと、いろいろなことをおっしゃっていましたが、今までごみの埋め立て量が10万トンを超えたときというのは何年と何年と何年ですか。これも聞きます。

それと、とんでもない話なのですけれども、資料を見ていただければわかるのですけれども、搬入量の減量が見込まれたことで委託業者と協議し、7月の1週間程度の搬入量を見きわめた上で計画をつくることにしました。これが4,800立米と言っているわけですよ。では、どうしてといったら、ここにいろいろ書いていますけれども、それは1週間519台であったものが158台に変わったから。この流れを見たら5万5,000トンになったと、こう言っているのですよ。そのことは業者と協議してやったと言っているのですね。

では、158台というのはどの1週間だか私調べました。7月3日から7月7日までの1週間です。この1週間の流れを見て、皆さんはごみが今後10万トンではなくて5万5,000トンになると計算づけたのですよ。それに間違いありませんね。しかし、業者から出てきた事業計画書というのは7月1日付なのですよ。おかしいでしょう、これ。矛盾どころの話ではないですよ。皆さんが業者と協議して4,800立米を決めたというのであれば、少なくとも7月8日以降の協議なのですよ。ところが、業者は7月1日なのですよ。説明してください、これは。

基本的方針として廃棄物の見込量というのを、こういう我々に示された数値から見ると、発注時には7万トンを10万トンと大きく見積もっているのですよ。現場の仕事では月4,980トンを4,700トンと小さく見積もっているのですよ。このずれというのは何なのですか。

皆さんが業者と協議したというのであれば、一月270トンぐらいの差しかないから、これで処理できるのだなんて言っている。だけれども、本来であれば、最初、計画段階で処理できない数値を見込むということ自体がおかしいではないですか。説明してください。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝磨） 何点か再質問ございまして、環境部の関係については環境部長から答えます。

初めに、介護保険の関係で御質問ございましたけれども、総合的に申し上げますと、介護保険がスタートしまして、当初は介護事業というものが相当見込まれるというようなことで、民間事業者も相当数立ち上がってきたわけでございますけれども、先般の日経新聞を読みますと、約57%の企業で採算割れを起こしていると、このような状況も報告されておりまして、一定程度時間がたたなければ、この制度の運用というものが安定的にならないのではないかと、総体的にはそう思っております。

それで、今回の社協についてでございますけれども、補助金で支援するのかということでございますけれども、補助金で支援するのではなくて、今年度の貸付金については12年度末で全額返済になりませんので、13年度の補助金を交付した中である程度返済をしてもらうというような考えで先ほどお答えしたわけでございます。

それから、社協の議決をもらって貸付金とかを決めているのだから、その範囲内という話だと思えますけれども、これはあくまでも社協としては一時的な対応ということで決められたわけございまして、ずっとこういう体制でやっていくと、こういうことではないので、8月、9月ごろですか、その段階からもう事業資金がショ

ートするという見通しがありまして、何回か社協さんの方とも協議をさせてもらったのですが、社協としては市から頼まれた事業であると、したがって、市の方で責任を持って対応していただきたいと、最終的にそういう話し合いになったものですから、市としては、もちろんこれから社協の介護事業について来年度以降、十分検討して、安定的に事業が経営できるような仕組みについて、体制について検討していきたいと、こう思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

それから、ごみ処理の関係で内部体制の問題につきましては、前回の議会以来いろいろ御指摘がありますので、先ほどお答えしましたとおり、内部体制について再度十分検討して対応していきたいと思っております。

以下のものにつきましては、環境部からお答えいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 環境部長。

○環境部長（大津寅彦） 斉藤議員の質問にお答えをいたします。

まず、換算係数のミスプリントということでの御指摘の関連でございますけれども、確かに御指摘ありましたように、平成7年度において策定した当時の容積と重量との比を割り返しますと、1.3何がしかになろうかというふうに思っておりますけれども、その後、先ほど一部答弁を市長から申し上げましたように、1つには、平成7年度のデータは平成6年以前の5年間のデータに基づいた状況の中でのことで、その後ごみが相当量増えている要素が1つあるということ。そうして、そのほかにもう1点として、その一方で今年の12年度に至ってから大きく減量する要素が出てきたと。

そういったようなことの中で今年の埋め立ての計画を考えると、そのまま1.36で処理していいものかどうかということについて検討しましたが、最終的に、その際コンサルさんに御相談を申し上げてといいますか、意見を求めたところ、先ほどの資料にありますように、一般的に計画自体は2年経過後のごみが埋め立て状況が安定した段階での計画なので、その年次に対応するというふうなことで、今日配付の資料の3枚目の経時的状況のところの2年次以降の係数、小樽市であれば単に不燃ごみだけでなく、可燃ごみもかなりの量、むしろ多いような形で埋め立てるということで、そういう意味では一番上の0.63なり、あるいはそれから不燃ごみの1.02、それから持ち込みの事業系一廃の1.81、その辺あたりのことを総合的に勘案をする中で、平均的な部分である1.02という数字を使うのが妥当ではないかという助言を受けてそういう処理をしたということでございますので、御理解をいただいております。

なお、この辺あたりについては、改めてもう一度コンサルにその辺の経過を確認をさせていただきたいというふうに思っています。

それから、10万トン以上になったときは、いつかということの御質問でございますけれども、10万トンを越えたのは平成11年度における10万360トンでございます。10年度は9万7,700何がしでして、10万トンにのっかったのは11年度が最初ですけれども、10年度以前の状況を見ると、この10万トンレベルの状況が継続されるというふうなことから考えられましたので、今年の部分については、当初、仕様書をつくる春の段階では10万トンということの想定をしたところでございます。

それから、減量になったときの車両台数の根拠の書類の提出月日の問題でありますけれども、御指摘のように7月1日から1週間の状況の中でやったものでございますので、正確にはそれ以降の日付で出すべきとこ

ろでございましたけれども、7月1日にさかのぼって書類を提出をしていただいたということでございまして、これは手続的にうまくなかったなと思っておりますので、この辺あたりはおわびをしたいというふうに思います。

それから、最後の4,980トンと4,700トンの差ということでありますけれども、おおむねこれは月間にしますと1日のごみの量程度の差でございまして、この当時、ごみの量の変化というのを必ずしも正確に見通すのができないような状況にもございましたので、この辺あたりの差というものはある程度吸収をできるというふうなことから業務処理をしようということで整理をさせていただいたと。

以上でございます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8番、斉藤裕敬議員。

○8番（斉藤裕敬議員） 後で部長の答弁をよく考えますよ、私も。ただ、申し上げたいのは、1.02とコンサルタントとちゃんと相談したということですから、これは本会議でコンサルタントの指導、相談のもとで1.02を使ったということをもう言ってしまったわけだから、コンサルはその程度の技術力しかないのだということを言っておきます。1.02というのは、2年間、土の下にあったごみの体積ですからね。2年間ですよ。仕様書だけで考えれば、7メートル下に2年間、漬物みたくプレスされた状態のごみが1.02といいます。

それと、業者が今積算しなければならないのは、ブルドーザーの稼働とか重機の稼働でしょう。パッカーからおろして、そしてそれを敷き詰めるためには何台のどういう体制が必要なのかと見るわけですよ。それが必要なわけですよ、処理量だから、処分量だから。それが、パッカーからぼんと落ちたごみと2年間7メートル下にあったごみと同じ体積だなんていう理屈は、数字で言っていたらわからなくなるけれども、だれだって同じだと言いませんよ。あえて言うんだったら、1.36という数字をあなたたちは使えばよかった。でも、使えなかったのですよ、小さい数字しかだめだったから。だから、コンサルが出している1.36というのも、そのままに放置してしまう。素晴らしいことです。質問にならないですもの、皆さんの言っているの。

そして、では、トレンド、トレンドと3定のときも言っていた。トレンドって1週間だった。日付さかのぼって提出してしまった。これごめんなさいと言われたら、それまでですよ。何をやっているのだからよくわかりません、私。あなたたちの数字は間違いなく間違っていると。

市長に最後にお尋ねしますけれども、不自然に感じませんか。市長は、環境部の部長が具体的なことを答弁されましたけれども、不自然に感じないか。業者に日付をさかのぼらせて提出させることが不自然ではないのか。しかも、1週間というのは最少の1週間をとっているのですよ。平均だったら170何台なのですよ、158でないのですよ。これを不自然と思わないかと思うということを明確にお答え願いたいと思います。

それと、これは原課に、環境部長に答えさせていただいても結構ですけれども、コンサルが提出してきたコンサル結果、成果品の中で、1.02という生数字を使って数値を導き出したものが中に、成果品で厚いものですが、その中に1つでもあるかどうか。

この2点だけ伺います。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 確かに日付をさかのぼって提出をさせたということにつきましては、不自然といいますが、事務処理上いかがかと、こう思いますので、その辺の実態をよく調査させてもらいたいと思います。

残りにつきましては、環境部長から答えさせます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 環境部長。

○環境部長（大津寅彦） 換算係数のコンサルが1.02を使った部分があるかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、1.02という係数を使ったデータといえますのは、今年度の埋め立て管理の業務の計画のときに使ったことでございまして、それはコンサルがつくった計画ではございませんので、コンサルが1.02という係数を使っている経過はございません。

○議長（松田日出男） 斉藤裕敬議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時40分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 23番、武井義恵議員。

（23番 武井義恵議員登壇）（拍手）

○23番（武井義恵議員） アメリカをはじめ中南米、さらには中東などに加えて我が国に至るまで、政治情勢が荒れ狂う中に開催されました20世紀末最後の小樽市第4回定例議会に当たり、民主党・市民連合を代表して市長、教育長並びに関係理事者に質問いたします。

まず、質問に入る前に、代表質問も5番目となりますと、限られた議案である関係上、重複する部分もあるかと思いますが、通告もしてありますので、御寛容のほどお願い申し上げます。

最初に、議案第10号 「小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案」に関連してお尋ねいたします。

本条例第35条、一般廃棄物処理手数料の附則、別表1の生活系一般廃棄物ごみ埋め立て処分手数料の項で、「一時多量排出ごみ及び粗大ごみに限る」として、本年7月から明年3月までは20キロにつき20円、平成13年4月から平成14年3月までは20キロについて40円の有料となっています。ここで記してある「一時多量排出ごみ」とは1回に20キログラムの排出と理解してよいのでしょうか、お答えください。

さらに、第35条第2項の・に定める一般廃棄物処理手数料の一部免除についてであります。その中で、「市長が特に必要と定めるもの」とはどのような市民を示すのか、お示ください。

また、同第38条、「時間外の手数料及び処分費用」を定めた搬入時間についてであります。市民が依頼したときはその時間内であっても、業者の都合で搬入時間外となった場合の料金はどうなるのでしょうか。依頼時間が時間外に迫っていた場合、業者があえて搬入時間外にすることはないのか等々、混乱を招く条項だと思いますので、時間の読み及び確定について考え方をお示ください。

また、第45条第2項に定める「不法投棄の監視等」の条項で、「市長の命令を受けた者が当該命令に従わなか

った場合は、その旨を公表する」とあります。命令を受けた後の猶予期間をどれくらい考えているのか。第47条、「改善勧告等」の条項と同様に「期限を定める」と理解してよいのかどうか、御説明願います。

次に、議案第11号「小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案」に関連してお尋ねいたします。

同条例第4条の3、「道路の位置指定の変更」に関する条項の「位置指定を受けた者がその位置の変更または廃止する場合、市長の承認を受けなければならない」とあります。この場合、規定に定めてある添付書類の審査だけでよいのでしょうか、それとも現地を査察するのでしょうか、お答えください。

このような承認、確認を要する条項が第60条関係にも多く見られます。私はこの場合、近隣の市民への影響も考えられることから、現地を調査するべきだと思います。しかし、この場合、交通アクセスの問題が出てまいります。今議会の専決処分報告にも見られるように、交通事故が多発していることから、現地査察問題は地方分権施行後ますます多くなることが予想されます。しかし、課せられた作業は遂行しなければなりません。このような観点も考慮した上での御答弁をお願いいたします。

次に、同施行条例第11条についてお伺いいたします。

同条は、「氷雪の落下による危害の防止」の条項ですが、「雪止め等有効な措置」とはどのようなことを指すのか、お答えください。例えば、「落雪注意」等の標識も含まれるのかどうか。さらに今後、関係する課においては、この「危害の防止」等の有無の点検も義務づけられているのかも含め御答弁ください。

本施行条例は罰則条例も厳しいだけに、小樽市としても各業者に周知徹底をする策を講じなければならないと思います。事故が起こったときに違法建築などと争っても、後の祭りであります。したがって、関係者への周知方を強く要望する次第ですので、考え方をお示してください。

次に、議案第4号関連の中央通についてお尋ねいたします。

本議会にも中央通の公債費利子分繰出金として107万7,000円が補正されております。この「中央通地区土地区画整理事業」は、総合計画に掲げる21世紀の将来都市像「未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち」の実現を目指し、ウォーターフロントを生かした新しいまちづくりや中心市街地の再開発事業の推進等、新旧調和のとれたまちづくりを進めることを目的とした事業であり、平成6年度に都市計画決定をし、平成15年度を完成目途に、小樽駅から運河を結ぶ延長390メートル、幅員36メートルと、その沿道区域約3.6ヘクタールの対象地区の整備を、総工費129億5,000万円で行おうとする内容の事業であります。

小樽市はこの事業を行うに当たり、この地域の現状並びに課題として、消費者ニーズへの対応不足、後継者難、空き店舗並びに空き事務所の発生、商店街環境の整備、公共サービス機能の整備等々を挙げております。その対策としては、幹線道路等の整備、駐車場及び歩行空間の整備、さらには、くつろぎ空間の整備等が必要であると提示しておりますが、このくつろぎ空間の整備としていかなる整備を考えているのか、お示してください。また、公共サービスの整備の課題にどう対処しようとしているのかについて、お考えをお示してください。

次に、現在でさえ歩行回遊性の魅力不足も課題として挙げられております。にもかかわらず、今問題になっております日銀小樽支店が廃止された場合、さらに回遊性が乏しくなり、未来と歴史が調和したまちづくりとしても一翼を失うこととなります。この問題に対しての市長の取り組みと御努力に対し高く評価いたしますが、11月22日の新聞報道によりますと、速水日銀総裁は、「支店の統廃合は衆参両院の付帯決議にもなっており、廃止の方針は変わらない」と述べております。したがって、今後、市長の支店存続に関する取り組み方針をお示しくだ

さい。

さらに、中心市街地活性化の基本方針の中で、「経済活動を支援する施設整備及び文化振興のための施設整備」を打ち出しておりますが、どのような施設整備を講じておられるのか、お答えください。

また、本通線、浅草線及び於古発川通線の交通安全施設整備事業として、バリアフリー化を事業内容として列挙しておりますが、どのような事業内容かを明らかにしてください。

さらに、中心市街地の居住人口の増加を図るため公的住宅を設置するとのことですが、場所と規模をお示してください。

次に、於古発川改良工事ですが、人間対策のみでなく、母なる川に帰ってきたサケも安心して産卵のできる河川工事はどう考えているのか。二級河川昇格の見通しも含めてお答えください。

この項の最後になりますが、小樽市が本年度に予定していた市道の側溝整備のうち、高さ1メートル以上の石垣が隣接する43路線を調査した結果、20路線が「要注意」で、中でも8路線は「危険が大きく、このままでは整備に着手できない」と常任委員会で私に答弁いたしております。この危険の大きい8路線について、土木部は、「石垣の所有者と話をして改修をしてもらうか、また危険箇所を避けて工事を行うかどうかなどについて慎重に検討したい」と述べております。したがって、その後、これらの路線についてどのような対応をしてきたのか。それとも、本年度の着工見送り、予算は不用額として処理するのでしょうか、お伺いいたします。

次に、議案第7号に関連し、病院経営についてお尋ねいたします。

私は平成9年第3回定例議会の代表質問で、患者動態について、対前年比で外来患者1,847名増であるが、入院で9,067名減少したため、合計で7,220名減少したことにかんがみ、その原因は何かと問うたところ、「原因を特定することは難しい」と述べております。さらに、私はその原因の要素に「小樽協会病院の新築」があるのではないかの問いに対し、「小樽病院の外来患者数が微増しておるので、協会病院の新築は影響がない」と答えているのであります。

それから4カ年が経過した今年の患者動態を見ると、対前年比で外来患者6,362名増、入院患者で9,728名が減少し、合計では3,365名が減っており、関係者の努力の跡が見られますが、しかし、依然として総体的に患者数の減少が見られます。その原因の分析をどうお考えか、お答えください。

また、両病院の経営診断を見ると、共通しているところは病棟の老朽化が挙げられております。特に「問題の多くは、医療法はもとより、建築基準法、消防法等に照らし合わせても喫緊の問題である」と指摘されております。病院は、患者を収宿し、診療、診察、治療をする目的にかなうように設備されているところだと辞書には書いてあります。しかるに、建築基準法や消防法にまで照らしても早急に解決の対応を迫られているような病院より、目の前にある新しく、法律にも適合している病院があれば、そちらの病院に行くのが患者としては当然ではないでしょうか。それでも、協会病院の新築は患者総体の減少に影響がないと確信を持って言い切れるのでしょうか、お答えください。

市立病院及び第二病院の施設上の問題点として指摘されている共通点は、継ぎ足しの増改築のため患者にも職員にも動線が多く、非効率であること。給配水、ボイラー施設の老朽化が激しい上に赤水が発生し、不経済であること。タコ足配線で電気代もかかり不便かつ危険であり、医療機器などの増加で電気容量が足りず、そのため病室が暗く、診療に障害となるケースがあること。病室及び歩行訓練する空間が狭く、危険性があること。壁中

の鉄筋やパイプがやせており、使用の限界にあると見受けられること等々が列挙されております。このような危機感を案ずる市民からも、早期に両病院の新築・統合を願って善意の寄付金が本議会の補正予算にも見られます。このような経営診断や市民の希望にこたえるためにも新築・統合を急ぐべきだと思います。

病院関係の理事者も努力を重ね、今年度も新築等に関する起債認可の最低条件である病院事業会計の単年度黒字についても、目の前に明かりが見える感じがいたしますので、新築年次などを早急に明らかにすることが公約した市長の任務だと信じております。その新築の年次も含めた計画目標を明らかにすべきだと思いますので、御見解をお示しください。

次に、第二病院のナースキャップ不戴帽について質問いたします。

先日、新聞読者欄に、「ナースキャップ廃止はがっかり」と題して、札幌の男性より次のような投稿がありました。「看護婦さんの象徴とも言うべきナースキャップは、歴史に残るナイチンゲール精神に基づき、病に倒れし者への愛と奉仕の崇高な気持ちをあらわし、患者にいやしの姿に映る。キャップから足元まで白にまとも清潔で清楚な女性像、入院・通院患者にも安心感を与えるナースキャップは信頼感へのシンボリックな存在である。ナースキャップのない後ろ姿は清潔感に欠ける。理に合わぬキャップなら、改良して再び着用してほしい」と、概略以上のように述べております。

私は、視点こそ異なりますが、このナースキャップ不戴帽について今年の第1回定例議会でも質問し、現在の試行はいつまで続くのかの質問に対し、市長は、「3月中旬に結論が出る」と答弁されております。しかし、いまだ不戴帽ではありませんか。結論はどのようなになったのでしょうか、お答えください。

小樽市の被服貸与規則によりますと、「ナースキャップ等は勤務中常時着用する者のみとする」とあります。地方公務員法第32条には、「職員は、その職務を遂行するに当たり、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ上司の業務上の命令に忠実でなければならない」と定めてありますが、これに対する小樽市の条例改正は見当たりません。同一市長のもとで適用除外条例のないまま、市立病院だけがかぶり、そして第二病院が貸与された被服を一方的に使用しないことは服務規程違反であると思いますが、被服貸与規則の解釈も含め市長の御所見をお伺いいたし、次の項にまいります。

次に、本定例議会に提案されている補正予算案関連についてお伺いいたします。

まず、企業会計で、下水道の重要資産処分として、船浜町の下水終末処理場用地約5,500平米の売り払い処分についてお伺いいたします。

この用地については、かねてから地域住民のための集会所用地などへの転用について要望があった用地と私は思いますが、今回売却処分の提案をされた理由については、「小樽港縦貫道路建設のため立ち退かなければならない地権者に5,500平米のうち約1,000平米を売り払い処分するため」とお伺いしておりますが、その経過についてお答えください。

また、残余の土地の売り払い処分については、地域の活性化に役立つような処分をすべきと考えますが、処分に当たっての市長のお考えをお聞かせください。

次に、先ほど市民クラブの斉藤議員からも質問がありましたが、社会福祉協議会貸付金に関連してお尋ねいたします。

今、市内のホームヘルパー派遣事業を行っている民間施設、11事業所に働くホームヘルパーさんは、ほとんど

が登録制であります。すなわちパート労働者であり、したがって固定給がありません。一業者への登録だけでは生活ができないことから、複数の業者に登録をしている状況であります。しかし、市立小樽病院などの統計でも明らかのように、週の中でも介護を希望する日時はほとんど特定されております。複数の登録者の場合、時間が競合して登録業者にこたえられない場合が多々あり、物議を醸し出している実態であります。

また、通勤費や介護者宅への移動費及び有給休暇等において不明瞭な点が、本制度発足後わずか半年ほどであるにもかかわらず、多くの諸問題を抱えている状況にあります。しかし、社会福祉協議会にあっては、これらがいずれも満たされているにもかかわらず、不満を抱き、一部退職していく人さえあると伺っております。

そこで、市長に御要望いたしたいのですが、市内の同事業者らとの懇談会などを開くなどして、それぞれの業者との交流を含め、指導及び助言をする機会を設けてはいかがでしょうか。もちろん民間業者のことでありますから大変難しいことは存じますが、年々増加する小樽市の高齢化に対する施策の一端でもある見地から、市長をはじめ関係者の積極的な理解ある御答弁を期待するものであります。

また、本年度の介護保険事業特別会計予算案で、サービス業者に支払う給付金を当初予算の67億6,700万円から約3億8,000万円を増額補正することが提案されております。これは人口10万以上の道内の主要10市で増額補正を行うのは本市が初めてであり、したがって、3年後の小樽市の保険料改定で値上げは必至の情勢であると既に報道されておりますが、この真意のほどをお聞かせください。

この補正を余儀なくされる理由は、隣接する札幌などの福祉施設や医療機関での利用が予想外に多かったためと言われておりますが、当初の市外利用者の試算はいかほどであったのか、そして実際はどうであったのか、お答えください。また、隣接地域への利用者流出理由、これをどう分析しているのかも含めお答えください。

次に、12月8日追加された議案第33号「小樽市特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案」に関連して質問いたします。

本改正条例案は、教育委員、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、及び市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を一部改正する内容であります。しかし、市議会議員には勤勉手当がありません。したがって、期末手当だけで人事院勧告の削減率分0.2カ月分を削減しようとするものであります。

私たち市議会議員は、給与でなく報酬であります。その報酬を引き上げるときのみ「特別職報酬等審議会」で審議され、その結果を市民に報道されてまいりました。特別職に属する職員の給与についても、同様の取り扱いをされてきました。

小樽市特別職報酬等審議会条例の第2条には、「市長は、議会の議員の報酬の額並びに市長、助役及び収入役の給与の額についての条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする」とあります。したがって、特別職の給与または手当を引き下げの場合にも「特別職報酬等審議会」を開催して行うよう改めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

特別職に属する職員の給与条例等を引き上げるときにのみ同審議会を開催し、その結果は大きく報道し、市民に知らされておりますが、下げるときは市民に知らされておられません。今後これらの対策に対し、「特別職報酬等審議会」を常設し、引き上げ・引き下げを問わず同審議会を開催すべきだと思いますので、この常設の考え方についても市長の御見解をお示しください。

次に、報告第2号の専決処分報告の取り扱いについてお尋ねいたします。

平成12年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計においては、融雪施設設置資金貸付金が当初の2億円に不足を生じ、さらに1億円を補正するものであり、去る10月30日に専決処分したものであります。しかし、先日我が会派への本定例議会の議案説明の席では、「本貸付資金は申し込み期限締め切りの10月末までに、なお約1,000万円の予算残金がある」との理事者の答弁でありました。締め切り後、業者との関係から締め切り日に間に合わず、市民が申し込んでも拒否されたとのことであります。確かに報じられた締め切り日はあるかと思いますが、予算残金があるなら不用額とせず、再募集をするなどして貸付けをするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

ロードヒーティングも陳情、請願として多数出ている現状ですので、融雪施設をつくって市の手が届かない部分を補おうとする市民の声を大切に作る立場からも、再募集して市民の希望にこたえるべきだと思います。市長の御見解を求める次第であります。

次に、北海道新幹線誘致関連についてお尋ねいたします。

私は、北海道新幹線誘致について、かねてより在来線の取り扱いに関心を抱いてまいりました。その立場から、前市長にも再三質問を重ねてきたのであります。幸いにも小樽市・山田市長は、前市長から引き継いで北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会会長の任を負うておられますので、何点か質問いたしたいと思います。

北海道新幹線構想は、昭和48年11月に青森市から札幌市への整備計画が決定され、いわゆる北回りが決まったのであります。その後、昭和57年9月に同計画が凍結されましたが、昭和62年1月にその凍結が解除され、平成3年度予算に建設推進事業調査費が計上されるまでになり、平成7年9月には東北新幹線盛岡～八戸間が平成14年完成を目指し、工事が着工されたのであります。北海道新幹線も、平成12年10月に新青森～札幌間の環境影響評価準備書に山田市長名で6項目にわたる意見が北海道知事に回答が出されるなど、着々と計画が推進されている現況にあります。

このような経過の中で、現在、八戸～青森間の在来線を第三セクターに経営が引き継がれる東北線の線路使用料をめぐる議論が難航いたしております。その内容は、在来線の使用料を現行の年間5億円を据え置きするように求めるJR貨物会社に対し、在来線経営主体の青森・岩手両県は15億円前後の在来線使用料を要求しており、その決着の見通しが立っておりませんでした。12月1日になって運輸省がそのうち10億円を支援することになりました。万が一JR貨物が在来線を使えないことになると、北海道と本州を結ぶ物流の44%を鉄道に依存している道内経済に深刻な影響を及ぼす結果となります。このことは人ごとではありません。

私は平成9年、北海道新幹線建設に伴う並行在来線の取り扱いについて質問いたしましたが、それに対し当時の新谷市長は、「新しい基本スキームにおいては、新幹線を建設着工する区間の並行在来線については、開業時にJRの経営より分離されることになっている」とお答えになっておられます。したがって、北海道新幹線開業となれば、長万部～小樽間はJRから分離されることになり、第三セクターまたはバス代行になるのではないのでしょうか。御見解をお伺いいたします。

次いで何点か質問いたします。

東北線の第三セクター経営の線路使用について、沿線自治体から、「貨物の最大受益者、年間420万トンである北海道の人がもっと関心を持って応援してほしい」、また、「北海道にも金を出させるべきだ」等々の声が出されておりますが、この声に対し市長はどう対処しようと思っておられるのか、お答えください。

また、建設促進期成会会長としては、北海道新幹線北回りの並行在来線について、長万部～小樽間の各自治体の長は、在来線がJRと分離される方針を知っているながら促進期成会に参加しているのでしょうか。ただ新幹線の誘致にのみ目が向けられて、新幹線開通後の在来線対策は忘れていてのではないかと思いますのですが、同期成会の会長としての市長の今後の各自治体への取り組み方及び建設が計画どおり完成するのもも含めて御見解をお示しください。

この項の最後に、11月28日、堀知事が北海道新幹線について新青森、新函館までの暫定開業を要請したことは、今までの誘致運動に水を差す結果になるのではとの危惧を抱かざるを得ません。建設促進期成会会長である市長は、この堀知事の要請をどのように評価されておられるのか、御見解をお述べください。

次に、現在、お年寄りの間で大変喜ばれている「ふれあいパス」について質問いたします。

この問題は第3回定例議会でも各会派から質問されておりましたが、私はこの「ふれあいパス」の将来の見通しについて市長の御見解をお伺いいたしました。去る10月5日付をもって「小樽地区高齢退職者団体連合会」から、「ふれあいパス」について今後も現在の制度を引き続いて実施してほしいとの要望に対し、市長は、11月6日付の回答書によると、「今年度の支出額は1億9,000万円と大きな金額になっており、さらにバス会社から予想をはるかに超える利用実績から増額が要請されている」とした上で、「現状のままでは継続は大変困難であり、制度の見直しが必要である。したがって、理解してほしい」との回答が寄せられておりました。

そこで、何点か質問させていただきます。

まず、いつから見直しをすると考えているのか、その時期をまずお示しください。

前新谷市長は平成7年第2回定例議会で私に、この「ふれあいパス」制度実施に向けて、「他の福祉施設とのバランスや将来の財政見通しを踏まえながら実施したい」とお答えになっておられました。平成9年に実施後わずか4年で見直し論が出るなどとは、前新谷市長の答弁にある「将来の財政見通しを踏まえて実施したい」という方針と矛盾するのではないのでしょうか。

私は辞書を引いてみました。それによりますと、「将来」とは未来である。「未来」とは後の世、後世、来世——来世とまで言っているのです。こう解説されておりました。したがって、7年または一昔と言われている10年がたってからの見直しならば、まあまあ理解できるとしても、4年程度で余りにもその「将来」という見通しが甘かったと言わざるを得ません。学校の適正配置など行政改革の場合などを見ても、統計などには7年以上の見直しを立てているではありませんか。市長の御見解をお示しください。

また、見直しををするとしても、その方法に大きな問題があると思います。例えば所得制限の場合は、この制度の実施の際、その制限ラインを引くことはほとんど不可能であり、なおかつ、この所得制限とする場合、不公平感を解消するために、その調査にかかる費用面からも困難であったため、年齢一本にいたした経緯があったはずであります。

また、年齢制限を例えば75歳とした場合、現在の69歳の方々の失望感は申すに及ばず、71歳から74歳の方々の既得権はどうしようとするのでしょうか。経過措置期間を設けるのでしょうか。いずれにしても、この事業の見直しは大変だと思います。一たん与えられた権利を奪うことは、市民にとって大きな損失感を抱くことは間違いありません。

私は、このような見直しをする事態を招くならば、当初から慎重を期すべきであることを予算委員会などでも

提言いたしてきたものであります。したがって、私は見直しをすべきでないと思いますが、万一見直しをするこ
とがやむなきに至った場合、その見直しの手順や方法について市民が納得できるように、市長の御所見をお伺い
いたします。

最後に、教育長にお尋ねいたします。

このたびの補正予算を見ると、小中学校の校舎一部改修工事費として500万円が盛られておりますが、どこの
学校改修工事か、お答えください。また、改修工事は適正配置計画推進とは関係ないと思いますが、いかがです
か、お答えください。

次に、中学校の適正配置計画は予定どおり進んでいるのでしょうか。この計画が発表されて以来、白紙撤回を
求めている保護者がおられると聞き及んでおりますが、同意は得られたのでしょうか。それとも、同意を得られ
ないまま強行するのでしょうか。今日までの経過も含め、御答弁願います。

この適正配置により廃校となるある中学校長は、「本校は伝統ある学校なので、生徒たちには自分の学校とい
う意識が強いため、他校の生徒と円滑に活動ができるかどうか不安である。したがって、統廃合までの残された
時間で、生徒には他校の生徒と円滑に触れ合えるようなコミュニケーションの力をつけさせるとともに、伝統あ
る本校生であるという誇りと自信を持たせたい」と切々と述べておりました。

このようなお話の内容は、市教委とても当然指導している方針だと思いますが、抽象的で市民に理解できない
という声も聞かれます。それは、他校の生徒と円滑に触れ合えるようなコミュニケーションの力をつけさせると
いう指導の仕方であります。当該保護者の方々が最も心配しているのは、このことではないでしょうか。このよ
うな指導が徹底しないことから、いじめや無視などが起こり、ついには不登校となるものだと思います。したが
って、市教委は当該学校、すなわち廃校側はもちろん、受け入れる学校側の生徒に対しても同様の指導・教育が
必要だと思いますので、具体的な指導と教育内容を御教示ください。

また、統廃合について市教委は、「適正配置計画はあくまでも教育条件の向上のため」と強調いたしております
が、それでは、なぜ新行政改革実施計画の中で方針提案をし、その上、当初は「財政的効果と教育効果の双方
を」と報道されていたではありませんか。このことは、計画の基本方針が変わったのでしょうか。市民にもわか
りづらい適正配置計画案であると思います。この疑問の解けるような御答弁を希望いたします。

むしろどうでしょう。提言いたしますが、今、既に東京都内で実施されているということが一昨日テレビで放
映されましたが、すべての通学区域を廃止して、子供たちと保護者による学校選択を可能にし、学校間及び教員
間の適度な競争を促進する方法がよいのではないかと提起いたしたいのですが、御見解をお示してください。

そして、ゆとりと規律ある教育の実現に向けて、児童・生徒1人1人の個性を大切にしたいゆとりある教育のた
めに30人学級へと努力し、さらに複数担任制を実施すべきだと我が党は思います。さらに、豊かな人間性をはぐ
くむために、人間の生命と個人の尊厳を尊重する姿勢、みずからの育った歴史的・文化的土壌を大切にするとと
もに、他国の人々や文化にも尊敬の念をはらう姿勢、公共心と協調性などを重視し、福祉や農業での体験学習を
積極的に取り入れるとともに、ボランティア精神の大切さなどを学ぶ機会、社会生活のルールを学ぶ機会を増や
すべきだと思いますが、いかがですか、お答えください。

道教委も、このような教育実現の一端としてティーム・ティーチング制導入方針を出しました。そこで、この
T・T制度についてさらにお尋ねいたします。

教室で授業が成り立たなくなる学級崩壊などへの対応策として、道教委は今年度からチーム・ティーチングを導入するため、非常勤講師を配置することを決めたと報じられております。配置対象校は全校で6学級以上の小学校で、道内918校あるうちの約1割でこの制度を実施するとのことですが、小樽市内の小学校で該当校はあったのでしょうか。道外では既に自治体独自で複数教員制度を取り入れているケースが目立っているとのことですが、小樽市教委のこのT・T制度に対する考え方をお聞かせください。

次に、学校支援人材バンク導入制度についてお伺いいたします。

大阪府の教育委員会では、「先生の授業ばかりではおもしろくない」という声を重視し、第一線で活躍しているスポーツ選手や文化人らを学校に派遣して、ボランティアで特別授業やクラブ講師を担当してもらう学校支援人材バンクを昨年の秋に制度として初めてスタートさせ、好評を得ております。総合学習が今年度から導入されましたが、それを先取りした制度であります。道内でも新得町や興部町、また釧路市教委でも取り組みを始めた模様ですが、小樽市教委の取り組みはいかがでしょうか。その実績をお示してください。

再質問を留保して私の代表質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 武井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、廃棄物の処理に関連してのお尋ねであります。まず「一時多量ごみ」の定義であります。生活系の一時多量ごみとは、各家庭から一度に0.1立方メートル以上のごみを排出する場合を言っております。

また、処理手数料の市長が特に必要と認めた一部免除する場合についてであります。この条項は、し尿処理手数料の一部免除についての規定であり、水害等による災害被災者などを想定しているものであります。

次に、廃棄物処理手数料の時間外割り増し規定についてであります。市の処理施設においては、通常、時間外に廃棄物を受け入れていませんので、割り増し手数料の適用はなく、したがって、収集運搬許可業者等が時間外間近の収集を故意に時間外扱いすることも考えられません。

なお、例外的に割り増し規定を適用するのは、ごみについては、年末年始など最終処分場の休場日に臨時開場するときや、排出者の都合による収集時刻や運搬時間との関係で、最終処分場へのごみの搬入が時間外や休日となる時。し尿については、収集申請者が収集時刻を特に時間外や休日を指定したときに限定をしております。

次に、不法投棄の原状回復に向けた猶予期間についてであります。条例上、具体的な期間の明記はありませんので、投棄されている状況や原状回復に要する日数などを勘案し、条例第47条の改善勧告と同様に期限を定めることになると考えております。

なお、廃棄物処理法における投棄禁止や罰則規定の適用がある場合は、関係行政機関との協議等を要することと想定されますので、その場合には協議等に基づき期限が定められるものと考えております。

次に、建築基準法施行条例について何点か御質問ありましたが、まず第4条の3の審査につきましては、現地の状況を確認した上で書類の審査を行っております。

なお、担当課におきましては、これらの現地調査のために公用車及び運転手を配置しており、交通安全に十分

注意するよう指導しているところであります。

次に、第11条にある「雪止め等有効な措置」などについてであります。「雪止め等有効な措置」とは「落雪注意」等の標識は含んでおりませんが、雪止めの設置、落雪防止効果のある屋根材の使用、防雪フェンスの設置など、屋根の雪の敷地外への落下を防止する措置のことです。これらの点検につきましては、条例上義務づけはありませんが、通学路を中心とした落雪パトロールを行う際に点検を行っているところであります。

また、周知につきましては、広報お知らせ版やFMおたるの市民ニュースなどを活用して周知を図っております。

次に、街なか活性化計画について何点かお尋ねがありました。初めに中央通地区におけるくつろぎ空間の整備についてであります。街路整備においては、歩道照明の設置、植樹升にベンチの設置などを行い、緑豊かな安全で快適な歩行者空間を創出し、沿線には個性のある建物を誘導することによって、建物と街路とが一体となった街路空間を形成するものであります。

次に、公共サービス機能の整備についてであります。市民や来街者の利便性を高めるために、公共施設の建設や医療施設の誘導などを進めてまいりたいと考えております。

次に、日銀問題についてであります。10月3日に日本銀行より小樽支店の廃止方針が示されて以降、議会、商工会議所などと一体になって、3回にわたり日本銀行本店、大蔵省などに要望書を持参し、本市金融、経済、ひいては市民意識に及ぼす影響の大きさを訴え、存置について強く要望してきたところであります。

また、11月20日から12月4日の間、市民の皆さんに存置を要望する署名活動をお願いいたしましたが、目標をはるかに超える7万6,978名の署名が寄せられましたので、早速12月7日に市議会議長、商工会議所会頭ともども日銀に署名簿を届け、存置を願う市民の熱意をお伝えし、廃止方針の撤回を重ねて要望してきたところであります。

この間、北海道、道内経済4団体や「後志総合開発期成会」からも要望書を提出していただき、12月7日には道議会で意見書が全会一致で可決され、さらには後志管内各町村議会においても意見書提出の動きがあるなど、支店の存置は北海道を挙げての幅広い運動にまで高まってきており、大変心強く思っているところであります。

今後は、日銀の動きを注意深く見守るとともに、情報収集に努め、あらゆる機会を通じて粘り強く地元の意向を伝え、理解を得るべく最大限の努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、中心市街地活性化の基本方針の「経済活動を支援する施設の整備及び文化振興のための施設整備」についてであります。この方針は、市民に良好な都市環境を提供するとともに、産業経済活動の活性化を推進することを目的としたものであり、その具体的なものとしては、本市産業経済の拠点整備のための「経済センター建設事業」、文化振興の拠点施設としての「博物館の整備・充実」等を位置づけておりますが、今後の課題と考えております。

本通線などの交通安全施設整備事業についてであります。これらの路線整備は、運河を中心とした観光ゾーンと中心商店街との回遊性を高めるため、安全で快適な歩行者動線の整備の一環として実施するものであります。具体的な事業内容といたしましては、おおむね現況歩道幅員の中で舗装の高質化を図るとともに、バリアフリー対策として、全延長にわたり視覚障害者用誘導ブロックを敷設し、あわせて段差の解消や傾斜の改善を行うこととしております。

次に、公的住宅の設置についてであります。中心市街地の居住人口の増加や良好な住宅環境の形成を図る観点からも公的住宅の設置は必要なものと考えており、平成11年度には稲北地区市街地再開発事業において市営住宅24戸の買い取りを行ったところであります。公的住宅の設置場所等の問題もありますが、引き続き建設について検討してまいりたいと考えております。

次に、於古発川の改修計画についてであります。於古発川の改修につきましては、治水対策の強化や中心市街地の活性化支援のため、引き続き実現の方策を探らねばならないと考えております。都市計画道路花穂中央線との調整をはじめ、占用物件や路上駐車場の取り扱いなど課題が山積しており、現時点では二級河川への昇格も含め、短期的に実現可能な状況にはありません。

また、サケの産卵が可能な河川整備に関しましては、沈砂池やトンネル河川などの河川構造との関係に加え、所要の水量や水質の確保などの課題もあり、大変難しい問題であると考えますが、今後、具体の改修計画を検討する際には、地元の方々や専門家の意見などを広く伺いながら、可能性を見きわめる必要があると考えております。

次に、臨時市道整備路線に隣接する石垣調査後の対応についてですが、今年度の臨時市道整備予定路線内に隣接する高さ1メートル以上の石垣について調査を実施いたしました結果、8路線において改修を必要とする石垣が認められました。この調査に基づき石垣所有者に改修要請を行った結果、所有者の理解を得て改修されたもの2路線、一部未改修区間を外して側溝工事を実施したもの4路線、全線見送りとしたもの2路線であります。改修されたもの以外の6路線については、来年度以降、所有者との協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、予算につきましては、他路線における設計変更及び追加路線等による増額もあり、ほぼ全額が執行される見込みであります。

次に、市立病院の経営に関連して何点かの御質問がございましたが、まず市立病院の患者動態についてであります。総体的には平成3年以降減少傾向を示しており、その要因としては、少子化による子供の減少や出産数の減少に加え、流行する疾病によっても診療科ごとに変動がありますので、原因を特定することは難しいものと考えております。

また、北海道社会事業協会小樽病院の新築による影響についてであります。新築による療養環境が充実された病院は患者にとって魅力のあるものとなりますので、当該病院とは診療科目の違いなどで数字的に比較する資料はありませんが、多少の影響はあるものと考えております。

次に、統合・新築を急ぐべきとの御意見であります。このたびの経営診断でも指摘がありましたように、現在の両病院は施設の老朽化が顕著であり、また2つに分かれている非効率性、さらには統合・新築について多くの市民の皆さんの強い要望であることも十分認識しております。統合・新築に向けましては、「市立病院新築検討懇話会」、病院内では「新市立病院構想検討会議」などを設置し、それぞれ鋭意検討しているところであり、一日も早く実現するよう引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、新築計画年次についてであります。新病院の建設に当たっては、その事業費の財源の大部分は起債の借入れとなり、この許可基準をクリアすることが大きな課題であります。このためには、今般の経営診断をもとに、さらに現病院の経営改善に努め、単年度収支の均衡と資金不足額50億円の縮減計画が必要であり、こうした課題の解消に向けて今後とも努力し、新病院新築に向けて、できるだけ早く方向性を示してまいりたいと考え

ております。

次に、第二病院のナースキャップについてであります。第二病院においては、平成10年以降、試行的に未着用を行う中で、患者さんや職員に対するアンケート調査を実施するなど研究・検討を重ね、11年度中には看護業務中は着用しない方向で結論を出すべく院内協議を進めてきたところであります。しかしながら、課題となっていた看護職員の職位の表示については、ネームプレートを色分けすることで明確にする試みを実施するなど、さらに検討を重ねていることから、このままナースキャップの未着用の試行を継続してまいりたいと考えております。

また、被服貸与規則との関係であります。規則は業務を遂行する上で職員に被服の着用を求めるものではなく、貸与を行う職員の範囲や貸与物品の品目、数量等について定めているものであります。したがって、地方公務員法第32条に規定する、いわゆる服務に関する規定に違反するものではないと考えております。

次に、補正予算に関連して何点か御質問がありましたが、まず旧船浜下水終末処理場用地の一部売り払い処分についてであります。小樽港縦貫線道路建設により小樽開発建設部の立ち退き要請を受けた地権者が補償契約上、来年3月までに現在地を更地にする必要が生じたため、当処理場用地を代替地として事務所等を建設したい旨の買い受け要望がありましたので、今議会で議決をいただき売り払い処分を行うものであります。

次に、残余の土地の処分についてであります。全庁的に土地利用の検討を行いました。市としての利用計画はない状況であります。また、残余の土地を処分するに当たっては、都市計画法上の規制もあり、土地利用について難しい面もありますが、今後、処分に当たっては、これらの土地の状況等を購入希望者と十分協議をしながら対応してまいりたいと考えております。

次に、市内の訪問介護事業者との交流等についての要望であります。各事業者におきましては、国の定めた人員基準や設備、運営基準を踏まえ、知事に申請を行い、事業者の指定を受けたものであり、従業員との雇用契約に関する部分につきましては、事業者みずからの責任で判断すべき事項であると考えております。しかしながら、介護保険もスタートしたばかりであり、新規に参入した事業者も多く、事業者間の情報や意見交換を行い、円滑な事業運営を図ることは大切なことと考えておりますので、今後、関係事業者と相談してまいりたいと考えております。

次に、保険料の改定についてであります。保険料は、高齢者数や介護費用の見込みなどをもとにして、3年ごとに見直しをすることになっております。介護報酬の改定や国の制度の見直しなど未確定要素もありますので、現時点では明確に申し上げられませんが、保険給付費の17%を保険料として徴収する仕組みになっておりますので、介護サービスの利用が増え保険給付費が増加することは、保険料を引き上げる1つの要因になるものと考えております。

次に、市外の施設の利用者見込みと実績についてであります。当初は札幌が197人、道内が27人、道外が1人の合計225人の方が市外の施設を利用すると見込んでおりましたが、4月から8月までの平均利用者は札幌が271人、道内が35人、道外が1人の合計307人となっており、全体では見込みよりも82人増加しております。このうち、札幌の施設を利用されている方が74人増えており、市外の施設利用者の増加の約9割を占めております。

また、市外の施設を利用する理由につきましては、特に分析はしておりませんが、市内の施設に空きがない場合や、家族が市外に住んでいるため、その町の施設を利用する場合などが考えられます。

次に、特別職の給与と「特別職報酬等審議会」とのかかわりについてであります。現行の特別職報酬等審議会条例の中では、審議会は議員の報酬や特別職の給与の額についてのみ意見を聞くこととなっております。期末手当につきまして現在のところ審議の対象外となっております。また、自治省行政局長通知等から、特別職の給与額を減額する場合には審議会の意見は聞かなくてもよいとの行政実例もありますが、今後、各市の状況なども調査しながら検討してみたいと考えております。

次に、「特別職報酬審議会」の常設についてであります。今までの審議会につきましては、御指摘のとおり、報酬等の引き上げについて必要が生じた場合に審議会を開催し、意見をお聞きしているところでありますが、先ほどお答えしましたとおり、審議会の常設につきましては、各市の状況なども調査し、検討してみたいと考えております。

次に、融雪施設設置資金貸付事業の貸付け申請についてであります。融雪施設工事を冬期に行いますと、完成後にさまざまなトラブルが生じたり、工事費が割高になり、貸付けを受ける市民の皆さんの負担が増えることも考えられますので、毎年4月1日から10月31日までを申請受付期間とし、施行規則に定めたところであります。

また、予算の範囲内での再募集につきましては、迅速な周知や受付等で市民の皆さんの間に新たな不公平を生じることが想定されますので、難しいものと考えております。

なお、来年度の申請受付のお知らせは、今年度と同様、締め切り日も明示し、4月の広報紙で行う予定であります。締め切り日以降に数件の問い合わせがありましたので、9月か10月の広報紙などで再度締め切り日をお知らせいたしたいと考えております。

次に、北海道新幹線に関連して何点かのお尋ねでありましたが、初めに並行在来線の取り扱いについてであります。平成8年12月に政府与党による整備新幹線の取り扱いについての新スキームが公表されており、その中で、「建設着工する区間の並行在来線については、開業時にJRの経営から分離すること」。「JRからの経営分離区間については、当該区間に関する工事实施計画の認可前に沿線地方公共団体及びJRの同意を得て確定すること」などが定められております。したがって、今後、建設着手が具体的に示されてまいりますと、並行在来線の位置づけや運営方法などについての協議がなされ、沿線自治体にとっては大きな課題になると受け止めております。

次に、在来の東北線の貨物輸送の線路使用料についてであります。同じく整備新幹線の取り扱いについての新スキームには、「鉄道貨物輸送については並行在来線のJRからの経営分離後も適切な輸送経路及び線路使用料を確保することとし、新幹線鉄道上を走行することも含め関係者間で調整を図る」とされており、東北新幹線沿線自治体などでその協議が進められていると新聞報道で承知しております。現在、国の段階で線路使用料の負担軽減について、線路使用実態に応じた調整措置の創設が検討されており、今後の推移を見守ってまいりたいと思っております。

次に、並行在来線の経営分離方針についての各自治体の認識についてであります。沿線自治体ではこれまでの経過の中で十分承知しているものと考えております。後志・小樽期成会も含めた「北海道新幹線建設期成会」としては、高速交通体系の実現を最重要課題として取り上げ、札幌までの全線フル規格での一日も早い着工と早期開業を国に対して強く要望しているところであります。

なお、現時点では建設着手のめどは示されていない状況にあります。

次に、北海道知事の新函館までの暫定開業を要請したことについてであります。これは北海道新幹線に係る国の平成13年度予算が見送られたことなどから、より現実的な対応として東北新幹線新青森の開業と同時に新函館までの暫定開業を求めたものと聞いており、今後、引き続き札幌までの早期整備を求める方針に変わりはないものと聞いております。今後、道の期成会としての対応も見ながら、後志・小樽期成会としてもこの内容について協議してまいりたいと考えております。

次に、「ふれあいパス」の見直しについてであります。老年人口の増加に伴い、交付対象者も年々増加してきており、今後さらに事業費が増えることが予想されます。本市の厳しい財政状況や他の福祉事業とのバランスを考えると、見直しは必要なことと考えており、今後、新年度予算の編成の中で慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、「ふれあいパス」実施時における見直しについてであります。制度開始に当たって利用回数を予測することは困難であったため、平成6年度に実施した「高齢者の生きがいと健康づくり実態調査」のバス利用状況などを参考に、バス事業者の協力を得た中で実施したものであります。しかしながら、利用回数が当初の見込みを大幅に超えるものであるため、バス事業者からの増額の要請もあり、見直しの検討に入ったところであります。

次に、見直しの手順や方法についてお尋ねですが、本年7月に実施した「ふれあいバス利用状況調べ」をもとに見直しに着手しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、新年度予算編成の中で慎重に検討していきたいと思っております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 武井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小・中学校の校舎の一部改修工事ですが、小学校については朝里、色内、緑、望洋台、銭函の5校、中学校については朝里、塩谷の2校を予定しているものであり、あくまでも各学校の要望を考慮し、緊急性を見ながら進めているものであります。

なお、適正配置計画との関係であります。小学校の適正配置計画は中学校の適正配置の実施状況を踏まえ検討することとしており、今後のこととなりますので、その段階で検討していきたいと思っております。

次に、中学校の適正配置実施計画の策定経過についてですが、計画の決定までには保護者をはじめ学校、地域のほか、児童・生徒の意見を十分聞きながら策定したものであり、また市議会においても十分論議をいただき、本年第3回定例会において関連の条例案が議決されたことから、予定どおり来年4月から実施してまいります。

次に、適正配置に伴う生徒や保護者の心配についてですが、対象校と受け入れ校との間に設置した「関連学校連絡協議会」において学校間の学習指導や生徒指導の相違について協議を行い、その結果を踏まえて平成13年度実施に向けた具体的な事柄や心構え等について生徒や保護者に説明するとともに、生徒や保護者の意見、要望を聞き、教職員が一致して対応策を検討しており、教育委員会として円滑な受け入れができるよう、さらに取り組みを進めてまいります。

また、コミュニケーションの力の向上については、「生徒会交流会」を通して生徒会活動の交流を深めておりますし、今後も学校間相互の情報交換を密にし、その向上に努めてまいります。

次に、新行政改革実施計画とのかかわりについてですが、当初の新行政改革実施計画では市内中心部の小学校2校、中学校3校を対象として検討いたしたいとしておりましたが、全市的な取り組みが必要であるという判断から見直しが必要と考え、平成10年に改定したものであります。

学校の適正配置は、教育条件の向上や教育環境の充実を目的として実施するものであり、財政効果は付随して生ずるものと考えております。

第3回定例会で通学区域にかかわる条例案が議決され、中学校の計画が進行することとなりましたので、その実施の推移を見ながら小学校の計画について検討いたしたいと考えています。

次に、学校選択制の御提言についてですが、自由選択制の導入は、そのことにより児童・生徒の希望が幾つかの学校に集中した場合、校舎の収容能力や教職員配置について見通しが立たなくなるおそれがあり、また遠距離通学や地域での子供同士のつながりが希薄になることも予想されております。

東京都の例についてお話がありましたが、品川区の例は全くの自由選択制ではなく、学校・学年定員の10%程度について就学を認めているものと承知しており、今後の就学動向について注目していきたいと考えております。

教育委員会としては、児童・生徒の個々の通学事情については弾力的に対応しており、今後も配慮してまいりたいと考えております。

次に、体験的活動についてですが、本市の小中学校におきまして、教材園を活用しての花づくりや野菜づくり、地域の清掃活動、高齢者福祉施設・障害者施設を訪問してのボランティア活動などが行われており、その体験を通じて地域を愛する心、思いやる心を培ってきております。このような体験活動を通して基本的な生活習慣や善悪の判断、社会生活上のルールなどを身につけていると考えており、今後も総合的な学習時間などで学校の教育活動全体を通じ、体験的・実践的活動を推進してまいります。

次に、ティーム・ティーチング、いわゆるT・T制度についてですが、このT・T制度は、平成5年度からスタートした第6次教職員定数改善計画の中で、複数教員による指導を行うため正規教員を定数として加配し、今年度は小学校8校、中学校11校、計19校に配置しているところであります。さらに、昨年度から始められた緊急地域雇用特別交付金事業によるティーム・ティーチング等臨時講師配置事業につきましても、今年度は小学校4校、中学校3校に配置しているところであります。

また、今年度から新たに設けられた学級運営等の改善のための非常勤講師の配置事業については、「学級がうまく機能しない状況」、いわゆる「学級崩壊」などが見られる小学校に対して非常勤講師を配置するものでありますが、市内小学校からの配置希望がありませんので、配置該当校はございません。

なお、小学校から希望が出れば、道教委に配置を要望してまいりたいと考えております。

最後に、学校支援人材バンクについてですが、本市においては、「人の命や環境を守り育てる活動」、「趣味や芸術に親しむ活動」など、10の活動部門に延べ208人の個人と23の団体が「生涯学習ボランティアリーダー」として登録されており、かねてから小中学校においてもその活用を進めております。

また、近年、卒業生や地域の方々との交流の場を設定し、地域の伝統文化に接したり、昔のことについてお話を聞くなど取り組みを行っている学校や、特に地元の「小樽職人の会」の方からその技を教えていただくなど、さまざまな体験活動をしており、教育委員会としては今後大阪の事例なども参考にするなど、地域の人材の活用に努めてまいります。

以上であります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 23番、武井義恵議員。

○23番（武井義恵議員） 確認の意味と、それから今後の考え方も含めて2～3質問いたします。

1つは、先ほどの一般廃棄物の関連ですけれども、搬入時間の中で市長は最後に限定事項の問題だということがありました。私はこの限定条項の部分について言っているわけなので、そのところを明快にしてほしい。ほかのはわかるのですよ。ところが、この限定をして、時間の読み方、あるいは業者の考え方等で、その時間の設定をきちんとしておかないと、後で、いや、その時間がオーバーだと、いや、サービスだったのだとかいろいろ問題が出るとしますので、この限定条項の中の説明というふうに受け止めて御答弁をしてください。

それから2つ目は、街なか活性化の問題なのですが、公共サービス機能の整備の中で公共建設の問題ですけれども、私これ確認なのですが、市長の方で建設をすると言ったように聞こえたのですが、間違いかどうか確認をしたいと思います。

それから次は、臨時市道整備の側溝の整備の問題なのですが、全線問題があってできなかった、見送ったのが2線あるということなのですが、これらの2線については、したがって、どういうふうに今後するのか。市費を投ずるのか、それとも本人は……。市費を投ずるといったって、個人の土地にお金を投ずることは禁じられていますから、したがって、どのような対応をするのか。しかも、そのところを通行する人たちが非常に危機感を持ったのは、それらをどうするのか非常に危惧されますので、全線が見送ったという2線について今後の対応の仕方を御答弁ください。

それから次は、第二病院のナースキャップの問題です。試行が3月に終わるといったのが現在も続いていると、こういうことです。私の言いたいのは、どうも被服規程との関係なのです。被服規程を違反していれば、これは当然地公法違反になります。被服規程の中では、貸与された者は常時着用するものとする、というふうになっているわけですね。ところが、貸与されているわけでしょう。

これは貸与されているのは、理由は私は聞きました、行って看護婦さんから、直接婦長さんから。それは、「私たちは外へ出る。お医者について外へ出るときはかぶらなければだめなのだ」と、そのために貸与されているのだと。こういうことで貸与されているわけですから、では貸与されているものは必ず常時着用しなければならぬというふうに規程上になっているのに、なぜそれではそういうふうに貸与されていながらしないのか。どうもそのところの解釈が至っておりません。ですから、再度答弁をお願いします。

それから、「報酬審議会」の問題です。これについては、市長の方も今後常設については検討したいということですが、この検討は前向きというふうに理解しているのかどうか。慣用語ではないだろうと私は信じていますが、この検討の中身をもう少し具体的に答弁してください。

それから、「ふれあいパス」の問題です。「ふれあいパス」については、「新年度予算編成の中で慎重に」と繰り返述べられました。この新年度予算組み入れの中でのということは、新年度から始めるよという趣旨なのか、手法など非常に難しいわけですが、その手法なども含めて出すという趣旨なのか、このところはちょっとあいまいなので、明らかにしてください。

なお、利用者が大幅に増えたというのは、回答書にもありましたし、今も御答弁ありました。これは大幅、大

幅と言うけれども、抽象的ですので、どの程度の大幅なのか、それも含めて答弁してください。

それから、教育委員会。教育委員会には、適正配置の問題なのですが、1つは、白紙撤回を求めている人たちに強行するのかというのに率直に答えてください。今日も私たちの部屋に陳情者が来ていました。ですから、どういうふうに。どうしてもあの人たちの態度では、私が今日聞いた限りでは妥協点がないような感じがするのですよね。ですから、どういうふうにしていくのか、強行するのかなのか。これが1つ。

それから2つ目は、緊急性の問題が言われました。今の予算案を提案されておりますこの5校の中身はわかりました。その予算をつけたのは緊急性のところだということも理解できます。ただ、これは適正配置とは関係ないのですかと、こう聞いているわけですから、そこのところ、はっきり御答弁してください。

それからもう一つは、私が言い方が悪かったのかなどうか、御答弁がなかったように思うのですが、複数担任制の導入について、市教委としてのお考え方を明らかにしてください。

以上です。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝磨） 6点ほどありましたので、私の答弁以外のものは関係部長の方から答弁させます。

初めに、街なか活性化計画の公共サービス機能の整備でございますけれども、これにつきましては、公共施設の建設や医療施設の誘導を進めてまいりたいというふうにお答えをしております。

それから、「報酬審議会」の関係ですけれども、これは御質問ありましたように、減額の場合と、それから常設の場合と2つの御質問がありましたけれども、各市のそういった「報酬審議会」等の設置状況について調査をし、そして、そういう調査の中から検討できるものであれば検討したいということでございます。

それから、「ふれあいバス」の関係ですけれども、数字的なものは福祉部長からお答えしますが、いろいろ中央バスの方から昨年も大幅な増額要請といいますが、こういったお話が来ておまして、とにかく1年間は猶予してほしいと。そういう中で我々としても利用実態をよく調べて、その中で検討させてもらうというふうにお答えしまして、今回の来年度予算に向けては、中央バスに対しましては一定の結論を出さなければならないわけです。

したがって、今、「市長への手紙」の中でもお話が来るのですが、負担できるよと、私は2,000円負担できるから取ってくださいとか、5,000円ならいいですよとかいろいろ御意見もありますし、それから現状どおりやってほしいという意見もありますので、先ほど申し上げました調査の状況も見て、その中でどうするか。予算編成の中で中央バスに増額にこたえるのかどうかという問題もありますから、その中で結論を出したいと、こう思っておりますので御理解願いたいと思います。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 再質問にお答えいたします。

適正配置について撤回を求める御意見がまだあるということですが、このことは大変難しい問題ですが、今後

とも理解を求める努力をいたしたいと思っております。

事務的には、この12月にもう既に、来年2年生に進学する子供は、どちらの学校を希望しますかというような意見調整もしておりますし、1月下旬には新たに入学する子供に学校指定をしたいと考えておりますので、議会の議決をいただいた条例案に従って、実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

次に、小学校の5校の改築予算と小学校の適正配置計画は関連があるのかということですが、校舎が傷んでいるので、そこを直したいということを先に考えて予算づけをお願いしているわけで、小学校の適正配置計画に直接連動するとは考えておりません。先ほどもお答えいたしました、13年度に実施した中学校の適正配置計画の定着のぐあいを見ながら小学校について考えてまいりたい、そう思っております。

最後に、複数担任制をどうするのかということですが、複数担任制をお願いするということは、ティーム・ティーチングで学習を援助することができますので、今後希望があれば、どんどん拡大をして、密度の濃い学習ができるように教育委員会としては努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 環境部長。

○環境部長（大津寅彦） 手数料の割り増し規定の再質問にお答えいたしますけれども、具体的に申し上げますと、1つには、日曜日のように市が処理場を休んでいるとき、そのときに例外的に受け入れる場合がございます、年末とかという。そういうようなときには、排出者や、あるいは収集・運搬業者の都合ではなくて、全面的にそういうときには割り増し料金をいただくという規定になっております。

このほかにもう一つの場合として、どうしても排出する事業者の側の都合で休日や時間外に搬入をするという場合が出てきます。イベントの場合やなんかも含めてですけれども、そのときにこの時間外の割り増し規定の適用をするわけですが、休日のときには、休日は全面的に適用になりますけれども、平日においてどうしても夜間になるとか早朝になるというような場合については、余り朝早くなるということはないのですけれども、大体夕方5時過ぎぐらいまでは埋め立て作業をしておりますので、それまでの間に搬入をされる分については、厳密には割り増し規定の適用は現実の問題としてはしてはおりません。

ただ、どうしても排出する時間と、それからそれを運搬する時間の関係で、5時をはるかに超えて6時だとか7時だとか、もっと夜間になるというような状況のときに割り増し規定の適用をしようと思しますので、そういう意味では、出す側の時間と、それからそれを運搬する時間、例えば銭函であれば30分かかるとか、あるいは塩谷であれば10分足らずで行くからという、そういったことの中で割り増しの適用になるかどうかというあたりは決まってくるかというふうに思います。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 土木部長。

○土木部長（松村光男） 臨時市道整備と石垣の関係についての再質問にお答えします。

残された路線の石垣につきましては、内容に若干差がございますが、差し迫って安全対策が必要という、そこまでの判断にはなっていません。ただ、近接しての工事ということになりますと、安全確保について確信が持て

ないということで見送ったということでございます。

今後につきましては、道路整備との関係、もう一つは交通の安全確保ということがございますので、所有者責任の中での改修をということで所有者との協議を進め、できるだけ早く整備を終えたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 小樽病院事務局長。

○小樽病院事務局長（高木成一） 武井議員の再質問にお答えをいたします。

まず、ナースキャップの件についてでございますけれども、これは職員被服貸与の規則から申し上げますと、業務を遂行する上で必要な範囲あるいは物品の数、こういったものを規定した規程でございまして、この着用を求める義務的な規程ではないものと考えてございます。

それから、別表中に示しております「勤務中常時着用するのみに貸与する」というのは、逆に申し上げますと、常時着用しないものについては貸与しないという解釈でございます。

いずれにいたしましても、現在、第二病院では試行を継続しておりますけれども、できるだけ早く結論を出すべく検討中でございますので、関係規則等については、その際、実態に合わせて改定をしなければならないものと考えてございます。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 福祉部長。

○福祉部長（田中昭雄） 「ふれあいパス」に関係いたしまして、利用者が大幅に増えたのはどのくらいかというお尋ねでございます。制度ができました平成9年度は2万3,392人、交付対象者数をこれで見込みまして、おおむね毎年対象者数が900名ずつ増えてくるということで、平成12年度は交付対象者数を2万6,000人というふうに見込んでおります。

なお、1年間にどのくらい回数を使うのかということも増の原因かと思っておりますけれども、当初、年60回で見えておりますけれども、私どもの現在の押さえでは280回前後使っているものというふうに考えております。

以上でございます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 23番、武井義恵議員。

○23番（武井義恵議員） 3点ほどお伺いします。

1つは、この街なか活性化の中で、市長は再答弁の中でも建設や誘致を考えているのだという、公共建築物ですが、公共施設ですが、これどのようなものを考えておられるのか、これをお示してください。

それから、2つ目の病院の帽子の問題です。今、局長さんがおっしゃったような規定は、それはこうなのだという規定の解釈も示されましたけれども、私はその規定は、貸与している、そういう規定があるにもかかわらず……。貸与された者は常時着用しなければならないという規則ですね、それは。ところが、貸与しているにもかかわらず常時着用していないから、これを私は言うのであって、そこのところがどうもおかしいのです。ですから、常時かぶらないのだったら貸与しなくたっていいのではないかと、そう私は言いたいのです。だから、そのところをはっきりしてください。これが2つ目です。

3つ目、これは「ふれあいパス」です。「ふれあいパス」、これも今、利用回数を言いましたけれども、60回の予定しておったのが280回だという。どうもこれでは全然、今の1億9,000万円ではもう全然、このままいきますと5倍ぐらい以上に増やさなければならないわけですね。ですから、こういう見通し、当初から60回というところで予算設定をしてやったのか。それとも、これがその後多く……。皆さんの発行している枚数は何ぼなのか。それと合わなければ、私はこういうことは数字が出てこないのではないかと。下手すると、人にパスを貸しているのかというふうな疑いさえ持っているわけですね。ですから、この発行枚数がどういうふうになったのか。乗った回数でなくて発行枚数がどうなっているのか、そこをちょっと明らかにしてほしいのです。

以上です。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝磨） それぞれ関係部長から答弁いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 建築都市部長。

○建築都市部長（山下勝広） 武井議員の再々質問にお答えします。

公共施設についてどのようなものを考えているかというお話でございますけれども、以前からお話していますように、この中央通につきましては地権者等々が公共施設を望んでいる、それから基本的な考えも位置づけしているということから、市では何とか公共施設の建設をということで、御承知だと思いますけれども、例の市民センターの前の4ブロックについて、土地を小さいですけれども取得しているという経緯が特別委員会等々で御説明しているかと思います。

現在、その施設をどういった形でするかということについて、これも以前から御答弁していますけれども、今、庁内で協議しておりますので、具体的に今どういう形ですのかということにはちょっとお答えできないということを、まず1つ御理解していただきたいと思います。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 小樽病院事務局長。

○小樽病院事務局長（高木成一） 武井議員の再々質問にお答えいたします。

ただいまのナースキャップにつきましては、実態的には対外的な研修や会議等で使用しておりますので、希望者には貸与することについては、現在試行中でございますので実施しております。ただ、申し上げましたように、今後につきましては、規則との整合性もありますので、今後この試行をやっていく中で、きちんと改正をするのであれば改正し、それを実態に合わせていきたいということで御理解をいただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 福祉部長。

○福祉部長（田中昭雄） 再々質問にお答えを申し上げます。

発行している枚数はどうなのかという御質問でございます。平成9年度はバスが1万8,834人に交付しており

ます。平成10年度が1万 8,532人です。平成11年度が1万 9,286人です。平成12年度につきましては、手持ちの資料が6月30日現在で大変恐縮ですが、1万 8,084人というふうになっております。

以上です。

○議長（松田日出男） 武井議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 5時00分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 12番、古沢勝則議員。

（12番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○12番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して質問いたします。

まず最初に、小樽市の非核・平和を願う立場から質問させていただきます。

市長が「キティホーク」の港湾施設利用を認めたことは、「核兵器廃絶平和都市宣言」に反し、市民の非核・平和への願いを踏みにじる暴挙でありました。随伴艦「ビンセンス」の施設使用を断ったからといって、それが決して免罪され、許されるものではありません。21世紀を目前に市長は世界平和、とりわけアジアの平和と核兵器廃絶の世界の流れをどのように認識され、この小樽をどういう自治体として発展させようとしているのか、まず伺います。

東南アジア諸国連合は平和、自由、中立の志向を強めていましたが、94年に発足したASEAN地域フォーラムは、どの国も敵視しないことを原則に、「軍事力による共同制裁はしない」、このように明言し、東南アジアの平和と安全に大きな力となっています。95年には東南アジア非核地帯条約が調印され、97年に発効しました。今年になって北朝鮮がこれに加盟し、東南アジアすべての国が参加することになりました。

また、この間、核兵器廃絶に向けて大きな前進がつくられています。今年5月の核不拡散条約再検討会議では、「核保有国は、自国の核兵器の完全な廃絶を達成することを明確に約束する」、これが核保有国を含め合意となりました。これは、アメリカなどの核兵器廃絶を究極のかなたに追いやる主張を打ち破ったことでありました。こうした時代に核兵器搭載可能艦である「キティホーク」の港湾施設の使用を認めたことは、市長自身、東南アジアの非核・平和の流れに反する行動をとったことになるとは思わないのでしょうか。見解を求めます。

次に伺いたいのは、勝納埠頭などで市民の抗議行動を禁止した民主主義抑圧の行為についてであります。

10月末、「キティホーク」入港関連経費が公表されました。3年前の「インディペンデンス」入港時に比べ、2倍にも上っています。とりわけ警備関係費は総額の86%で前回の2.3倍にも及び、中でも入港反対の市民運動を押さえ込むため、集会や座り込みを禁ずる看板などの作成に要した費用が実に前回の6倍であります。

市長はこうした市民締め出しについて、10月31日の記者会見では、「前回並みの人出を想定した場合、警備上やむを得なかった」と述べていますが、しかし、一方では勝納埠頭での歓迎行事を認めているではありませんか。この不公平な取り扱いにどんな考えをお持ちか、お聞かせください。

また、記者会見の席上、「今後の軍艦の入港には市民感情に配慮したい」、このように語ったと伝えられていま

すが、「肝心の核兵器搭載可能艦の入港の是非」、これについては全く触れていません。今後の対応について、基本的見解をお聞かせください。

随伴艦「ビンセンス」についてであります。

市長が港湾施設使用を断ったため、同艦は港湾区域外にアンカーをおろしました。港湾区域外といっても、日本の領海であります。地位協定にも適用条項が見当たらない、また海洋法に関する国際連合条約第17条、無害通航権の一環としてのアンカーおろしにも当たらない。我が党が「ビンセンス」入港が問題になった当初から、港湾区域外に沖がかりするとすれば、どの法律を適用し、アンカーをおろすのか。その法的根拠を示せと要求してきましたが、今日まで返答のないままこういう事態になっているわけであります。

日本の領海に外国艦船である「ビンセンス」がアンカーをおろすのは、日本政府の許可が必要であります。日本の法律のどの条項を適用して、どの政府機関が認めたのか、きちんと説明してください。

次に伺いたいのは、市長が港湾施設使用を断ったにもかかわらず、「ビンセンス」の乗組員は民間船舶で通船、だれからもとがめられず勝納埠頭を使用して上陸していました。これでは施設使用を断ったことになりません。一体どうしてこんなことになったのか、港湾管理者である市長が内緒で施設使用を認めたのか、経緯・経過を詳しく説明してください。

次は、日米合同演習あるいは実戦演習の合間を縫っての小樽入港であった事実について伺いたいと思います。

今回の「キティホーク」小樽入港の直前、秋田沖で同空母は猛烈な戦闘訓練をしていたことが明らかになっていきます。また、小樽港出港後、韓国海軍との洋上実戦訓練が行われています。この2つの演習の実態についてどのように把握されているのか、その内容について説明してください。

さらに、「キティホーク」の露払いのように入港してきたオーストラリア艦も、小樽出港後、海上自衛隊の護衛艦と緊急事態を想定した本格的な訓練を行っています。この事態についてもあわせて説明してください。

以上指摘した3つの演習訓練について、いずれもこの小樽港を中心に行われたこととなります。この危険な事態について市長はどういう見解をお持ちか、お聞かせください。

この問題の最後は、札幌商工会議所伊藤義郎会頭の発言についてであります。

新聞報道によると、市長は10月31日の記者会見で、「民間が招待して空母が来るということが実際にあるのか。伊藤会頭の要請で小樽寄港が実現したとの見方には疑問を呈した」、このように語ったそうであります。この問題の事実はどうであったのか。

新聞報道によれば、10月13日、同会頭は、今年の8月、米海軍に対し、空母「キティホーク」の小樽入港を要請していたことが明らかにされています。また、ロバート・ウィラード第五空母群司令官も記者会見において、「入港は日本側の招待があったからだ」と、伊藤氏の招待に応じたことを明らかにしています。さらに両者とも、「2～3年に1回は呼びたい」、「招待があれば、また小樽に来たい」、このように明言していることも報道されています。

招待した側も、そしてされた側も事実を語っている。しかし、市長は火中のクリは拾いたくないとでもいうように、事実から目をそむける態度であります。こうした伊藤会頭の頭越しの寄港要請は、「事前に連絡ないのは内政干渉だ」など、小樽商工会議所や地元経済界の中にも批判的意見が公然と出されています。堀知事もこの問題について、「少なくとも事前に港湾管理者の小樽市や地元経済界にも連絡した方がよかった」と、札幌会頭の

やり方に不快感を示したと報道されています。

これだけ事実がはっきりしているのですから、小樽市長として伊藤義郎札幌商工会議所会頭に、自治権を踏みにじる行為に抗議すべきであります。これについての見解をお聞かせください。

次に、ごみ広域処理と広域連合についてお伺いしたいと思います。

11月中旬、我が党の議員団は行政視察において熊本県水俣市を訪問いたしました。水俣市は鹿児島県との県境にあり、三方が山に囲まれ、西側を不知火海に面した自然に恵まれた美しい街、水俣病でもよく知られている街であります。エコシティ水俣を学びたい、これが我が党の視察の目的でありました。

水俣市の資源ごみ回収の取り組みを理解する手がかりは、市の清掃センターにありました。住民自身の手によって各地区の収集所で資源ごみが23の区分に分別され、この清掃センターではさらにそれが79種類に分けられています。例えば、収集所で色別6分別されてきた瓶類は、清掃センターがさらにメーカー別に分け、それぞれメーカーに返還、残りは再生業者に販売されていきます。ペットボトルは、第三セクターの処理施設に委託し、フリース素材として衣類などに再生。紙類、雑誌類も、古本屋におろすもの、古紙として再生されるものに分類されていきます。

こうした水俣市における徹底した取り組みは、思わぬ経済効果も生み出しているそうであります。再生業者からは、水俣ブランドとして他の地域よりも高く取引されている。埋立処分場に運び込むごみの量は当然のように激減しました。数年でいっばいと言われた埋立地は、15年、20年ともつようになったそうであります。

7年前までは御多分に漏れず水俣市も、可燃ごみと不燃ごみといった分け方で焼却、埋め立てをしていましたが、ごみの中にプロパンガスボンベが混入し、それが爆発、焼却炉に穴をあけるという事故が発生しました。この事故をきっかけにして分別回収の取り組みが市民と行政の間で開始されていきます。

まず、2カ所のモデル地区で19分別の試験回収を実施、このために延べ300回に及ぶ説明会が開催されます。ごみを出す場所、時間などについては住民自身に決めてもらう。しかも、市職員もそのごみを出す時には業務命令として市役所から自宅まで帰ってごみを出す、住民と一緒にこうした作業が取り組まれました。仕組みづくりのため、徹底して自主性を重視したそうであります。その結果、2年かけて全市的に広げる予定が、わずか半年で実現し、全市分別回収が始まっていきます。

こうした一方では、主婦を中心に婦人会など16団体で「ごみ減量女性連絡会議」を発足、3,000人以上の女性がごみ減量運動を開始していきます。プラスチックトレイの追放、買い物袋持参運動では、スーパーのビニール袋を大幅に削減。スーパー、商店街と協力したエコショップ認証制度など、ごみ減量運動は確実に成果を上げてきました。

市のサポートも、例えば農林水産業や伝統産業の技術を育てるための環境マイスター認定制度、我が家のISO認証制度、今年の4月からはこの取り組みを小中学校すべてに広げてきています。子供たちの環境意識が高まり、その子供たちを通じて親や地域社会の関心も高まっていくのでは。市長を先頭に関係者も大いに期待しているそうであります。

こうした水俣市の実践から学ぼうと、今では全国の市町村から視察が後を絶たない。より詳しい資料が市長の手元にもきっと届いているはずでありますから、水俣市から何を学ぶのか、ぜひお聞かせいただきたいと思えます。

もう一つの例です。埼玉県大井町での取り組みです。人口4万5,000人のこの町でも、やはり家庭ごみを21区分に分別、減量化に取り組んでいます。大井町では財政負担の大きい大型焼却炉ではなく、小型炉を建設しました。老朽化した焼却炉の建替えは、当初、大型炉と再資源化施設の建設で約110億円以上の計画でしたが、これは年間予算100億円規模の町にとっては大変なことでありました。ごみが1日60トン、それを焼却能力8時間で60トンの炉を建設する。それだけでも、炉の建設だけでも70億円もかかってしまう。ここでも町や町会、自治会、住民を巻き込んだごみ減量化の取り組みが開始されていきます。

ごみを減らし、ダイオキシンのもとになる塩ビはもちろん除いていく。財政負担の少ない小型の焼却炉を建設しよう。新しいごみ処理計画に向け、きめ細かな説明会を半年間開き、住民合意をつくり上げていきました。焼却炉は大手メーカーの高価なものではなく、中小企業の入札で小型炉を建設。国の補助はつかなくても、8億・2,000万円で建設することができたそうであります。ダイオキシンは1立方メートルの中に0.01ナノグラム程度。けさ方電話をして聞いてみたら、これが0.009から0.008程度までさらに状況はよくなっているそうであります。厚生省の新設炉の基準の10分の1以下、こういう立派なものであります。

この大井町の取り組みから何を学ぶのか、あわせてお聞かせください。

ごみの問題では、この水俣市と大井町が大方を語っていますが、北後志ごみ処理計画に関連して、具体的な項目で何点か伺います。

第1は、なぜ広域計画なのかについてであります。

道が示している広域化計画は、広大な北海道にあって地理的、経済的、効率的など、どの面から見ても問題が大き過ぎると思います。まず、この点についての見解をお聞かせください。

第2は、焼却炉と国庫補助の問題です。

厚生省は今年になってようやく、1日当たり処理能力が100トン未満の小型焼却施設についても、広域化計画でダイオキシン規制をクリアできれば、国庫補助の対象として認める旨通達を出しました。この小型炉への補助拡大に伴って、これまでの広域化計画をより効率的で小規模なものに変更する道も開かれてきたのではないのでしょうか。

日高・胆振東部ブロックでは静内町など3町で、1日当たり38トンの処理能力を有する広域焼却施設の整備が始められることになっています。しかし、これまでの100トン以上もしくは300トンという方針が徹底していて、市町村では計画どおりの大型炉の建設もまた始まっています。大事なことは、策定計画が本当に適正なのか、計画が過大ではないのか、いま一度洗い直してみる勇氣であります。

同時に、単独整備計画であってもきちんと国の補助をつけさせる、こうした要請、態度表明こそ求められています。もともと余市町ほか北後志では、独自にごみ処理対応してきた歴史と実績があります。これまで以上に非効率的、財政負担も多くなる広域化に引きずり込む必要はありません。国が決めた、道が決めたという態度こそ戒めるべきであります。市長の見解をお聞かせください。

第3は、住民合意の問題についてであります。

水俣市や大井町に共通するテーマは「住民合意」、住民とともにごみ減量化に向けた取り組みであります。本計画の施設建設候補地の住民説明会の経緯及び住民側の対応についてお聞かせいただきたいと思います。仮にも利益誘導的な合意形成が議会無視で進められるとしたら、そのこと自体、大問題であることを申し添えておきた

と思います。

第4は、広域行政・広域連合についてであります。

廃棄物処理行政に関しては、厚生省は、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類が周辺住民に不安を与え、社会問題化しており、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出削減が緊急の課題となっている。このようにして、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、今後ごみ処理の広域化が必要である。こうした方針に基づいて広域化が推進されてきました。

しかし、住民の生活圏が拡大しているとしても、このごみ処理に対して果たして広域の行政需要が存在するのかどうかは極めて疑問であります。つまり広域連合で処理するのが適切か否か、改めて検討すべきであります。本来は市町村が単独で自己の事務として処理するのが原則。広域連合の効用に目を奪われ、住民の直接的な意思の反映や監視が困難になることにより住民自治が空洞化されないのか、この項の最後に市長の見解を伺います。

職員給与の問題についてであります。

今年度の人事院勧告は、官民格差がありながら基本給の改定を見送りました。これは官民の格差を明示して勧告を行うようになった1960年以降初めてのことであります。期末・勤勉手当は2年連続の削減となり、これによって一時金の水準は実に30年前に逆戻りしたと言われています。平均年収で見ると、今年6万9,000円削減、昨年の9万5,000円削減と合わせると、この2年間で16万4,000円も削られることになってしまいました。

本来、公務員労働者の勤務条件を守るべき人事院が賃下げの勧告をする。そして、全国の地方自治体もこの人勧を基本に対応してしまう。これでは人勧制度のあり方そのものが問われてくるのではないのでしょうか。そもそも公務員労働者の労働三権を制限している代償措置とされているわけですが、今年のような人勧では、もはや代償措置とは言いがたいものであります。人事院自身がその存在意義を自己否定するものであります。

憲法第28条は労働基本権の保障を掲げ、特に第11条では、「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる」、このように言っています。この労働基本権が基本的人権の構成要素となっていることは、今日、国際的通念であります。こうした点からも、2年連続のマイナス勧告についてどのように認識されているのか。また、今年の勧告が職員、特別職、市内公務員労働者総体において、その及ぼす影響度をそれぞれお答えください。

一段と個人消費を冷え込ませて、景気回復の足を引っ張ることは間違いのないことであります。地域経済にも重大な影響を及ぼす。その上、今回の職員給与引き下げは公務員労働者やその家族にとどまらず、特殊法人、社会福祉関係者、農協職員など全国で約750万人の労働者、さらには最低賃金や生活保護基準などにも影響が及ぶものであります。大銀行やゼネコン救済のためには景気対策と称して大盤振る舞いを繰り返し、その結果、この国のGDPをはるかに上回る600兆円以上の借金をつくり出してしまった。自民党政治や自・公・保政権の失政のツケをこうして国民や労働者に回すやり方は、到底認められるものではありません。

なお、特別職に属する職員の給与条例一部改正については、その置かれている職責などからいっても、今回の提案についてはやむを得ないものであると判断しています。

次は、建設業と建設労働者の問題について伺います。

建設業関係、中でも市内の建設労働者の実態についてであります。

深刻で長期にわたる経済不況は、建設業界とそこで働く労働者、家族の生活を直撃しています。この間、築港

や中央地区の再開発関連、廃棄物処理施設工事などを除くと、市長部局発注工事の契約状況を見るまでもなく、地元業者の受注契約高は大きく減少しています。

建設一般労働組合小樽支部が市内建設・土木関係の550社に対してアンケート調査を実施していますが、その結果では、昨年度の経営状態について、約60%が「悪い」と答えています。また、公共工事の受注額については、54%の会社が「悪い」と回答しています。加えて、不況対策としては、「冬期間工事の創設、発注の要望」が21%に上り、最も多く寄せられていました。こうした状況について市長はどのように受け止められているのか、伺いたいと思います。

市発注の公共工事は地元経済への波及効果も大きく、雇用拡大にもつながる生活福祉型事業の割合を高めること、同時に「元請も下請も地元優先にしてほしい」、こうした願いにこたえて、大型工事の場合にあっても分離発注などを拡大し、さらなる地元優先に努めるべきと考えますが、いかがですか。

次は、建設労働者の問題についてであります。

昨年、そして今年と長年、建設労働者の労働条件改善に取り組んでいる、先ほど紹介しました建設一般労働組合の役員の方と一緒に市発注工事の現場調査に入っています。主に関心を持ったのは2点であります。

第1は、建設労働者の賃金実態です。

御承知のように、公共工事の工事費積算に使用する設計労務単価、三省協定単価が今年は大幅に減となりました。主要10種平均で17%減、金額にして3,000円以上の減額です。中には、とび、鉄工、型枠工のように、22%から25%にもという極めて大幅な減を強いられている職種も含まれています。

今年度前半の調査にもかかわらず、日額1,000円から3,000円賃金が現実引き下げられている、こうした労働者が建設現場では既に出ています。この労務単価減が現場で働く労働者の賃金にどのような影響を与えているのか、市として実態調査をされているのか、お聞かせください。

次いで、退職金共済制度についてであります。

総じて建退共への加入状況、手帳の交付、証紙の貼付などについては改善されてきていると確認されました。しかし、2次、3次と下請にいけば、「手帳は見たことがない」、「出面どおりに証紙が張っていない」、こうした実態が一部にはまだ見受けられます。

昨年も気づいたことですが、これは市外の業者が入っている場合が特に心配であります。建設労働者の場合、通年にしても季節にしても、その多くの労働者は現場はもちろん、会社から会社へと「渡り歩く」のが実態であります。こうした建設労働者にとって唯一の退職金共済制度が仮に悪用され、退職金もなく労働者が放り出されるようなことがあってはならないと思います。市としてもなお指導を徹底すべきでありますが、いかがでしょうか。

次は、除排雪問題についてであります。

昨年に比べると、一足早く本格的な雪が到来しました。今年度の除排雪計画の説明を受けましたが、大変心配であります。

第1には、今年度の実施計画では、市民にとっての生活道路に関しては、路線の延長や除排雪水準の見直し、ロードヒーティングの新規敷設など、見るべき改善が示されていません。平成13年度に現行の除排雪対策を全面見直すとしていますが、市民にとってはこの冬の雪対策こそ待ったなしの問題であります。

第2は、予算面からの心配です。直近5カ年の会計決算では、除排雪、除雪費執行額の平均はおおよそ10億円。しかも、昨年、一昨年の2カ年にあっては、いずれも12億円台に上りました。今年度予算額はこれらに比べると大幅減、5カ年平均額に比べても低いものであります。市長は昨年度の予算編成に当たって、「雪対策の拡充は公約実現」と強調されていますが、これからの後退には当たらないのでしょうか。

まず、この2つの心配についてお答えください。

次に、市民要望の強いロードヒーティング新規敷設に向けた、第3期計画の立案に向けたお考えをお聞かせください。

15年前の昭和61年度決算によれば、除雪費からロードヒーティング電気料として5,880万円が支出されています。この当時のヒーティング敷設延長距離は、お聞きしますと1,967メートル、約2キロメートルであります。一般にロードヒーティングの耐用年数は12年ないし15年。更新計画について具体的に示す責任が出てきています。この点についてもあわせてお答え願いたいと思います。

私の質問の最後は、PCB使用照明器具についてであります。

今年9月、千葉県の柏市、さらに10月、東京都八王子市、引き続いて11月、愛知県蒲郡市で、小学校の教室に取りつけられている古い蛍光灯コンデンサーが破裂、中に入っていた有害物質であるPCBが児童に降りかかるという事故が発生いたしました。こうした事故はこれまでも鳥取県や青森県でも報告されているもので、不安を訴える父母の声が我が党にもたくさん寄せられてきているところであります。

今年の4月には我が党の石井衆議院議員が政府に対して、学校の蛍光灯などのPCB使用器具の調査とその交換、校内での保管の見直しを求めてきたものでもあります。

PCBについては、1972年に国内生産が中止され、74年からは「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、一部の用途以外の使用が禁止されているものであります。製造禁止になってから既に26年以上もたっています。日本照明器具工業会が15年以上の長期使用で蛍光灯コンデンサーの事故が発生する危険を警告していたにもかかわらず、国として具体的な対策を怠ってきたものであります。

このほどようやく政府は、PCBを絶縁材に使った蛍光灯コンデンサーを病院や学校など全国の公共的施設から撤去し、安全な部品に交換する方針を固めました。遅きに失しましたが、原則、国が所管する公共施設のすべてを対象に実施、そして自治体が設置した施設も含むことになります。事故が起きてからでは取り返しがつきません。そこで伺います。

第1に、問題の蛍光灯コンデンサーの使用状況についてであります。一昨年12月、「PCBを含む廃棄物等の保管状況等調査について」が厚生省から通知され、翌11年3月末までにその調査結果報告が求められていました。少なくともこの時点で問題意識を持っていたはずであります。当市の学校、病院、市庁舎、その他施設の使用状況について、使用中のおそれのある学校名、さらには病院、市庁舎、その他施設については、主な施設名とその施設数についてお答えください。

第2に、撤去に向けた対策をすぐにも示してください。予算面や技術的な問題もあると思いますが、早急な対策が必要と考えます。

第3は、民間施設や市民の住宅などに対する対処、対策についても、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

以上、再質問を留保して終わります。(拍手)

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）

○市長（山田勝磨） 古沢議員の御質問にお答えいたします。

最初に、非核・平和問題について何点か御質問がありました。

まず、「キティホーク」の入港とアジアの非核・平和についてであります。私といたしましても世界の恒久平和を願っており、核拡散防止条約を軸に進められる核兵器廃絶の流れには大いに賛成するものであります。

米艦船の入港につきましては、従来から核兵器搭載の有無を判断条件の1つとしておりますが、今回の「キティホーク」につきましても、これまで同様、外務省及び在札幌米国総領事館に問い合わせをして判断したものであります。

次に、今回の警備体制についてであります。3年前に「インディペンデンス」が入港した際の埠頭内の混乱を教訓として、前回並みの人出を想定した上で港湾活動に影響を与えないことや見学者の安全確保の観点から、警察とも協議の上、体制を強化したものであります。

また、米艦船の入港について今後の基本的な考え方についてであります。国是であります非核三原則の「核を持ち込ませない」という観点から、これまで同様、慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、「ビンセンス」の小樽港湾区域外の停泊についてであります。法的根拠につきましては、小樽海上保安部及び外務省に確認したところ、明確な回答が得られなかったところであります。今回のケースは、米海軍から海上保安庁に通告があり、海上保安庁が外務省に伝達をし、外務省が海上保安庁に安全上の問題について照会を行い、小樽海上保安部から「検疫錨地の一角がよいのではないか」との具申を得て、外務省から米海軍に伝えたと同っております。

次に、通船による岸壁使用についてであります。今回の「ビンセンス」からの通船については、海上運送法に基づき、通船業務を実施した会社から北海道運輸局に不定期航路事業の届け出がなされ、接岸場所については第3号埠頭基部及び勝納埠頭と記載されていることを確認いたしました。港湾管理者としては警備上の関係から、小樽警察署と協議して勝納埠頭への接岸を指導したものであります。

次に、「キティホーク」とオーストラリア艦船の小樽港入港前後の演習内容についてであります。その内容については承知しておりません。

次に、札幌商工会議所会頭の発言についてであります。私が記者会見の際、一民間人の招待により空母が来るものかどうかと疑問に思ったのは事実でありまして、今でもそう考えておりますが、一民間人の発言でもありますので、あえて抗議する考えはありませんが、事前に話がなかったことについては残念に思っております。

次に、ごみ広域処理と広域連合について何点か御質問がありました。

初めに、熊本県水俣市のごみ処理体制についていろいろ御説明がございましたが、資源物の細分化による分別収集と市民のさまざまな協力によって埋め立て処分量の大幅な減少を実現させたということは、大変な努力を要したことであり、関係の皆さんに敬意を表したいと思います。

小樽市も今年度から瓶、缶等の資源物分別収集を全市実施いたしました。今後これらの拡充や新しいごみ処

理体系の検討に当たり、地理的・社会的条件の違いがありますので一概に言えませんが、小樽市においてどの程度可能か、水俣市の例を含め研究してまいりたいと考えております。

次に、埼玉県大井町のごみ減量の取り組みにより焼却炉を小型化したということですが、小樽市の目指す方向も資源循環型社会形成による廃棄物の排出抑制、再利用、再生による処理量の減少であると考えております。大井町の減量化の取り組みについて、その内容を把握し、小樽市において可能なことについては、取り組むべき課題として検討を行いたいと考えております。

次に、北海道が策定した「広域化計画」についてであります。広域化計画は、ダイオキシンの発生量の抑制のため、国の方針によるものであり、ブロックの選定については構成市町村の意見に基づいたものと承知をしており、また本年3月に道が策定した「ゴミゼロプログラム北海道」の中でも広域化計画の推進が明確に位置づけられており、妥当なものと認識しております。

次に、焼却炉の広域整備と国庫補助についてであります。先ほど申し上げましたとおり、北海道は「ゴミゼロプログラム北海道」の中でも広域化の推進を明記しており、また広域化が国庫補助導入の条件であることや、施設建設及び施設運転維持費にスケールメリットが期待できることもあり、市といたしましては、国・北海道の方針に基づき広域焼却施設の建設を目指してまいりたいと考えております。

次に、施設建設に当たっての住民合意についてであります。本年7月より説明会を3回開催し、10月には戸別説明を実施しております。意見の主な内容としましては、小樽市単独であれば問題はない。ダイオキシン対策が完全とは言えない。桃内に迷惑施設ばかり来る。自分もごみを出しているのでやむを得ない。他町村のごみを焼却しても関係ないと思う。町会員に直接還元できるような施策を実施すべきである。などであります。

町会としては、当面、ダイオキシン専門家による学習会の開催、施設見学や住民意向調査などを実施し、町会としての意見集約を行うと伺っております。市といたしましては、町会側のこうした方向に誠意を持って対応し、速やかな合意が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理における広域行政・広域連合についてであります。北後志の可燃ごみの焼却処理を広域で行うことは、ダイオキシン排出削減の観点からの国の方針に基づくものであり、必要なことと考えております。

なお、広域処理はごみ処理の全般を行うものではなく、焼却に限ってのことであり、ごみの収集・運搬、最終処分等は各首長の処理責任に基づき各自治体が処理しますし、また広域連合には議会が設置されますので、議会によるチェック等により住民意思が反映されるものと考えております。

次に、職員給与について何点か御質問がありました。まず2年連続の人事院のマイナス勧告についてであります。職員の給与については、地方公務員法第24条の中で条例主義、職務給及び均衡の三原則が規定されております。この均衡の原則に基づき、人事院会を持たない本市としては、従来から職員の給与は国に準じて改定しており、国は人事院が民間との給与の比較の中で決定いたしております。職員にとっては2年連続のマイナスであり、非常に厳しい状況かと思いますが、民間はもっと厳しい状況の中では、やむを得ないものと考えております。

次に、今年の人勧が及ぼす影響についてであります。職員につきましては約1億6,000万円の減額、特別職では約60万円の減額となる見込みであります。

市内の国家公務員の減額分として、国には直接聞いておりませんが、カット額から推計しますと約1億7,00

0万円程度の減額となるものと思われますので、市内の公務員全体では約3億3,000万円程度の影響があるものと考えております。

次に、土木・建設業と建設労働者について何点か御質問がありました。

初めに、地元業者の経営状況や公共工事の受注額についてであります。厳しい景気動向を反映して市内建設業者につきましても、公共事業等の減少により経営環境が厳しい状況にあることは承知しております。市の発注する工事は地元業者にとっての経済効果も大きいものと考えており、今後ともその確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、地元業者への優先発注についてであります。本市においては従来から工事の発注に当たりましては、地元で対応できるものについては、すべて地元企業に発注しております。また、地元業者だけでは対抗できない大規模で高度な技術力を要する工事等につきましては、その工事内容により分離発注にも努めてきたところであります。今後とも地元企業優先を基本としてまいりたいと考えております。

次に、労働者賃金の実態調査についてであります。設計労務単価は工事費の積算のためのもので、実際の賃金の額を拘束するものではありませんが、発注者としましては積算に近い形で賃金が支払われることが好ましいと考えており、受注業者に対し、契約の締結に際し、適正な賃金の支払いについてお願いしているところであります。しかしながら、実際には資格や技術力などにより賃金が支払われていると聞いており、実際に作業員が受け取っている賃金につきましては、市としては実態調査は行っておりません。

次に、建設業退職金共済制度についての指導徹底についてであります。本市の工事発注に際しましては、その都度、建退共の加入について確認しており、また毎年現場に入り、手帳の交付や証紙の貼付状況等を調査し、指導しております。調査の結果、おおむね適正に取り扱われておりますが、今後とも指導を徹底してまいりたいと考えております。

次に、除排雪について何点かお尋ねがありました。

最初に、今年度の除排雪計画についての御質問ですが、御指摘の生活道路についての除雪水準等の改善につきましては、今年は3種の5に位置づけられている排雪回数1回の路線については、道路状況を踏まえ、その拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、除雪予算についてであります。今年度は当初予算で9億6,000万円を計上しておりますが、これと過去5カ年の平均決算額9億9,800万円や直近2カ年の平均決算額12億2,500万円と比較いたしますと、御指摘のとおり、今年度の当初予算額は下回っております。しかし、過去の平均決算額は大雪などの異常降雪分も含まれたものでありますし、今年度の当初予算額については通常の降雪量を見込んで算定したものであります。いずれにいたしましても、前年度の除排雪の水準を下回ることのないように対応してまいりたいと考えております。

次に、ロードヒーティングの新規布設についてですが、現在、市道の道路形態、交通量、沿道利用状況などについて全面的な調査を行い、それをもとに市道路線の格付の見直しを予定しております。ロードヒーティングの整備は、この見直し結果を参考に冬期の路面管理のあり方について検討し、一定の目安を設けて行ってまいりたいと考えております。

ロードヒーティングの更新についてであります。ロードヒーティングの耐用年数は大型車両の交通量や道路の構造などによって異なります。このことから、ロードヒーティングの更新に当たっては、毎年春に終業時点検

を行い、必要に応じ部分的な維持補修を行っておりますが、全面改修が必要と判断されるものについては逐次更新することとしており、計画的な整備にはならないものと考えております。

次に、PCB使用の照明器具の設置状況とその対策についてであります。この照明器具は昭和47年8月製造中止となっておりますので、昭和50年以前に建設された施設においては、すべて使用の可能性があります。市庁舎や病院のほか主な収容施設では、52施設中、市民会館や産業会館など13施設が昭和50年以前に建設されております。これらの対策につきましては、実態調査により状況を把握し、その結果により順次改善しなければならないものと思っております。いずれにいたしましても、病院や保育所などは早急な対応を必要としますので、今年度内の調査を指示しております。

次に、民間施設や市民の住宅などに対する対策についてであります。PCBの使用が禁止された昭和49年以前に製造された蛍光灯照明器具の安定器にPCBが含まれている可能性があると言われておりますので、関係部局で協議を行い、速やかに市民に周知してまいりたいと考えております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 古沢議員の御質問にお答えします。

初めに、市内の小・中学校でPCB使用の照明器具であります。この照明器具は昭和47年8月生産中止となっております。

この照明器具が使用されているおそれのある学校ですが、小学校では量徳、朝里、緑、若竹、幸の5校、中学校では菁園、石山、北山、塩谷、銭函、住吉、長橋、潮見台、忍路の9校と考えております。

次に、撤去に向けた対策であります。使用されているおそれのある14校について、実態調査をこの冬休み期間中に行うこととしております。PC照明器具が確認されたときは、早期に別の照明器具に交換したいと考えております。

以上です。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 12番、古沢勝則議員。

○12番（古沢勝則議員） 再質問いたします。

まず、「ビンセンス」の問題ですが、お答えでは、日本領海内、小樽市からいえば港湾区域外ですが、ここに「ビンセンス」がアンカーをおろした。その法的根拠は何か。日本領海内ですから、きちんとした根拠があるはずだとお尋ねしたのですが、実は明確な法的根拠は示されない。実に不思議な事態だと思うのですね。

これが1つ、米海軍艦船の民間港に対する出入りは実態として起きていることです。そもそも法的根拠もなしにこうしたことが行われるということ自体がおかしな話ですから、明確ではないという答弁をして済まされる問題ではないと思いますので、市長としてはさらに突っ込んだ見解をお聞かせいただきたいと思うのです。

あわせて、その区域外にアンカーをおろした「ビンセンス」から乗組員が、御答弁では勝納埠頭に上がっています。この乗組員を勝納埠頭に上げるために通船業務をやった。これは小樽市内の業者であります。海上運送法に基づき不定期航路事業の届け出を行っているということが、港湾部の担当の方からもそういうふうに聞いて

いるというふうに確認しておりますが、しかし、おかしい話です。

市長にちょっとお尋ねしたいと思いますが、9月29日、このときに市長は記者会見で、「キティホーク」港湾施設使用を認めるというふうに記者会見されました。あわせて、随伴艦「ビンセンス」は断るのだということを市長さん記者会見されたわけです。

実はこの「ビンセンス」は、この直前まで随伴艦、お供なしに「キティホーク」が来るということで、「ビンセンス」を伴うということは知らされていなかったことですが、直前になって実は「ビンセンス」を伴う。ところが、利用できる港湾施設がないということで、9月29日に市長が態度表明をした。これを受けて、10月12日付で小樽の海上保安が港湾管理者小樽市長あてに文書通知を行っています。内容は簡単ですが、「ビンセンス」小樽入港を取りやめるという内容の通知を10月12日に行っています。

それでは、港湾区域外にアンカーをおろすことになった「ビンセンス」から、この乗組員を通船業務で小樽の港に上げる、その業者が海上運送法に基づいて手続をとっていることを確認されているというふうに聞いておりますが、該当条項は海上運送法第20条、これの第2項ですね。簡単に必要なところだけ読み上げます。「人の運送をする不定期航路事業を営もうとするものは、省令の定める手続により、その事業の開始の日の30日前までに運輸大臣 ― ここでいえば北海道運輸局ですか、その旨を届け出なければならない」、これが法律上の規定です。先ほど言った経過から見ても、この法律に合わないではないですか、この業者は。少なくとも小樽港を管理する、港湾管理者である小樽市長が、そうした事実を確認しながらこういう通船業務を認めてしまう、こういう事態が起きているわけですね。この点について明快にお答えいただきたいと思います。

2つ目は、ごみの問題ですが、関係住民、町会等に誠意を持って対応される、そのこと自体は大変結構なことだと思います。住民合意を形成していく上でも欠かせないことだと思いますが、実は先日、西胆振ごみ処理施設をめぐるの新聞記事がありました。市長も既に目を通しておられると思いますが、掲載記事のテーマは「住民合意のあり方について」です。

ここでは、まず第1に、最初に町会の住民投票で反対多数でとんざした。それから約3カ月間かかっているのですが、その次に、住民投票ではなく、臨時総会で条件つき賛成多数ということで地元の合意が得られたというふうに、いわば行政側が判断したというのが1つです。

2つ目は、問題なのは、該当する町会に隣接する住民その他の意見発表の場が保障されていない、何の説明も受けていない。たまたま町会を別にするというだけで、そういった説明も受けていない。

それから3つ目は、これが特にテーマとして取り上げられていましたが、こうしたいわば迷惑施設、こういうものの見返りとして地域の振興策がとられている。だけれども、ひどいではないかと。道路整備や町内会館の新築など、1つの町会のために約7億円ほど、丸のみでいいのかというのがこの新聞報道でした。

私の質問は、そういう意味合いも含めて、利益誘導的な住民合意のあり方というのはだめなのだよと。ぜひそういった点で、この西胆振ごみ処理施設をめぐるの住民合意のあり方に対する市長のお考えをお聞きしたいと思うのですね。

3つ目は、職員給与の問題です。実は今年の勧告では官民格差があるということを質問で言いました。少額ですが平均で447円、実は格差が生じているのです。しかし、基本給は手をつけない。ですから、今までの人勧制度の中では異例だということをお話ししたのですが、それはさておいてですが、小樽市職員の、これ自体は実は

問題が多少ありますが、市職員のラスパイレス指数、それと道内主要10市におけるラス指数の比較、小樽市の給与水準をある意味では見る上で手取り早い数値ですが、この比較水準についてお聞かせいただきたいと思います。

それから4つ目は、建設関係の問題ですけれども、実は政府は今年の3月までコストの縮減政策をとってきました。これを受けて市は2カ年にわたっての縮減対策を講じて、平成11年度については金額にすると約2億円の効果があったというふうに報告されているわけですね。しかし一方では、先ほどお話ししたように、地元の業者がそういうコスト縮減の中で、しかも仕事量総体が減るという中で大変苦勞している。中でも、そこに働く労働者が具体的な賃下げというような状況が生じてきている。政府自身はこうしたコスト縮減の効果を、一部の業者や労働者の賃金などにしわ寄せしてはならないというふうに言っているのですね。何をか言わんやというような感じもするのですが、こうした現状についてやはりもっと深刻に受け止めていただきたいと思います。この点について改めてもう一度お伺いしたいと思います。

それと、建退共の問題ですが、1つだけ参考にですね。小樽市の労働実態調査では建退共の加入状況は68.3%、これは1年前の調査数値です。直近の数値ではこれがどういうふうになっているのかなということが1つと、それでもいわば100%ではないわけです。大いに改善されていっているなという実感は私も持っているのですが、しかし、1つ参考までにですね。

御承知だと思いますが、本年10月1日より帯広市で導入している仕組みですね。「帯広市発注工事に係る元請事業主による建設業退職金共済制度関係事務受託処理要領」と、えらく長ったらしい要領ですが、これが制定されています。中身を1つだけ言いますと、結局、建退共の証紙が張らさっているかどうかを確認するために、元請の責任として、下請分も含めて工事の完成時に建退共証紙貼付実績書というのを市に提出しなければいけない、こういう要綱を定めたわけです。こういった帯広市の取り組みも参考にされて、これに対する市長の御見解、できればお伺いしたいと思います。

それから、PCBの問題ですが、教育長の答弁は、さきに委員会で我が党の新谷議員がお尋ねしたのより一歩前進したというふうに私は聞いたのですが、もし誤解だったら訂正いただきたいと思います。新谷議員がお尋ねしたときには、冬休みに調査をして来年度、つまり来年度ですから、春休みから夏休みにかけてというような意味合いで御答弁されていたと思うのですが、今の答弁は、冬休みに調査をして、PCB使用器具があれば早急に対策を講じたいという内容でおっしゃられました。これ自体、私は大歓迎するものですが、紹介した東京の八王子も千葉の柏も、こういったところも予想だにしないと言えおかしいでしょうけれども、しかし、破裂落下事故が起きた。もう待ったなしです。冬休みに調査をして、春休み、来年の夏休みに何とか交換したいなんていったって、市民がもう許すものではない。もう待ったなしですから、直ちに調査をして交換の作業、そういった対策を講じるわけですね。

要するに、事の性格からいって待ったなしのことなのです。悠長な対策、そういったことはとれない。施設によっては多少の余裕があるかもしれませんが。児童だとか主に市民が活用、利用している、そういう頻度の多い、そういう施設や学校については、もう待ったなしだということを再度確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝磨） 再質問にお答えをいたしますが、「ピンセンス」の沖がかりの関係につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、明快な回答がありませんので、再度またそれぞれの官庁に照会したいと思います。

それから、通船業務の関係でございますけれども、不定期航路の事業の届け出につきましては、これは認可事項といいますか、承認事項ではなくて、届け出があればできるというようなことがございまして、北海道運輸局の方で届け出を受けて、それを認めたといいますか、そういうことだと思いますので、御理解願いたいと思います。

それから、住民合意の関係につきましては、確かにいろいろと西胆振の関係のお話がありましたけれども、何をもって住民合意かということであろうかと思えますけれども、我々としては今お話し合いをしている最中でございますので、そういった経過を見ながら判断をしていきたいと、こう思っております。できるだけ100%の合意を得たいと思っておりますけれども、そういった努力をしてまいりたいと、こう思っております。

それから、ラスパイレスの関係は総務部長から、それから公共工事の縮減、建退共の関係については財政部長からそれぞれお答えをさせます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 総務部長。

○総務部長（藤島 豊） 本市のラスパイレス指数についてであります。平成11年4月1日現在におきます本市のラスパイレス指数は99.9となっております。人口10万人以上の都市、10都市中7番目に位置しております。以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 財政部長。

○財政部長（鈴木忠昭） 古沢議員の再質問にお答えいたします。

公共工事の縮減と建設労働者の賃金についてでございますけれども、コスト縮減につきましては、設計手法、技術基準等の見直し、さらには、それらに伴う副産物の対策などによって行っているものということで承知してまいりまして、賃金の引き下げに直接的につながるものではないというふうに考えてございます。

次に、建退共についての御質問ですけれども、まず加入率でございますけれども、直近12年、今現在で本市における指名登録業者、市内建設業者の場合、12月1日現在ですけれども、全体で199社ございます。そのうちの124社が建退共に入っているということで62.3%でございますけれども、建退共の直接的に影響がある土木関係でいいますと64社中58社、90.6%、さらには建設工事業者では52社中45社、86.5%という形になってございます。

なお、帯広の例をお話ありましたけれども、私どもとしては、まだ新聞報道しかその中身については承知してございません。小樽市においては、そのような要綱というものは設定してございませんけれども、先ほど市長からも答弁しましたように、毎年やっている調査結果においては、おおむね良好に取り扱われているというふうに、そういう結果が出ております。したがって、今後はその実績書の提出等につきましては、その調査を進めていく中で状況を見ながら判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 先ほどもお答えいたしましたが、冬休み中に調査をし、確認がされましたら早期に取り替えたい、そんなふうに思っております。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 12番、古沢勝則議員。

○12番（古沢勝則議員） 市長、明快にお答えできなければ、これは私の質問最後なのですが、「ビンセンス」の問題です。

届け出とか云々ではないのです。そもそも30日前までにその旨届け出なさい、なければならないという法律の規定があって、これに基づいての不定期航路事業を営んでいる、営む。先ほど言ったように、「ビンセンス」が小樽入港を取りやめるというような公式に海保から市長、あなたあてに入ったのは10月12日です。そうすると、この海上運送法の第20条第2項でいっている小樽市内のある通船業務をやっているもの、正確にいうと通常通船業務はやったことのない、たまたま定員がより大きな船というふうを選んだのでしょうか。定員40名のちょっと大型のプレジャーボートと言ったらいいのでしょうか、通常通船業務をやっていない、1回に運べる乗組員の数が大きい船を選んだのだと思いますが、それが法律も何も関係なしに小樽の港に、港湾区域外にアンカーをおろした「ビンセンス」から乗組員を運んだわけです。

そこには市長は確かにいなかったかもしれない。しかし、その状態を港湾部の職員が確認しているわけですよ。そして、北海道運輸局に届け出をしているというから、電話で確認したというのです。そうしたら、出ていますよと言われたので、それでは警備上、第三埠頭の基部ではまずいから、警備対策上からいっても勝納埠頭の方に回ってくれと言ったというのです。

どう見たって、この第20条第2項、30日クリアできるはずがないではないですか。そういうことが実はあの「キティホーク」寄港のときに平然と行われているわけですよ。アンカーをおろしたのも、法的根拠は明快に示されない。その「ビンセンス」から通船業務と称して乗組員を運んだ、その業者についても通常通船業務をやったことのないところ。しかも、第20条第2項の規定をクリアできていない。こんなことが小樽の港でやられているのですよ。この点について最後にいま一度ちょっとお答えください。

○議長（松田日出男） 理事者の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 港湾部長から答弁させます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 港湾部長。

○港湾部長（兵藤公雄） 古沢議員の再々質問にお答えいたします。

確かに今言われました海上運送法のかかわりでございますけれども、市長からも答弁させていただきましたが、私どもといたしましても、この上陸に当たりまして、改めて通船業者の実施事業者の届け出に当たりまして、運輸局に伺ったところでございます。この中で運輸局としては、所掌する運輸局の判断によるものということで、そういう回答だけしかいただいておりますので、私どもとしてはそういう理解をしているところでございます。

以上です。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 古沢議員。

○12番（古沢勝則議員） 答弁いただけていないのですね。この「ビンセンス」の問題では2つ答弁を求めているのですが、沖がかりをしたその根拠を教えてください、これも明確にお答えできない、返事がいただけない。

それから、そもそも根拠もさっぱり明らかにならない「ビンセンス」から、どれだけの乗組員が通常通船業務をやっていないプレジャーボートを使って勝納埠頭に上がった。それが電話確認だけで、実は海上運送法第20条第2項の届け出がされているのだ、はい、わかりましたといって認めた。どうやって考えたって、30日前に届け出をしろというふうに言っている、その法律の規定を守ることができていないはずなのに、それもはっきりしない。お尋ねしていることにお答えいただけていないのですよ。納得いきません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 港湾部長。

○港湾部長（兵藤公雄） 今お話のございました海上運送事業法でございますけれども、この所掌しているのはあくまでも運輸局でございます、不定期航路の事業の届け出につきましては、これはあくまでも運輸局の所掌でして、私どもとしましては、やはりそういった内容で出されたということで、当日通船が行われるということをお私どもとして情報を得ましたので、早速業者なり運輸局の方に確認をしたところでございまして、その中で1つは届け出が出されているということで、私どもとしては、届け出出されているけれども、第三埠頭基部ですと、やはり警備上の問題でございますので、私どもとしては勝納埠頭の方へということで指導したところでございまして、法的なかわりにつきましては、あくまでもこれは運輸局の所掌しているところだと、こういうぐあいに伺っておりますのでございます。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 何度あれしても、今の時点ではちょっと無理でないかと思うのですけれどもね。ですから、やりとりしていても、今の時点ではこれ以上の答弁は出ないのではないかとというふうに思うのですけれども。

○12番（古沢勝則議員） 今日、代表質問で通告をして、今日お話ししていることではないのですよ。それはその際に、これは港湾管理者、市長の管轄外だからと逃げないでちょうだいということもお話ししているのです。小樽の港で起きているのですから。小樽の港。函館で起きていることではないのですから、小樽の港で起きているのだから、これはきちっとしてくださいというふうにお尋ねしている。それで答弁いただけないのですよ。

○議長（松田日出男） ですから、今通告して、ある程度の期間はあったと思うのですけれども、今、本会議で質問し、その答弁されたわけですが、それについては今の時点ではそれ以上の答弁は出ないだろうというふうに思いますので、後ほどまた委員会等で質問してください。

○12番（古沢勝則議員） 納得がいきませんので、委員会で明快に御答弁いただくようお願いしたいと思います。

○議長（松田日出男） 古沢議員の会派代表質問を終結いたします。

この際、理事者から、本日の斉藤裕敬議員の会派代表質問の再々質問に対する答弁の一部を訂正いたしたい旨の発言の申し出がありますので、これを許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 環境部長。

○環境部長(大津寅彦) 先ほどの斉藤議員の再々質問の中で、ごみ処理計画を策定をしたコンサルタントが、策定した計画書等の中で体積換算係数として1.02を使用している部分があるかとの御質問がありました。これに対して私の方から使用していない旨の答弁をいたしましたが、休憩時間中に再確認をしましたところ、埋め立て最終処分場の施設基本計画の中で、埋め立て計画量を算定する計算式の中で、家庭から排出されます生活系不燃ごみの体積換算に1.02という、本日配付をされました資料の3枚目の東京都の資料による係数を使用しておりました。

先ほどの答弁は、ごみ総体、全体についての換算係数としては使用していないという認識で申し上げたものでありますけれども、厳密にはただいま申し上げたとおりでございますので、先ほどの答弁の変更について御理解を賜りたいと存じます。

○議長(松田日出男) 以上をもって会派代表質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 6時20分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 松 本 聖

議 員 新 谷 と し

平成12年 第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成12年12月12日

出席議員 (32名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	15番	次木督雄
16番	久末恵子	17番	小林栄治
18番	八田昭二	20番	佐藤利次
21番	佐々木勝利	22番	渡部智
23番	武井義恵	24番	北野義紀
25番	西脇清	26番	高階孝次
28番	吹田三則	29番	中畑恒雄
30番	松田日出男	31番	佐々木政美
32番	高橋克幸	33番	斉藤陽一良
34番	秋山京子	35番	佐野治男

欠席議員 (3名)

14番	新野紘巳	27番	岡本一美
36番	佐藤利幸		

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	高橋康彦	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	山本稔
環境部長	大津寅彦	土木部長	松村光男

建築都市部長	山下勝広
小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	奥村誠
監査委員 事務局長	内藤洋
総務部秘書課長	長川修三

港湾部長	兵藤公雄
消防長	多賀俊春
社会教育部長	池田克之
総務部総務課長	磯谷揚一
財政部財政課長	貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	片岡義一
調査係長	渡辺章
書記	丸田健太郎
書記	斉藤繁幸
書記	大門義雄

事務局次長	須貝則彦
議事係長	佐藤誠一
書記	木谷久美子
書記	牧野優子
書記	中崎岳史

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に大竹秀文議員、大島護議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 1番、横田久俊議員。

（1番 横田久俊議員登壇）（拍手）

○1番（横田久俊議員） 平成12年第4回定例会に当たりまして、以下、4項目について一般質問いたします。

昨日までの代表質問と一部重複するものもありますが、よろしくお願い申し上げます。

第1点目は、朝里共同住宅についてお尋ねいたします。

国道5号と道道1号の交点である、通称朝里十字街の角地に、建築後42年が経過している朝里共同住宅があります。この場所は、札幌から小樽市街地へ入る玄関口として極めて目につく場所であります。また、小樽と定山溪を結ぶ道道1号、通称ゆらぎ街道の起点でもあります。ゆらぎ街道は、本年4月、住民の悲願でありました通年通行が実現し、同所を通過する車両も相当数増加していると伺っております。このような、住民はもとより小樽市以外から多くの人が通過する重要な地点に、3階建ての非常に老朽化した共同住宅が立っていることにつきまして、近隣住民からは数々の苦情が寄せられております。

苦情の代表的なものは、「著しく景観を損なう」というものであります。壁には縦横にひび割れが入り、壁や煙突部分のコンクリートがはがれ落ちている。窓ガラスの一部は割れたままで放置され、屋上部分には雑草が生い茂っている。さらには、空き店舗部分の外周は清掃する者もないため枯れ葉やごみが散乱したままである等々、街並みと調和しない多くの要素を抱えております。周辺地区は、消防、交番、郵便局、小中学校などの公的機関や、スーパーあるいは金融機関などが集中している商店街であり、朝里・新光地区の中心的な場所ではありますが、この建物だけが周辺の景観とかけ離れた、まさに異様な雰囲気醸し出しているものであります。

苦情の第2点は、「通行人に危害を及ぼすおそれがある」との指摘であります。これまでも、冬期間の屋上からの落雪により1階店舗部分のガラスが破損したり、壁のコンクリートが剥離して地上に落下した事案が数回発生していると伺っております。幸いにも大きな人身事故には至らなかったものの、今後こうした事案が発生する可能性は極めて大きいものと言わざるを得ません。10月には、コンクリート剥離による被害を防ぐために建物外壁にネットを施したようですが、これとて十分な措置であるとは思えません。

苦情の3点目、「不衛生であり、少年非行の温床になりかねない」というものであります。私は、昨年と今年の2回、この建物内を確認させていただきましたが、中を見て非常に驚きました。だれでもが建物内に入り込める状況であったため、だれが捨てたかは不明ですが、階段、廊下には無数のごみ袋が散乱し、足の踏み場もないのが実態でした。付近の住民からは、「子供たちが出入りしているのを見たことがある」との情報も寄せられております。

こうした苦情は何年も前から議会でも取り上げられて、その改善が強く望まれているところでありましたが、

大きく進展していないのが実態であります。

そこでお尋ねいたします。

第1点は、この建物の建設の経緯と所有権の状況並びに現在の所有者の実態はどうなっているのでしょうか。市はどういう形でこの建物に関与しているのでしょうか。また、現住されている、現に住んでいる方がいるようにも聞いておりますが、現在の入居状況、その形態はどのようなものなのでしょうか。

第2点、これまで権利者との話し合いはどの程度なされているのでしょうか。これまで大きな進展がないということは、何かネックになっている問題があると思いますが、それはどのようなことなのでしょうか。支障のない範囲でお知らせ願います。

第3点は、市はこの建物を今後どのような方向でどうしようとしているのでしょうか。地域住民からは一刻も早い解体が望まれております。そのめどはあるのでしょうか。あるとすれば、具体的にいつごろになるのでしょうかお答えください。この場所は利便性の高い土地として有効活用が期待されている場所であります。いずれにしましても、早期に権利者との交渉がまとまり、一日も早い解体が実現するよう希望しているものであります。

次に、社会体育施設についてお尋ねいたします。

昨年の4定代表質問で体育施設の整備に関する質問をさせていただきましたところ、教育長から、次の整備はサッカー、ラグビー場である旨の御答弁をいただきました。あれから1年経過いたしました。特にこれらに関する計画が策定されたとも詳しくは聞いておりません。

そこで、まずお伺いいたしますが、サッカー、ラグビー場の今後の方向づけはどうなっているのでしょうか。特にサッカーは、ワールドカップ日韓共同主催や地元コンサドーレのJ1昇格などで人気急加速し、市民愛好家やスポーツ少年団などが練習場や試合場の確保に四苦八苦していると聞いております。現在のからまつ公園だけではとても需要に対応し切れないと思いますが、いかがでしょうか。

もし整備がなされるとして、問題はその場所であろうかと思えます。昨年4定以降の総務常任委員会等でも、こうしたグラウンドの場所について、望洋台ジャンプ台周辺はいかがかというような意見も出されております。同所での総合運動公園構想は残念ながら中止となりましたが、これは観客席を伴う野球場あるいは屋内運動場が地盤の関係で建設できないという理由だったからと思えます。こうした上物の建設が不要なサッカー、ラグビー場であれば同所への建設も十分可能ではないかと思われます。

今年の10月には、望洋台シャンツェのプレーキングゾーン広場で地域住民や町内会がイベントを開催し、国体以降初めてジャンプ台が活用されました。また、来年1月以降には大きなジャンプ大会が2回開催されることが決定し、それらの整備費も今定例会に上程されております。非常に喜ばしいことであり、大会誘致に尽力された関係者の皆様に敬意を表するものであります。こうした機運をさらに盛り上げるためにも、ジャンプ台周辺へのサッカー、ラグビー場建設がベストかと思われますが、いかがでしょうか。お答えください。

次に、小中学校のコンピュータ整備などについてお伺いいたします。

先日、教育委員会の施設課にお願いいたしまして、比較的整備が進んでいる学校と、逆に最もおくられている学校を拝見させていただきました。進んでいる方は中学校でしたが、パソコン20数台がLANで接続され、教師が各パソコンを集中管理できるなど、一定水準に達した環境ではありましたが、残念ながら教室内だけのネットワークであり、インターネットに接続できる環境ではありませんでした。一方、おくられている方は、コンピュータ

室と称する教室に10数台のパソコンが設置されておりましたが、パソコン本体は13年前のもので、現在ではとても使用にたえられず、ここ数年は本来目的では全く使用されていないというのが実態でありました。

そこでお尋ねいたします。

まず、小中学校への教育用コンピュータの整備に関し、文部省の目標基準、これはどのようになっている、それに対する本市の整備率はどの程度なのでしょう。また、おくらしている学校の例ではありませんが、単に導入されていても機材が陳腐化していて使用できなければ、これは設置されていないのと同じであります。世間一般では5年前の機材はほとんど実用的でないといわれておりますが、整備済みの機材のうち、製造後5年を経過している機材はどの程度あるのでしょうかお答えください。

21世紀の高度情報社会において、小中学校でのコンピュータ教育は大変重要な役割を果たすと考えられます。早期に国の基準での整備が必要と思われませんが、いかがでしょうか。また、平成14年度から情報教育が新学習指導要領の中に位置づけされるわけですが、現状ですと、とてもそうした教育にたえられる整備状況ではないと思います。本市の今後の整備方針について、いつまでに、どのように整備するのか具体的にお聞かせください。

文部省が昭和62年度から実施している「学校における情報教育の実態などに関する調査」の本年3月31日現在の調査結果によりますと、インターネットに接続している学校は全体で57.4%と、全学校の6割に迫る数字を示しております。学校の種類別では、小学校48.7%、約半数です。中学校67.8%となっております。本市の場合、デジタル回線の工事などが本年度予算で整備されたようですが、いまだインターネットに接続している学校はないと聞いております。全国平均で約6割、あるいは北海道平均ですと38.2%ですが、これらに比較しますと本市のゼロ%という数字は余りにもひどい状況ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

文部省は昨年1月、公立学校のインターネット接続に関し、全校を平成13年度までに前倒しで整備する方針を示しております。具体的な措置として、インターネット利用に係る通信費及びプロバイダー接続料を小中学校1校当たりで年額13万2,000円程度、これを地方交付税により措置することとなっております。この11月からは小樽でも月額5,000円程度でISDNに常時接続できる環境が整いました。私も早速導入しましたが、時間を全く気にせずインターネットを利用できる快適さは非常に素晴らしいものです。また、複数台のパソコンから同時にインターネットに接続できるルーターという機材も、非常に価格が下がり、数万円で購入できるような状態となっております。もちろんパソコン本体の更新がなされなければ接続もできないわけですが、接続可能な学校から早急に整備を図るお考えはないのでしょうか、お聞かせください。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

御承知のとおり、札幌市教育委員会は9月18日に、卒業式、入学式での国旗・国歌の掲揚と斉唱の実施について、札幌市内の全市立学校長に職務命令を通達いたしました。内容を拝見いたしますと、国旗掲揚の場所、国歌斉唱の取り扱いなどを詳細に示すとともに、実施に当たっての配慮事項、すなわち教職員に対して、児童に対して、さらには保護者及び地域に対しての対応を具体的に校長先生に示しているものであります。

この内容を見ますと、教育委員会が校長会と事前に十分な打ち合わせをなし、教育現場の実態を正確に把握して、両者心をつ一つにしてその問題に当たろうとする強い姿勢が明確に打ち出されていると思うのであります。札幌市教委の山教育長は、「札幌の子供たちのよりよい未来を願い、望ましい教育の姿を実現するための第一歩、基本となるのが国旗・国歌の実施である」と述べております。さらには、「自国の国旗・国歌も知らず、また他

国の国旗・国歌を尊重することもできない子供たちを世に送り出しているとすれば、それは許されることではない。札幌市は市民に対して責任ある教育を放棄していると言われても、それに返す言葉もないのである」と率直に語っております。

そこで、教育長にお伺いいたします。

この札幌市教育長の「望ましい教育の姿を実現するための第一歩、基本となるのが国旗・国歌の実施である」という考え方をどのように理解されておられるでしょうか。御所見をお聞かせください。また、国旗・国歌を知らない子供たちを世に送り出すこと、まさに今の小樽の現状であると思いますが、「市民に対して責任ある教育を放棄していると言われても、それに返す言葉もないのである」との考え方にはどのような御意見をお持ちでしょうか。お聞かせください。

学習指導要領に基づいて教えなさいという、それは子供に対する強制ではないのかと、まことしやかに言われる方がおります。そういう方々は、「子供に学ばせない」という、逆の意味の強制をしていることになるのではないのでしょうか。日本人であれば、全国どこの学校にいても学ぶべきことは学ぶ、その上で、子供が大きくなり、それをどう判断するのかは、その子供の問題であります。最初からそうした判断材料を一つも与えずに子供たちを社会に送り出すことが本当の教育とはとても思えないのであります。どのようにお考えでしょうか。

また、札幌市教委はこうも言っております。「この国旗・国歌の実施に向けては、校長一人が決して孤立することなく、教育委員会と校長先生が車の両輪となって、ともに毅然と、そして不退転の覚悟で臨む」などと、全面的に校長先生を支援する態度を表明しております。つまり、校長会と教育委員会は一つであるという自覚を持ちながら、具体的に対応することが重要であると言っているわけです。市教委が努力されている校長先生たちのはしごを外すようなことが絶対にあってはならないと思います。小樽市でも、当然こうしたスタンスに立って今後取り組んでいかれるとは思いますが、校長会との連携について、これまでどのような施策をとられてきたのか、また、今後どのように連携を密にしていくのかお聞かせください。

最後に、46協定についてお尋ねいたします。

今道議会では、昭和46年に道教委と教組が結んだ「教職員の勤務条件に係る協定」、いわゆる46協定がクローズアップされました。鎌田道教育長は、11月29日の道議会本会議で、この46協定に地方公務員法に抵触する部分があるとして、協定の一部を年度内に破棄する方針を表明いたしました。

協定には、「長期休業中の帰省を自宅研修扱いにする」など、一般の感覚からは遠くかけ離れた、「特権的」あるいは「優遇的」なものも含まれております。こうした内容が時代にそぐわないものであることは言うまでもありません。また、地方公務員法第55条第3項で「事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない」と明記されているにもかかわらず、協定では「学校管理運営規則などの改正については、組合との交渉で行う」と明記されております。こうした協定が見直しされるのは当然のことと思いますが、本協定に対して道教委がとった今回の措置について、教育長の所見をお伺いいたします。

また、今回の問題で道教育長は、「協定には市町村教育委員会や校長の権限を制約したものなどが含まれている」との指摘があることを認めた上で、「できるだけ早期に解決に向けて努力しなければならない」と述べております。道教育長が言う「市町村教育委員会や校長の権限を制約したもの」とは、どのようなことなのでしょう。具体的にお示しください。また、小樽でもそういうことがあるのでしょうか。そういう制約がある協定なら、

速やかにそれを解決しなければならないと思いますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。お答えください。

以上、再質問はいたしませんので、前向きな、さらには、強い意思表示を含んだ御答弁をお願いいたしまして、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。
(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。
(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 横田議員の御質問にお答えいたします。

朝里共同住宅について何点かお尋ねがありましたが、まず建設経緯と所有権などについてであります。この建物は昭和33年に北海道住宅供給公社が、住宅金融公庫の融資や北海道と市からの貸付金で3階建ての一部店舗つき共同住宅を小樽市の所有地に建設したものであります。建設当初の所有権は建主の公社にありましたが、昭和43年に店舗部分の融資相当分の償還が終わったことから、店舗の所有権が市を含め7権利者に移転されております。しかし、住宅部分は現在も家賃として市を含めた7人の権利者が償還をしております。償還が終わる平成20年12月に所有権が移転されることになっております。

次に、市の関与と現在の入居についてであります。市も建設当初から3階部分の住宅6戸を市営住宅として権利を有したことから、権利者の一員であり、また、公社から家賃徴収などの業務を受託しているところであります。

なお、入居者につきましては、民間企業1社が入居しておりましたが、10月に退去しております。

次に、建物の方向性や権利者との交渉状況などについてであります。建物につきましては、築42年を経過し、外壁などの老朽化が著しく、通行人の安全確保の観点から、解体する方向で各権利者と話し合いを進めているところであります。また、これまでの権利者との話し合いの経過につきましては、平成9年7月に権利者集会を開催した中で、おおむね解体することで同意を得ましたが、解体費用などについて合意が得られておりません。また、建物については取得する方向で6人の権利者と個別交渉を行っているところでありますが、6人の権利者のうち1名とは合意に至っていない状況になっております。

次に、建物の解体についてであります。この場所は御指摘のように国道沿いの朝里十字街で、通行人の往来が多く、また、小樽市街地に入る玄関口に建てられており、歩行者の安全面や景観上から問題があることは承知いたしております。現在、この建物の解体についてそれぞれの権利者と交渉中であり、解体時期を明示することは難しいものと考えておりますが、できる限り早期にめどをつけるよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 横田議員の御質問にお答えします。

サッカー、ラグビー場の建設計画についてですが、現状のからまつ公園運動場は利用頻度が高く、特にサッカーは競技人口の多さに比べ、グラウンド1面しかないことから消耗度が激しく、その維持管理や周辺の駐車場問題の対応に課題があります。また、関係競技団体からも、練習試合に市外へ遠征せざるを得ない状況もあること

から、全道大会が開催可能な規模の競技場建設の早期実現を求める要望が寄せられている状況にあります。

からまつ公園運動場の整備は、土壌の関係等で困難が多いことから、現在、市長関係部局と新たな場所での建設の可能性について種々検討しております。ただいま、望洋シャンツェ周辺での整備をとの御提言がありましたが、同地域はサッカー、ラグビー場の設置に当たり、交通アクセスや周囲の環境面などからも検討に値すると考えており、今後さらに市長部局と協議を進め、条件整備を整えてまいりたいと考えております。

次に、小中学校の教育用コンピュータの整備についてであります。文部省の基準では、小学校、中学校とも1人1台となっておりますが、本市の整備状況は、小学校で4人に1台、中学校は2人に1台の割合で整備をしているところです。また、コンピュータの整備であります。全体で623台となっており、整備後5年を経過している学校は、小学校28校 270台、中学校13校 272台の計542台で、全体の87%となっております。

次に、本市の今後の整備方針であります。本年度、中学校におきましてインターネットに接続できるようデジタル回線化したところであります。ハード面での機種更新は、平成13年度から15年度の21世紀プラン第2次実施計画に位置づけし、平成13年度から整備できるよう検討しているところであります。また、小学校については、中学校の整備が終わり次第、引き続き整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、インターネットへの接続の現状であります。御指摘のとおり、現在、小・中学校とも、一部の学校を除いて、機種の更新をしなければインターネットの活用ができない状況にあり、平成13年度から計画的に整備を進めることができるよう、現在検討中であります。

次に、接続可能な機器から整備してはどうかとの御指摘ですが、21世紀プラン第2次実施計画の中で、進め方について十分検討してまいりたいと考えております。

札幌市教育委員会の卒業式、入学式での国旗・国歌の実施に係る職務命令についてですが、札幌市教育委員会が学習指導要領にのっとった国旗・国歌の実施を各校長に求めた大変な決断と受けとめております。また、このことについては本市においても重大な課題と認識しており、学習指導要領に基づいた教育課程の適正な実施を基本とし、入学式、卒業式における取り組みをさらに努めてまいりたいと考えております。

校長会との連携についてですが、学校教育の充実を図るため、校長会と一体となって取り組むことが大変重要なことであり、特に国旗・国歌問題については、教育委員会と校長会が共通認識を持ち、一枚岩になって継続的に取り組んでいかなければならない課題であり、今後とも努力してまいります。

次に、いわゆる46協定にかかわりまして道教委がとった今回の措置についてですが、道教委では、昭和46年に「国立及び公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる「教特法」が制定されたことを受けて、教職員の勤務条件にかかわるものがあることから、各職員団体と交渉し、その結果、46協定を結び、教職員の日常の勤務条件などについて長年運用してまいりましたが、今回、法令の趣旨を損ねる点について破棄したいと道議会で答弁したものであり、今後の推移を注意深く見守りたいと考えております。

最後に、「市町村教育委員会や校長の権限を制約したもの」とはについてですが、道議会の質疑において、道教委教育長が、「長期休業中の帰省の場合は自宅研修扱いとすること」及び「勤務条件にかかわるものはすべて交渉事項とすること」の2点を、内容に不適切な点があると述べられるとともに、これらの項目が「法令の趣旨を損ねる」ことや、「学校運営に種々問題もある」として、「内容を精査の上、破棄の措置を講ずるなど、年度内を目途に速やかに対応を図る」と答弁されておりますので、その推移を見守りつつ、適切な対応に努めてまいり

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田日出男） 横田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 22番、渡部智議員。

（22番 渡部 智議員登壇）（拍手）

○22番（渡部 智議員） 港湾問題全般について、一般質問いたします。

まず、運輸省港湾審議会の答申についてです。

既に御承知のとおり、11月17日に開催された運輸省の港湾審議会計画部会は、「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」について答申を確認し、12月下旬にも告示される予定となっています。この基本方針は、港湾法に基づく港湾の造成、整備を進めるに当たっての国及び港湾管理者の基本ベースになるもので、1974年に初めて策定されて以来、87年、96年と改定され、今回で3回目の改定となります。

今回の改定では、港湾管理者による港湾の整備、管理を基本としつつも、全国的な視点での国によるグランドデザインの策定と広域港湾における港湾相互間の連携、機能分担が方向づけられたのが特徴といえます。各地における港湾相互間の連携では、10の地域ブロックに分けて機能分担と役割を発揮を進めるとし、国、港湾管理者が相互に連絡調整する体制を構築することとされています。

まず、この基本方針の改定に当たって、どのように認識され、また、今後の地方港の役割及び小樽港の位置づけについてお伺いします。特に、特徴的に港湾相互間の連携、機能分担が方向づけられておりますが、これほどのようにとらえたらよいのか。また、地方分権の推進から、国と地方の役割分担を明確化することが求められるわけですが、北海道とのかかわりは今後どのような場面で発揮されるのかお聞かせください。

この基本計画とは別に、関連での質問ですが、北海道との関係において、苫東の流通港化、家畜伝染予防法に基づく指定、さらには、新日本海フェリーの苫小牧港への一部航路変更の際、小樽市としての地域振興策、いわゆる11項目の要望の中で、北海道全体の港湾、物流の均衡ある発展を考慮した場合、「全道の立場に立って統括・調整するセクションを北海道において設置すること」がありますが、今日に至ってなお先行きが見えないわけですが、どのようになっているのでしょうか。お聞きいたします。

道内港湾の動静についてです。

市長を先頭に、10月下旬、ポートセールスで中国に訪問、積極的にその体制と機能強化に努めている中で、一方、道内港湾の動きがあり、その動静についてお伺いいたします。

道内港湾物流動向では、先般来、港湾の規制緩和の流れの中で、企業の存亡、維持、拡大といった動きが表面化し、既に御承知のように、大手港運業が苫小牧港に1998年10月倉庫建設、99年5月サイロ建設・稼働、そして、今年に入って港湾運送事業免許取得の準備を行い、結果的にこの11月6日に取得となりました。既存港運事業者は、地元企業への影響から死活問題に発展するとして、いち早く反対を表明し、また関係する労働組合も、港湾秩序の破壊につながるとして、対運輸局並びに免許申請業者に協議申し入れを積極的に行ってきたところです。まず、こうした動静についての認識は、どう把握されておられるかお伺いいたします。

結果として港運業への参入となりましたが、問題は事業免許者としての営業活動です。先般、この事業者と今

後における港湾秩序にかかわる協議を行い、一定の確認をしたところですが、その協議の中で察するには、これで終了ではなく、次へのターゲットを他港に計画していること、それと、貨物誘致の戦略を立て、既に活動に入っていること等がうかがわれます。とりわけ、貨物誘致となりますと小樽港が一つのねらいとされ、背景にあるのは冬期間の小樽港です。東京を起点にして、小樽港は苫小牧港より距離的に差があり、気象条件、道路状況、港湾体制と条件、さらに物流条件といった格差があることから、苫小牧港誘致への切り崩しをかけるものと思われます。これら苫小牧港との条件比較は以前からあり、それに伴う貨物移動もあったわけですが、今日の小樽港の状況から見て、たとえ1トンでも持っていられることがあってはなりませんし、特に扱い貨物が飼料であり、小樽港の大宗貨物です。以前から指定港貨物の維持、また一般貨物の維持、拡大について提起してまいりましたが、これら動静についての認識と貨物誘致の対策について、どのように取り組み、また対応していられるのかお聞かせください。

次は、港湾の秩序についてですが、先般の一般質問で、港湾の安全性と秩序について質問し、一定の答弁をいただきましたが、その後、釧路沖で台湾船の座礁で「釧路市が緊急代執行で撤去」というニュースがありましたので、答弁とのかかわりで再度お伺いいたします。

この質問の主旨は、とりわけロシア船のほか老朽船舶が、小樽港で万が一にも事故発生となった場合どう対応するのか、そのためにも最低限の船舶保険の完備、さらには、老朽船舶への整備指導及び港湾ルールと秩序の指導等、港湾管理者として、関係機関とタイアップして調査及び安全指導のマニュアル並びにルール確立といった具体策について明らかにすべきということです。

釧路沖の座礁船は、座礁した場合の撤去・解体費用を補償する「船主責任保険」が掛けられていない上に、船主はその座礁船1隻しか持たない零細企業ということです。釧路市は、座礁した現場は昆布やウニなどの好漁場であり、漁業関係者の要望や漁業被害の懸念から行政代執行に踏み切ったところであり、その費用は1億3,200万円と公表されております。また、船主への請求は起こすとしても、ほぼゼロに等しい見通しであるようです。

お伺いしますが、まず、道内他港での座礁船ほか船舶事故の件数と原因及びその措置については、どのようなになっているのか。また、その後、港湾の安全運航及び対策のマニュアル等の作成をしているところがあるのかどうか、類似的な面を含めてお聞かせください。

小樽港におけるロシア船の入港隻数は多く、その大半が老朽船舶の上に、帰りは山積み車両積載といった情景を目にしていることであり、むしろこれまで大きな事故がなかったのが不思議なくらいと思っています。早急に安全のためのマニュアルを作成及び徹底した指導を臨むものですが、これまでの調査から、小樽港に入港する船舶の「船主責任保険」等の有無の調査状況と指導について、また、指導後の状況把握についてもお聞かせください。

港湾秩序にかかわる2つ目として、ロシア船による中古車対策です。

先般の新聞報道を見て、またしても小樽港のイメージダウンの上乗せと、実はがっかりしています。新聞報道は、「ロシアへ盗難車大量密輸」、「小樽港を舞台に262台」、「貿易社長ら逮捕」、「派手に中古車売買」という見出しであります。まず、小樽港を舞台に大量密輸がされていたことに、港湾管理者として、どう認識し、どう受けとめておられるか、御見解をお伺いいたします。また、ロシア船が中古車を扱うようになったのはいつごろか、扱い量の推移並びにディーラーの件数と掌握状況、さらに、中央及び第3号埠頭のゲートは目的どおり作用して

いるのかどうかについて、あわせてお聞かせください。

今回の事件は、最終的に税関チェックを巧妙に逃れ、盗難車を船積みされたものですが、しかし、悪質行為については以前からささやかれていたものです。なぜ手が打てなかったのか、また、その舞台に小樽港なのか。小樽港は舞台となり得る環境に適しているのか、残念なことです。ロシア船にかかわっては、一部ディーラーの悪質行為ばかりでなく、船員による盗難はこれまで大小含めてさまざまであり、当初、港湾関係方面から、漁港、まち場に範囲が広がっており、「自分たちの生活に必要なものはおれたちのもの」という、一部の目に余る行為があり、これも残念なことですし、同時に、逆に危険なものが持ち込まれることがあってはなりません。

これまで、中古車対策についてただしてまいりました関係から、再度指摘をするわけですが、ディーラーの把握と登録制を行い、モータープールによる集約化から、チェック体制と掌握、さらに関係機関の厳重な再チェックとなれば二重三重のチェックができたのではないかと思います。さらに、港頭内における走行の制限、車積みバースの専用化、またゲートの強化策等、関係機関、港湾業界含めて、港湾秩序の確立に早急にその体制と施設整備を図るべきであります。いかがでしょうか、前向きな答弁を求めるものです。

最後に、米空母キティホークについてです。

米空母インディペンデンスに引き続きキティホークの入港は、全国民間港で続けてのことであり、また、周辺事態法後のことから、「危険な小樽港」のレッテルは色を濃くしていくばかりです。また、「平和な商港として発展を期す」、この言葉に大きな疑問を抱くものです。

キティホークは、10月13日小樽港に寄港し、16日出港しましたが、かいつまんで特徴的なことを挙げると、1つに、前回のインディペンデンスから見て、はるかにスムーズに接岸したこと。また、タラップほか設備にかかわる体制が十分にできていたこと。2つに、直前になってクルーの飲食・休憩の場を要求するという身勝手さがあったこと。また、突然に随伴艦ビンセンスのバース手配依頼。3つに、相も変わらずの北海道知事、それに頭越しの発言者等。さらに、予想を下回る見物人。経済効果に疑問ということになりますが、これらについての印象と御所見をまずお伺いいたします。

次に、小樽市にかかわる面でお聞きしますが、平和な商港小樽に、多くの市民の反対を押し切り、招かざる不要の出現は、寄港させること自体が商港のイメージダウンとなり、ましてや港湾の業域、職域とされる港湾事業者や働く人たちの活動の場を阻害してまで、なぜ寄港許可をするのか。

次に、市民が懸念する安全の問題があります。核搭載の有無の確証の持てないまま、他動的判断で終わらせることは市民に対する責任逃れと思うがどうか。さらに、万全を期すのはよいとしても、余りにも過剰な警備はいかがかと思うし、そのことによってデモ隊まで禁止する逸脱した行為は何を考えてのことか。あわせて、諸経費の膨らみは友好親善をはるかに超えた護衛上にまで発展していないか。さらに、その諸経費は確実に回収できるのか。できないとしたら、どう措置されるのか。これらについてそれぞれお聞かせください。

軍艦、空母を入港及び寄港させることが港湾機能や活動の障害になり、核搭載有無の判断も、しっかりと市民に示すこともできないまま、今回もあいまいな形で済ませてしまいました。市長は、入港・寄港の三原則を唱えていることですから、これはあいまいにすることなく、だれもが確証の持てるものでなければなりません。小樽市が幾ら「軍港化、準軍港化しない」と言っても、それは施設的なものの言い方であり、反面、米側から見れば準軍港化として着々と位置づけに入っていると思うのが当たり前です。それだけ小樽港への寄港が多いことと、

何よりも米空母が続けての寄港、さらには予告的なことまであります。

市長は、「軍港化、準軍港化はしない」と明言されていることから、市長の真の三原則に基づき、さらに、頻繁な入港の制限という、もとからの原点に立たなければ、明言は生かされることなく、淘汰の進行に拍車をかけることになります。本当に平和な商港として発展させるとしたなら、市民の不安解消と安全を確保し、障害なき港湾機能と産業発展としての意義づけから、軍艦、空母の入港許可のあり方及び確証の持てる核搭載有無について、さらに市長として厳格に前向きな判断を示す時期にあると考え、明確な御答弁を求めるところであります。

以上、再質問を留保して終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）

○市長（山田勝磨） 渡部議員の御質問にお答えいたします。

港湾問題について何点かお尋ねがありました。

まず、運輸省港湾審議会からの答申のありました「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」の改定に当たっての認識についてであります。近年、我が国は、経済・社会活動のグローバル化、高度情報化、少子高齢化時代を迎えており、これらに対応した国土形成や国際競争力を備えた経済・社会の構築を進めていくことが求められております。このたびの基本方針は、交通体系の整備、国土の適正な利用及び均衡ある発展を考慮して港湾行政を進めるために定められたものであり、今後、各港湾が計画段階から広域的な視点を持ち、全体として効率的な機能を発揮することや良好な環境の保全・創造、さらには、適切に地方分権を進めていくために、国と地方の役割分担を明確にしていくことなどが示されたものと認識しております。

また、今後の地方港の役割及び小樽港の位置づけについてであります。今後、地方港湾におきましては、中核・中核港湾と適切な役割分担及び機能分担を行いつつ、産業経済活動など地域の活力を支え、個性ある地域づくりに資するなどの役割を担い、発展していくものと考えられ、小樽港においても、今回示される基本方針に即して、環日本海経済圏の国際・国内海上交通ネットワークの拠点として、また、フェリーや穀物基地機能を核とした道央の日本海側の物流拠点港として、その特性を生かしながら使命を果たしていくべきものと考えております。

次に、港湾相互間の連携、機能分担についてであります。各港湾が効率的・効果的な港湾整備や管理運営を推進するため、経済的、自然的、また社会的な観点から見て密接な関係を有する港湾が、連携、機能分担してともに発展していく方向づけがなされたものと認識しております。また、地方分権に伴う北海道とのかかわりについてであります。地方分権の推進に伴い、港湾管理者は、それぞれの立地特性を生かしながら、個性豊かで活力に満ちた港づくりを目指すことが求められており、北海道としては、全道各港湾の自主性及び自立性を尊重しつつ、均衡ある発展のため、港湾相互の調整機能を担っていくべきものと考えております。

次に、北海道に要望している小樽市の地域振興策についてであります。道からは、北海道港湾連絡会議において検討を進めると伺っており、各港湾の均衡と調和のとれた発展を図っていく上で重要であると認識しておりますので、今後とも粘り強く要望を続けてまいりたいと考えております。

次に、港運業界をめぐる動静についてであります。苦小牧港において11月6日、本州最大手の港運事業者に一般港湾運送事業の免許交付がされましたが、事業免許制度及び認可料金制度の枠内での適用でありましたので、荷主限定、貨物限定という内容での免許交付であったと承知しております。一方、本年11月1日から、京浜、大阪など道外主要9港で港湾運送事業の需給調整規制の廃止を含む規制緩和がスタートしており、市場原理を導入した規制緩和の流れが、数年後には道内の港など地方港にも及んでくることが予想されますので、地元業界とも連携をとりながら、こうした動静を注視していかなければならないものと考えております。

次に、苦小牧港における大手港運事業者の動向と小樽港における貨物誘致対策についてであります。大手港運事業者としては、苦小牧港における一般港湾運送事業免許交付に当たり、同港の既存業者が扱っている飼料原料については取り扱えないこととされたことから、今後、苦小牧港への新たな貨物を開拓しなければならなくなるため、御指摘のようなことが考えられるところであります。これまでも、小樽港の貨物確保を図るため、小樽港利用促進協議会などと連携をとりながら、官民一体となりポートセールス活動に取り組んできております。各港湾が競争の時代に入ってきておりますので、小樽港におきましても、今後とも、このような情勢を十分に認識し、情報収集に努めるとともに港湾業界などと十分協議しながら、港湾貨物の確保や誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、道内他港における座礁船等の状況とその対策についてであります。過去7年間の主な座礁事故等は釧路港ほか4港で15件となっており、詳細な原因については把握しておりません。事故後は、船主などの自己負担やP、I保険、行政代執行により座礁船等の撤去がされております。また、座礁船事故等の対策マニュアルにつきましては、道内主要港湾に確認しましたところ、作成してないとのことであります。

次に、船主責任保険についてであります。第1管区海上保安本部が平成5年度から毎年、全道各港湾において、「ロシア船に対する集中海難防止運動」の一環として、訪船して加入状況調査や未加入船舶に対する加入指導を行ってきております。未加入船舶については、あらゆる機会をとらえ加入指導を行っているとのことですが、加入率は上がっていないと伺っております。

次に、中古車対策についてであります。今回の密輸事件については、あってはならないことであり、遺憾に思っております。中古車輸出の推移につきましては、小樽港において中古車を取り扱われた時期は定かではありませんが、平成3年から増加し始め、平成4年からは1万台で推移し、平成11年からは6,000台となっております。また、ディーラーの件数につきましては、平成10年度独自調査で54件となっております。

次に、中央埠頭及び第3号埠頭のゲートについてであります。港湾管理上設置したものであり、密輸防止対策にも一定の効果が上がっているものと考えております。また、体制づくりと施設整備についてであります。従前から御指摘を受けており、港湾秩序の向上を図る上から、ディーラーの登録制や臨港地区内の適地への集約化は効果があると考えておりますが、小樽港は個人ディーラーや市外のディーラーが多いため組織化が難しいという問題もあり、今後とも関係機関と協議をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、空母キティホークの入港に関して、何点か御質問がありました。

最初に、今回の空母入港についてであります。入港期間中は、心配されました見学者による臨港区域内での混乱や周辺道路の渋滞も思いのほか少なく、市民生活に影響を及ぼすこともありませんでした。これは3年前のインディペンデンス入港の際の経験と教訓を生かした警備体制によるところが大きいのと考えますが、一方では、

入港時期の違いによる天候の差や、二度目の寄港ということで見学者が減少したこともその原因ではないかと思っております。

なお、見学者等による経済効果は、公共交通機関を除くと「特になかった」と聞いております。

ビンセンスのバース依頼につきましては、商船と競合するため断りましたが、それまでの経緯から、唐突な依頼であったと思っております。また、札幌商工会議所会頭の発言につきましては、一民間人の招待により空母が来るものかどうか、こういった疑問を持っております。最後に、空母の接岸についてであります、私自身直接確認しておりませんが、スムーズな入港であったと聞いております。

次に、寄港を容認したことについてであります、米艦船の入港につきましては、従来から、入出港時の安全性、港湾機能への影響とあわせて核兵器搭載の有無を確認し、判断しております。今回の米空母につきましては、同様の手順で慎重に検討を重ね、バースの使用を認めましたが、港湾活動にはほとんど影響はなかったものと思っております。

次に、核兵器搭載の有無についてであります、我が国におきましては非核三原則を国是としており、現在もこの考えを堅持しておりますが、私といたしましては、市長として、また港湾管理者の立場から、自発的に核兵器搭載の有無を外務省及び在札幌米国総領事館に問い合わせをし、慎重に判断しているものであります。

次に、今回の警備体制についてであります、3年前にインディペンデンスが入港した際の経験と教訓をもとに、前回並みの入出を想定した上で、港湾活動に影響を与えないことや見学者の安全確保の観点から、警察とも協議の上、体制を強化したものであります。

次に、空母入港に伴う関係経費についてであります、合計で約3,650万円の経費を要しました。これにつきましては、国に対し補てんをお願いしており、国からは、「小樽市の要望趣旨については十分理解する」との返答をいただいております。したがって、前回のインディペンデンスと同様の対応になるものと考えております。

最後に、艦船の入港許可のあり方についてであります、小樽市では、インディペンデンスの入港以来、入出港時の安全性、港湾機能への影響と、あわせて核兵器搭載の有無を確認し、判断しております。この基本的な考え方はこれからも堅持する必要があると考えますが、中でも港湾機能への影響については今後さらに重要な判断要素になるものと思っております。

以上です。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 22番、渡部智議員。

○22番（渡部 智議員） 再質問いたします。

港湾審議会の関連の面でお聞きいたしました。特に北海道との関係です。

先般、北海道の重要指定港湾における会議が開催されたように聞いておりますし、そこではそれぞれの港に対する北海道としての考え方が以前よりも何か希薄になっていると。先ほど市長の答弁にありましたように、地方分権の中でのそれぞれの取り扱いという面にも進んでいっているのかなと思いますけれども、しかし、北海道の地方港湾は、重要港湾として位置づけられていても、大変な状況を迎えているということから見ていった場合については、これはただ単に見逃すということにはならないのかなというふうに思っております。

それで、1つは、重要港湾会議の中で道がどのような話をされていたのか、これをまず1つ関連的にお聞きしたいと思います。

それから、物流の変革、規制緩和の流れの中で、港湾もかつてない競争の時代に入っている。既に経過にあるとおり、苫東の流通港化に関する北海道案が示されました。小樽市は、基本的に反対を述べつつ、他地域、他港湾との均衡ある発展を十分考慮してということもつけ加えて、11項目の小樽市地域振興策という条件つきで認めております。大事なはその1項目目であります。苫東のこの件に関しては、平成7年の2月であったと思います。その後、質問でもお話ししましたように、石狩湾新港の家畜伝染予防法に基づく指定港並びに新日本海フェリー新潟便の一部苫東にシフトということで、いわば、その振興を目的とした要望をもって、認めていかざるを得ない、認めてきたという、そういうことからすると3つの件がもう認めてきてるんですね。

しかし、その振興の要望に対して、いまだ何の先行きもない、見えていないというのはどういうことなのか。小樽市が消極的なのか、北海道が逃げ回っているのか。俎上にのっている段階であるならば話は別として、平成7年からこの取り扱いをしてきてそのままになっているというのはどうも解せないというふうに思います。

小樽港は、特に厳しい状況の中でも、指定港という一つの貨物限定のものを持ちながら、バナナもついつい先日ではどうもだめという、マトンもコンテナで運ばれるようになってからライナーとして入ってきてますけれども、トン数は少なくなった。大麦、小麦も、実は抱き合わせで運ぶことについては許可になっているということです。指定港として今まで維持してきた貨物というのはもう難しくなっている。そこへ3件の取り扱いということで、いまだに他港との均衡あるバランスがとれないということからして、これはどういうことなのか、具体的にお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、道内の港湾動静における面での質問をいたしました。大手の企業が進出して、当然他港の荷物を営業ベースとして獲得していくという動きは、これからますます厳しさの予測がされるわけです。市長答弁では、滑らかに、業界と連携をとりながら、あるいはポートセールスを通じてということでありました。以前から小樽港の貨物増加策として、まず苫小牧港の取り扱い貨物を調査し、品目、輸送、消費地の関係から、戦略的に小樽港利用に努めたいということが、2年、3年前の問題ではなく以前からであります。当面、具体的な面として、この苫小牧港の調査を進めて、小樽港利用のためにどのような調査を行い、その結果、体制並びに対応について、この分だけでも明らかにしていただきたいと思います。これが2つ目です。

3つは、座礁船であります。3回定例会でも質問いたしました。しかし、質問するたびに答弁が後退している感があります。今まで事故がなかったから、まあまあそれはそれでということで、自分なりにそうは思っておりますけれども、しかし、一度事故が起きたら大変な問題であります。

これも以前から提起していることでありますから、これまで、いわゆるマニュアル作成について、どの辺まで調査をして今日にあるのか。例えば、その中の一つとして、小樽港にロシア船が入ってきている船会社、その船会社はどのような規模で、そして、全船に保険を正しく掛けているのかどうか。そこらの指導を含めてどうなっているのか。この点だけでも具体的にお聞かせいただきたいと思います。

それから、ロシア船対策です。これも何回も話をしてきました。何とかロシア船にかかわる面でのルールづくりをしようということで、これも先回の一般質問の中で、市長は、マニュアルを作成して、そして集約化もして何とか進めていきたいということで進んでいる中での事件であります。非常に残念なことです。具体的にこの点

もお聞かせいただきたいと思います。

港町埠頭が完成するときには、ひとつロシア船の対策に向けて施設等を考慮したいというのが委員会なんかでの答弁であったと思います。なかなか前回の答弁とのかかわりからいきますと、まだまだ先の話のようにしか聞こえません。この面含めて、どのように検討され、港町埠頭がもうでき上がっておりますから、そのことでは港町埠頭でできないのか、できないとしたらどうなのか、次はどのように考えているのか。せめてこのぐらいのことでもお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、キティホークに関連してです。項目で掲げた面は、また後ほど何かの機会を進めていきたいというふうに思います。

ちょうどキティホークが入るときに、市民団体が、何とか市民の安全を、そして平和な小樽、平和な小樽港ということから、非核条例に向けて署名をしていたときでありました。議会では陳情や請願が上がり、そして、小樽港平和条例に基づく面でも議論していた経過にあります。私は、指摘するように、やはり今回も私から見て市長の言う三原則というものがあひながら、あるいは今までの議論の経過からして、どうも希薄にしか受けとめることができません。

それで、まずお伺いしますが、市民感情の話も昨日ありましたけれども、やはり非核条例についてどのような見解を市長はお持ちか、それから、小樽市並びに小樽港の行く末ということから必要なことと私は思っておりますけれども、市長はどのように思うのか。その点をお聞かせいただきたい。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝磨） 私から答弁した以外は港湾部長から答弁させますけれども、初めに、苫東の関係で11項目の要望事項ということでお話ありましたけれども、現在の北海道の港湾では、やはり苫小牧一極集中といいますか、そういう状況が続いておりまして、こういう状況を何とか各地方港への役割分担といいますか、そういったものも含めて北海道でぜひ調整をしてほしいと、こういう要求につきましては、先般私も道へ行きましてお話をまいりましたし、ぜひ北海道がイニシアチブをとってこういった体制づくりに積極的に取り組んでいただきたいと、こういうことはもう再三申し上げておりますし、先般も行つて要望してまいりましたので、この件につきましては引き続き強く要望していきたいと、こう思っております。

それから、非核条例のお話でございますけれども、この問題につきましては、日本が非核三原則を国是としておりますので、地方においてこういう条例をつくるのがどうかということについては私としては疑問を持っておりますので、非核三原則が堅持されている以上、こういった条例については必要ないだろうというふうに思っておりますので、今後も米艦船等の入港については従来どおりの対応をまいりたいと、こう思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 港湾部長。

○港湾部長（兵藤公雄） 渡部議員の再質問にお答えいたします。

今お話のございました北海道重要港湾がどのような活躍をされているかということでございますけれども、これにつきましては、重要港湾は道内12港の港湾管理者が入っておられる会議でございまして、この中では、その

都度、道内港湾における大きな課題、そして将来の管理体制を含めた問題点を議論しているわけですが、最近特に言われてます規制緩和の中身についても、ある程度そういう話は出てくるわけですが、具体的にどうこうということでその辺の議論はまだなされていないところが現状でございます。

次の質問でございますけれども、大手業者の道内進出ということで、これにつきまして苫小牧からの貨物調査をどのようにやっているかというお話でございますが、これにつきましても、私どもも従来から苫小牧、要は太平洋側の貨物を日本海側にということで、いろんな企業を訪問し、そしてヒアリングをさせていただきながら、何とか太平洋側の貨物を日本海側ということで企業ヒアリングをしているわけですが、今回も中国航路という大きな目標の中で改めて道内企業を回っておるわけでございますが、具体の調査の件数なり貨物量については、今ちょっとここでは申し上げられませんが、目標を持ってですね、数百社ほどの予定を立てながら、それぞれ企業訪問しながら、貨物を何とか誘致したいということで努めておるところでございます。

次の座礁問題でございますけれども、マニュアル作成ということでございますが、この件につきましても私どももいたしましても関係機関それぞれ集まっている会がございますので、そういった中で、どういった方法で対応するのがよいのかということで議論をしてございますし、それぞれ各関係機関の考え方もございまして、それを今まとめながら、何とか作成に向けて今取り進めているという状況でございます。

それから、ロシア船の今回の事件でございますが、先ほどお話しした座礁問題と同様に、税関等を含めて、警察、そして我々等、いろんなこういった会の中で議論をしているわけですが、税関さんにお聞きしますと、確かにこういったことの監視体制も十分になされているわけですが、その監視体制をくぐった中でこういった事件が起きたということで、小樽港につきましても2埠頭以外はゲートも設けてございまして、そういったゲート管理をなされているという言葉もいただいておりますし、今回の事件は本当に我々としても非常に残念だなと、こういうふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（松田日出男） 答弁漏れありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 部長。

○港湾部長（兵藤公雄） 済みません、失礼しました。

P. 1 保険の件でございますが、これにつきましても、先ほど市長の方から答弁させていただきましたけれども、機会あるごとに業界の方々を含めて勧誘しているところでございます。ただ、何分このロシア船というのは相当やはり古いとか、機能的にそろってない部分があるということで保険会社も一部敬遠するところもございましてですね、その辺は代理店を通じて、さらに我々としても積極的に加入を勧めていかなければならないなと、このように考えております。

以上でございます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 22番、渡部智議員。

○22番（渡部 智議員） あと常任委員会の方で議論をしたいというふうに思いますが、1点だけ、市長は核搭載にかかわる面で国是ということでありますけれども、国是にかかわる面は、やはり首長という面から

するとそういう言い方しかできないのかなというふうに思っております。第3回道議会の定例会で、非核三原則に基づき、道内に核兵器を持ち込ませないことを定める条例を検討すべきと考えるが、所見を伺うということで、知事に質問している。これは会議録がある。この点は承知しているでしょうか。まず、その点をお伺いします。もし承知していなければ、知事が答弁した内容を私の方で話したいと思います。

この中でも、知事は「条例の制定については、今後、道議会などでの議論を十分深めていただくとともに市町村の意向をもとに対応していかなければならない課題である」ということで答えております。その前に国是の話から何からあるわけです。特に、やはり小樽市は受けとめていただきたいのは、函館市と小樽市は北海道の中でも突出して軍艦入港の多いところですよ。それゆえに、商船とのかかわりではやはりイメージダウンです。そういうことから見ていった場合、「平和な商港として発展を期する」という、これは大名分でありますから、そのことに基づいて、今後とも、北海道なら北海道でも、小樽市としてやはり条例制定のための意向を具申ししていく。そういった働きかけを行っていくのが大事でないのかなというふうに思います。その点ではいかがなものでしょうか。これ1点だけ再々質問としてお聞きいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝磨） 道議会におきます知事発言につきましては、ちょっと承知しておりませんので、よくまた確認しまして、関係の方と相談してまいりたいと思います。

ただ、平和な商業港を目指すということにつきましては基本的には変わっておりませんので、そういう態度で進めていきたいと思っています。

○議長（松田日出男） 渡部議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、34番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 34番、秋山京子議員。

（34番 秋山京子議員登壇）（拍手）

○34番（秋山京子議員） 最初に、公園の整備についてお伺いをいたします。

現在、小樽市では、250メートルの距離で、主にその街区内に居住する人の利用を目的とする公園を街区公園、500メートルの距離で、主に近隣に居住する人の利用を目的とする公園を近隣公園とし、さらに、1キロメートルの距離で、主に徒歩圏内に居住する人の利用を目的とする公園を地区公園として、入船公園、銭函中央公園がこの公園に該当するとしています。さらに、総合公園として、小樽公園、手宮公園、長橋なえぼ公園を位置づけています。また、港湾部所管の勝納公園や運河公園も、市民に親しまれている公園の一つであろうと思います。

今、物質的な豊かさとは裏腹に薄れゆく人間関係、核家族化とともに進む少子高齢化の流れの中であって、21世紀に向かいゆく今日、公園の持つ役割を新たな感覚で整備すべきときだと思います。21世紀プラン小樽市総合計画にも、「近年、余暇時間の増加など社会情勢の変化の中、市民の公園に対する要望が多様化していることから、特色のある公園の整備や既存公園の再整備を進めていく必要があります」と示されておりますように、私も、特に中心部における公園に物足りなさを感じております。

公園というその響きの中に、精神的な安らぎと、子供たちが体いっぱいその喜びをあらわし、夢中に走り回る姿を連想いたします。しかし、最近の公園には子供たちの遊び回る姿は余り見かけられなくなりました。市で

はどんな視点で公園整備を考えておられるのか、また、特色ある公園とはどのような公園をイメージしているのでしょうか。お伺いいたします。

河合隼雄国際日本文化研究センター所長は、著作の中で、「幼少時の自由な遊びが、その人の発想の豊かさ、個性を伸ばしていく方向の模索などに大いに役立っている。子供時代の自由で豊かな遊びの保障ということから始めねばならない」と、子供の遊びについて述べておられます。このように、「あの公園で遊びたい」、「遊ばせたい」と、それぞれが行動を起こさせる、そんな公園。幼子連れたい若い親たち、高齢者や体の不自由な方々、それぞれの立場で子供たちの成長と夢を託す交流の場としての公園、高齢者の方も障害を持つ方も気持ちよく利用でき、憩うことのできる公園も大切だと思います。

そんな視点で中央部の公園を見てみると、最も新しい運河公園は、子供連れの目立つ、利用されている公園と思います。遊具施設棟は、幼児向きの運河公園にふさわしい帆船をかたどったアスレチック遊具で、人気を博しています。この遊具施設棟と、さらに水遊びが加わると最高だと思います。夏の間だけ、公園の噴水の一部を自由に水遊びのできる場として開放すれば、さらに人気の公園としてスポットが当たることと思いますが、いかがでしょうか。港湾部のお答えをお伺いいたします。

街の中心部で最も身近な公園、花園公園。市民会館、公会堂、体育館、花園グラウンド、野球場と公共施設も集中し、木の種類も多く、春は桜やツツジ、秋は木々の紅葉と、自然豊かなすばらしい公園です。しかし、この花園公園の中にあります遊具施設を持つ「こどもの国」や小動物公園は、とても寒々しく寂しい限りです。公園のその場に行くだけで、「遊びたい」という気持ちを誘う遊具、「今はできなくても、いつかは挑戦してみよう」という意欲を起こさせ、ほかの子供が利用しているのを見ているだけで楽しくなる、そんな遊具を取り入れ、子供たちの「遊びたい」という気持ちを弾ませ、人が集まる楽しい公園の整備を願う一人です。例えば、京極町にあります「噴き出し公園」につくられているような、幼児から低学年の子供まで利用できるアスレチック遊具を設置し、ゆったりと遊ばせる芝生のスペースも取り入れた公園はどうでしょうか。

また、入船公園や近隣公園には、高齢者や体の不自由な方が安心して利用できる訓練器具や遊具を設置し、機能訓練と健康づくりに役立つ面も取り入れてはいかがでしょうか。さらに、入船公園には身体障害者用のトイレ等も備え、安心して市民が憩い、ふれあう場、ノーマライゼーション公園として、高齢者の健康づくりと環境づくりに役立つスペースを持つ公園はいかがでしょうか。

さきに挙げましたように、1つ、子供の豊かな発想、個性を伸ばす遊びを生かせる公園、1つ、世代を超えて交流のできる公園、1つ、高齢者や体の不自由な方たちの機能訓練と健康づくりに役立つ公園との視点で公園整備を希望しますが、いかがでしょうか。市のお考えをお伺いいたします。

次に、女性議会の開催についてお伺いいたします。

平成9年第4回定例会にて、男女共同参画社会を目指す上で、各分野で活躍されている女性を対象にして女性議会を開催してはどうか、また、その際には、女性議会の企画・運営を女性職員が担当することにより、職員のエンパワーメントが図られ、女性登用などの機会になるのではとの趣旨で提案いたしました。この提案に対して、「他都市の状況等を調査研究してまいりたいと考えております」と答弁をいただきました。その後、どのような調査研究をされたのかお伺いいたします。

御存じのとおり、国においては平成11年6月23日「男女共同参画社会基本法」が施行されまして、今年9月2

6日、男女共同参画審議会より基本計画の答申が森喜朗首相に提出されております。この国の流れに沿って、各都道府県は義務化された基本計画策定に向かって動いている状況かと思えます。小樽市にあって、時期としては北海道の流れを見てとしておりますが、基本計画の策定をすることは決定しておりますし、男女共同参画社会へ向けて着実に進んでいくことと思えます。

さて、小樽市における女性活動は早くから活発で、市の女性に関する施策も、女性国内研修、婦人大学講座、女性セミナー、情報誌「ばるねっと」の発行など、道内他都市に先駆け、実施されているところであります。さらに、男女共同参画プラン推進協議会のメンバーや各女性グループの地域に根差した活動には心より敬意を表しております。これらのグループのメンバーの日ごろの活動の中からの声を発言する場所としても、女性議会開催を望みます。

道内他都市での女性議会開催は、昭和60年から4回開催しています苫小牧市をはじめとして、函館市、旭川市など34市中8市で開催しております。また、その目的も、「男女共同参画社会実現に向けて」や「広く女性の声を行政に反映させるとともに地位向上をはかるため」、さらに、「私たちの望むまちづくり」など、開催の趣旨もほぼ共通しているようです。小樽市にあって、ぜひ女性の視点からのさまざまな声を考えを行政に反映すべきと考えまして、再度、女性議会の開催を提案いたします。市長のお考えをお伺いいたします。

次に、小樽市出前講座の開設についてお伺いいたします。

「私たちは、意識的に、また無意識に日常生活の中でさまざまな学習活動を行っています。それらすべてが生涯学習であり、ふだん行っているサークル活動や趣味・文化活動から職業に関するものや資格取得、まちづくり活動なども生涯活動を実践しているといえます。本市では、このような市民活動を通じ、人と人が交流し、お互いに成熟していくことで、より住みよい暮らしや地域づくりが行われ、まち全体が人の活力と魅力で輝くような生涯学習のまちづくりへとつなげていきたいと考えています」との構想で、今年から出前講座をスタートさせたT市のパンフレットの一部を紹介いたしました。

その講座のメニューも92種類を用意し、出前講座の講師には市の職員が担当をしています。その講座内容は、まちづくり、人づくり、暮らし、幸せ、未来、物づくり、安心、学びの8つの分野に分けられ、それぞれに講座名と担当する課を明記しております。この講座は、T市の市民を対象として、5人以上であれば市内どこへでも出前し、講義をしますという仕組みになっております。現在、小樽市ではこのような講座がありましたら、その目的も含め、お聞かせ願います。

今、時代は情報公開という流れの中で、国にあって情報技術の促進化を今国会で法制化しております。今後ますますさまざまな面でインターネットによる情報化も一段と加速されることと思えます。だからこそ、人と人とのふれあいの中で、生涯学習を通じ、ともに学び合う交流の場も大切なのではないのでしょうか。この講座を、生涯学習に視点を置き、市民が市政について学び、知ることにより、我が街の理解につながっていくことと思えます。

私は、この出前講座を実施するメリットの1つに、利用する市民は、そこでしか学べないことを勉強でき、さらに、市政に対しての理解を得ることができるということ、2つには、講師である市の職員は、市民に説明する立場から、小樽市の職員としての自覚と意識の向上につながる実践の職員研修の場となるのではないかと思います。また、現在、市の各課で行っている、例えば保健所の各種健康教室や消費者センターのセミナー、ボランテ

ィアに関する各種講座などたくさんありますが、個人の意思で会場まで足を運び、参加されていると思います。この出前講座は、市民に足を運ばせるのではなく、こちらから依頼のある場所へ出向いていくというところに意義があると思いますが、いかがでしょうか。市のお考えをお伺いいたします。

次に、精神障害者福祉についてお伺いいたします。

外見的には健常者と別段変わりなく、話を聞くまでは、数年間、心を病み入院していたこともわかりませんでした。Aさんは、現在、就職の内定を受けたととても喜んでおりました。Bさんは、13年間も病院にいたという方です。独立をして家庭を持ち、親に孫を見せてやりたい。それが自分の夢であり、最大の親孝行だと思っていますと話してくれました。この方も健常者と変わりなく見えましたが、2級の精神障害者ですと語ってくださいました。どこが障害者なのかと思えるほどでした。最近、このように一見して見てもわからないような精神障害者の方が多くなっているのかと、とても気になります。会って話をすると、それぞれ真剣に生き、生活をしていきたいと考えているのです。しかし、現実の話になったとき、申しわけないと思うのですが、どの程度まで接してよいのか考えてしまうのです。

ある新聞の報道によりますと、精神障害者の数は、厚生省の96年度の推計によると、全国で217万人で、このうち入院中の人は34万人、在宅は138万人とありました。これから見ますと84%の人が地域社会で生活をしていることになります。平成11年度改正された精神保健福祉法に基づき、平成14年4月1日から、各市町村による精神障害者へのホームヘルプサービス制度が始まるのに先駆け、現在、モデル事業として、道内では帯広市、名寄市でこの事業に取り組んでいるそうですが、小樽市における精神障害者を取り巻く現状と対応、さらに、精神障害者本人や家族からの相談窓口等の体制と状況をお知らせ願います。

なお、平成14年から実施されますホームヘルプサービス制度に対する市のお考えをお願いいたします。

また、かわりを持つ中で感じた点の一つに、周りの者が精神障害者に対して、病気そのものについての理解と知識がないために、どのように接してよいかわからず、誤解をし、かわりを避けてしまっているのではということ、次に、せっかく退院をし、社会復帰を目指しているのに、家族が社会から隠し、家庭の中に閉じ込めてしまい、気力を損なっているのではないかということが気になります。何とか地域社会の中で支えてあげられるような環境整備も必要かと思いますが、いかがでしょうか。人権にもかかわる問題だけに大変に厳しいとは思いますが、この件に関して市の考えをお伺いいたします。

最後に、市役所入り口案内カウンター横にファクスの設置をぜひお願いしたいとの要望にこたえていただきたく質問いたします。

情報通信システム研究室による「身体障害者の情報通信システム利用実態等に関する調査報告書」によりますと、アンケート結果で特徴的な点として挙げている中に、ファクスの保有率は、聾唖連盟及び全難聴の回答者で非常に高く、また、1日の利用率、利用回数、そして利用上の工夫もともに高く、パソコン等の保有率もパソコン通信の利用率も、いずれの身体障害者の団体より高くなっていると紹介し、聾唖連盟及び全難聴の回答者は、突発的な事態に対する不安感が特に強いと挙げております。まず、この調査報告をどのようにとらえられますかお伺いいたします。

この実態調査にもありましたように、聴覚に障害を持つ方にとってファクスは必需品であり、身を守る大切な手段であるといえると思います。役所に来て、手話のできない中途失聴者にとって筆談でのやりとりは大変な

ことと思います。事前に電話で確認をすることもできず、いろんな面でとても苦勞しているそうです。

ファクス設置を要望しているこの方は、平成8年、私用で大阪府枚方市に行ったとき、市役所で手続に関して小樽に問い合わせが必要となって、電話をかけることもできず困ってしまい、ファクスを借りられませんかと紙に書いて尋ねたところ、玄関のすぐ横に有料で利用できるファクスが設置されていて、大変に助かったそうです。このときの体験から、小樽市も市役所に有料のファクスがあったら、聴覚障害者も安心して利用できるだろうし、市民の皆さんも活用できて、とても便利だと思いますという願いが要望となりました。

お伺いいたしますが、今まで福祉課の窓口にはファクスに関しての要望はなかったのでしょうか。また、ファクスによる問い合わせはあるのでしょうか。福祉課窓口での状況をお知らせ願います。また、ファクスを市役所の入り口に設置となりますと、所管も違って来るかと思いますが、この件についてのお考えもあわせて聞かせ願います。

以上、再質問はいたしませんので、誠意ある御答弁をお願いし、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 秋山議員の御質問にお答えいたします。

まず、今後の公園整備についてであります。近年の公園利用に対するニーズは、高齢化と少子化の進展、また、お年寄りや子供たちと地域社会とのかかわり、さらには水や緑など自然志向の強まり、また、ノーマライゼーションとバリアフリー化など大きく変化し、その対応が求められております。このため、公園の規模や地区・地形特性などとの整合を図りながら、適切な機能と施設を持つ公園整備を進めていきたいと考えております。

次に、特色ある公園整備についてであります。整備を終え、開設している公園の中では、自然に触れ、学ぶことを主眼とした長橋なえぼ公園や、多くの遊具を設置した朝里川公園、さらには、港の中で下水道処理場敷地を活用した広い多目的な広場等の機能を持つ色内埠頭公園など、立地特性や市民要望にこたえた公園づくりを進めてまいりました。今後については、御指摘や御提案にありますように、高齢化や子供たちの健全育成等、ふれあい、また憩いの空間として、利用目的、機能について公園ごとに検討し、地域に合った、地域に愛される特色のある公園をつくってまいりたいと考えております。

次に、運河公園の噴水池の利用についてであります。暑い夏の時期には、幼児等が噴水池の水辺で遊んでおりますことから、池の水については、砂ろ過や塩素滅菌処理するなど水質浄化に配慮しているほか、池の清掃やごみの除去を行っております。プールなど同様の水遊び場として開放するためには、現行以上の水質の確保や衛生面の強化、管理体制の充実が必要であります。今後とも一層の衛生管理等に努めてまいりますが、噴水池の利用につきましては、現状の利用形態で運営したいと考えておりますので御理解願いたいと思います。

次に、女性議会の開催についてであります。道内各市の開催状況は、旭川市をはじめ8市で実施しておりますが、それぞれの実施方法や質疑内容等を調査し、事業効果などの検討をしてきたところであります。男女共同参画社会の実現に向けて、女性の視点を市政に生かしていくことは大変重要な課題でありますし、女性議会は有効な方法の一つと考えております。市といたしましては、これまで、女性問題連絡協議会や「市長と語る会」な

どを通じて女性団体の皆さん方から御意見を伺い、できるだけ多くの女性の声を市政に反映させるように努めてきたところであります。女性議会の開催につきましては、小樽市の男女共同参画プランを策定し、推進していく中で検討してまいりたいと考えております。

次に、市政の現状や方向性などについて、一定のメニューに基づき、市の職員が地域に出向いて説明する、いわゆる「出前講座」についてであります。本市においては、このような仕組みによる講座として、心と体の健康づくりを目的とした保健所の「すこやか出前講座」、それから、応急手当の知識の普及啓発を目的とした消防本部の「一般救急講習・普通救命講習」などが現在行われています。そのほか、交通安全、消費生活、保健福祉、生涯学習などのテーマで、主催者から要請があれば各部で個別に職員が出向き、対応しているところであります。

次に、出前講座実施に対する考え方についてであります。市民と行政がそれぞれの役割と責任を持って一体となったまちづくりを進めるためにも、市民との情報の共有は大切なことと考えており、また、御提言の趣旨も十分理解できますので、今後、他都市の事例も参考にしながら、実施に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽市における精神障害者を取り巻く現状と対応についてであります。初めに、現状についてお答えいたします。

精神障害者数は、入退院報告や通院医療費公費負担制度の利用者等の数を調査した結果では1,809名となっております。このほかに、精神病院に任意で入院されている方や、精神科に通院しながら公費負担制度を利用されていない方などを加えれば、実数はこれより大きなものとなると思われます。

この方たちに対する対応として、医療面では4つの病院885床と2つの診療所が整備されております。社会復帰支援の面では、入所施設として生活訓練施設があり、通所施設として授産施設、共同作業所、社会復帰学級があります。また、居宅支援施設としてグループホーム、共同住宅があります。

次に、精神障害者本人や家族の方に対する相談窓口の体制と状況についてであります。保健所では、「こころの健康相談」として週2回開いておりますが、これ以外にも随時、来所相談、電話相談に応じており、必要な場合には訪問指導も行っております。担当者は専任の精神保健福祉相談員ですが、必要に応じて保健婦、医師が同席する体制をとっております。年間の相談件数は565件で実人員410名であります。保健所以外では市立第2病院精神科の医療相談室が受診についての相談を行っており、また、本年10月開設の生活支援センターが社会復帰の相談を行っております。

次に、平成14年度から実施のホームヘルプサービス制度に対する市の考え方についてであります。小樽市においても、その実現に向けて、精神障害者家族会等の団体や市の関係部局、関係各機関とも協議しながら、ヘルパーの養成、研修等の課題について検討してまいりたいと考えております。

次に、精神障害者に対する社会的な誤解や偏見が社会復帰を妨げているのではないかと御意見についてありますが、全く御指摘のとおりであり、市といたしましても、「健康教育事業」や「障害の日啓発事業」、外部団体への後援事業としての「精神障害者家族大会」などを行っているところであり、今後も機会あるごとに市民の皆さんに正しい知識と理解を持っていただくよう、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、ファクスの設置について何点かお尋ねがありましたが、初めに、身体障害者に対するアンケート調査の

報告書に対する感想についてであります。聴覚障害者の連絡やコミュニケーションの手段として、主に手話やファクス、またパソコンなどが用いられておりますので、特にそのような通信機器の保有率、利用率ともに高いものと思っております。今後、情報通信システムの発達や技術の向上に伴い、障害者にもさまざまな機器が普及し、その利便性が高まっていくものと考えております。また、聴覚障害者に限らず、身体的に何らかの障害を持つ方は、災害等突発的事態に対する不安が強いものと思われまので、ノーマライゼーションやバリアフリーの理念に基づき、生活環境の整備を図るとともに防災、安全対策の充実に努めていくことが大事であると考えております。

次に、ファクスでの市政への問い合わせについてであります。聴覚障害者の相談などについては、福祉部に聾唼相談員や手話通訳者を配置し対応しておりますので、ファクスについても大部分は福祉部で受けております。また、市役所入り口へのファクスの設置につきましては、これまでも聴覚障害者の外部との連絡等については、福祉部に設置してあるファクスを利用して行っておりますので、要望は受けておりませんが、今後も福祉部のファクスを利用させていただきたいと思っております。

なお、このことにつきましては、聴覚障害者の不安等を解消するために、正面案内係や福祉部の窓口に掲示をして案内をするとともに聾唼協会等を通じ周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田日出男） 秋山議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時20分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 7番、松本聖議員。

（7番 松本 聖議員登壇）（拍手）

○7番（松本 聖議員） 平成12年第4回定例会に当たり、一般質問をいたします。

間もなく20世紀が終わろうとしております。私は、1962年、昭和37年、高度経済成長の真っただ中にこの世に生を受けました。これといった苦勞も知らず、何不自由することなく現在に至っております。これはひとえに、この100年間に幾多の困難を乗り越え、我が国を繁栄へと導いてきた先人たちの苦勞のたまものであると深く感謝しております。来る21世紀が、平和で、さらなる繁栄の世紀であることを祈念して、質問に入りたいと思います。

まず初めに、市役所の組織改革についてお尋ねいたします。

いよいよ来年1月6日から中央省庁が再編され、簡素、透明、効率を目指す21世紀の行政システムとしてスタートいたします。本市における行政改革の中にも組織・機構の見直しがうたわれておりますが、平成9年度から開始された実施計画が進められてきた中でも、目立った動きが見られないのではないのでしょうか。

これまでも部分的な見直しが行われ、時代に即応した組織や機構の改革を目指してこられたとは思いますが、市民ニーズの多様化とともに行政需要が増大し、情報技術の革新が時代の趨勢となっている今日、現状の組織、

機能のままでは、市民ニーズの後追いに終始してしまうのではないかと危惧されるのであります。また、財政的にも逼迫した状況の中、私は決してこのままでよいとは到底思えませんし、市長も先般、来年度から3カ年で60名の減員を打ち出されたところであります。今後、中長期的展望を持って、国で言うところの簡素、透明、効率を目指す行政システムへと組織・機構を改革していくことが急務と考えますが、いかがでしょうか。急激に進展する時代に対応していくためには、事務職、現業職の均衡がとれた組織のスリム化が必要なのではないでしょうか。これまでの取り組みも含め、お尋ねいたします。

本年4月に地方分権制度がスタートして以来、地方自治体においても、自主、自律が求められ、従前からの、国から都道府県、都道府県から市町村という中央集権的体制が大きく変化したといえます。国においても、戦後50年の清算の意味も含めて、大幅な組織再編に踏み切ったものであります。バブル経済の崩壊以降、長期的な景気低迷が続き、企業の徹底したリストラはスピードを一層早めております。こうした時代背景の中で、市民の目には本市の組織改革が一向に進んでいないと映るのであります。市長は、こういった市民の批判をどのように受けとめておられますでしょうか。また、民間と行政とは根本的に体質の違いはあるといえども、民間の組織改革を参考にされてもよいのではないのでしょうか。市長の御所見をお聞かせください。

地方行政を進める上で、現状の縦割り行政ではおのずと限界があるのは明らかであります。まちづくり一つをとっても、企画、経済、土木、建築、その他さまざまな部局が関与し、ソフト、ハード両面から考えていく必要があることは言うまでもありません。しかし、本市においてこうした横断的な交流がスムーズに行われているのでしょうか、甚だ疑問であります。これまでも多くの先輩議員が指摘してこられたことではありますけれども、改めて、市長は縦割り行政の弊害をどのように思いかお尋ね申し上げます。

社会・経済が急激に変化する今日、市民は行政の停滞を許してはくれません。21世紀を目前にした今こそ改革のときではないのでしょうか。本市としては、みずからの組織・機構をどのように体質改善していくべきとお考えでしょうか。より踏み込んだ施策としましては、現業職員の減員などにも積極的に着手すべきと考えます。市長の今後の具体案をお聞かせください。

我が国の経済は今、不況のどん底にあるといえます。本市においても例外ではなく、いまだ景気が上向きになったというような吉報は聞くことができません。この不況の中で、市職員の消費が本市経済に及ぼす影響は多大なものがあると思います。この市職員の消費活動と小樽市職員倫理規程との関連についてお尋ねいたします。

全国各地で問題となっている地方自治体職員と関係業者との癒着、贈収賄事件、本市における多額の公金横領事件、どれをとっても公務員としての倫理観のかけらも感じさせない問題であると言わざるを得ません。そこで、このたび公務員の倫理保持と市民の信頼確保を目的として「職員倫理規程」が施行されたわけであります。

そこでお尋ねいたします。

まず第1に、この訓令において、職員、すなわち地方公務員第3条第2項に規定される一般職に属する職員でありますけれども、本市においては何人おりますでしょうか。

言うまでもなく、小樽市役所は本市において最大の職員数を抱える事業所であります。その安定した収入に基づく消費が本市経済に与える影響ははかり知れないものがあります。市長は、その影響力をどのように認識しておられますでしょうか。

最近、市職員の来店が目立って減少したと訴える飲食店主の声をよく耳にするようになりました。景気が悪く

て、店の賃借料を払うのも大変なので、店を畳もうかとも考えている切実な声も聞きます。余暇利用の多様化やIT革命など、さまざまな要因から消費動向が変化していることも確かですが、ある職員はこう漏らしていました。「仕事帰りに、例えば居酒屋に寄って、偶然そこに利害関係者が先客でいたとしたら、顔を見た途端に戸を閉めて帰れないでしょう。何もやましいことがなくても、ほかから見れば業者と癒着しているととられかねない。だから行かないんですよ」と。歯を食いしばって頑張っておられる小さな飲食業者の皆さんに、冷や水を浴びせる結果になってしまうのではないのか。すなわち、本来この倫理規程とは無関係であるべき個人消費にまで大きな影響を与えるのではないかと心配されるのであります。

この倫理規程は、制度は容易であっても、それを実行することは、すなわち何がだめで何がよいのかという線引きが極めて難しいという弱点を含んでいるといえます。市長は、この影響をどのようにお考えでしょうか。何がしかの対策は可能なのでしょうか。お尋ねいたします。

次に、小樽港マリーナについて伺います。

小樽港マリーナは、皆様御承知のとおり、平成2年の竣工以来、バブル経済崩壊後の不況経済の中においても順調な運営により、平成5年度より単年度黒字となり、常に黒字を維持しつつ、ついに昨年度、累積収支においても黒字決算をしたところであります。近年の余暇利用の多様化と相まって常に新規の利用希望者があり、恒常的にパースの供給不足となっているのが現状であります。

そこでお尋ねいたします。

本年度の新規利用申し込みは何件ありましたでしょうか。また、運河に暫定係留の契約をした船は何隻ありましたか。従前からの契約数もあわせてお答えください。また、これらの船——暫定係留している船のことですが——2期工事分が竣工したらマリーナへ移動するという意味で暫定係留という表現になっていると理解しておりますけれども、いかがでしょうか。

そもそも暫定係留という保管方法が望ましい姿だとは思えませんし、その利用に当たっても、水道が使えないなど利用者にとって極めて不便であることは言うまでもありません。また、備品の盗難やいたずらなど保安面でも大きな問題があります。市長はどのようにお考えでしょうか。ところで、暫定係留の料金は幾らなのでしょう。マリーナの利用率と比較してお答えいただきたいと思います。

このような状況の中、平成9年の港湾計画においても、マリーナ2期工事計画はほぼ既定計画どおりとなっております。市は、多くの利用希望者の声を聞き入れ、計画の実施に着手すべく関係諸機関と早々に協議に入るべきと考えますが、いかがでしょうか。2期工事に着手するに当たっては、さまざまな問題点があると思います。中でも漁業者とは良好な関係を維持していく必要があると考えます。現在、漁業者からはどのような問題点が指摘されているか具体的にお示しください。マリーナ利用者と漁業者が互いにいがみ合っている問題は解決しません。双方が互いの権利やルールを理解し合うことが大切です。市は十分にその調整役を努めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

小樽港に限らず、港湾利用計画は多岐にわたるものでありますけれども、その他の港湾計画や海洋開発計画との整合性に問題はないのでしょうか。お答えください。

以上のような状況を踏まえ、具体的な作業に入ることができるのか、また、その時期はいつごろになると考えておられるのかお答え願います。

以上、再質問を留保して質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

○市長(山田勝磨) 松本議員の御質問にお答えいたします。

まず、市の組織・機構の改革とスリム化についてであります。これまでも職員配置の見直しと人員の削減、課・係の統廃合、民間への業務委託や外国人登録事務等のOA化など、新行政改革実施計画に沿って、簡素、透明、効率を目指した組織・機構の見直しを行ってきたところであります。

次に、組織改革についての取り組みについてであります。これまで、介護保険事業の実施に伴う福祉部介護保険課の新設と市民部保険年金課との連携、事業の進捗に伴う土木部築港地区再開発室の廃止と関係部への業務移管、経済部企業立地・貿易推進室の廃止、農業委員会事務局と農政課の統合、港湾部港湾振興室の新設、環境部の組織改編など、必要に応じて組織・機構の見直しを行ってきております。

なお、組織・機構の見直しについては、今後とも逐次進めてまいりたいと考えております。

次に、民間の組織改革を参考にすべきということですが、このことにつきましては、行政管理に民間的経営手法を積極的に取り入れるという「ニュー・パブリック・マネジメント」という考え方もありますので、市の組織・機構の改革に当たりましては、この考え方なども参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、縦割り行政の弊害についてであります。職員それぞれ所管の業務の遂行に努めなければならないこともあって、他の部分の業務までなかなか及ばないという限界もありますが、いわゆるこれが縦割り行政の弊害かと思いますが、業務の複雑化などで、一部一課ではなかなか解決できない問題もありますので、日ごろから、職員にはできるだけ各部の間で連携をし協力し合うよう指示しております。また、職員研修の場を利用しての担当業務の情報交換や、人事異動の際の異職種の職場交流などにより、縦割りによる弊害が生じないように努めているところであります。

次に、今後の組織改革についてであります。地方分権や情報通信技術の推進、少子高齢化の進行など、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化、高度化ということもありますので、これらのことを念頭に置きながら、平成13年度以降の行政改革の中でさらに検討を進め、効率性や活性化が図られる組織・機構となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、倫理規程について何点か御質問がありました。まず、一般職に属する職員数についてであります。全体で12月1日現在 2,263名となっております。

次に、市役所職員の本市経済に与える影響についてであります。御指摘のとおり、市役所は本市の中でも最大の職員数を抱える団体でありますので、職員の消費活動は相当程度本市経済に影響を与えているものと考えております。

次に、倫理規程による影響についてであります。倫理規程は、制定の一つの柱として、市職員と利害関係者との間で市民の疑惑や不信を招くことのないよう規定していますので、この訓令の趣旨に沿って適正な運用がなされるよう、さらに周知してまいりたいと考えております。

次に、小樽港マリーナについてお尋ねがありましたが、まず、本年度の新規利用申し込みについてであります。現在まで29件の申し込みがあり、うち4件が待機となっています。また、運河に暫定係留しているプレジャーボートにつきましては、1カ月単位で許可をしており、最盛期の9月現在で北部運河に7隻、有幌運河に20隻、合計27隻が暫定的に係留しております。

次に、暫定係留についてであります。現在小樽港マリーナが満隻であり、マリーナ係留を希望している待機艇や放置艇対策の面から、暫定的に運河係留を許可しております。御指摘の点につきましては、利用者に対し保安管理面等について十分説明し、了承を得た上で暫定係留の許可を行っているところであります。

次に、暫定係留の料金についてであります。運河暫定係留のプレジャーボート料金は、小樽港マリーナ料金を基本として設定しております。また、マリーナの利用率との比較についてであります。船の大きさにより異なりますが、暫定係留の中で一番多い22フィートの船で比較しますと約12%低くなっております。

次に、マリーナ2期計画についてであります。現在、今後の利用見込みや周辺地区の景観にも配慮した計画概要などについて、港湾部とマリンウェーブ小樽の担当者が検討を進めている段階であります。

次に、漁業者から指摘されている問題点についてであります。計画概要がまとも次第、協議してまいりたいと考えておりますが、現時点では、プレジャーボートの増加による漁船の安全操業や漁具への被害などの問題があると伺っております。市といたしましては、マリンウェーブ小樽や漁業者の意見を聞きながら、今後とも調整に努めてまいりたいと考えております。

次に、マリーナ以外の港湾計画や海洋開発計画との整合性についてであります。マリーナ2期計画はレクリエーション需要の増大や魅力的な親水空間の形成を図るため、他の計画との整合性に配慮して、平成3年の港湾計画の改訂の際に位置づけたものであり、特に問題はないものと考えております。

次に、マリーナ2期計画の見通しについてであります。計画概要がまとも次第、漁業関係者などとの協議を進め、関係者の合意を得た上で実施計画の策定に着手してまいりたいと考えております。

以上です。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 7番、松本聖議員。

○7番（松本 聖議員） 数点、再質問をさせていただきます。

まず、縦割り行政の弊害ということでお尋ねいたしましたけれども、実際にですね、我々が例えば市に建築の許可等をお願いするに当たっても、同じような書類、図面を何度もつくらなければいけないというような実質的な不便を感じておるところでございます。例えば、こういった資料は各部課で共有し合えば、市民の手を煩わせなくても、また、市役所内の保管等でも問題が起きないのではないかと思う次第であります。そういった意味も含めて、縦割り行政といいますか、各部課の横断的な交流を進めていっていただきたいというふうに思いまして質問させていただきました。

また、このたびの社会福祉協議会の問題につきましても、私もさまざまところからお話を伺ってきて、総合的に判断しているところでありますけれども、実際にかかわっておられる方々でも、いや、それは聞いてないと、この資料は見たことがないと。本来見てるべきはずのものを見てないわけですね。それでまた話が一からやり直しになるわけです。こんな実例はあるわけです。ですから、努力しておられると今市長はおっしゃいましたけ

れども、さらなる具体的な方策を伺えればと思ひましてお尋ね申し上げます。

それと、先ほど倫理規程についてもお尋ねいたしましたが、市職員の倫理規程は、本来私が先ほど指摘したような個人消費まで縛っているものではないと思いますけれども、実際そのような事例がたくさん出ていることも確かです。そのような声をたくさん聞いております。これに関してどう思うかとお尋ねしたんですが、その趣旨と違う御答弁であったと解釈させていただきましたので、再度、質問内容をきちんと趣旨をお酌み取りいただきましてお話しいただきたいと思ひます。

それと、マリーナの2期工事の問題でございますけれども、具体的な作業に入る、具体的な作業というのは工事に着工するという意味も含めてですよ。実施計画に入るということ、これはいつごろになるのか、めどだけでも結構ですでお話し願えませんか。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝磨） 再質問にお答えをいたしますけれども、1点目の縦割り行政の関係でございますが、いろんな部分で弊害はあるんだろうと思ひますけれども、ただいま御指摘がありました件については、縦割り行政の弊害もありますし、さらにまた、内部での連絡が悪いというようなことも感じられますけれども、今後十分そういった面に配慮しながら進めてまいりたい、組織・機構の見直しについても進めてまいりたいと、こう思っております。

それから、倫理規程によります影響といいますか、そのことでございますけれども、先ほど申しましたとおり、御指摘があったように、飲み屋さんのドアを開いて、利害関係者がいたから入らないとかという、そこまで縛っているわけではございませんので、そういう状況を見られて疑惑を抱かれると、そのことを職員が嫌っているのだらうと。そううことでございますので、別にそこまでですね、この規程でもって、行くなどかそういうことはしてませんので、その点は御理解を願いたいと思ひます。

それから、2期マリーナについては港湾部長からお答えいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 港湾部長。

○港湾部長（兵藤公雄） 再質問にお答えいたします。

マリーナの2期工事の方の着工はいつごろかということでございますけれども、先ほど市長の方からも答弁させていただきましたが、この2期計画につきましては、やはりマリーナともいろいろ協議をしている中で、当初から漁業組合とのお話し合いが一つの大前提になってございまして、こういった問題もある中で、今、基本計画をこれから策定しようとしている段階でございますので、その辺、策定後に漁組等を含めまして、国なんかとも相談し、そしてまた具体の協議をした中で実施計画に入っていくという段取りになってございますので、今の時点では工事の着工時期についてはなかなか申し上げられないなど、こういう状況になってございます。

以上です。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 7番、松本聖議員。

○7番（松本 聖議員） 漁業者との問題があるのはね、部長、私も理解しております。ただ、海は漁師さんだけのものではないですよ。まあ、おまえらは遊びだろうと言われてしまえばそれまでなんですが、みんなのものでありますから、先ほども質問の中で申しましたけれども、きちんと理解し合うことが大切だし、御理解いただかなければいけない。直接、利用者が漁業者の方々に会って説明しろと言われてたら、みんな喜んで行きます。ですから、その辺の調整をきちんと市の方でとっていただきたいとお願いしているわけですから、それを問題として先に進まないんだというような趣旨に今とれたものですから、再度御確認させていただきたい。

いろんな原因があると思うんです、今すぐ着工できないのにはね。経済的な問題もありましょうし。だけれども、今部長がおっしゃられたように漁業者との問題が弊害になっているんだというようなことであれば、それは若干実態と違うのではないかと思う次第であります。何とかですね、待ってる人がたくさんいるわけですから、早く着工していただくことを希望いたします。

問題点、再度ちょっと確認させていただきたいんですが、その1点だけです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 港湾部長。

○港湾部長（兵藤公雄） 再々質問にお答えいたしますけれども、漁業組合との問題点ということでございますが、先ほど市長の方からもお話をさせていただいたように、やはり漁具被害、それから、操業の安全ということで、これは従前から言われているんですけれども、この件につきましては数年前からそういったパトロールを含めて、漁業組合と一緒に、そういった事故なり漁具被害についての対策を立ててきて、そしてパトロールをしているわけですが、そんな中で最近では大分マリーナに対する理解も深まってきている現状ではあります。

ただ、今言われるように、その調整ということでございますけれども、まだ具体の計画そのものが示されておられませんので、その辺を含めて、私どもとしては漁業組合の方から理解も得てきているような状況にもございますので、そういった状況を踏まえながらこれから調整してまいりたいと、このように思っております。

○議長（松田日出男） 松本議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 25番、西脇清議員。

（25番 西脇 清議員登壇）（拍手）

○25番（西脇 清議員） 一般質問を行います。

港湾問題からお尋ねいたします。

小樽港における今年1月から8月までの一般貨物取扱量は111万4,700トン、前年同月比約2,000トン、0.18%の増にとどまっています。フェリーは1,397万3,000トンで、約1万3,000トンの減少です。一般貨物量は、平成9年まで200万トン台を維持してきましたが、平成10年以降100万トン台に落ち込んでしまいました。フェリー貨物も、新潟航路の減便などにより減少は避けられず、小樽港を取り巻く状況は厳しさを増しています。小樽港湾改訂計画に基づく平成17年目標、一般貨物は462万トン、フェリーは3,389万トン、これらの達成の見通しがあるのかどうか、まず伺います。

我が党は、これまで、石狩湾新港との機能分担で共存共栄はあり得ず、少ない貨物の奪い合いになることを指摘してまいりました。昨年1年間の両港における一般取扱貨物量の実績は、小樽港が173万トン、新港が262万

トン、合わせても 435万トン。改訂計画目標の小樽港分は 462万トン、この1港分にも達しておりません。両港の目標は 1,126万トン、達成率は38.6%にとどまっています。小樽港、新港の港湾施設は、462万、新港の 664万トンに見合ったものをつくることになっておりますが、この事業に両港で 1,300億円の投資が予定されています。

これまでも何度も指摘してきたとおり、両港とも既に港湾施設は過剰です。二重投資となっており、改訂計画もちょうど折り返しの年ですので、今後の物流、両港を現実的に見て、投資は最小必要な範囲内に見直しを図るべきだと思いますが、見解を伺います。

11月13日の経済常任委員会において、理事者は、コンテナ用荷役機械の設置の方向を示しています。今、小樽港にとって必要なのは、中央地区2期工事による埠頭拡張ではなく港湾機能の整備・充実。新港でのガントリークレーンの導入によって、本港との機能格差は決定的となります。市長はみずから中国へのポートセールスに努力されていますが、新たな航路開設をはじめ、貨物量増加に向け、港湾振興室はどういう目標を持って今後活動するのか伺います。

今年10月に、委員会視察で秋田市における貿易振興ビジョンを学んできました。このビジョンは、調査委員会メンバー15人の中には、民間輸送関係、経済界、地元大学教授など多彩な顔ぶれの体制をとっています。事務局体制は、港湾貿易振興課長ほか6名を配置し、関連企業へのアンケート調査、個別ヒアリングなどについてポートセールスを行い、貿易参入の促進を図っています。振興室も中長期のスケジュールを持つべきだと思いますが、見解を伺います。

いずれにしても、物流港として発展を願う小樽港を取り巻く現状は大変厳しいものがあります。国の基本政策が石狩湾新港を道央圏における日本海側の拠点港と位置づける。小樽港は観光レジャー港化という思惑どおりになる心配があります。日本の民間港として、二度にわたる米空母の寄港容認をはじめ、外国軍艦が平成に入ってからだけでも31隻の入港、函館の19隻を大幅に上回っています。幾ら口先で商港を守ると言っても、商業港としてのイメージを悪くしていることは明らかではないのか。この件についても伺います。札幌にはない小樽の財産「海」の価値を十分発揮できる活用を図るべきであります。

次は、石狩開発について伺います。

石狩開発は、石狩湾新港の建設と不離一体の事業として、昭和47年から用地の取得、造成、販売を目的として第三セクター方式で進められてまいりました。昭和53年、土地分譲開始以降、これまで売却予定の60%を分譲してきたものの、平成11年度末で 630億円の借金を抱え、破綻の状態です。この石狩開発に市は 6,800万円を出資しています。これまで配当金は1円もありません。我が党は、新港の建設も背後地の大規模開発も、列島改造論をうのみにした無謀な事業として批判をし、見直しを求めてきました。今現実の姿は、計画が過大であったことを立証していると思いますが、見解を伺います。

この破綻状態の石狩開発を救済するため、11年度は道が20億円で港湾用地を先行取得、さらに、今年度から3年間、処分用地1平方メートル当たり、道が 6,000円、市が 1,200円、7,200円助成する。処分予定面積は50ヘクタールで、完売した場合36億円の公費負担、小樽市は12.5ヘクタール分、1億 5,000万円の持ち出しとなるものです。3年間で36億円を投入しても、平成14年度末の借金は、利子も含めると約 570億円残ります。15年度以降、値引き制度がなくなれば、その後の収支見通しをどう見ているのか伺います。

大企業のリストラ、人減らしで失業・雇用是最悪の事態、来年1月からの老人医療費制度の改悪、65歳以上の介護保険料の引き上げなど、個人消費が改善されないもとは景気回復も期待できません。処分残地 700ヘクタールの順調な売却など不可能だと思います。こうした見通しのない石狩開発への新たな持ち出しはやめて、この事業そのものから撤退すべきと思いますが、見解を伺います。

次は、まちづくりについて質問いたします。

平成12年9月に市が行った歩行通行量調査では、中心3商店街7地点の総通行量は、平日で5万4,300人、休日で4万2,400人となっています。昨年3月、マイカル小樽オープン前の平成10年9月調査と比べて、平日で約1万人、15.4%、休日で約1万9,000人、30.1%それぞれ減少しています。この事実一つを見てもマイカル小樽と既存商店街の共存共栄は不可能だと思いますが、見解を伺います。

マイカル小樽に人も金も吸い上げられる現状に、多くの市民が、小樽の顔である商店街はどうなるのか心配しています。全国的に、野放しの大型店進出による既存商店街の空洞化が大問題になっています。どうやって中心商店街の活性化を図るのか、住民のためのまちづくりをどうするのか、小樽市も商店街や市場に対する助成などを行っています、商店街活性化について、どう対処し、見通しを持っているのか伺います。

今年6月から施行された大規模小売店舗立地法をはじめ、既に全国で300以上の自治体が基本計画を提出しておりますが、中心市街地活性化法、自治体の独自な特別用途地区制定を認めた改正都市計画法、いわゆるまちづくり3法がどう具体化されているのか、この点について伺います。

このまちづくり3法は、これまでの大店法の廃止に伴い制定、改正された法律です。

まず、大店立地法ですが、この法律の特徴は、大店法の中小小売業者の保護など経済上の需要調整を目的とした開店日、店舗面積、閉店時間、年間休日日数といった調整機能を一切持っていないことです。大型店の基準面積は1,000平方メートル超で、審査期間は最短で8カ月、最長で10カ月としており、大型店が出店する場合に、届け出を受けた自治体は、大型店の立地する住民や経済団体などの意見を踏まえて大型店側に対策を求め、生活環境対策が不十分な場合は変更勧告できる仕組みとなっていますが、この大店立地法による審査は、交通渋滞、駐車場の不足、ごみ・騒音対策などの環境対策だけに絞られており、これまでの大店法よりはるかに規制力を欠いています。権限者が北海道ということもありますが、市としてどういう体制で臨むのか伺います。

改正都市計画法は、自治体が特別用途地区を用途地域の趣旨の範囲で、あくまでも補完するものとして、柔軟に定めることができるとしています。また、市街化調整区域でも、これまでの大規模開発から、小規模開発が市の策定した地域計画であれば可能となっています。つまり、都市計画法の用途地域での規制はほとんど変更はなく、商業施設立地の制限なしとする地域では、大型店の出店禁止区域とすることはできません。この改正都市計画法に基づき、市はどのような体制で住民参加の組織づくりをするのか、既存商店街を守るのか、この点について伺います。

中心市街地活性化法は、大店法の廃止と大店立地法の制定という大型店出店緩和政策、つまり「むち」の政策の一方で、中心市街地活性化法は大店法廃止に伴う見返り策、つまり「あめ」政策として、13省を巻き込んでつくり上げたものです。99年度の予算規模は、通産省が1,100億円、建設省が5,400億円、厚生省は3,300億円、運輸省は4,573億円など、総額1兆円を超える大事業となっています。財政危機のもと、これだけの予算がつくのは異例のことです。これらの予算に関連して、市としてどう活用が図られてきたのか伺います。

この活性化法は、まず国が市街地の整備・改善と商業などの活性化を一体的に推進する基本方針を立て、市はそれをもとに、対象となる中心市街地について基本計画を作成する。この計画に盛り込まれた土地区画整理、市街地再開発、道路、公園、駐車場など公共施設整備事業などについて、国は各種助成措置や税制の特例制度を適用するというものですが、市の基本計画、それに基づくTMO、中小小売業の高度化を推進する機関の事業構想はどうなっているのか。また、この事業の中で市中心街、商店街の要望が強いのは駐車場問題となっています。かつて小樽駅前地下駐車場構想が議論されましたが、これらの要望にどうこたえるのか見解を伺います。

いずれにしても、大店立地法、改正都市計画法にしても、これらの大型店出店規制を可能にすることは困難であり、活性化法についても、地域ごとに異なる事情をどこまで計画に盛り込むことができるのか、住民のためのまちづくりをどうするのかという視点で進めるべきであります。

次は、中小企業、雇用問題について伺います。

経済企画庁は11月17日、タクシー運転手や百貨店店員ら、景気動向に敏感な職種の人々に景況感を聞く10月の「景気ウオッチャー調査」を発表しています。景気の2～3カ月程度の先行きを示す判断指数は48.9%となり、景気が悪化するとの見通しが優勢となっています。横ばいを意味する50を下回ったのは今年1月の調査以来初めてのことです。経済企画庁は、「景気感は悪化している、特に個人消費を注視する必要がある」と指摘しています。また、11月の月例報告で、景気の現状について、「全体として緩やかな改善が続いている」と述べたものの、新たに「家計部門の改善がおくれるなど、厳しい状況をなお脱していない」としています。市長は、現在の景気動向をどう見ているのか、まず伺います。

民間調査機関の発表では、10月の全国企業倒産は1,655件、負債額8兆4,042億円、前年同月比1.9倍、これは中堅生命保険会社の倒産によるもので、戦後最悪の規模となっています。倒産の主な原因は、販売不振が915件、55.2%を占めています。昨年は98年10月から実施された信用保証協会による中小企業金融安定化特別保証制度で倒産件数が減少した年です。それでも、今年は中小企業の厳しい経営実態や銀行の執拗な貸し渋り、資金回収の動きを反映して急増し、このまま推移すれば、今年はバブル崩壊の91年以降最悪の事態となります。

市内においても、10月までの企業倒産は24件、負債総額は102億300万円、前年同月比、件数では58.3%、金額では5.2倍となっています。中小企業の倒産防止の特別対策がとられているもとでの急増です。しかも、倒産企業の中には古くからの名の通った企業がたくさん含まれていることです。こうした事態について、市長の考えと今後の対策について伺います。

こういう状況ですから、年末にかけて零細業者の経営は一層厳しい状況にあることは当然です。例年、市は年末ぎりぎりまで相談窓口を設けて頑張っていますが、利用はありません。今年はどうするのか、なぜ利用がないのか。これまでも指摘してきましたが、相談窓口を設けても、店開きをしても、新たな商品がない。従来型の貸付制度を並べていたのでは、利用者が来ないのも当然だと思いますが、どう対応されるのか伺います。

次は、いきいき資金について伺います。

今年度当初予算で1億5,300万円を計上しております。「商業環境変化対応特別資金」という名前をつけています。利用は、これまで32件の問い合わせがあったものの、8カ月が経過しても1件の利用もない。市長は予算議会の提案説明でも強調した制度の一つです。どうして1件の利用もないのか、原因について伺います。

我が党が指摘してきたように、保証料金、利率の軽減もさることながら、融資の決定権が金融機関に任されて

いる、このことが障害になっている。この点の改善が必要だと思います。つまり、市が融資の決定を行い、金融機関は無条件に応じるという制度に切りかえる以外に、この制度をいいものにするということにはならないのではないか。見解を伺います。

雇用問題について伺います。

小樽職安によると、10月の小樽職安管内における月間有効求職者数は4,324人、昨年同月に比べて416人の増加となっています。就職件数は412人、就職率9.5%、有効求人倍率は0.42倍です。全道、全国の水準を大きく下回っています。市は、これまで国の緊急特別雇用対策事業に取り組むなど、雇用対策を進めてきましたが、好転の兆しが見られません。また、新規高卒者の内定率を見ても、求人数も就職者数も昨年を下回っています。雇用対策をどう進めるのか伺います。

質問の最後は日銀の問題ですが、日銀小樽支店の存続について、市長も奮闘されております。11月27日には、約1時間にわたり、都通りやサンモール商店街などで存置を求める街頭署名が行われてまいりました。これには商工会議所、議員、事務局など含めて43名が参加し、1時間で約800筆が寄せられています。私も参加いたしましたが、通行された市民の圧倒的多数の方が賛意を表明されています。「日銀がなくなると、ますます斜陽小樽になる」「もと銀行に勤めていた。ぜひ残してほしい」「サンモールでも署名をしたが、もう一度したい」「町内から来たので、もう既にやった」、多くの人々が励ましの言葉を寄せています。今や存置運動は全市民の関心事となっています。

これまで、市長はじめ、議会、商工会議所の一致した結束が、日銀側に当初の10月正式決定という態度を変えさせ、今後も話し合うという状況をつくり出したと思います。市長は、今この時点でどういう分析をされているのか伺います。いずれにしても、日銀側が小樽支店廃止という態度を変え、再検討するという状況では今のところないと思います。ただ、これほどまでに全市民が結束していることに戸惑っているとも受け取れる状況にあります。さらに存置のための世論を高め、広めることができれば、存置の可能性もあると思います。12月4日までの1次署名に引き続き、存続、継続して署名運動なども行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

日銀支店の改廃は日銀だけの判断でできません。日銀は、小樽支店の廃止理由の一つに、平成9年5月の国会における附帯決議で、機構の見直し、支店・事務所の統廃合、保有資産の整理、人員配置の適正化等を含む抜本的なリストラ計画を早急に作成し、あわせて経費予算、給与水準、日銀納付金等の透明性の確保に努めることと定めがあり、この具体化のため統廃合する。小樽支店を廃止するという理由であります。我が党は、この決議に反対してまいりました。附帯決議は、個別の支店の廃止を特定しておらず、しかも支店廃止は大蔵大臣及び金融再生委員会の認可が必要であります。これらの機関への特段の要請が今後必要と思われます。したがって、各政党への市独自の要請も必要と思いますが、どう対応されるのか伺います。

今回、小樽支店が廃止の対象とされたのは、札幌支店に近いことも理由にされています。日銀33支店のうち、銀行券受払金額が最下位、平成11年は4,000億円にとどまった。32位の函館支店の8,000億円の2分の1にとどまっています。長年にわたる自民党型政治のもとで、人口減少、経済の基盤沈下がここには示されています。札幌一極集中、中小企業の弱体化ということも、この小樽支店廃止の起因になっていると思いますが、この点についても市長の見解を伺います。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。
（市長 山田勝磨登壇）

○市長（山田勝磨） 西協議員の御質問にお答えいたします。

港湾問題について何点かお尋ねがありました。

まず、小樽港港湾計画に基づく取扱貨物量の目標達成についてであります。港湾計画の貨物量は、これまでの実績の推移とともに、経済社会動向をとらえ、将来の可能性を探りながら設定しております。現在も依然として景気の低迷による厳しい経済環境にありますが、小樽港におきましては、本年8月までのフェリー貨物量は対前年比で0.1%の減にとどまり、一般貨物量につきましては、わずかではありますが増加しております。今後も、港町埠頭の有効活用や既存施設の利用形態の再編を図り、さらには、ポートセールスについても官民一体となり、より一層積極的に取り組み、コンテナ航路の開設など、取扱貨物量の増加につながる港湾施設整備を行いながら、貨物量の目標達成に向けて努力をしまいたいと考えております。

次に、小樽港、石狩湾新港における投資の見通しについてであります。小樽港は後志圏や札幌市を中心とした地域を背後圏とする物流や国際交流拠点として港湾機能の充実が期待されており、中央地区の再開発や臨港道路の整備を進めております。また、石狩湾新港については、札幌都市圏を中心とした地域の日本海側に位置する流通拠点港として外貿機能の強化を図ってきました。今後とも、施設整備に伴う投資につきましては、両港がそれぞれその地理的特性を生かしながら、道央圏の日本海側の流通拠点港として、適切な機能分担と相互補完を図り、ともに発展するために、貨物需要の動向や整備の必要性、緊急性を見きわめながら適切に進めていく必要があると考えております。

次に、港湾振興室の活動目標についてであります。近年、我が国における外貿定期航路貨物量は増大しており、特にコンテナ貨物量が年々大きく伸びてきていることから、小樽港においても対岸諸国との外貿定期コンテナ航路の開設を最大の目標に活動してまいりたいと考えております。また、さきに小樽港利用促進協議会の航路貨物誘致対策プロジェクトチームが、道内外の荷主、企業を対象に貨物動向調査を行ったところ、中国航路の開設を希望した事業所が一番多いという結果もあり、また、小樽港における中国コンテナ航路開設に関心を示している船社もありますことから、航路開設に必要なコンテナ貨物量の確保と荷役機械など航路受け入れ体制の整備に取り組み、航路開設に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、港湾振興室の年次計画についてであります。これまでも小樽港利用促進協議会などと連携しながら、航路貨物誘致対策プロジェクトチームによる貨物動向調査や、船社、商社等への企業訪問などのポートセールスを行い、港の利用促進に努めてきております。中長期的な港の利用促進や貿易振興につきましては、これまでも国内外の経済情勢や港湾動静を見ながら計画的に取り組んでいるところでありますが、当面、中国との定期コンテナ航路開設を重点目標に活動してまいりたいと考えております。

次に、米空母寄港による小樽港のイメージについてであります。このたびの米空母の寄港に当たっては、入出港及び離接岸時の安全性や商業港としての港湾機能への影響等、幅広い検討を行い、受け入れたものであり、さまざまな受けとめ方はあろうかと思いますが、今後とも商業港として発展を期してまいりたいと考えておりま

す。

次に、石狩湾新港地域開発について何点かのお尋ねがありましたが、初めに、石狩湾新港の建設と背後地の開発についてであります。本地域は、昭和47年に国が策定した「石狩湾新港地域開発基本計画」により、北海道経済の発展並びに産業の高度化に大きく寄与する拠点として位置づけられ、これにより港湾の整備及び工業・流通団地の開発が進められてきたものであります。この間、社会経済情勢の変化などにより、開発の長期化を余儀なくされているもの、これまで約60%の用地を分譲し、約730社の企業立地が図られております。現在、そのうちの約550社が操業しており、また、就業者も約1万3,000人に達するなど、着実に産業集積を高めてきております。今後も、札幌圏における生産・流通基地並びに道央圏における産業拠点の形成という所期の目標達成に向けて開発を推進していく必要があるものと考えております。

次に、石狩開発株式会社の経営収支見通しについてであります。同社においては、平成12年度から平成14年度までを経営改善期間とし、この3カ年において、関係者の支援を得ながら、企業誘致の強化による分譲収入の確保と借入金の圧縮、経営合理化の推進や固定的な収入の確保等による経営基盤の安定など、今後の経営体制を確立するための土台づくりに努めるとしております。一方、経営改善期間後の経営安定のためには、中長期的な視点に立った事業運営の検討が必要不可欠でありますことから、関係機関の協議により、開発の進め方や土地利用計画の見直しを早期に行うことが必要であり、また、石狩開発株式会社にあっては一層の経営改善に努めなければならないものと考えております。

次に、石狩湾新港地域開発の事業そのものから撤退すべきということですが、先ほどもお答えいたしましたとおり、本地域におきましては、経済情勢の変化などにより開発の長期化を余儀なくされているものの、これまで約60%の用地を分譲し、また550社が操業しているなど、着実に産業集積を高めてきております。今後において、開発の進め方や土地利用計画の見直しなど課題の克服に努めながら、所期の目標達成に向けて開発を推進していく必要があるものと考えております。

次に、まちづくりについて何点かお尋ねがありました。

まず、マイカル小樽と既存商店街との共存共栄についてであります。中心商店街における歩行者通行量は、全体としては平成4年をピークに徐々に減少する傾向にありますが、このような傾向は小樽だけではなく全国的に見られる現象であります。また、マイカル小樽オープン直後の平成11年5月以降の通行量は、休日を除くとほぼ横ばいとなっており、ある程度の落ち着きを取り戻しているものと考えております。しかしながら、昨今の消費者ニーズの多様化や低価格志向などにより、商店街を取り巻く環境は依然として厳しいものがあることも十分認識しております。したがって、既存商店街と大型店が互いにその魅力と個性を発揮し合うことにより、均衡ある発展をしていくことが本市商業の発展につながるものと期待をしており、マイカル小樽と既存商店街との共同イベントを企画するなど、いわゆる共存共栄が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、商店街の活性化についてであります。市といたしましては、本市商業の均衡ある発展を図るために、これまでも種々の施策を講じてまいりました。特に既存の商店街に対しましては、「活力ある商店街づくり推進事業」の中で、ハード、ソフト両面からの支援を行ってまいりましたし、今年度は「いきいき市場づくり推進事業」を実施し、市場連合会の創立や、その記念大売り出しなどに支援を行ってまいりました。しかしながら、商店街活性化のためのいわゆる特効薬もなかなか見当たらないというのが実情であります。最近は商店街が、ア

ドバイザー派遣制度や空き店舗対策事業など、既存の支援策を積極的に活用するケースがふえてきております。また、中心商店街においては、近い将来に向けてアーケードや歩道など基盤整備が計画されておりますが、今後とも既存の商業振興策をベースに、商業者とともに知恵を出し合いながら、活気と魅力にあふれた商店街づくりに官民一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大店立地法についてであります。この法律は、その目的、趣旨を、中小小売業者の事業機会の確保という従来の考え方から、環境保全を主眼とした発想に転換したものであります。今後、大型店の立地に際しましては、北海道が運用主体となり、基準に基づき審査を進めることとなっております。

なお、その審議過程の中で市としての意見を求められることから、既に庁内関係部による打ち合わせ会議を設置するなど、市として適切に対応することとしております。

次に、改正都市計画法による特別用途地区についてであります。地域の特性や実情に応じたまちづくりを推進するために、住民の意向を踏まえ、用途地域の用途の制限を補完的に強化または緩和する制度に改正されたものであり、特別用途地区を指定するに当たりましては、住民の理解と参加を基本としております。住民参加の仕組みについては、都市計画審議会に住民の代表の枠を設けていること、また、都市計画マスタープランの策定に当たっても、幅広い年齢層によるアンケート調査や地域の代表による懇談会などを通じて住民の意向を把握しながら策定することとなり、今後のまちづくりなどに当たりましては、地域の住民や商店街の皆さんの意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

次に、中心市街地活性化関連予算についてであります。中央通地区土地区画整理事業においては、安心して快適な街路形成を図るため、建設省が本年度創設した「まちづくり総合支援事業」の導入を行っており、また、小樽駅のバリアフリー化を促進するため、運輸省の交通施設バリアフリー化設備整備費補助金を導入し、エスカレーター等の設置を行ったところであります。今後、商店街の活性化を目指し、リノベーション補助金など通産省関連の施策を積極的に導入していきたいと考えております。また、TMOの事業構想については、現在、商工会議所においてTMO構想策定のため検討を重ねており、本年度中にはTMO構想が取りまとめられるものと考えております。

次に、小樽駅前地下駐車場構想についてであります。国において平成3年から5年にかけて国道5号の地下駐車場の可能性について調査を行い、小樽市としても関連する調査と検討を行いました。地下駐車場設置のためには、既存再開発ビルの改築など課題が多く、事業の実現化は難しい状況にあります。

次に、景気、中小企業等についてのお尋ねがありました。

最初に、現在の景気動向についてであります。先ほどお話がありましたように、11月の経済企画庁の報告によりますと、企業部門を中心に自律的回復に向けた動きが継続し、全体としては緩やかな改善が続いているが、家計部分の改善がおくれるなど、厳しい状況をなお脱していないと公表されております。特に北海道におきましては、個人消費に力強さが欠け、公共投資が減少ぎみで全体の足を引っ張っていることから、道内景気は全体として足踏み状態にあるといわれております。また、本市におきましても、来春の新規学卒者の就職内定状況が厳しい状況であり、個人消費も、大型小売店売上高や自動車新車登録台数などの関連各指標が前年割れとなるなど、依然として低調に推移しております。これらの国と地方の景況感の違いにつきましては、経済対策の効果があらわれるまでのタイムラグや産業構造の差異によるものと考えておりますが、これまで進められてきました国や道

などの景気対策の効果に期待しているところであります。

次に、企業倒産についてであります。最近の本市の状況につきましては、景気の低迷による販売不振による倒産件数が多く、その中で民事再生法の申請によって早目に再生しようとするものが見られることが特徴的となっております。いずれにいたしましても、倒産件数、負債額が増加するなど、企業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いておりますが、一地方自治体として有効な対策を打ち出すにはなかなか難しいものがあると考えております。市といたしましては、各種融資制度の充実や、経営課題に対する専門家の助言・診断を行うなど、経営健全化に努めてきたところでありますが、今後ともこれらの対策を充実するとともに、関係機関との連携を図りながら、その防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、年末の相談窓口についてであります。資金需要期を迎える市内中小企業者の資金確保の円滑化を図るため、従来の北海道小樽商工労働事務所、小樽商工会議所に、今年度は国民生活金融公庫を加え、去る12月6日、7日の両日、合同相談窓口を開設し、対応したところであります。今後とも、市の制度融資のほか北海道や国の融資制度の活用を図るとともに、金融機関や信用保証協会に対し協力を働きかけてまいりたいと考えております。

次に、「商店いきいき資金」についてであります。利用がない理由についてであります。市内中小企業者の中には、事業経営が不安定で景気の先行不透明の中、融資を受けてまで事業展開を図ろうとする企業が少なく、経済環境の好転に期待するものと思われれます。

次に、融資決定権についてであります。決定権の見直しは、審査に当たって担保能力や財務体質を見きわめる上で専門的な知識を要することや、回収に当たってのリスクなど、多くの課題があるため難しいものと考えております。

次に、雇用対策についてであります。これまで国は景気回復を最優先に緊急地域雇用特別交付金事業等を実施し、より多くの雇用創出が図られるよう努めております。10月末の小樽管内の有効求人倍率は、道の0.48倍を下回り0.42倍にとどまりましたが、新規求人数は全産業で大きく増加し、前年同月比では13カ月ぶりにプラスとなるなど、指標の面では改善の動きが見られますが、依然として厳しい状況が続いています。このような状況を踏まえて、厳しい新規学卒者への就職の場を確保するため、先月初め、新たな取り組みとして、市独自で市内200数社を直接訪問し、採用を依頼したところであります。さらに、より多くの生徒が就職の機会を得ることができるよう、小樽公共職業安定所などと共同で、「新規学卒者就職のための会社説明会」を来年1月に開催を予定しております。今後とも各関係機関と連携し、管外や道外への流出や未就職生徒が出ないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、日銀問題につきまして何点かお尋ねがありました。

まず、現時点での分析についてであります。先般、10月3日、日本銀行より小樽支店の廃止方針が示され、市といたしましては、早急に商工会議所、市議会等と一体となり、当面する対策について協議を進め、存置に向けた取り組みを進めたところであります。

これまでに、既に3次にわたり、日本銀行本店、大蔵省、金融庁等に要請行動を展開してきたところであり、この間におきまして、北海道、後志支庁、後志総合開発期成会など多くの方々の御協力、御支援をいただきました。さらに、小樽支店の存続を願う多くの市民の皆さんの声を集約するため、全市的に署名活動を展開してまいりました。大変短い期間ではありましたが、目標をはるかに超える約7万6,000人の署名が寄せられ、早速日銀

に署名簿を届け、存置を願う市民の熱意をお伝えし、廃止の方針の撤回を重ねて要望してきたところであります。状況は大変厳しいと思っておりますが、今後とも日銀の動きを注視するとともに、小樽支店の存続を目指して、できる限りの努力をしてみたいと考えております。

次に、署名活動についてであります。先般、12月4日まで第1次集約期限として約7万6,000名の市民の皆さんの署名をいただきました。なおその後も多くの市民の皆さんから存続に向けた署名が寄せられていることから、活動を継続することとし、しかるべき時期に再度要請の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、大蔵省等への要請についてであります。御質問にもありますように、小樽支店の存置を求める日本銀行約款の変更に当たっては、大蔵大臣及び金融再生委員会の認可が必要となります。こうしたことから、先般の要請活動の際、日本銀行とあわせ大蔵省理財局、金融再生委員会に対しても、要望書を持参し、存続の要請を実施いたしました。また、各政党への要請につきましては、小樽市議会の各会派を通じまして特段の御支援をお願いしているところでありますが、今後とも必要に応じ、各方面に対し要請行動や協力支援のお願いをしてみたいと考えております。

次に、札幌一極集中についてであります。今回の支店廃止につきましては、日本銀行法の改正に伴う国会の附帯決議の中で、支店・事務所の統廃合を含むストラ計画の作成を求められたことから今回の方針が示されたものと伺っております。特に廃止に向けた判断基準として、支店の機能に対する地元の金融機関、一般企業等の需要、支店間の時間距離、さらには、地方自治体、国の機関等との連絡調整などを総合的に勘案して方針を示したものと聞いておりますが、いずれにいたしましても、日本銀行法の改正により、適正かつ効率的な業務運営が求められる中、日本銀行側として国会の附帯決議にこたえるための措置と聞いております。

以上です。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 25番、西脇清議員。

○25番（西脇 清議員） 再質問を行います。

石狩開発の経営改善の問題ですけれども、8月以降、割引制度が大々的に新聞報道、あるいはまた航空、飛行機の雑誌などにも多く載っていました。そういう成果があらわれたのかどうか分かりませんが、それ以降、この割引制度で処分できた土地が4.1ヘクタール、そのうち小樽市域は2.8ヘクタールと伺っております。

今年度、10ヘクタール処分の目標ですから、ほぼ半分はいったかなという状況ですけれども、しかし、この小樽市域2.8ヘクタール、もしこれが、この企業が2年以内に操業開始すれば、小樽市は3,360万円投入することが義務づけられます。問題は15年以降の収支計画が先ほどの説明でも全く不透明だということです。したがって、市として今やるべきことは、15年以降収支計画、この割引制度をやめた時点でどうなるのかということをやはり明確に示させると。その上で — 我が党は反対ですけれども — やるのであったら最小限度そういう措置をとるべきでないかということなんです。50ヘクタール、道と小樽市で36億円税金を投入するわけですから、第三セクターという名によつての甘えは許されません。

そういう点で、15年以降の収支計画を出させるのかどうか、そのことを見きわめた上で、最小限度、助成制度にのっかるかどうかということをやるべきだと思います。しかし、私たちの見通しは、3年間、ある程度土地は処分されるにしても、15年以降は景気の回復が改善されるなどという状況にありませんから、また「もとのもく

あみ」、15年以降もこの割引制度を続けるということになるのでないかという心配もありますから、もう今の時点でですね、この石狩開発から手を引いて、出資している6,800万円も今のうちに引き揚げておくということが一番賢明でないのか。この点について伺います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 御承知のとおり、石狩開発は厳しい経営状況ということで、当面3年間、この3年間の間で、関係者の支援を得ながら、企業誘致あるいはまた土地分譲を行って、何とか経営基盤を安定させたいと、土台づくりをしたいと、こういうことで今取り組んでおりまして、15年以降というお話でございますけれども、なかなかそこまで現状では見通しを立てる状況にないだろうというふうに思いまして、北海道並びに小樽市、石狩市含めて、会社も含めた中で総合的に協力体制をとって進めていきたいと、こういうことでございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（松田日出男） 以上をもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第8号、第19号ないし第34号、報告第1号、第2号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。

横 田 久 俊 議員	前 田 清 貴 議員	成 田 晃 司 議員
松 本 光 世 議員	中 村 岩 雄 議員	斉 藤 裕 敬 議員
古 沢 勝 則 議員	見 楚 谷 登 志 議員	武 井 義 恵 議員
高 階 孝 次 議員	斉 藤 陽 一 良 議員	佐 野 治 男 議員

以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第9号、第13号、第17号は総務常任委員会に、議案第14号は経済常任委員会に、議案第10号、第18号は厚生常任委員会に、議案第11号、第12号、第15号、第16号は建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第2「請願・陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、それぞれ付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。委員会審査のため、明12月13日から12月18日まで6日間休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時45分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田日出男

議員 大竹秀文

議員 大畠 護

平成12年 第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成12年12月19日

出席議員 (34名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	15番	次木督雄
16番	久末恵子	17番	小林栄治
18番	八田昭二	20番	佐藤利次
21番	佐々木勝利	22番	渡部智
23番	武井義恵	24番	北野義紀
25番	西脇清	26番	高階孝次
27番	岡本一美	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男	36番	佐藤利幸

欠席議員 (1名)

14番 新野紘巳

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	高橋康彦	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	山本稔
環境部長	大津寅彦	土木部長	松村光男

建築都市部長	山下勝広
小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	奥村誠
監査委員 事務局長	内藤洋
総務部秘書課長	長川修三

港湾部長	兵藤公雄
消防長	多賀俊春
社会教育部長	池田克之
総務部総務課長	磯谷揚一
財政部財政課長	貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	片岡義一
調査係長	渡辺章
書記	丸田健太郎
書記	斉藤繁幸
書記	大門義雄

事務局次長	須貝則彦
議事係長	佐藤誠一
書記	木谷久美子
書記	牧野優子
書記	中崎岳史

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に斉藤裕敬議員、北野義紀議員を御指名いたします。

日程第1「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を12月22日までの3日間延長いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。明12月20日及び12月21日、2日間休会いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 1時01分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 斉 藤 裕 敬

議 員 北 野 義 紀

平成12年 第4回定例会会議録 第6日目
小樽市議会

平成12年12月22日

出席議員 (33名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	15番	次木督雄
16番	久末恵子	17番	小林栄治
18番	八田昭二	20番	佐藤利次
21番	佐々木勝利	22番	渡部智
23番	武井義恵	24番	北野義紀
25番	西脇清	26番	高階孝次
28番	吹田三則	29番	中畑恒雄
30番	松田日出男	31番	佐々木政美
32番	高橋克幸	33番	斉藤陽一良
34番	秋山京子	35番	佐野治男
36番	佐藤利幸		

欠席議員 (2名)

14番	新野紘巳	27番	岡本一美
-----	------	-----	------

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	高橋康彦	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	山本稔
環境部長	大津寅彦	土木部長	松村光男

建築都市部長	山下勝広
小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	奥村誠
監査委員 事務局長	内藤洋
総務部秘書課長	長川修三

港湾部長	兵藤公雄
消防長	多賀俊春
社会教育部長	池田克之
総務部総務課長	磯谷揚一
財政部財政課長	貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	片岡義一
調査係長	渡辺章
書記	丸田健太郎
書記	斉藤繁幸
書記	大門義雄

事務局次長	須貝則彦
議事係長	佐藤誠一
書記	木谷久美子
書記	牧野優子
書記	中崎岳史

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に前田清貴議員、秋山京子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号並びに平成12年第3回定例会議案第7号ないし第24号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題といたします。

この際、理事者から発言の申し出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 環境部長。

○環境部長（大津寅彦） 12月11日の本会議における斉藤裕敬議員の再質問に対する答弁を訂正させていただきます。

ごみの減量の根拠とした車両台数についての御質問に対し、「7月1日から1週間の状況」と答弁をいたしました。正確には7月3日から7日までの状況とお答えしなければならないものでありましたので、訂正いたします。

また、埋立処分場の事業計画書の提出期日を遡及するといった適切さを欠く事務処理もありました。これらを含め、今議会での答弁その他で不手際があり、議会運営に大きな影響を来し、御迷惑をおかけすることになりました。大変申しわけなく、深くおわび申し上げます。

以上です。

○議長（松田日出男） これより順次委員長報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、35番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 35番、佐野治男議員。

（35番 佐野治男議員登壇）（拍手）

○35番（佐野治男議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

まず、当委員会において桃内廃棄物最終処分場の埋め立て業務委託契約に関しましては、審議の参考に資するため、参考人の意見聴取を行いました。

質疑・質問の概要は次のとおりであります。

本年5月に締結された桃内の廃棄物最終処分場埋め立て業務委託契約については、理事者の答弁が二転三転するなど不可解であり、疑義はますます深まるばかりである。例えば、体積換算係数の全体換算比1つをとってみても、1、1.02、1.069、1.085という4つの数値が示されるなど、理解に苦しむものである。また、これらの数値のうち、1.069については、割った後の数字が違っていると指摘したが、あくまでコンサルタント会社に指導・助言を受け確認したものであるとのことである。

当委員会の参考人として同社から意見聴取を行った結果、業務の範囲でなく、単なるサービスで行ったとのことであり、事前に回答された文書も、市が本当に具体的な数値を示した上で相談したかが疑わしいものである。このように、事実と大きくかけ離れた資料を議会に提出したのは極めて問題ではないのか。

さらに、委託料の積算については、搬入するごみの日最大処理能力を想定していないというが、重機類の作業

処理能力に配置台数と稼働時間とを乗ずるなどにより、1日当たりの限界処理量はおのずと明らかとなる。除雪業務委託契約でも、降雪量をもとに委託料を算定しており、埋め立て業務の委託料がごみ量に左右されないことはあり得ないと思うがどうか。

仮にこれらが事実であるとなれば、あたかも処分場が5年も6年も延命される結果となることや、年間処理量が当初予定の10万トンから6万トンになっても、たとえ将来20万トンにふえたとしても、何ら委託料が変わらないなどという常識では全く理解できないものである。今後のごみ行政の推進に当たっては、市民から疑惑を抱かれないよう明確な委託基準を設ける中で、公正で透明な業務の執行に努めていくべきと思うがどうか。

米空母キティホークの随伴艦であるビンセンスについては小樽港への入港を拒否したが、それを無視した形で港外に停泊し、その上、市内業者がプレジャーボートを使って乗組員を上陸させているといった事態が生じている。このような不定期航路事業は運輸局の所管であり、海上輸送法では当該事業を開始する日の30日前までに届け出なければならないと規定されているが、それにもかかわらず、運輸局は業者から提出された届け出を当日付で受理している。法律に違反する行為である以上、たとえ運輸局が認めたとしても、市は港湾管理者の立場から港湾施設の使用は断固拒否すべきであり、当然に違法行為は正すべき義務があったのではないか。

また、いわゆる通船業務に使用された船舶は札幌の業者が所有しているが、実際に業務を行ったのは当該船舶による港湾施設使用の届け出をしていない市内の業者である。市がこの業者に港湾施設使用を認めたことは極めて問題であったと思うがどうか。

市は、事あるごとに「今後の景気回復に期待する」と言うが、単に成り行き任せという姿勢ではなく、景気動向や将来展望について、さまざまなデータをもとに正確な把握を行い、行政運営に当たる必要があると思うがどうか。

また、先ごろ策定された財政健全化計画では経常収支比率の改善がうたわれているが、分子である支出を抑制する余地、福祉施策や教育施策を削るようなことがあってはならない。特に、敬老バス見直しの話も議論されているが、そもそもこの事業が実施された経緯や地域経済に与える状況を十分に勘案し、廃止や縮小は行うべきでないと思うがどうか。

現在試行されている事務事業評価システムについては、市の実施事業をみずからが評価していく仕組みであり、例えば費用対効果を検証することなどにより、市の行財政運営の効率化につなげていくといった利点があるというが、一般的に市民に内容が知らされてはいない。今後、この制度の目的や手段を明らかにした体系図を作成するなど、わかりやすい形で周知を図る必要があると思うがどうか。

また、評価に当たっては、NPOなど第三者機関や専門知識を有する市民の活用も含め、積極的に検討してもらいたいと思うがどうか。

新幹線が開業となった暁には、今ある在来線は黒字路線の小樽・札幌間を除き、JR北海道から分離されると思うが、その際、小樽・長万部間は第三セクターによる営業やバス運行等に切り替えられることも予想される。新幹線建設促進期成会の後志圏の会長は市長であり、これらの点について会合の中で話題に上がったことはあるのか。

小中学校のコンピュータ整備については、現在設置されているパソコンの約9割が5年以上を経過した古い型であり、インターネットの使用もできない状況である。コンピュータ教育を推進するというのであれば、文部省

が提唱する「1人1台」の整備に向けて早急にパソコンの設置、更新等を進めていくべきではないのか。

かつて、小学校では授業の一環として週1回図書室で自由に読書できる時間があり、これは子供の健全な育成を図る上でも非常に有意義であったと感じている。学習指導要領が改訂された結果、このような時間はなくなったことだが、子供が読書に親しむ習慣を身につけるためにも、現在のカリキュラムに再度組み込んでいく考えはないのか。

また、ほとんどの中学校の図書館では、休み時間や放課後以外は施錠されているとのことだが、教育の基本に立ち返れば、施錠しなければならない学校のあり方自体に問題があると思うがどうか。

交通記念館は、4月から駐車場の無料化に踏み切り、同時期に社長に就任した収入役自身が精力的に学校回りを行うなど、入館者数の増加に向けた努力がなされてきた。しかしながら、本年は有珠山噴火の影響があったとしても、依然として入館者数の減少は続き、売り上げも相当に落ち込んでいる。このまま推移すれば、4～5年のうちに資本金を食いつぶすおそれはないのか。もともと道が開設を約束した施設であることからしても、市は引き取り要請を行うべきではないのか。

また、社会教育施設と観光施設の両面をあわせ持つという極めて中途半端な状態は取りやめ、社会教育施設のみの利用に供するといった抜本的な見直しも検討すべきではないのか。

社会福祉協議会が行う訪問介護事業については、当初見込みと利用実態が大きく乖離する結果となり、相当の収入の落ち込みが見られる。市は、社協に対し支出の削減に向けて努力させると言うが、当面、補助金の交付は続けると言う。一体いつまで面倒を見る考えなのか。

民間事業者は赤字に転落となればつぶれるおそれもある一方で、訪問介護事業において50%近いシェアがある社協については市から補助金が交付されている。このまま社協の赤字状態が続くのであれば、民間事業者にホームヘルプ事業を継承させるなど、抜本的に考え方を改めるべきと思うがどうか。

市は、社会福祉協議会に対してつなぎ資金としての貸し付けを行うとのことだが、既に社協は金融機関から基金を担保に借入れを実行しており、それを含めて考えれば、年度末に資金不足は生じない。市が無理やりこの時期に貸し付けをする根拠は全くないと思うがどうか。

市民の納得と理解を得るためにも、さらに十分な精査を行った上で、どうしても必要という結論となれば、来年度当初に貸し付けを実行すべきではないのか。

介護保険給付費が大幅に増額補正されている要因は、当初見込みより施設利用者が多く、しかも1人当たりの費用が国の算定した数字を10%以上も上回ったためという。今後もこの傾向が続くとなれば、介護保険料の引き上げにつながるのではないのか。

被保険者は、そのほとんどが介護保険制度を利用しておらず、単に保険料を納付しているといった状況である。今後、市は健康づくり事業を充実・強化するなど、これらの方々に少しでも保険料が還元できる方策を検討すべきと思うがどうか。

平成10年4月以降、第二病院では試行と称してナースキャップが着用されていない。被服貸与規則に基づき、常時着用する者のみにナースキャップが貸与されることからすれば、看護婦としては勤務中の着用義務は当然であり、現状は規則違反と言えるのではないのか。

特に、ナースキャップにつけられる黒い線は、職務、職階をあらわす標識となっており、それらを名札等に置

きかえた場合には、お年寄りにわかりづらいとの弊害がある。さらに、同じ市立病院でありながら、小樽病院と異なる取り扱いも問題である。これらさまざまな課題を抱えた中での試行は直ちにやりやめ、規則に則した取り扱いに戻すべきと思うがどうか。

市民部所管の市民会館、市民センター等については、施設ごとに暖房料が異なり、利用者から不公平との声が聞かれる。実費相当分のため、施設規模によって違いが生じるためというが、この際、採算性を考慮の上、全施設をトータルでとらえる中で同一料金に改定していくべきではないのか。

今後のロードヒーティングの設置については、除雪路線別の見直しの結果を見てから検討するとのことだが、それであれば、まず道路の傾斜、距離、幅員、カーブ半径等を数値化して、だれが見てもヒーティングの必要性がわかる明確な判断基準を作成することはできないのか。

また、除雪後に氷のように重たい雪が玄関先に堆積するとの苦情も多いが、除雪車で削り取る雪の量を薄くするなどの工夫をして、住民が処理しやすいよう努めるべきではないか。

従来の公園整備は、主に子供を対象に行われてきたとの感がある。我が国が高齢化社会を迎え、今後の介護需要を少しでも減らしていくとの視点に立てば、今後、市の公園整備に当たっては、高齢者の健康づくりや障害者のリハビリに生かせる器具等を設置するなどの配慮が必要になると思うがどうか。

朝里十字街に位置する朝里共同住宅については、外壁等の老朽化が著しく、通行人の安全確保や景観上の問題から早期解体が望まれている。建物の権利関係が複雑なため、所有者が繰上償還を行った後、物件を市が買い取り、解体していく方向で検討中とのことであるが、市は解体費用を負担するなどといった、できるだけ権利者の負担とならない形で解体に向けた交渉を続けてほしいがどうか。

また、解体までの間は、老朽化した外壁に広告看板を掲げることにより得た広告収入を解体費用の一部に充てることなども検討してみてはどうか。などであります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、議案第1号、第4号、第5号、第19号ないし第32号、第34号につきましては、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は両件とも承認と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより一括討論に入ります。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○24番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、予算特別委員長報告に反対し、付託案件のうち、議案第1号、第4号、第5号、第19号ないし第32号、第34号に反対の討論をいたします。

議案第1号、第4号、第5号は、一般会計から中央通地区土地地区画整理事業特別会計と小樽築港駅周辺地区土地地区画整理事業特別会計への繰出金ですが、我が党が繰り返し指摘してきた御承知の理由で、2つの特別会計には当初から反対してきました。金額がわずかであれ、公債費利息であれ、認められません。

とりわけ、築港再開港に巨額の税金をつぎ込み、これが現在市債償還として重くのしかかっています。先日、議会に示された財政健全化計画の基本的考え方でも、厳しい財政状況の主な要因として、税収の低迷とともに市債の償還額の増加を挙げています。しかし、健全化計画では、一私企業への税金投入の反省がありません。

次は、国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与をカットするための一連の補正予算と関連条例改定の第34号に反対です。

今日の経済不況をどうやって打開するかは、党派を超えての重要な課題です。肝心なことは、国内総生産（GDP）の過半数を占める個人消費を伸ばすことです。個人消費を冷え込ませる職員の給与カットは、認めるわけにはいきません。

議案第6号、介護保険事業特別会計に賛成しますが、一言意見を述べておきます。

本年4月から新たに始まった事業ですが、半年で大幅な補正です。これは、政府の直前まで揺れ動いた方針の変更により振り回されていた事情があるとはいえ、当初計画の見込み違いが原因で、厳しく指摘されなければなりません。

施設使用の増大は、そのまま保険料にはね返り、高齢者などへの負担が大きくなります。市長は、3年後の見直しを待つのではなく、国が介護保険の総額の2分の1を負担して、市民と自治体の負担を軽減するよう強く働きかけることを要求しておきます。

なお、市民クラブが社会福祉協議会への貸付金5,900万円の補正に対し、否定的立場から質問を行いました。にもかかわらず、厚生常任委員会での福祉部長の平成14年度から見直すとの理事者答弁をもって、議案第1号、一般会計補正予算に賛成したのは理解に苦しみます。

なぜなら、本会議の斉藤裕敬議員の代表質問への市長答弁で、基本的に同じことを述べているからです。12月11日の本会議から15日の厚生常任委員会までの間に、市民クラブの否定的立場を変更させるような状況の変化が新たに生じていないし、答弁の抜本的前進があったとは考えられません。同じことは、第1回定例会の社協への訪問介護運営費補助金として3,100万円、これは大半が人件費の差額として計上されましたが、これにも賛成しています。賛成しておいて、次の議会では否定的立場からの質問ですから、理解に苦しむと言ったのです。この後、市民クラブの討論がありますから、理解できるように説明していただければと期待しています。

社協への貸付金や運営費補助金に意見があることは承知しています。しかし、社協のヘルパーは経験豊かで、市内のホームヘルパーの45%を占めています。この社協のホームヘルプ事業を直ちにやめてしまうことなどできるわけがありませんし、他の事業者へ社協のヘルパーの移管を求めることも不可能です。

介護保険法が成立した後、政府はホームヘルパーの人件費を、人件費補助方式から事業費補助方式に変更し、人件費の国庫負担を大幅に削減しました。このため、小樽市はそれまでと比べ年間約6,000万円の持ち出しを余儀なくされ、これが社協への身分移管後も尾を引いているものです。

我が党は、先ほど指摘したように、人件費分をはじめ国の負担を2分の1に引き上げることが、この問題の解決の基本だと主張しているのです。社協以外の訪問介護事業所のヘルパーの人件費アップも、この中で解決されます。社協への運営費や貸付金が議会ですべて議論されているので、この際、我が党の見解を述べた次第です。

今回の予算特別委員会で論議された重要な問題について2点、触れておきます。

1つは、「財政健全化計画」、「新行政改革実施計画」が示されたことに関連して、市民の立場からの基本的論

議がありました。これまで市が進めてきた事業、例えば築港再開発、石狩湾新港などの大型の事業についての反省がなく、厳しい財政状況の主な要因が税収の低迷と公債費の増加として挙げられています。これらの事業の起債償還が市財政に重くのしかかっており、健全化計画のポイントの1つに市債の残高を増加させないことが挙げられています。市民の立場から見て、「財政健全化計画」の施策の厳選とは、市民サービスの低下や切り下げにつながらないかと危惧するのは当然です。

議論もありましたが、市民が最も事業の存続を期待している「ふれあいパス」がやり玉に上げられています。市長は「見直しは必要、新年度に向けて検討したい」と答弁しています。3年前に実現した「ふれあいパス」は、市民から大歓迎されました。ところが、これと引きかえにそれまでの上下水道の減免制度、敬老祝金などが改悪され、9,000万円もの負担を市民にかぶせました。

日本共産党は、「ふれあいパス」との引きかえの福祉の後退は許されないことを厳しく指摘しました。これは余りにもひど過ぎるというので、公明党が福祉後退の予算と消費税の転嫁の附帯決議を上げようということになり、全会一致で採択になりました。その決議の中では、「敬老祝金や下水道料金の減免などにおいて一部を見直すなど市民生活優先の政策を考えたとき、本市福祉政策の後退の感を深くするものであり、福祉政策の見直しなどに関しては慎重かつ十分に周知の上で提案すべきであると思われる」と、議会としての意思が表明されています。財政健全化を理由に「ふれあいパス」の改悪は、経過に照らして全く根拠がないことを指摘しておきます。

2つ目は、港湾管理者として関連法令を守るかどうかが問われた問題です。

我が党は、市長が「キティホーク」の随伴艦「ビンセンス」の港湾施設使用を断ったことを評価しつつ、次の問題点を指摘しました。

「キティホーク」の入港に関し、国と市は幾つかの点で法令を無視しました。1つは、国が小樽の港湾区域外とはいえ日本の領海に米艦船がアンカーをおろした法的根拠を示し得なかったことです。安保条約に基づく米軍の特権は、日米地位協定で具体的に述べられています。米艦船の港湾の使用に関しての特権は、地位協定の第5条の第1項で、入港料を課せられないで日本の港に入港できること。第5条の第3項の強制水先の免除の2点だけです。これ以外は、米軍といえども日本の法律に従わなければなりません。

次は、「ビンセンス」の港湾施設使用を拒否しておきながら、乗組員の勝納埠頭の使用を認めたのはどういうことか、市民の間に疑問が出ています。市長は法令の立場に立って、この2つの疑問に、市民にわかりやすく説明する責任がありました。この疑問は未解明のままであります。

次は、通船業務に関して、海上運送法第20条第2項に違反していた問題です。

この問題で重大なのは、市長が国の法律違反を承知していながら、所管官庁が届け出を受理したからと、これに従ったこと。港湾管理者として、法令に基づいて責任を持って自主的に対処しようという姿勢が見受けられなかったことです。小樽港の管理に関して、国が法違反をした場合、法の規定を待つまでもなく、これを正す責任が港湾管理者である市長にあるはずです。

通船業務にかかわって最後に指摘しなければならないのは、港湾管理使用条例第3条に関連して、「ビンセンス」の乗組員上陸に対してとった市の対応。具体的には、勝納埠頭使用に関して、同条例施行規則第2条に基づき「申請書を市長に提出しなければならない」との規定を踏みにじったことです。これに関して、市長は自分のとった態度を是とすることに固執しました。これは、法令を守らなければならない市長の権威を著しく傷つけ、

市民の信頼を裏切るものでした。

我が党の再三の指摘に、市長は「勉強させていただきたい」とのことでしたが、ぜひ再考していただくことを要望し、討論を終わります。(拍手)

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 23番、武井義恵議員。

(23番 武井義恵議員登壇)(拍手)

○23番(武井義恵議員) 民主党市民連合を代表して、ただいま報告されました予算特別委員長報告に賛成の討論を行います。

当委員会に付託されました議案第1号ないし第8号までは各会計補正予算であります。その主なものとしては、一般会計での社会福祉協議会への貸付金5,900万円は、訪問介護事業及び通所介護事業の運営資金であり、介護保険事業として欠くことのできない事業の補正であります。

さらに、社会体育総務費618万円の補正は、1月18日よりの北海道スキー選手権大会に向けての関連施設の整備及び補助金の補正であります。私たちは、おたる国体開催後、望洋台シャンツェを利用できる大会の誘致を待ち望んでおりましたところの施設整備の補正並びに大会への補助金であり、小樽市民挙げてこの大会を成功させなければならない、必要な予算であると思います。

また、景気対策としての臨時市道整備事業費や観光のまち小樽の公衆トイレの新設工事費などは、当を得た予算計上であり、賛成いたします。

議案第19号から第34号までは、およそ人事院勧告に基づき、期末手当等から0.2カ月分を削減し、小樽市全体で1億7,400万円相当の財政効果のある内容の議案であり、その勧告には不快感がないではありませんが、社会的な現況からしてやむを得ないものと理解いたします。ただし、議案第33号に関連する「小樽市特別職報酬等審議会」の常設については、他都市等の状況等も考慮しながら調査をし、検討したいとの市長答弁でありましたので、早急な対応を望みます。

_____。

_____。

また、議案第4号に関連して、中央通の回遊性を高める立場で代表質問をいたしました日銀小樽支店存置運動については、市長は「支店の存置については、後志管内をはじめ北海道挙げての幅広い運動にまで高まってきており、大変心強い」と述べ、さらに「日銀の動きを注意深く見守るとともに、あらゆる機会を通じて粘り強く地元の意向を伝え、理解を得るべく最大限努力を重ねたい」と、心強く答弁をされております。そのためには、来る26日の日銀役員との懇談会は大きなチャンスであると思いますので、懇談会が成功裏に終わることを、御出席の市長並びに各代表の方々に御期待いたす次第でございます。

また、補正予算に関連し、市立病院と第二病院との統廃合に触れましたが、現在、両病院新築資金基金積立金にお寄せいただいた善意の寄付金が1,685万9,000円に及んでおり、市民の熱意のほどが察せられます。したが

って、市長は一日も早く、この人たちをはじめ公約された市民に対し、その基本計画を明らかにすべきであることを申し添える次第でございます。

また、第二病院のナースキャップ不戴帽問題であります。市長は「小樽市被服貸与規則は地公法第32条に拘束される」と答弁されました。にもかかわらず、第二病院側ではそのように理解してはおりません。同規則の改正もしないまま、試行という名に隠れた3年余に及ぶ不戴帽は、規則違反の疑いがあると言わざるを得ません。倫理規程まで作成して職員の姿勢を正そうと努力されている市長のもとでの不戴帽は納得できません。早急に正常な勤務に戻すよう努力されることを望みます。

最後に、報告第2号についてであります。承認いたしますが、融雪機器の貸付金など、締め切りの関係で予算元金およそ1,000万円を残しながら、市民の希望にこたえられない結果についてまことに残念であり、今後この締切日も含め、市民の御期待にこたえられるよう関係者の努力を希望し、理事者並びに議員各位がすばらしい21世紀をお迎えになられますよう御祈念申し上げて、委員長の報告に賛成の討論といたします。ありがとうございました。(拍手)

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 8番、斉藤裕敬議員。

(8番 斉藤裕敬議員登壇)(拍手)

○8番(斉藤裕敬議員) 市民クラブを代表し、補正予算案に賛成の討論をいたします。

私たちは、一連の議論の中で、社協貸付金5,900万円の運転資金としての効果や返済財源の問題、事業そのものの見通しについて否定的な指摘をまいりました。その主張と正当性は今も変わっておりませんが、15日の厚生常任委員会において、我が会派の松本聖議員の質問に答え、理事者より「13年度中に見直し案をつくり、14年度で抜本的改革に着手する」旨の考えが示されたものであります。事業そのものを考え直すという方向性は私たちも同意できるもので、現実的な選択として賛同するものであります。

ただいまの共産党討論において、私たちの態度を疑問視するような御発言がありましたので、この際、このことについても申し上げておきます。

私たちは、基本的に介護保険事業は民間の手による事業であるべきで、市の支援は明らかに不採算なサービス、民間ではとても手の出ない分野を市が担うべきと考えます。だれが見ても市の支援が必要なサービスに市費を投じることが公平と感じます。

小樽が中小企業のまちであり、まちの活性化はこの中小企業が元気になるということは、各党派異論のないところであると思います。この不況の中、介護事業を起こした多くの中小零細業者にとって、補助金ありきの社協介護保険事業は本当に強い不公平感を持たれているのであります。このことは、中小零細業者、この方たちを擁護の立場を強くとおられる共産党の皆さんの耳にも入っていることと思います。

本来、長期的展望に立ち、介護事業者の育成を促さなければならない市は、上手に民間へシフトすべきだったのであります。サービスの低下を懸念される考えもわかりますが、業界育成も忘れてはならない大切な施策なのではないでしょうか。施策の両輪だと思えます。

また、当初3,100万円の補助金に賛成したのではないかと、こういう指摘については、私たちは理事者が提出した事業予測により判断したもので、今回、実績が示されたのですから、分析が変わっても何らおかしくはない

と、こう思います。

それと、社協ヘルパーについて、特別な実績ノウハウを有した集団であると、というような位置づけであります。介護の現場において利用者の心情に配慮しつつ、日常生活機能を高める、いわゆるADL向上のスキルはさまざまな取り組み、新しい取り組みがなされていると承知しております。

社協ヘルパーの潜在能力というんでしょうか、力量に言及されたようにも聞こえましたので、そのことは共産党の御意見として拝聴するにとどめたいと思います。

以上、討論といたします。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第1号、第4号、第5号、第19号ないし第32号、第34号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 23番、武井義恵議員。

(23番 武井義恵議員登壇)(拍手)

○23番(武井義恵議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

一般会計において9億6,900万円もの剰余金が生じた主な要因は、国が地方財政状況の悪化を考慮し、普通地方交付税を前年比10億円程度増額した結果によるものとの説明だが、国は単に財源を残させるためだけに交付したのではない。多様化する市民ニーズにこたえるべく地域における手厚い事業展開を期待し、交付したものと思うがどうか。

また、本市の財政は、道内主要都市との比較では、歳入面において市税収入の割合が低く、歳出面においては人件費、扶助費、公債費など義務的経費の割合が高いため、投資的経費の抑制をせざるを得ない構造となっており、依然として苦しい状況である。現状を打開するためには、せめて企業会計や特別会計が一般会計からの繰出金に頼らず、それぞれの会計で責任を持って運営できる仕組みの確立を考えていくべきではないのか。

経常収支比率が93.3%と前年度から2ポイント改善しているものの、依然として財政の硬直化は続いている。市は、新規事業など市民からの行政需要にこたえていく必要がある中、健全な財政運営と両立させるためには、当面どの程度の経常収支比率を一定の目途に据えていく考えなのか。

また、財政力指数や公債費比率を見ると、全体としてはさらに硬直化が進んだ印象を受ける。具体的な方策を

含め、早期に財政健全化計画を示すべきではないか。

特定目的のために積み立てられている基金については、その運用上、最も有利な金融機関を預託先とするのが原則と理解するが、本市経済の底上げや景気対策を図る観点から、多少金利が低いとしても優先的に地元金融機関を利用すべきと思うがどうか。

その際には、基金の本来の目的を損なうことのないよう、金利の差額分は市が政策的に補てんしていくという考えはないのか。

平成11年度に市が発注した工事のうち、指名競争入札においては、予定価格に対する落札価格の割合が平均で約98%と高値落札の状態となっている。あくまで応札業者の積算能力の向上によるものというが、落札業者と落札できなかった業者との価格差が余りにも少ないことや、再入札、再々入札の過程においても、まるで1位不動の原則があるやに見えることなどは不自然と受け取らざるを得ない。業界内での受注調整や談合に対する防止策として、予定価格の事前公表制度や抽選によるランダムカット方式等の導入を検討してはどうか。

小樽市契約規則第23条第1号では、契約の履行について不正の行為があったときは契約を解除することができるとあるが、最終的な判断はどこが行うことになるのか。

寅吉沢の産廃処理業務を長年随契により行っている業者は、契約書に基づく事業計画書の提出を怠っている。同業者は、桃内において一般廃棄物の処理業務も受注していることもあり、仕様書どおりに業務が履行されているか否かの通常の確認だけで済ませることなく、積算根拠のチェックを行うなど、一歩踏み込んだ監視体制をとるべきではないか。

行政改革の改善事項として、一般職の公用車運転やノー残業デーなどの実施により相当の経費削減が図られているが、行革は単に財政効果を追求するといった姿勢では不十分であり、業務の充実や職員の健康管理という視点からもとらえていることであれば、十分に評価されるものと思う。また、今後とも、異職種間の職場交流の推進や、自主研修グループへの助成などを引き続き行っていく予定と聞くと、11年度実績では自主研修グループへの助成実績は1件しかない。まちづくりは人づくりと信じており、真に職員の資質向上が図られるようグループの意見を聞くなど、研修の活用に向け積極的に取り組むべきではないか。

老朽化が進む市役所の本館、別館庁舎については例年、庁舎等維持補修費を計上する中で改修等の工事を行っているが、特に電気設備関係は旧式であり、蛍光灯が暗いなどといった箇所が散見される。市の財政事情を考慮すれば、全面的な改修は極めて困難であることは理解するが、市民ホールなど常時人が出入りする場所などは、市民サービスといった観点からも、年次的な補修計画に基づき改善していくべきと思うがどうか。

I T推進が提唱される中、小・中学校のコンピュータ整備は非常に大きな課題であるが、昨年度実績の購入単価は極めて高い。メーカーがインターネット上で企業や学校向けに低価格で販売するパソコンの購入も対象に入れて、整備を進めるべきと思うがどうか。

また、更新時に合わせて廃棄される古い機種については、ただごみにするという考えではなく、全国的にそれらを改良し、有効活用している福祉団体等に対して譲与することも検討してはどうか。

学校教育のプール授業に使用する民間プールの利用料設定は、時間当たり経費に換算して市営室内水泳プールと比較した場合に著しく低い。本来、市の教育施設は民間で採算がとれないものを補完することが使命と思うが、市でも採算のとれないような金額で民間に協力依頼するのはあべこべと思うがどうか。

学校給食における衛生管理は、児童・生徒の安全を確保する上で非常に重要である。学校給食従事者に対して、食中毒や食品の衛生管理に関する研修会、講習会等を行っているのか。また、食中毒に対する危機管理マニュアル等の作成を提起しているが、その後どうなっているのか。

現在、救急車の保有は、花園出張所に1台、手宮出張所に2台、銭函支署に1台となっているが、それぞれの出動件数にはばらつきがある。高齢化が進み、より積極的な対応が求められる中、現在進めている署所の適正配置と連動しながら、救急車配置の見直しも含めた検討を行う必要があると思うがどうか。

山田市長就任後、最初に港湾施設使用を認めた米艦は「モービルベイ」であったが、この際にも、従来の入港艦船同様、入出港届の第22項「積載貨物の種類及び数量」についての記載はNIL、つまりは「なし」である。港則法や港湾法、それらに基づく政省令、条例、規則等においても、爆発物や弾薬等は危険物とされている。危険物を積載した艦船の取り扱いが明確に規定されているのであるから、記入のないものは港湾施設の使用を認めないという毅然とした態度をとるべきではないのか。

現在、多目的ギャラリーとして使用されている観光物産プラザの3番庫は、平成11年度決算では約250万円弱の収入しか計上されていない。この施設は、立地条件もよいため、より有効な活用を総合的に検討していく必要があると思う。適当な利用形態が見出せないというのであれば、例えば修学旅行で運河周辺を訪れる児童・生徒の荷物置き場や雨の日の避難場所として開放することも検討すべきではないのか。

11年度決算報告においても、いまだにフィッシュミールに関しては多額の未収金が残っている。時効も来年3月に迫り、市としてもいよいよ決断すべき時期と認識するが、この件については顧問弁護士とも十分協議の上、早期に結論を見出していくべきと思うがどうか。

昨今の商業流通形態の変化により、公設青果卸売市場や水産卸売市場の取り扱い量は年々減少の一途をたどっている。経費削減の努力は十分に理解するが、例年一般会計からの繰入金余儀なくされている現状から、時代の流れに即したこれからの市場のあり方についてはどうとらえているのか。

地元小売店を考えた場合には、これら市場の果たすべき役割は重要である。かつての活力あふれる市場の回復に向け、積極的に取り組むべきと思うがどうか。

日本の食糧自給率の低下は極めて深刻な問題であるが、小樽市において平成10年度の農業生産所得を、全戸専業農家として割り返した場合の1戸当たりの平均所得はわずか210万円であり、農業経営を維持していくのは非常に困難な状況にある。農業政策は、基本的に国の施策による部分が大きいとは思いますが、市としても新規農業従事者への支援、学校給食における地場産品の使用推進等、具体的な支援策を打ち出すべきではないのか。

市は、一般財源や教育財源の造成に資する目的から、条例により山林基金や教育山林基金を設置してきているが、昨年度の売払収入の実績はどうか。

国の林業政策は、生産材の育成から森林保護へと変わりつつあり、また実際に木材の需要が減りつつあることは理解するが、基金設置の目的にかんがみると、収入の増減にかかわらず毎年、害虫駆除や草刈りや間伐等、ある程度経費をかけ造林事業に取り組む姿勢が必要と思うがどうか。

平成11年度一般会計における決算は、単年度収支で約5億9,100万円の黒字というが、国保会計と病院会計を合わせた累積債務は80億円を超えている。例年、一般会計から両会計に対し一部は貸付金で措置しているところだが、これを全額繰出金で支出した場合には一般会計は赤字となる。まさに意図的な会計処理を行っていると言

わざるを得ないがどうか。

貸付金は、違法な支出とはならないのか。本年中に策定される財政健全化計画の中で、これら累積債務の解消に向けてどのように対応していくのかなど、今後の方針を具体的に示す予定はあるのか。

9月発行の「国保だより」では、現在審議中の平成11年度国保事業特別会計の決算状況が報告されているが、議会認定前の掲載であり、早計と言わざるを得ない。過去にも同様のことが生じ、当時の市民部長が弁明に回ったと聞かすが、部長がかわって同じことが繰り返されるのであれば、全く教訓が生かされていないと思うがどうか。

11年度決算における保育所費の不用額 2,500万円のほとんどは保育単価の見込み違いによるもののほかに、当初見込みより民間保育所の入所予定児童数が少なかったことによるものであるというが、実際には低年齢層で待機児童数が増加しているという現状との矛盾をどうとらえているのか。

厚生省は、待機児童の解消を図るべく、いわゆる枠外保育を認めたものの、結局は市内の保育所の多くは施設面積が狭く、また新たな保育士の配置も難しいといった問題があるためではなかったのか。

子供を取り巻く保育環境の悪化を懸念するが、これらの問題を解決するためにも高島保育所の赤岩保育所への統合方針は撤回し、地域ごとの保育の充実を図るべく新たな保育所の建設に向け、積極的に検討すべきと思うがどうか。

老人保健事業特別会計の市費負担が年々増加してきており、11年度は前年度に比較して7,100万円の増額となっている。これは高齢人口の増加によるものと理解するが、12年度からは介護保険制度が導入されており、これにより市費負担が減少する見込みはあるのか。

「ふれあいパス」については、平成11年度の交付率が78.2%と高く、大変有効に利用されているとのことだが、バス事業者からは再三にわたり運賃改定や利用実態に見合った契約に変更してほしい旨の要請が寄せられていると聞く。市は、「ふれあいパス事業」を継続していくためにも、他の高齢者生きがい対策事業とのバランスを考慮しつつ、制度における課題や問題点を整理し、今後とも前向きに取り組んでいくべきと思うがどうか。

市は、平成10年3月策定の「小樽市公共工事コスト縮減に関する行動計画」に基づき、発注工事のコスト縮減に取り組んでいるが、結果的に労働者の賃下げや地元企業への発注率の低下あるいは下請け業者への不当なしわ寄せ等につながるのではと危惧される。コスト縮減に努めるのは当然必要だが、発注者の責任として工事の発注内容等を十分精査するとともに、建退協制度に基づく手帳への証紙貼付の状況把握といった現場での検査や行政指導を強化すべきと思うがどうか。

敷設後、相当の年数が経過しているロードヒーティングについては、融雪能力が低下するなど老朽化が著しい箇所が見受けられる。これらの維持補修を計画的に実施していくとともに、今後とも頻繁に点検等を行う中で、現状把握に努めるべきだと思うがどうか。

地域によっては、除雪直後の幹線道路に沿線住民が屋根や小路の雪を捨てするため、除雪前より危険な路面状況となり、交通事故の発生を懸念する市民は多い。市としては例年「除雪懇談会」等を通じてお願いしているというが、完全に住民の協力が得られない地域がある。今年度からは市広報車による注意喚起の放送や、除雪場所にイエロー看板を設置するなどといった何らかの方策を講じることにより、市民の除雪に対する意識の啓蒙を図っていくべきと思うがどうか。

市民の海上の雪捨て場として中央埠頭基部を使用させているが、海の汚染や環境に与える影響を懸念する声は

強い。陸上に雪堆積場の確保となれば、市民にとって運搬コストの増加につながるなどの問題もあり、一気に切りかえることは難しいというが、このまま海上投棄を続けていくべきではない。今年度からは、市としての将来的なビジョンを持って、海上から陸上へ抜本的に投棄場所を変更していくという基本的な方向性を早急に確立していくべきと思うがどうか。

街路事業や道路新設改良事業といった国庫補助事業は、昨今の低迷する経済状況の中では、前年度の水準を維持していくのは極めて困難な状況にある。しかしながら、建設作業従事者等に対する雇用の安定を図るためには、市は一定の事業量や事業規模の確保に努めるべきである。今後は、郊外型ではなく、既成市街地における狭隘道路の解消などといった優先度・緊急度を十分に勘案し、市民要望にこたえた道路整備を検討していくべきと思うがどうか。

駐車場事業特別会計における稲穂駐車場と駅広駐車場の利用台数は年々減少する傾向にあったが、11年度決算では駅横駐車場の利用台数も落ち込んでいる。周辺に月決め駐車場や大型駐車場を持つショッピングセンターが建設されるなど、これら市営駐車場を取り巻く地区の環境変化や駅前商業施設への買い物客の減少などが要因というが、今後、市としては積極的な利用増を図るべくどのように対策を講じていく考えなのか。

また、歳出面においても、委託経費の節減を前向きに検討するなど、健全な会計運営を推し進めていくべきだと思うがどうか。

市営住宅の駐車場整備について、共同施設として国庫補助事業の対象とされているが、補助に際して、車両1台当たりの区画に関する設置基準はあるのかどうか。

近年、車両の大型化やチャイルドシート義務化などにより、乗降時に支障を来すケースも多く、駐車スペースの拡大を求める声は多い。敷地に余裕のある団地については、一律の基準によらず拡大を検討すべきであり、また将来的には基準そのものを抜本的に見直していくべきと思うがどうか。

平成11年度下水道事業会計決算における純損失は、企業債の借りがえなどによる支払い利息の減少やマイカル下水道使用料の増益により約5億円までに減少しているが、いまだ繰越欠損金は110億円を超えており、今後どのように改善していく考えなのか。

これらの解消に向けては、より適切で効率的な運営に努めるのは当然として、下水道普及率を促進するなど、積極的に営業収益の増加を図っていくべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、平成12年第3回定例会議案第7号ないし第19号、第21号ないし第24号につきましては、採決の結果、賛成多数により認定と決定いたしました。

次に、平成12年第3回定例会議案第20号につきましては、全会一致により認定と決定いたしました。

なお、当委員会は、審査の参考に資するため、不納欠損調書などの書類閲覧をいたしましたことを申し添えます。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより一括討論に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)

○12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、議案第7号ないし第19号及び第21号ないし第24号については、ただいまの委員長報告に反対して、不認定の討論を行います。

我が党は、平成11年1定において本委員会付託案件のうち、議案第7号及び第11号に関連して修正案を提出いたしました。その趣旨は、不要不急の事業の見直し削減、それらを市民の福祉、医療、教育や仕事、雇用の確保に回すこと、市民の暮らしを守り、市財政の再建を図ることを求めたものであります。しかし、これらの修正案は、いずれも遺憾ながら賛成少数で否決されたものであります。

折しも、2001年度予算の大蔵原案が閣議了承となり、各省庁に内示されることになりました。一口で言えば、2割以上が借金返済に取られてしまう窮屈な予算であります。国債の利払いだけで10兆円以上、1日に285億円ですから、例えば中小企業予算の1,900億円余はこの利払い費の1週間分にもなりません。国と地方の借金、長期債務の残高は、来年度末には実に666兆円に膨らみ、財政破綻にいよいよ拍車をかけることになってしまいます。

我が党提出の修正案の主な理由は、市の公共料金への消費税引き上げは認めないこと。公共事業も市民生活密着型に切りかえて、市財政の再建を図ることでありました。しかし、今回示された政府大蔵原案には見るべき雇用対策もなく、失業・リストラは野放し、社会保障いじめが続くとなれば、ますます市民生活は冷え込んでいき、市財政再建の道も遠のく一方であります。

また、他の議案についても、消費税の転嫁や受益者負担増、石狩湾新港関連、築港、中央通関連などに加えて、昨年4定において大きな問題となった職員給与費関連が含まれているものであります。期末手当が大きく削減され、市職員では2億6,000万円、公務員全体では8億円以上の収入減につながるものであります。市の地域経済に大変な打撃を与え、景気の回復にも痛手となることはもとより、国の失政とこれに追随してきた市政のしわ寄せのツケを職員や市経済に回すこと。また、一般会計決算においては殊さらに単年度収支の黒字を強調して、国保会計や病院会計への貸付金措置による実質的な赤字隠し、こうした会計処理に基づく本決算を認定するわけにいかないのは当然のことであります。

これらの理由から、議案第20号を除き、いずれも不認定とするものであります。

以上をもって討論を終わります。(拍手)

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 8番、斉藤裕敬議員。

(8番 斉藤裕敬議員登壇)(拍手)

○8番(斉藤裕敬議員) 市民クラブを代表し、議案第7号及び議案第24号について棄権の討論をいたします。

本年第3回定例会予算委員会の審査において、桃内処分場の業務委託の法令違反という瑕疵行政行為が発覚いたしました。この一連の議論の中で、特記仕様書の取り扱いなど、環境部と委託業者との不可解な関係も明らかになり、引き続き決算委員会で議論を試みましたものの、私たちとして疑問を払拭したとはいえない結末となりました。

具体的には、地方自治法にある契約の履行の確保のための必要な監督または検査の義務に対し、理事者が否定的な答弁をしていること。委託業者が仕様書にある事業計画書を定める期間内に提出しなかったことが契約上の

義務を履行しなかったことに当たり、契約の当事者として欠格しているのではないかということなど、確定しない疑念として残ったのであります。

これらの疑義を解決するためには、当該行政事務の内訳を含め、細部にわたる検証が必要であります。決算委員会終了後の回答という答弁であり、当然委員会中では可否判断に至らないということが条理と考えます。

その後、第4回定例会直前に資料提出を含め回答されたわけですが、予算特別委員長報告にあるように、計数ミスなどさらに疑問は深まったものと言えるのであります。

私たちは、一連の桃内問題に対し、主に数値の試算によって議論をしまいましたが、理事者答弁に一貫性を欠く点も見られ、何通りもの答えが出てしまうありさまです。ましてや、11年度と12年度の関係はこの検証が基礎となるものですので、強い疑問は感じつつも断定ができないと言えます。

よって、第7号、第24号の2議案につきましては、自席で着席のまま棄権といたします。

以上、討論といたします。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、平成12年第3回定例会議案第7号、第24号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、平成12年第3回定例会議案第8号ないし第19号、第21号ないし第23号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、平成12年第3回定例会議案第20号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 15番、次木督雄議員。

(15番 次木督雄議員登壇)(拍手)

○15番(次木督雄議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会の質疑・質問の概要は次のとおりであります。

先般示された「新行政改革実施計画第2次改定案」において、60人以上の職員数の削減や時間外勤務の抑制がうたわれているが、職員の業務の負担増により市民サービスの低下につながることを懸念されると思うがどうか。

市長は、米空母「キティホーク」入港の際、米領事館と外務省の回答により核兵器搭載の有無を確認したとの

ことであったが、核密約の存在が明らかになった今、このような確認だけで市民の安全は守れない。アメリカの核兵器にかかわる事故が多発している現状からも、非核港湾条例を制定し、非核証明書の提出を義務づけることにより、核兵器が持ち込まれないということを確認すべきではないのか。

外国人の入浴拒否問題について、人権問題懇話会を開設すると聞いたが、その後余り動きが見えてこない。直ちに解決することは難しいのも理解できるが、人権問題にまで発展し、ひいては小樽のイメージダウンにつながることであるので、民間施設だけの問題にとらえることなく、市や市民全体で取り組んでいくべきと思うがどうか。

財政健全化計画において市債発行額の抑制がうたわれているが、今後予定されている市立病院の統廃合やごみ焼却施設建設、あるいは来年度策定予定の「21世紀プラン第2次実施計画」で盛り込まれる事業等による起債との整合性は図られるのか。

財政健全化計画において、今後、地方交付税の高い伸びが期待できないとしながらも、同計画の財政収支試算では毎年5%の伸びを期待している。最終的には歳出の削減だけに頼ることにならないよう、歳入の増加についてもシビアに検討していく必要があると思うがどうか。

現在、21世紀プラン実施計画の事業を対象に、事務事業評価システムが試行されているが、小樽市が抱えているさまざまな課題に対する政策づくりに反映させていくという意味では、将来的に政策評価システムにつなげていくべきと思うがどうか。

同評価システムにおいて、「ふれあいパス」や「福祉パス」の内容を改善すべきものとして評価されているが、市民福祉の後退にならないことを念頭に置いて事業を進めるべきではではないのか。また、評価に当たっては、市民の意見も十分に取り入れていくべきと思うがどうか。

同評価システムにおいて、新博物館調査事業が休止すべきものとして評価されているが、その判定基準には若干の不明瞭さが感じられる。評価に当たっては、論理性や透明性に留意し、だれもが納得のいくような評価をする必要があると思うがどうか。また、新博物館の調査事業については、引き続き内部で検討を続けてほしいがどうか。

本年4月、学校教育法施行規則が改正され、従来あいまいであった職員会議について、「校長の職務を円滑に執行するため、校長が主宰するもの」とし、あくまでも補助機関だとする位置づけを明確にした。これを受け、11月には道立学校の管理規則が同様に改正されたが、国旗・国歌の問題を含め、校長と教職員の連携がとれずにさまざまな教育問題を抱えている小樽市においても、早急に学校管理規則を改正する必要があると思うがどうか。

「通学バス代の全額助成を求める陳情」が提出されているが、財政的に難しいというのであれば、せめて冬期間だけでも全額助成する考えはないか。

学校給食調理業務について、民間委託も視野に入れて見直しを検討することのことであるが、学校給食は、食中毒や遺伝子組み換え食品などの問題から、子供たちの安全を第一に考えるべきである。市が責任を持って安全を確保し、子供たちが温かい給食を食べられ、また教育的な観点からも民間委託はせずに、自校方式も残すべきと思うがどうか。

蘭島川、勝納川、朝里川の3河川が、道から「子供の水辺協議会」の設置地域に選定されたことを受け、先般、小樽市に同協議会が設立されたが、今後、具体的な河川の検討に入る際には、それぞれの河川ごとに協議する場

が必要になってくると思うがどうか。

小樽市内には、望洋東公園の「桜チャシ」のように文化財として認識されているものの、実際には文化財指定を受けていないものが数多く散見される。調査・研究体制を強化する必要があると思うがどうか。また、市の文化財として指定することにより、自治省の助成制度等を活用した整備も可能になると思うがどうか。

先般改正された消防力の基準によると、小樽市における適正な救急車両台数は5台であるが、現有4台しか配置されていない状況にある。市民の安全を守る観点からも、要望の多い西部地区への配置も含め、適正な配置台数の確保に努めるべきと思うがどうか。

また、消防団詰所の暖房費や建設費等は現在町内会で負担しているが、今後、市で負担していく考えはないか。などであります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、請願第41号につきましては、項目により各会派の態度が分かれたため、分割して採決した結果、第1項目につきましては賛成少数により不採択、第2項目、第3項目につきましては全会一致により採択と決定いたしました。

次に、議案第17号につきましては、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、請願第40号、陳情第2号、第30号につきましては、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第9号、第13号につきましては可決と、陳情第41号、第50号、第51号につきましては採択と、いずれも全会派一致により決定をいたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより一括討論に入ります。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 1番、横田久俊議員。

(1番 横田久俊議員登壇)(拍手)

○1番(横田久俊議員) 自由民主党を代表して、共産党提案の議案第17号「小樽市非核港湾条例」は、委員長報告どおり否決とすることに賛成の討論をいたします。

否決の理由は2点あります。

第1点目は、我が国は、「核をつくらず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則を国是として遵守しているところであります。小樽市も、またそうした国の考えにのっとり、米艦船など核搭載可能艦船の小樽港入港に際しては、外務省や当該国の大使館・領事館を通じて核搭載の有無を確認しております。また、日米安保条約第6条は、米軍による我が国の施設、区域の使用を認めておりますが、米軍の一定の行動については、我が国の意思に反して行われないよう事前協議を義務づけていることは皆さん御承知のことと思います。

この事前協議について、共産党は密約があると主張しておりますが、事前協議に関する安保条約の関連取り決めは、岸・ハーター交換公文及び藤山・マッカーサー口頭了解のみであり、いかなる密約も存在しないというのが政府の一貫した姿勢であります。4月の国会における党首討論でも、共産党党首が米密約文書なるものが存在する旨質問しておりましたが、政府は「そうした文書は政府として関与しているものでなく、その性格等も明らかでない」と一蹴しております。

小樽市議会としても、そうした文書に関し、その信憑性、性格等を確認するすべ・手段を持ちません。したがって、安保条約のもとの核持ち込みに関する事前協議制度が厳然としてあること、さらには冒頭述べましたように、我が国が非核三原則を国是としているということから、小樽港湾区域に入港する外国艦船に核不積載の証明書の提出を求めるとの本条例案は、全く必要ないものであるというのが我が党の立場であります。

否決とする理由の第2点目は、今回提案された条例案は、前回の第3回定例会で提案、否決された条例案と全く同一内容であるということであります。前回否決されたものと同じものが何の状況変化もなく、議会の会派構成も変わっていない情勢で可決できるわけがありません。我が党といたしましては、前回否決している以上、同一のものを可決することは、前回の対応との関係で大きな矛盾をつくることになります。

日本共産党は、第22回党大会で規約を大きく変え、万が一の場合には自衛隊も活用するとした決議を、たった一人の意見保留のみというほぼ満場一致で採択いたしました。自衛隊を必要な場合に活用するためには、日常的に訓練が行われていなければなりません。また、必要な装備予算が保障されなければなりません。実際に自衛隊を使う際の法的ルール、つまり有事立法も必要です。こうしたことをすべてお認めになられた上で、大きく変革したと思われる共産党ですから、条例案の内容も大きく変えて提案されたのかと期待したのですが、見事に裏切られました。

我が党といたしましては、以上の理由から本議案を否決することを主張して、討論といたします。(拍手)

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○11番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第17号は可決、請願第40号及び第41号第1項「中学校適正配置計画実施計画見直し方」について、そして継続中の案件、陳情第2号、第30号については願意妥当、採択の主張をいたします。

委員長報告のうち、国旗・国歌問題を含めた学校管理規則改正についての質疑に対し、一言述べたいと思います。

国旗・国歌については、法制化を言い出した当時の野中官房長官は「基本的には思想と良心の自由など、憲法との関係を十分に踏まえて対処していかなければいけない」と述べているとおり、歴史的背景から、とても日の丸・君が代に賛同できない人たちも依然として多いのです。このような問題を、管理規則で校長の権限を強め、強要することは認められないということを一言述べておきたいと思います。

次に、議案第17号は、我が党提案の「小樽市非核港湾条例」についてです。

議案提案権を使い、何度でもこの条例は提案できるものです。また、先ほど自民党の横田議員が述べた自衛隊の問題とはまた無関係のものであります。

米空母「キティホーク」の入港に際しては、非核三原則が国是となっているから核を積んでいないとか、米国領事館と外務省から核兵器搭載の有無の確認したから問題なしとして認めたわけですが、そうであるならば、非核証明書を提示することに何ら異論はないはずです。1975年以来、非核神戸方式を実行している神戸港に、核兵器搭載可能な米艦が1隻も入港していないことをどう考えるのでしょうか。

事前協議がないから核は持ち込まれていないという従来の見解がありますが、核搭載艦船の入港は事前協議の

対象外とする核密約の存在が、情報公開されたアメリカの公文書で明らかになっているではありませんか。

第3回定例議会でこの条例に反対の討論をした自民党は、地方自治が住民の命と財産を守るのは自明の理であると述べていますが、それであるならば、核密約の真実を認め、その上で市民の安全を考えるべきではないでしょうか。

また、「核兵器廃絶平和都市宣言」をしているから核を搭載していないという見解も、何の根拠もないことです。しかも、入港時における港湾関係者及び港湾機能などは支障がないとしておりましたが、10月16日付朝日新聞に報道されていたように、北海道通運労働組合委員長が記者の質問に「港湾業界は潤わない。その上、貨物の手配や管理などの変更が必要で、すべての労働時間に影響してしまう」と述べています。実際、そこで働く労働者は、早朝からの勤務で大変だった。「もう入港はごめんだ」と言っており、大いに支障があったわけです。

また、反対する市民に対しては、嚴重体制を敷き、入港反対集会に出ようとした市民を警官が尾行したり、もとの道を戻ろうとした市民に、市役所幹部職員が「この人たちを取り締まってください」と警官に頼んだりしたことは、憲法第21条で保障されている集会の自由を奪っただけでなく、市民の弾圧にもつながることで、また、バリケードを店の前に張られ、客の入りが半減したラーメン店もあり、市職員とトラブったことも報道されています。

平和であるべき商業港でこういう事態を招いているわけですから、核疑惑の艦船を入港させないことが第一であります。そして、市民の安全を守ることが小樽市としての責務ではないでしょうか。東南アジアの非核非同盟の大きな流れの中で、小樽市の勇気ある決断は必ず歴史に残るものとなるでしょう。全会派の皆さんの賛成をお願いいたします。

次に、請願第40号「通学バス代全額助成方について」です。

冬の季節を迎え、2キロ、3キロの通学は、時には吹雪や大雪で大変です。張碓小学校に通う子供たちは、ところどころ歩道もなく、バスで通う方法しかありません。また、家庭の経済事情で、定期代でバスカードを買い、できるだけ歩くようにしている中学生もいます。冬場は日暮れも早く、暗い道を歩くのは物騒です。子供たちを安全に通学させるのは市としての責任だと思います。

また、不況の折、子供が多い家庭ほど保護者負担もふえ、経済的に大変になっています。請願署名に願いを託した市民の期待にこたえて、ぜひ、自民、公明、市民クラブの皆さんの賛成をお願いいたします。

次は、請願第41号「中学校適正配置計画実施計画見直し方」についてです。

第3回定例議会では、石山、東山、住吉の3中学校を廃校にする条例案が可決され、存続を願っていた市民や計画実施の延期を望んでいた市民の失望と怒りを買いました。今回の署名2,170筆は、この計画に納得していない市民や、地域から学校をなくさないでほしいという住民の声です。

何が適正で何が不適正か、何ら市教委みずからの調査、データも示すことなく、少人数学級では切磋琢磨がないとか、免許外教員の問題等を理由にして、計画を強引に進めてきました。今、学校教育に求められているのは、すべての子供が人間として自分が大切にされていると実感できる学校をつくることです。そのことで、子供の中に互いの人格を尊重する態度が生まれ、本当の道徳性も生まれてくるのではないのでしょうか。そのためにも、子供の顔がわかる学校であるべきです。

「ユネスコ文化統計年鑑」によれば、学校規模は、日本331人に対しフランス99人、イタリア138人、イギリ

ス 188人と 200人以下で、少人数及び小規模校が主流です。市教委自身、これらの点でよさを認めているではありませんか。

地域でも学校の存続を求めています。塩谷中のように、地域と一体となった学校教育を進めているところもあります。地域に開かれた学校づくりのためにも、請願の願意は妥当です。採択に反対の会派の皆さんは、その理由をぜひ述べてほしいと思います。

継続中の案件、陳情第2号「銭函地区における教育環境整備方」及び陳情第30号「人種差別撤廃のための条例制定方」については願意妥当。我が党は、かねてより理由を述べて採択を主張しております。一刻も早く採択し、市民要望にこたえるようお願いして、討論といたします。（拍手）

○議長（松田日出男） 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、請願第41号第1項目について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、議案第17号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立少数。

よって、否決と決しました。

次に、請願第40号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号、第30号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時20分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、申し上げます。

本日の予算特別委員長報告に対する武井義恵議員の賛成討論の発言中、今定例会で建設常任委員会に付託された議案第11号「小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案」にまで言及する点があり、この部分については後刻議事録を精査の上、削除いたします。

経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、35番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 35番、佐野治男議員。

（35番 佐野治男議員登壇）（拍手）

○35番（佐野治男議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

湯鹿里荘の売却問題については、相手方とされる洞爺山水ホテルから正式に断念の意向が伝えられたと聞くが、今後は公募も含めた形の中で売却を検討しているのか。仮に、今年度中の売却が難しく、新年度以降、現在の運営先の中央バスが手を引くとなれば、市直営で日帰り温泉施設として運営するという考えはあるのか。

現在の金融動向に対する市内中小企業者の不安を払拭するためにも、直貸し制度は極めて有効な手段と言える。今回の湯鹿里荘問題でも、市が洞爺山水ホテルへの直貸しを実行すれば、抵当権の問題は解決となり、売却がスムーズに進んだと思うがどうか。この際、最初から無理との態度を改め、将来的な制度の創設に向けて前向きに努力すべきではないか。

観光物産プラザは、中央通の運河側の入り口に当たる一等地に位置するが、このところ利用者が目に見えて落ち込んでいる。昨年度の観光入込数は過去最高を記録し、その後も一時的な有珠山噴火の影響を除いて堅調に推移していることから、この状況をどうとらえているのか。魅力あるイベントの開催や観光代理店への働きかけを積極的に行うべきであり、結果として人の流れが変わるとなれば、博物館など隣接施設との連動性も生まれ、今後、利用増が見込まれると思うがどうか。

観光入込数は、前年度と比較し約15%減というが、去年が過去最高なだけで、依然好調であることに変わりはない。市内の商店街からも、特に台湾や韓国からの外国人観光客が一度にたくさんの買い物をして帰るとのうれしい悲鳴が聞かれるが、これら観光客は従来の通過型ではなく、市内に宿泊しているのかどうか。

道の駅は、広域観光のPR施設や利便施設として道内に多数設置されているが、現在、小樽市域には全く設けられていない。新たな観光拠点となり得るとの観点から、庁内各部との連携の上、積極的に誘致を図ってもらいたいと思うがどうか。

本市の観光入込数は、全国的に見ても群を抜いており、知名度も高い。今「観光都市宣言」をすることは、本市観光の一層の活性化につながるものと考えて。ぜひ、前向きに検討してもらいたいと思うがどうか。

身体障害者の雇用数については法で定められているところだが、これらの方々の社会進出に向け、市みずからが採用枠を広げ、積極的な受け入れを行う中で、市内企業の範となるべき必要がある。経済部は、庁内関係部との調整窓口として積極的に推進していくべきと思うがどうか。

また、民間事業所が雇用する場合には、労働省から補助金が交付されているが、あくまで障害者本人分が対象である。しかしながら、障害者の雇用に当たっては、相談員の配置も必要であり、このことが事業者にとって大きな負担になっている。今後、さらなる就業機会の拡大に向け、市の助成制度などを前向きに検討すべきと思うがどうか。

中小企業センターの年末年始の休日は、来年1月8日までの10日間と聞く。今年度の企業倒産は24件と、既に昨年度を上回り、負債総額も102億円を超えている状況からすれば、年明け早々、緊急に相談できる窓口がないという事態が危惧されるがどうか。また、相談内容には多分に法律的な要素も考えられることから、市内の弁護士と速やかに連絡のとれる体制を事前に確立しておくべきと思うがどうか。

本港における南洋材の取り扱い量は年々減少の一途をたどり、貯木場は何とも寂しい状況を呈している。主な輸入先となる東南アジアが、原木を製品・半製品に加工して出荷すれば付加価値が高まるとしたためであり、今後も量的には現状維持か減少の見込みと聞く。したがって、この空きスペースを埋めるべく2期マリーナ計画の議論が再燃することになると思うが、現状、1期マリーナが予約を含め30艘程度の待ちというのであれば、たとえ拡張しても過剰供給となり、現在の経済状況から計画どおり需要が伸びないおそれがある。好調なマリーナ経営に水を差さぬよう、本来の貯木場機能での活用を図っていくべきではないか。

また、マリーナを運営するマリンウェーブ小樽は、平成11年度以降の収支計画書を提出していない。今後、設備の補修も必要となってくることは明白であり、きちんと収支計画を立てさせるとともに、ヤマハからの出向者に対する1,500万円もの負担金や高過ぎる家賃を改めさせるべきと思うがどうか。

港湾行政における諸施策の実現に向けては、一定の方向性を持って調査・検討が行われているものの、最終的な結果が出るまでには相当の年月を要するものが多い。これら中間の調査や検討の結果が市民に示されないため、どのように状況が変化したかが伝わっていない。今後は、具体的な調査や検討がある程度まとまった段階で中間報告を実施してほしいがどうか。などであります。

なお、閉会中の11月13日に開催されました当委員会におきましては、平成12年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算案及び洞爺山水ホテルについてそれぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、陳情第17号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第14号、陳情第48号、所管事項の調査につきましては、議案は可決と、陳情は採択と、所管事項の調査は継続審査と、いずれも全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより一括討論に入ります。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)(拍手)

○25番（西脇 清議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、陳情第17号は採択の主張を行います。

陳情第17号は、雇用の創出と失業者の生活保障を求めるものです。小樽職安管内の11月度月間有効求職者数は、前年同月比 232人増の 4,118人、このうち就職件数は 336人で、就職率は 8.2%にとどまっています。有効求人倍率も0.41倍で、全道・全国平均を大きく下回る最悪の事態が続いています。また、来春、高卒者の就職内定率も43.4%で、昨年より3%ほど改善されているものの、依然として深刻な状況となっています。

この雇用悪化の最大の原因は、大企業のリストラ・首切りで正規労働者が減らされる。一方で、無権利なパートや派遣労働者などの不安定労働者が増大しています。一刻の猶予も許されない緊急の国民的な課題です。

陳情は、自治体の公的就労事業の確保など具体的な提案も行っており、採択が急がれるものであります。

以上で討論を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、陳情第17号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

（26番 高階孝次議員登壇）（拍手）

○26番（高階孝次議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

平成9年度から実施されている「ふれあいパス」については、バス事業者から利用実態に見合った事業費の増額が求められているが、市としてはどう対応する考えなのか。

利用者の所得制限も含め検討するというが、この事業は従来の老人バス等利用助成事業にかわるものとして導入されており、その際、事業費が不足するために、敬老祝金の支給年次の見直しや、老人世帯等に対する上下水道料金減免割合の引き下げまで行って費用を捻出したものである。今後、敬老バス事業を継続していくに当たっては、市民に新たな負担が生じないように検討すべきと思うがどうか。

介護保険料の未納者に対しては、滞納期間に応じて保険給付支払いの一時差しとめや、場合によっては滞納額と償還払いによる給付返還額との相殺をする重いペナルティーが科せられることになる。現在、普通徴収では12.3%が滞納しているというが、中には制度批判を理由に滞納したり、また始まったばかりの制度の内容をよく理解していない利用者が多いことから、今後、十分な周知、啓発活動を行う中で、市民が不利益をこうむらない

よう指導を徹底すべきと思うがどうか。

訪問介護事業での家事援助においては、ホームヘルパーが家政婦がわりに使われているという不適切な事例が全国的に生じている。先ごろ、国は家事援助における不適切事例を示しているが、これら問題の抜本的な解決には、何よりも現場でサービス受給者から求められた家事援助を不適切と判断した場合には、ヘルパー自身が明確に対象外として利用者に対し指導することが肝要とされる。

しかしながら、なお家事援助の範囲か否かの判断が難しいケースも想定されるが、市には保険者としての責任がある以上、関係各事業者との十分な話し合いにより指導内容の周知徹底、意思統一を図るとともに、今後とも適正な家事援助の提供に努めていくべきではないか。

通称ケアマネジャーと言われる介護支援専門員は、要介護度に応じて、多様なケアプランを作成していくことが主たる業務であり、これに相当な時間を費やしているものであるが、加えて介護報酬の請求事務にも従事するため、本来業務に支障を来していると聞く。本市のケアマネジャーを取り巻く現況はどうなっているのか。市は、これら実態を早急に調査の上、ケアマネジャーが本来業務に専念できるよう速やかに対策を講じるべきである。

あわせて、市はケアマネジャーの育成と質の向上を図るためにも、現在組織されている職場連絡会議という程度ではなく、国が求める「介護支援専門員支援会議」を設置するなどして、ケアマネジャーを具体的に支援する体制づくりを検討すべきと思うがどうか。

居宅介護住宅改修費については、要介護認定を受けた方々が在宅で暮らしやすいよう、手すりの設置や階段の段差解消などといった軽微な居宅改修を行った場合に、既に支払った工事代金の9割分を後に保険給付として支給するサービスである。しかしながら、このサービス提供を受けるためには、第1段階として利用者がケアマネジャーと相談を行わなければならないが、その仕組みが十分に理解されていないため、たとえ改修したとしても、結局はサービスの対象とならないケースが多いと聞く。つまりは、介護保険制度の内容が利用者に十分に周知徹底されていない段階でスタートしたこと自体に根本的な問題があったと思うがどうか。

軽度の痴呆性高齢者を対象として、少人数で共同生活を営む、いわゆるグループホームが急増しているが、市内における開設状況はどうなっているのか。10月末現在で2カ所が指定され、12名の方々が入居しているとのことだが、次年度には新たに社会福祉法人による開設の動きもあり、市も予想以上の状況であるとしている。一方、現状ではグループホームを希望する高齢者の実数の把握は難しいというが、市が個別に家族と面談するなどの対応を行う中でこれらの実態把握に努め、今後ともグループホーム事業が地域に根差したものとなるよう積極的に取り組んでいくべきではないのか。

社会福祉協議会が行う訪問介護事業や通所介護事業に対しては、年度当初から年間で大幅な赤字が見込まれるとして補助金を交付したが、わずか2カ月で使い果たしている。今ごろになって貸し付けまで行うというのは、余りにも対応が遅過ぎるのではないか。そうであれば、これまで行ってきた対策は、すべてが後手と言わざるを得ない。

市は、来年度中に抜本的な解決策を立てたいとしているが、時間的な余裕はない。赤字の主たる原因が何であったのかの分析をきちんと行うとともに、社協の在宅介護事業を民間に委譲する場合の受け皿についても早急に調査を実施すべきと思うがどうか。

社会福祉協議会の介護保険ヘルパー事業については、次年度以降も貸し付けを継続するというが、このまま返

済見通しのないまま続けていくことは、国保会計や病院会計と同様に累積赤字を招く結果になるのではないかと。市は、社協に対して運営費等の縮減により収支改善を図らせたいとのことだが、在宅訪問介護では低料金の家事援助に需要が偏るといった問題もある。

今後、ホームヘルプサービス事業の適正化に向けた検討を行うとともに、利用者負担の軽減策を早急に講じていくべきではないか。また、ホームヘルパーが正当に評価されるためにも、サービス事業者それぞれにアンケート調査を実施するなど、ヘルパーが置かれている実態把握に努める中で、ヘルパー事業の改善を図るべきと思うがどうか。

ごみの収集運搬に当たっては、市の直営、委託の別にかかわらず、法定量を上回るごみを積載する車両もあると聞く。時間内に大量のごみを運搬処理しなければならないなどやむを得ない面があるとしても、道交法に違反する実態は見過ごすことはできない。ましてや、路面が凍結する冬期間は、交通安全上の観点からも、過積載車両が大きな事故を引き起こす危険性をはらんでいる。市は、早急にこれらの実態調査を行い、直ちに是正していくべきと思うがどうか。

明年4月1日から施行されるいわゆる家電リサイクル法については、いまだ詳細が決定されていない部分も多いが、基本的には従来粗大ごみとして処分されてきた家電4品目を、場合に応じて家電販売者なり共同物流事業組合なりが再商品化料金と収集運搬料を合わせて徴収し、引き取りを行うという内容である。中小小売店では、回収自体が負担であるとか、現実的に引き取りが難しいという場合には、かわって家電量販店が回収に当たることになる。そうなれば、顧客の減少を招く結果ともなり、このことが不法投棄にもつながるとの事態を懸念するがどうか。

東京23区では、家電リサイクル地区協議会を設け、行政、メーカー、販売店が一体となってさまざまな協議、検討を行っている。市としても、早急に同様の協議会を設置し、市内販売店の共存やお互いの權益を守るべく積極的に取り組む必要があると思うがどうか。

市立小樽病院で外来受診をするときに、開院までは玄関が施錠されているため、患者は風除室での待ち合いを余儀なくされている。市は、あくまで患者の健康面を考えての措置であるとか受付準備が整わないなどを理由に、開錠時刻を変更しない考えというが、そのことは単に病院側の都合であり、市民サービスの観点に立ったものとは言えない。患者からは、風除室にイスを置いてほしいとの要望もあり、改善に向けた検討を早急に行っていくべきではないか。などであります。

なお、閉会中の11月24日に開催された当委員会におきましては、「北海道新幹線（新青森・札幌間）環境影響評価について」及び「ごみ広域処理事業計画スケジュールについて」の報告がなされました。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、請願第14号につきましては、採決の結果、多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第18号、請願第5号、第12号、第14号、第39号、陳情第23号、第46号につきましては、採決の結果、いずれも多数により議案は否決、請願、陳情は継続審査と決定いたしました。

次に、議案第10号につきましては可決と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） これより一括討論に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 10番、中島麗子議員。

（10番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○10番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、議案第18号には賛成、継続審査中の請願第5号、第12号、第14号、第39号、陳情第23号、第46号は採択を主張して討論します。

予算委員会の討論にもありましたが、本委員会で理事者より「ふれあいパス」利用状況について調査報告がされているので触れておきます。

報告によると、平成12年7月15日から同月31日までの期間、「ふれあいパス」交付対象者2万3,862人から無作為抽出で1,515人を選び、7項目について調べています。当面1週間の利用日数は平均2.58日、利用回数は5回から6回、夏期・冬期の利用を平均すると、1人年間227回の利用状況でした。利用目的は、「通院」と「買い物」で73.2%です。自由記入欄は25.5%の高い割合で記入されており、その62.1%は感謝、継続希望の内容でした。

制度開始当初計画では、1人年間60回、利用率58.2%予定でしたが、調査結果では、利用率は81.6%と23%増、利用回数は227回と3.7倍で、大変有効かつ積極的な活用がされていることがわかりました。1件の利用もされていない「生き生き資金」に比べて、その有用性は明らかです。利用回数が増加している実態に即した中央バスへの予算の検討も必要と思います。

しかし、市は、「ふれあいパス」の財源確保のために敬老祝金の支給を減らし、老人世帯上下水道料金の一部負担の導入など大幅な福祉の改悪を行いました。そのため、今年度予算で見ても、「ふれあいパス」は1億9,000万円、敬老祝金や上下水道料金助成をこれまでどおり続け、老人バス券助成事業費用に加算すると2億8,700万円です。差し引き9,000万円の経費削減、市民から見たら福祉削減になっています。

余りにもひどいやり方に対して、平成9年第1回定例会では、公明党が中心になって「福祉後退の予算と消費税の転嫁に関する附帯決議」として、「福祉政策の見直しなどに関しては慎重かつ十分に周知の上で提案すべきであり、今後は市民負担を十分に配慮した施策を目指すよう強く要望する」と提案され、全会一致で可決したことは皆さん御承知のとおりです。

70歳になる日を楽しみに、パスを待ち焦がれている市民のためにも安易な市民負担はすべきではありません。強く申し述べておきます。

議案第18号は、我が党提案の小樽市在宅介護サービス利用奨励手当支給条例案です。

委員会では、我が党以外に自民、民主、市民クラブの皆さんから介護保険の質問がされており、まさに介護保険は市民の大きな関心事です。10月からは第1号被保険者の保険料が年金から天引き開始になり、「人の懐から無理やり取り上げるようなものだ。元気で保険を利用しないのに払うのか」と意見が寄せられています。一方では、施設を利用したくても介護認定で認められなかったり、基盤サービスの整備不足のために希望するサービスが利用できない。また、利用したくても、1割の利用料があるためにサービス利用を手控える事態が起きています。また、在宅サービスのかなめとなるヘルパー業務は、実態に合わない報酬体系のために、事業者の中には経営できず、早々に撤退するという深刻な状況も出てきています。

小樽市の介護保険は、当初計画に比べ、在宅で60%、施設で117%で、施設サービスがふえた分10億の補正予

算、社会福祉協議会のヘルパー事業に5,900万円の貸し付けという大幅な変更を余儀なくされました。介護保険の出発は甚だ厳しいものであることが一層はっきりしてきました。

小樽市でも現在、利用者アンケート調査をしているそうですが、滝川市の「介護サービス利用者アンケート」結果では、在宅サービス利用者の59%が「料金が高くなった」、そのうち15%が「利用制限をしている」と答えています。最近では、釧路町が低所得者に対する介護保険料、利用料の減免を実施する意向を明らかにしています。国に制度改善、財源措置を求めるとともに、少なくない自治体ではそれまでの間、やむにやまれず自治体独自の施策を実施しています。

本条例案は、在宅介護の介護度3から5の約1,535人、本年10月時点の数で、この方を対象に月額1万円の奨励金を支給、全体で月額1,535万円の予算です。介護保険料に上乗せしないために一般会計予算といたします。皆さんの賛成をぜひお願いいたします。

なお、民主党さんは「精神はわかるが、財政難の今は無理」と言いますが、市財政困難にもかかわらず、JR築港駅舎に7億円投入し、無償譲渡したではありませんか。なぜ、市民のためには使えないのか。市民の立場に立った財政計画が必要です。

また、市民クラブさんは、社会福祉協議会へのヘルパー事業に対し「市の財政支援は必要なし、民間委譲にすべき」と主張しています。しかし、社会福祉事業法が括弧つき改正され、これまでの措置制度を廃止して、利用者と事業者の契約で進め、国や自治体が福祉サービス提供の責任から手を引くことになり、介護保険はその先兵ともいうものです。老人や児童、障害者などの福祉を営利目的の民間業者に任せて、公的責任を放棄することこそ重大問題です。

小樽市の社協は来年、創立50周年、行政と車の両輪として法律に基づいて設置された組織です。地域福祉の中核を担い、指導的役割を果たしてきましたが、介護保険が始まってから突然、基本理念も経営・運営方針も民間と根本的に違うのに、民間と同じ競争だとするのは妥当でしょうか。今必要なのは、福祉から手を引くことではなく、国や自治体が責任を持って介護保険の事業者としての役割を果たしていくことです。

財政難のために社協からヘルパー事業を撤退し、民間委譲した瀬棚の住民は、「社協は住民をどう幸せにするか一生懸命考えているから税金を出してきた。それを商売人に渡してどうなるか」と言っています。そのとおりであります。

2001年度予算の大蔵原案は、公共事業費を3年連続過去最高規模とし、軍事費を増額し、国と地方を合わせた借金は666兆円です。無駄な公共事業を見直し、国民生活の安定に予算を切りかえて財源とすべきです。

継続審査中の請願4件、陳情2件は、これまでも繰り返し述べてきたように、我が党としてはいずれも願意妥当、早期の実施を求め採択を求めているものです。今回は、請願第39号についてのみ討論いたします。

請願は、「重度心身障害医療費助成事業への所得制限導入反對方について」です。

現在、人工透析患者は身体障害1級に該当し、医療費は無料です。しかし、この制度に所得制限の導入が検討されています。週2回から3回、1回4時間から5時間かける人工透析は、一生続けなければならない治療であり、医療費の無料は治療の大きな保障です。通院や病気関係の出費も多く、これ以上の医療費負担の導入は、治療継続に大きな支障をもたらすものであり、採択を求めます。

以上で反対討論とします。(拍手)

○議長（松田日出男） 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第18号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立少数。

よって、否決と決しました。

次に、請願第14号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第5号、第12号、第39号、陳情第23号、第46号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 16番、久末恵子議員。

（16番 久末恵子議員登壇）（拍手）

○16番（久末恵子議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

融雪施設設置資金貸付金については、10月末で今年度分の貸し付けを締め切ったことで、貸付金予算に約1,000万円の残金が出ている。一方で、貸し付けを希望しながら、申し込み期限が過ぎたことから貸し付けを受けられなかった市民がいた。市は、施設設置箇所の工事確認を貸し付けの要件としているので、工事の安定施工と現地確認が困難な冬期間の工事での設置箇所への貸し付けは難しいとしている。しかし、締切日のむやみな延長は困難であろうが、駆け込みの貸し付け申し込みへの対応を考慮して、せめて1週間程度締切日を延長してはどうか。また、今年度の貸付金残金1,000万円の有効利用を考えてはどうか。

この制度は、市の除排雪、ロードヒーティングの対処が困難な地域で、市民がみずから融雪施設を設置して地区の雪処理をしようとしているので、市は積極的に制度を周知すべきと思うがどうか。

現在、張碓地区では一般国道5号の拡幅工事が行われているが、国道に取りつく市道には現在、側溝がない箇所、側溝があっても壊れている箇所などが数多く残っている。国道の拡幅工事施工中である現在、これらの市道の整備については現状機能の確保を基本として、国で対応可能な箇所が相当あると思われる。市としても、現地の状況を調査して、国の取り組みに連動した臨時市道整備事業での対応を検討すべきと考えるがどうか。

市道の除雪路線種別の見直しが現在行われているが、その基準となるものは交通量、道路勾配、スクールバスやごみ処理車のルートなど道路交通利用形態の調査、公共施設の配置状況、住宅の張りつき箇所などであり、緊急車両の通行については項目には入っていない。しかし、手宮地区、花園地区のような古くからの街並みには、冬期間は限られた道路しか緊急車両が入れないということがある。除雪路線種別見直しに当たっては、緊急車両の通行ルートのデータを参考にして、その運行確保の視点も含めた基準にすべきと思うがどうか。

市長の今年度の当初予算提案説明では、今年度は、除雪予算の増額分で3種路線の除雪をきめ細かく行うと言っている。しかし、今年度は雪の降り初めが早かったために、2種の3の路線で既に3回ほど除雪車が入った箇所がある一方、3種の4の路線で1回も除雪車が入っていない路線もあり、きめ細やかな除雪となっていないと思われる。市道路線種別の除雪車の出動体制については、3種の4の路線はシーズンに2～3回の出動になっているが、今年度は各ステーションに新たに副業務主任を配置し、委託業者のパトロール車を待機させるなど除雪体制を強化しているので、今後、3種路線の除雪を精力的に進めてほしいがどうか。

中央通地区土地区画整理事業では、平成13年度から始まる中央通の拡幅事業において36メートル幅の道路が新設され、旧手宮線と交差する部分の隆起を80センチ下げて、小樽駅から運河までが一定勾配になる。道路の新設では、過去に道路と建物の間に40センチの段差ができたり、歩道が斜めに設置されて、商店の営業に支障が出たことがあった。中央通の拡幅に際しては、道路のレベルについて工事業者に的確な指示を出すとともに、地元住民と十分に調整をして、21世紀プランにのっているとおり、快適でゆとりのある歩行者空間が確保されるように、段差のない道路整備を進めるべきと思うがどうか。

共同住宅建設改良資金融資制度では、住宅の環境改善の支援策について、バリアフリー化の促進などのため融資条件を緩和するとともに、高齢者や障害者の住宅改造への低利融資の立ち上げを検討中であると聞く。しかし、助成制度の導入については、研究の対象ではあるが、市の財政状況からその実現は困難とされている。本市は、道内主要都市に先駆けて高齢化社会を迎えており、高齢者世帯に対する住宅政策は単なる住宅問題ととらえるのではなく、福祉政策にも通じる課題であるとの認識のもとで、弱者対策として助成制度を早急に導入し、住宅改造成への支援を強力に進めるべきと思うがどうか。

市営住宅に関しては、今年度4月から10月までの7カ月間において、40戸の入居募集に対して443人の応募という高倍率となっている。そのため、約400人の市民が入居を実現できないでいる。一方、市営住宅の管理戸数約3,500戸のうち、約13%の460戸が市の政策による空き家になっている。入居を希望する方の中には、1～2年の短期間の入居希望者もあることから、政策的空き家については短期居住を認めてはどうか。

また、市営住宅におけるエレベーター設置は、市のマスタープランの中では5階建て以上の住宅について設置を検討している。しかし、現在、3階建て以上の中層住宅についても、国の補助制度が拡大され、かつ低価格で設置できるエレベーターが開発されて、年間維持経費も安価になってきた。このため、3階建ての特定目的住宅である入船住宅へのエレベーター設置と同様に、今後は3階建ての一般住宅にも設置を検討していくべきと考え

るかどうか。

建築基準法施行条例第11条の氷雪の落下による危害の防止では、「雪止め等有効な措置を講じなければならない」とある。これにより、雪止めの設置、屋根にストッパールーフなど落雪防止効果のある材料の使用、防雪フェンスの設置など、屋根の雪の敷地外への落下を防止する措置をとらなければならないとなっている。しかし、通行人に注意を促す「落雪注意」などの文面の看板だけを立てて、何も有効な措置をしていない建物がある。市は、このような建物所有者などへ条例の趣旨の周知徹底を図り、改善を求めるとともに、頻繁に現地の点検を行うべきと考えるかどうか。

年末年始における水道局の緊急時対応の体制は、12月31日から1月5日までは正規職員と嘱託職員で日直を行い、夜間当直用務は嘱託職員で対応することとなっており、同時に委託業者2社に水道凍結などの緊急補修工事に備えて待機をしてもらうことになっている。しかし、今年9月の大雨時、マンホールから水が漏れて水道局に連絡した際、当直職員の電話対応に問題があり、また新光の業者が赤岩の現場に出向くなど迅速とは言えない処理がなされた。先般の冷え込みで水道凍結処理が50件ほどあったことから、年末年始には多数の処理要請が予測されるので、9月の大雨時の不手際を踏まえて、万全の体制で取り組んでほしいがどうか。などであります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、議案第11号については、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決と決定しました。

次に、請願第11号、第13号、第15号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第25号、第29号、第43号、第49号、第52号については、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第12号、第15号、第16号については、全会一致で原案どおり可決と決定しました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長（松田日出男） これより一括討論に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 12番、古沢勝則議員。

（12番 古沢勝則議員登壇）(拍手)

○12番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第11号については否決、陳情第49号、第52号並びに継続審査中の案件、請願第11号、第13号、第15号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第25号、第29号、第43号については、いずれも市民から寄せられたその願意は極めて妥当、採択を求めます。

以下、その理由を述べます。

まず、議案第11号についてであります。

建築基準法の一部改正に伴う市条例の一部改正という、法整備上からは殊さら問題にすることではありません。しかし、今回の改正には建築の自由度や多様化を広げるといった反面、その性能規定の基準の内容や算定の根拠、また型式認定に係る情報の公開、これらに関する規定がないという重大な問題が含まれています。これは結局、地元中小建設業者などに比べて、大手建設業者や住宅メーカーが一方的に有利になってしまうものであり、可決にくみするというわけにはいきません。

陳情第49号は「既設ロードヒーティングの延長を求める陳情」であります。

陳情箇所の市道桜8号線は、通称桜ロータリーから望洋台、赤岩方面に通じる近道として知られ、交通量の大変多い道路ですが、急な坂道のため、特に冬期間における交通事故の多発地帯でもあります。不十分な一部ロードヒーティングの敷設については、かねてから付近住民から指摘されていることでもあり、その願意については行政側も十分承知のことです。

陳情第52号「JR榎里沢踏切の拡幅について」は、願意、陳情箇所とも継続審査案件中の陳情第21号と同じであります。この陳情案件において、関係住民と行動をともにしながら、その採択に背を向けるという会派があったことも記憶のまだ新しいところであります。また、他の継続審査案件についても、我が党が昨年第2回定例会以来一貫して市民願意の立場に立ち、その採択を求めてきたこと、先刻御承知のとおりであります。

討論の最後に一言、議員各位にお願いしたいことがあります。

建設常任委員会における討論の中で、市民クラブ大島委員が、議会活性化研究会の方向を受けて次のように発言されています。「市民にわかりやすく、陳情、請願の態度表明においては、特に継続審査を少なくして、討論を積極的に行う。この精神から、これまで継続審査としてきた案件は採択とすることにした」。私にとっては、まさに我が意を得たり。と同時に、当建設常任委員会においては今、会派所属の違いを超え、市民の願意と議会の意思決定のあり方について、つまり議員の存在意義について前向きな模索が始まっている。このように実感しつつあるのは私一人だけではないと思います。

以上、各位の積極的な態度表明を期待して、私の討論を終わります。(拍手)

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 9番、大島護議員。

(9番 大島 護議員登壇)(拍手)

○9番(大島 護議員) 市民クラブを代表して、ただいまの委員長報告に対しまして、陳情の部分中、陳情第21号、第52号を省き、委員長報告に反対を主張する討論をいたします。

今、議会活性化研究会では、できるだけ市民にわかりやすく、また過度の期待を持たせないためにも、請願、陳情の態度表明、特に継続審査をできるだけ少なくし、なおかつ討論を積極的に行おうという申し合わせがなされつつあると聞いております。

私たち市民クラブは、この精神にのっとり、これまで継続審査としてきたものについては、願意の再検討を行った上で妥当との判断となった場合は積極的に採択していくことにいたしました。したがって、継続審査中の陳情第21号、第52号については、いずれも踏切の拡幅、改良方であり、JRとの関係もあり、継続審査を主張いたします。

その他の請願、陳情は、いずれも市民の立場に立てば願意妥当であり、採択を主張いたします。

討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、請願第11号、第13号、第15号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第24号、第25号、第29号、第43号、第49号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第11号、陳情第21号、第52号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第35号及び第36号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) ただいま追加上程されました議案第35号及び議案第36号について御説明申し上げます。

議案第35号 公平委員会委員の選任につきましては、竹内輝行氏の任期が平成12年12月31日をもって満了となりますので、後任として関口正雄氏を新たに選任するものであります。

議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、松倉金作氏の任期が平成12年12月25日をもって満了となりますので、後任として石川 満氏を新たに選任するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(松田日出男) これより一括採決いたします。

両件とも同意と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第2号ないし第12号」を一括議題といたします。

意見書案第8号ないし第12号につきましては、提案説明等を省略し、意見書案第2号ないし第7号について、提出者から一括提案理由の説明を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

○10番(中島麗子議員) 提出者を代表して、意見書案第2号ないし第7号について提案説明を行います。

第2号は、労働者の働くルールの確立を求めるものです。

失業者、失業率ともに依然として高水準のまま、職場ではリストラ・人減らしのために慢性的な人手不足が続

き、働く者の命と健康は危機的状況になっています。労働者保護、解雇規制の法律を制定し、労働者が安心して働ける職場づくりを早急に実現する必要があります。

第3号は、年金制度の改善を求めるものです。

年金制度は、老後の暮らしを支える欠くことのできない制度です。しかし、高齢化が進み、受給者が増加する中で、政府は年金額を大幅に減額する方向です。今、国民が切実に求めているのは、安心して暮らせる老後の保障です。無年金者をなくし、生活実態に見合った年金制度の改善こそ重要です。

第4号は、「JR採用差別の早期解決を求める意見書」です。

国鉄の分割・民営化に伴い発生したJR採用差別は、既に14年になります。国会答弁や国会決議にあるように、労働組合間の差別はせず、一刻も早く解決を図ることです。

第5号は、トラック輸送に関するものです。

内容は、運送業者と荷主との公正な取引関係の確立と適正な運賃価格を求めるものであり、排ガス規制のための政府・メーカー責任を明らかにし、適切な指導、助成を求めるものです。

第6号は、KSD事件の真相究明の意見書です。

労働省所管の財団法人「KSD中小企業福祉事業団」の前理事長は、財団資金約8,000万円を私的に流用して逮捕されました。中小業者の共済掛金を私物化し、一部政党の献金や党費に横流しされてきたことも明らかです。国民の声にこたえて、疑惑の解明をし、再発防止に努めることは当然です。

第7号は、雇用・失業に対する労働行政の充実・強化を求めるものです。

かつてない深刻な不況が続く、北海道の失業問題は全国に比べて最悪の事態です。労働行政の拡充のための施策、体制の整備を行い、労働者・住民の期待にこたえ、生活と権利を守り発展させることは、北海道民すべての願いです。

以上、要点のみ説明し、提案理由の説明とさせていただきます。(拍手)

○議長(松田日出男) これより意見書案第2号ないし第7号について一括討論に入ります。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○24番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、ただいま提案されました意見書案第2号ないし第7号に賛成の討論を行います。

第2号と第7号の2本は、現在、完全失業者が300万人を超える深刻な事態をこれ以上悪化させず、その解決のために、政府に対して必要な対策をとることを求めるものです。

労働時間の短縮、サービス残業の禁止、整理、解雇の4条件を盛り込んだ解雇規制法の制定、商法の一部改正等に関して、衆参両院での附帯決議に基づく労働者保護法の制定、全国一律最低賃金制の法制化などは、雇用を拡大し、個人消費を伸ばして、日本経済の立て直しにも役立つものです。

この20日に示された新年度予算の大蔵省原案は、3年連続で過去最大となる9兆4,000億円もの公共事業を盛り込んでいます。住民の反対で中止に追い込まれた事業があっても、総額は減らさず、別の事業に振りかえただけです。この現実を前にして、小樽市議会として意見書を提出し、景気と財政を立て直すことに努力するのは当

然のことであります。

第3号、年金についてです。

新年度から給付制度の適正化で、将来の給付総額を2割程度削減することになっており、その削減額は年々大きくなります。老後の命綱を断ち切るがごとき暴挙に歯どめをかけることは、市民の代表である議員として当然のことです。意見書案にある6項目は、すべての年金者の切なる願いです。

第4号、JR採用差別問題です。

国鉄がJRに移行するとき、所属労働組合の違いを理由に採用を拒否された労働者に対する国家的不当労働行為の解決です。国鉄分割・民営化法の審議の際、当時の中曽根総理大臣や橋本運輸大臣は、「所属労働組合による差別は行わない。労働者を一人も路頭に迷わせない」と明言したことにも反するもので、文字どおり政府の責任で解決すべき性質の問題です。

第5号ですが、トラック輸送にかかわる2つの問題を当面解決しなければなりません。

1つは、原案に示されている理由による過積載をなくし、輸送の安全を図るために、今年2月の運輸省の荷主団体への通達を実行あらしめることが肝要です。2つは、排ガス防止のため、原案にあるように、政府とメーカーの責任で低公害車の開発、排ガス規制の中小企業などへの助成制度の創設です。

第6号、KSD汚職の真相究明は、中小企業経営者の共済掛金を、事もあろうに政党に献金していたり、党費にまで横流ししていたことが明らかになっています。さらに、新たな疑惑も取りざたされており、国会において真相究明の努力がなされることは当然です。

この種の問題が発生すると、司直の手で解明がされていることを理由に、国会での真相解明を放棄する議論がしばしば行われますが、政党・政治家が国民の疑惑解明に国会で答えるのは当然のことで、この責任放棄は許されません。全会一致の賛成をお願いし、討論といたします。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、意見書案第2号ないし第4号について一括採決いたします。

可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第5号ないし第7号について一括採決いたします。

可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって本定例会に付託されました案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本年を振り返りますとき、元日のコンピュータ西暦2000年問題という経験のない事態に直面することとなりましたが、市長の指揮のもと、助役以下関係職員一丸となった事前の準備態勢、万全の取り組みにより、新年早々の市民生活に何らの影響や混乱は生じなかったとの報告を受け、安堵したことを記憶しております。

さて、長かった本道の冬ようやく終わりを告げようと思われたやさきの3月31日であります。突然の有珠山大噴火であります。北海道からの要請を受け、市は直ちに被災地に向けて職員の派遣を決定するなど迅速かつ的確な対応を行い、約3カ月の期間で述べ数十人に及ぶ職員が避難民の手足となって日常生活の救援用務に携わり、また時には不安を募らせる方々を励まし、心の支えとなったと聞いております。

その後の予知連による火山活動終息宣言のニュースは、喜ばしい限りでありましたが、いまだ長引く景気の低迷の中、この噴火が本道の観光に与えた影響ははかり知れないものがありました。

本市にとりましても、本年度上半期の観光客数は、前年度比約15%減という厳しい数字となりましたが、そのような中で、修学旅行生や外国人旅行者の急激な伸びが、宿泊者数を上向かせており、またこれまで本市にとって懸案と言われ続けた滞在型観光への移行に光が見え始めたことは、観光小樽の新たな展開につながるものと期待しております。

特に、外国人旅行者については、北海道ブームに沸く台湾の方々を運河周辺でよく目にしますが、過日の新聞報道によりますと、国内でも高い評価を得た小樽が舞台の映画「ラブレター」が、日本文化開放の韓国で上映されるや一大ブームが巻き起こり、ロケ現場となった市内の観光スポットや、市役所庁舎本館などを連日のようにアジア人観光客が訪れているとの記事を目にしました。このようなところにも、市が全国に先駆けて行った歴史的建造物の保存や景観行政の取り組みが、今また観光という別の形に姿を変えて、再評価されたものと私なりに感じております。

ところで、本年4月1日から施行された地方分権一括法の中で、自治体にとっての基本法たる地方自治法の大改正がありました。既に御承知のとおり、機関委任事務制度の廃止、自治事務、法定受託事務の創設などといった従来の国と地方との関係を全く異なる方向へと切りかえていく内容ですが、今回の改正では、地方への税財源移譲といった問題は見送りとなり、真の地方自治実現に向けた課題はまだ残されているものと考えております。

また、時を同じくして、我が国の社会保障制度の大改革とされる介護保険制度が全国一斉に始まっております。私としては、本格的な高齢化社会を迎え、極めて重要な制度と認識しておりますが、国の準備不足の感もあり、残念ながら介護サービス利用者に対して制度の内容が完全に周知徹底されたとは言いがたい段階でのスタートであったと思います。

なお、この間の担当職員の御苦労は大変なものとお聞きしておりますが、今後とも、国や関係機関とも十分に協議を行いながら、終局的に介護保険がだれからも支持される制度となるよう鋭意取り組んでいただきたいと思います。

本市の出来事に限りますと、本年6月から伍助沢にかわり桃内の廃棄物最終処分場が供用開始となり、また7月からは全市で資源物の分別収集が開始されるなど、ごみ問題に対する市の取り組みが着実に推進されていると

ころであります。環境行政は何よりも市民の理解と協力が不可欠であります。今後、ごみの広域処理に向けた検討など、何かと難しい問題があろうかと思いますが、さらなる御努力をお願いいたします。

また、米空母キティホークの入港に際しましては、過去のインディペンデンス入出港時の教訓を十分に生かされ、出港までの間、無事に終始いたしましたことは、関係理事者をはじめ警備に当たった職員の努力によるものと理解しております。

しかしながら、私が最も驚きを隠せなかったのは、日本銀行が小樽支店廃止の方向を固めたとのニュースを耳にしたときであります。同支店社屋は、私たち市民にとりましては、小樽運河とともに本当にかけがえのない存在であり、また商都小樽の栄華を今に伝える象徴そのものであります。現在、市、市議会、商工会議所が一体となって日銀に対し、小樽支店存続に向けた要請行動を繰り返し展開しておりますが、先月来、市長を先頭として市民の皆さんにお願いした支店廃止反対の署名活動は、わずか2週間余りの期間内で約7万7,000名に達し、12月7日に市長、会頭ともども日銀に出向き、市民の皆さんの声をお届けしてまいりました。

私といたしましては、この署名数は、今後の活動を継続していく上で何にも増して心強く、御協力いただきました市民の皆さん方に、この場をおかりしてお礼を申し上げたいと存じます。

ところで、何といいましても、まことに残念でありましたのは、職員による多額の公金横領事件が相次いで発覚したことであります。ひとたび失われた行政に対する信頼を回復するためには、自治体はこれまで以上の努力とはかり知れない時間を要するものと考えております。いま一度、市長以下職員1人1人が気を引き締め、事務の執行に当たっていただきますとともに、日々初心を忘れることのないよう、重ねて要望いたしますのであります。

さて、年が明けて、1月6日からは中央省庁が再編されることになり、2001年は地方自治体を取り巻く周辺環境が至るところで大きく変化していくものであります。議員各位におかれましては、これらの点を十分に踏まえつつ、さらなる市政の進展に向け、今後ますますの御尽力を賜りますよう重ねてお願い申し上げますとともに、今年1年、微力であります私に寄せていただきました各位の御厚誼、御厚情に対しまして、衷心より感謝申し上げます次第であります。

本年も残りわずかとなりましたが、議員並びに市長をはじめ理事者の皆さんにおかれましては、何とぞ健康に留意され、来るべき新世紀を迎えられますとともに、明年が皆様にとりましてますますの飛躍の年となりますよう心から御祈念申し上げ、今年最後の議会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。(拍手)

第4回定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時43分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田日出男

議 員 前 田 清 貴

議 員 秋 山 京 子

○ 諸 般 の 報 告

○ 今定例会に提出された意見書案

○ 平成 1 2 年小樽市議会第 4 回定例会議決結果表

○ 請 願 ・ 陳 情 議 決 結 果 表

○諸般の報告（招集日印刷配付分）

- （１）木野下智哉、佐藤利幸両監査委員から、平成１２年９月～１０月分の各会計例月出納検査について報告があった。

○今定例会に提出された意見書案

平成12年
小樽市議会 第4回定例会 意見書案第1号

北海道立小児総合保健センターの機能充実と存続を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 畠 護
	同	八 田 昭 二
	同	佐 藤 利 次
	同	高 階 孝 次
	同	佐 野 治 男

去る11月17日、北海道から小樽市に対して、北海道立小児総合保健センターと北海道立肢体不自由児総合療育センターとの一体的整備計画策定についての基本的な考え方が示されました。

道立小児総合保健センターは、昭和52年6月、胎児期から思春期までの小児の特殊疾患を対象とする医療機関として小樽市銭函1丁目に開設以来、これまで小児科、小児外科、心臓血管外科、脳神経外科、放射線科、麻酔科等の診療科目、ICU、MRI等の施設、ヘリポート基地の機能を有する小児専門病院として、全道的に非常に大きな役割を果たしてきております。同時に銭函地区の住民からも地域に定着した公的機関として親しまれており、また、本市の小児医療にとっての貢献は計り知れないものであります。

つきましては、北海道の小児総合保健センターと肢体不自由児総合療育センターとの一体的整備計画の策定に当たりましては、今後とも道立小児総合保健センターの一層の機能充実を図り、引き続き小樽市に存続してくださるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月8日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月8日 全会一致可決）

平成12年
小樽市議会
第4回定例会
意見書案第2号

「働くルールの確立」を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	西 脇 清
	同	高 階 孝 次

リストラ・人減らしなどによって失業者は300万人を超え、完全失業率は依然として高水準で推移しています。

「産業再生法」、「会社分割法」、労働基準法や労働者派遣法、職業安定法などの改定によって、労働者の権利がなし崩しにされてしまう恐れがあります。とりわけ「会社分割法」の成立・施行は、新たなリストラ・人減らしの促進をもたらすことが懸念されています。

また、リストラ・人減らしによって職場では慢性的な人出不足のもと過密・長時間労働、サービス残業が横行し、過労死・過労自殺の多発など働く者の命と健康は危機的状況に直面しており、「労働者保護」「解雇規制の法律」を制定し、労働者が安心して働ける環境を整備して、働く者の命と健康、くらしと権利を守ることが急務となっています。

人間らしく働ける職場づくりのための労働時間短縮・サービス残業禁止、労働者保護法の制定、全国一律最低賃金制の法制化などを柱とする下記事項を早急に実現するよう強く要望します。

記

- 1 労働時間は、政府公約の年間1800時間を直ちに実現し、週35時間労働制、時間外労働の男女共通規制に向けた具体的措置を開始すること。戦後最悪の雇用・失業問題を解放するために、労働時間の短縮とりわけ サービス残業禁止（具体的には、事務所に労働時間管理台帳の設置を義務づけること）によって雇用を創出すること。
- 2 整理解雇の4要件を盛り込んだ「解雇規制法」を制定すること。また、商法等の一部改正と「分割に伴う労働契約の継承等に関する法律」に対する衆参両院の付帯決議に基づき、分社化、営業譲渡などの企業組織の変更を理由とする解雇や労働条件の不利益変更を禁止する「労働者保護法」を制定すること。
- 3 全国一律最低賃金制を法制化すること。この法制化にあたって、金額はすべての労働者が健康で文化的な生活を営むために必要な賃金の最低限を保障し、労使の団体交渉で決めるとともに、これを生活保障基準、年金支給額、下請け単価、業者や農民の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすることなどを原則とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 否決）

平成12年
小樽市議会

第4回定例会 意見書案第3号

年金制度改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	西 脇 清
	同	高 階 孝 次

年金制度は老後の暮らしを支える上で、国民にとっては欠くことのできない制度です。しかし、国民年金の該当者2113万人の44.2%にあたる934万人が無年金または低年金の事態となっています。

厚生・共済年金についても、2000年3月の法改定であらゆる世代の年金額が大幅に減額され、老後の生活が大きく脅かされています。

さらに、基礎年金への国庫負担を3分の1から2分の1へ増額するとした94年の国会付帯決議を2004年まで先送りしたことも国民に対する約束違反となるものです。

いま国民が切実に求めているのは、将来にむけて明るい展望を持つことであり、それには年金制度の改善こそが必要であると考えます。当市における市民所得の中に占める公的年金支給額の割合はきわめて大きく、市民全体の生活の安寧・向上にとっても大きな意義を持つものです。

こうしたことから、国におかれましては早急に次の事項について措置されるよう求めます。

- 1 国民年金（基礎年金）に対する国庫負担割合は約束どおり3分の1から2分の1に増額すること。
- 2 基礎年金に対する国庫負担は早期に全額とし、最低保障年金制度を創設して無年金者や低額の年金者をなくすこと。
- 3 厚生年金等の賃金スライドとこれに見合う国民年金の加算は従来どおり実施すること。
- 4 厚生年金等の報酬比例部分の5%削減は行わないこと。
- 5 公的年金（老齢）の支給開始年齢は原則60歳とし、保険料は引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 否決）

平成12年
小樽市議会 第4回定例会 意見書案第4号

J R採用差別問題の早期解決を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	西 脇 清
	同	高 階 孝 次

国鉄の分割・民営化にともない発生した、J R採用差別・雇用問題は、既に14年が経過しようとしています。現在、政府及び国会においては、早期解決を図るため、かつてなく大きく動き始めています。昨年5月25日、参議院の全ての会派が揃って政府に対し、1047人の全動労・国労組合員がJ R不採用になっている問題について「人道的立場からも早期解決がなされるよう、しかるべき対応をされたい」との要請をしたところであり、野中官房長官も「今日の雇用問題を考えれば政府としても放置できない、解決にむけて努力する」と表明しています。

よって、政府においては「1人も路頭に迷わせない」「所属労働組合差別は行わない」という国会答弁や国会決議をふまえ、問題発生から14年が経過しようとしていることにかんがみ、一刻も早く解決を図るため、政府及びJ Rと労働組合との解決交渉の実現など実効ある努力を強めるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 否決）

平成12年
小樽市議会 第4回定例会 意見書案第5号

トラック輸送における安全確保・排ガス防止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	西 脇 清
	同	高 階 孝 次

トラック輸送は、長期不況と規制緩和による過当競争のもと、重大な事態に直面しています。大手荷主による「運賃の買いたたき」など優越的地位の濫用によって公正な取引が行われず、極めて低い運賃単価での仕事を余儀なくされ、これが売り上げを量で確保しようとする過積載に連動し、重大事故に及んでいます。

安全確保のためにも、トラック運送業者と荷主との公正な取引関係の確立と適正な運賃の収受が必要不可欠となっています。

そのためにも、2000年2月8日に、運輸省が97荷主団体へ出した通達を早急に実行あるものにすることが求められています。

また、ディーゼル車の排ガスも大きな環境・公害問題となっているが、中小トラック運送業者などは排ガス規制の措置を講ずるにあたって大きな負担となり、その分の経費を運賃などに転嫁できないため経営悪化にますます拍車をかけることとなり、トラック運送企業負担分に対して、政府による適切な助成が求められています。

このようなことから、公正な取引関係が確立されるよう荷主による不当な「運賃引き下げ」強要に対する適切な指導、届出運賃の厳守をはかるよう指導・通達の徹底、ディーゼル車の排ガス規制のための政府・メーカー責任による低公害車の開発、排ガスを抑制する措置を設置するための費用助成など、必要な措置を講じてトラック輸送における安全確保・排ガス防止につとめるよう強く希望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 否決）

平成12年
小樽市議会

第4回定例会 意見書案第6号

KSD事件の真相究明を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	西 脇 清
	同	高 階 孝 次

労働省所管の財団法人「KSD中小企業者福祉事業団」の前理事長は、財団の資金約8千万円を私的に流用したとして、東京地検特捜部に横領容疑で逮捕されました。

年間1億円をこえる理事長報酬は、公益法人役員の報酬を高額にしないよう定めた平成8年の閣議決定にも違反しています。また、財団の豪華施設の私的利用が横行していました。

こうした財団の私物化は、中小企業経営者の共済掛金を原資に、巨額の金を政官界工作に使い、政治家や官僚を抱き込んできたからです。また、掛け金の一部が脱法的に一部政党に献金されたり、党費に横流しされてきたことが明らかになっています。

よって本市議会は、国会において国民の疑惑解明を求める声にこたえて、KSDをめぐる政官癒着を全面的に解明するとともに、再発防止策をとられるよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 否決）

平成12年
小樽市議会
第4回定例会
意見書案第7号

雇用・失業情勢の深刻化に対応した労働行政の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	西 脇 清
	同	高 階 孝 次

日本経済がかつて経験したことのない深刻な不況が続き、北海道における完全失業率は、本年1月から3月の平均で6.5%（全国4.9%）、完全失業者は18万人（全国328万人）となっており、全国でも最悪の状況を呈しています。職業安定所や労働基準監督署には、求職や雇用保険の手続き、解雇や賃金不払いの相談に来た人であふれており、また、有珠山の噴火に伴う対応についても、現地での人員では不足、近隣の所・署や北海道労働局からの職員派遣を受けて業務を遂行している状況です。

こうした状況の下で、労働行政の窓口を訪れる労働者・住民の期待に応え、北海道民の雇用と生活、権利を守り発展させるためには、増員等による労働行政の体制整備を行い、その機能をより充実・強化することが肝要と思われます。

よって、政府においては、労働行政の拡充のための施策・体制の整備を行うとともに、労働行政の専門性・独自性を重視し、職業安定行政、労働基準行政、均等行政の充実・強化を図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 否決）

平成12年
小樽市議会 第4回定例会 意見書案第8号

雪氷資源の活用促進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 竹 秀 文
	同	斉 藤 裕 敬
	同	渡 部 智
	同	西 脇 清
	同	秋 山 京 子

わが日本列島は、南北に長く、日本海側を中心に世界的な豪雪地帯が存在し、北は北海道から南は広島、岡山県まで、雪の量にすると毎年全国で700～900億トンの雪が積雪しています。これらの雪1トンの有するエネルギーは約10万キロカロリー、冷やす際の熱量に換算すると灯油13リットルに匹敵するともいわれています。また、わが国の積雪量の0.2%を利用するだけで、100万キロワット出力の発電所10数基分のエネルギーに相当するともいわれています。

これまで、雪は不要物として扱われ、豪雪地帯においては多額の経費をかけて除排雪し、しかも貴重な石油エネルギーを使って融雪してきました。しかし、近年に至って、除排雪を中心とする「克雪」対策から、雪を積極的に資源として活用し、雪国の特性に応じた地域づくりを推進しようとする「利雪」の考えが広がりつつあります。平成4年には、豪雪地帯対策特別措置法（対象市町村数は900余り）の改正で、初めて「利雪」と明記されるなど、最近では雪氷の持つ「冷熱」に着目した雪冷房マンション、特養老人ホームへの利用、氷室・雪室などによる大規模食糧備蓄施設の整備など、本格的な「利雪」への取り組みが進んでいます。このように、膨大な雪氷資源を適切に活用することは、毎年クリーンなエネルギーを再生産することとなり、貴重な化石燃料の節約にもつながることになります。

その意味からも、政府におかれましては、雪氷資源の利用研究を促進するとともに、雪氷資源を積極的に活用していく各地域の取り組みを更に推進するため、「雪氷」を新エネルギー利用促進特別措置法の「新エネルギー」として認定するなど、制度的な支援体制の確立に取り組むよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 全会一致可決）

平成12年
小樽市議会 第4回定例会 意見書案第9号

乳幼児医療費給付事業の改善に関する要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	前田清貴
	同	松本聖
	同	中島麗子
	同	武井義恵
	同	佐藤利幸

北海道では、全国以上に少子化が進んでいますが、この背景には子どもを生みづらい、育てづらい社会・労働環境があるとともに、乳幼児をもつ親が安心して医療にかかることができない社会的条件があります。

また、医療制度の相次ぐ改定により、保険外負担の増大と自己負担増の進行は、乳幼児をも医療機会から遠ざけるものです。こうしたなかで北海道においては、乳幼児、障害者、母子、独り暮らし老人などの医療費給付事業を実施していますが、国民は社会的状況からさらにその充実を求めています。

政府及び北海道において、次の事項について実施されますよう要望いたします。

記

- 1 政府において、乳幼児・障害者など医療給付事業を国の制度として確立すること。
- 2 北海道においては、市町村への補助率を一方的に引き下げないこと。また、乳幼児医療対象年齢の引き上げなど制度の改善措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小樽市議会

（議決結果 平成12年12月22日 全会一致可決）

平成12年
小樽市議会

第4回定例会

意見書案第10号

社会保障制度を堅持し、改善・向上を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中村岩雄
	同	大畠護
	同	新谷とし
	同	武井義恵
	同	高橋克幸

平成13年1月1日より、お年寄りの医療費に1割の定率制が導入されることになりました。これが実施されると患者負担増は総額で1,460億円に上ります。

介護保険では利用料の原則1割負担が導入されたことにより、一部に介護サービスの抑制がみられ、また、平成13年10月から保険料の満額徴収が実施されますが、これによる年間負担は6,500億円に上ります。

年金の改正では、平成13年4月から給付水準の適正化で将来の給付総額を2割程度削減することになっており、給付削減は年々大きくなります。

医療、介護、年金の充実は、21世紀の高齢社会においても安定した制度として存続が求められており、その際、低所得者対策にも配慮した総合的な対策が必要です。

日本国憲法第25条は、政府に対し社会保障等の増進を求めています。

よって本市議会は、政府において国民福祉の向上と社会保障増進に対策を講じられるよう強く要望するものです。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小樽市議会

（議決結果 平成12年12月22日 全会一致可決）

平成12年
小樽市議会
第4回定例会
意見書案第11号

後志支庁の廃止に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 畠 護
	同	八 田 昭 二
	同	佐々木 勝 利
	同	高 階 孝 次
	同	佐 藤 利 幸

10月27日北海道の支庁制度検討委員会は、現在の14支庁体制を見直す再編に向けた第一次試案の原案を取りまとめております。これによると、支庁数は北海道長期総合計画で導入した地域生活経済圏域を単位とした新たな6支庁体制を基本に掲げていますが、5支庁を含む道央圏については、人口、面積とも最大となるため、一極集中の問題などもあり分割も検討するという内容です。

地方分権時代を迎えて国が地方に権限移譲を行うなど、地方の自主・自立のまちづくりが強く求められている今日、支庁制度の改革に当たっては、単に支庁の統廃合を進めるのではなく、より地域や道民生活に密着した特色ある地域の振興発展に資するための、支庁機能の強化が必要となります。

後志支庁管内は、道央圏の他支庁と比較した場合には、歴史的背景や地理的要件、産業機能も異なり、特に、倶知安町をはじめとした町村においては、第1次産業を基幹とする農業、漁業のまちであり、本市とはまちの成り立ちや性格を大きく異にするのが特徴であります。これまでも本市は、管内19町村との連携を図りながら後志全体の問題解決と振興に努めてきておりますが、後志支庁にとっては、国が進める市町村合併や今後も大きな課題として受け止められている広域行政の推進など、極めて重大な行政対応が課されております。

したがって、北海道が進めようとしている行政機能・コスト削減のみの一方的な支庁制度の見直しは、認め難いものであります。後志管内の全ての市町村と話し合いを進め、合意しない限り、後志支庁を廃止すべきではありません。

よって、本市議会は、後志支庁の廃止に強く反対の意思を表明します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 全会一致可決）

平成12年
小樽市議会

第4回定例会 意見書案第12号

じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 成 田 晃 司
同 齊 藤 裕 敬
同 渡 部 智
同 西 脇 清
同 秋 山 京 子

じん肺訴訟については、これまでに3件の最高裁判決を含め30件の判決が出されていますが、いずれも企業の責任を明確にしています。また、70件余りの訴訟は和解により解決しています。

しかしながら、じん肺訴訟の中で、企業はその責任を追及され、「一定の時の経過」を理由として、時効を主張しています。

北海道においても、元炭鉱労働者や元トンネル労働者をはじめ、多数のじん肺患者が今なお苦しみ続けており、看過しえない現状にあります。

こうしたことから、国を含めて関連企業においては、じん肺被災者の救済のため、じん肺問題の早期解決に努めるよう、強く求めるものであります。

また、国においては、関連企業に対する適切な指導を行うとともに、じん肺の補償及び予防に係わる法制度の改善によって、じん肺根絶のために抜本的な対策を講ずるよう、強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 全会一致可決）

○今定例会に提出された意見書案

平成12年
小樽市議会 第4回定例会 意見書案第1号

北海道立小児総合保健センターの機能充実と存続を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 畠 護
	同	八 田 昭 二
	同	佐 藤 利 次
	同	高 階 孝 次
	同	佐 野 治 男

去る11月17日、北海道から小樽市に対して、北海道立小児総合保健センターと北海道立肢体不自由児総合療育センターとの一体的整備計画策定についての基本的な考え方が示されました。

道立小児総合保健センターは、昭和52年6月、胎児期から思春期までの小児の特殊疾患を対象とする医療機関として小樽市銭函1丁目に開設以来、これまで小児科、小児外科、心臓血管外科、脳神経外科、放射線科、麻酔科等の診療科目、ICU、MRI等の施設、ヘリポート基地の機能を有する小児専門病院として、全道的に非常に大きな役割を果たしてきております。同時に銭函地区の住民からも地域に定着した公的機関として親しまれており、また、本市の小児医療にとっての貢献は計り知れないものであります。

つきましては、北海道の小児総合保健センターと肢体不自由児総合療育センターとの一体的整備計画の策定に当たりましては、今後とも道立小児総合保健センターの一層の機能充実を図り、引き続き小樽市に存続してくださるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月8日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月8日 全会一致可決）

平成12年
小樽市議会
第4回定例会
意見書案第2号

「働くルールの確立」を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	西 脇 清
	同	高 階 孝 次

リストラ・人減らしなどによって失業者は300万人を超え、完全失業率は依然として高水準で推移しています。

「産業再生法」、「会社分割法」、労働基準法や労働者派遣法、職業安定法などの改定によって、労働者の権利がなし崩しにされてしまう恐れがあります。とりわけ「会社分割法」の成立・施行は、新たなリストラ・人減らしの促進をもたらすことが懸念されています。

また、リストラ・人減らしによって職場では慢性的な人出不足のもと過密・長時間労働、サービス残業が横行し、過労死・過労自殺の多発など働く者の命と健康は危機的状況に直面しており、「労働者保護」「解雇規制の法律」を制定し、労働者が安心して働ける環境を整備して、働く者の命と健康、くらしと権利を守ることが急務となっています。

人間らしく働ける職場づくりのための労働時間短縮・サービス残業禁止、労働者保護法の制定、全国一律最低賃金制の法制化などを柱とする下記事項を早急に実現するよう強く要望します。

記

- 1 労働時間は、政府公約の年間1800時間を直ちに実現し、週35時間労働制、時間外労働の男女共通規制に向けた具体的措置を開始すること。戦後最悪の雇用・失業問題を解放するために、労働時間の短縮とりわけ サービス残業禁止（具体的には、事務所に労働時間管理台帳の設置を義務づけること）によって雇用を創出すること。
- 2 整理解雇の4要件を盛り込んだ「解雇規制法」を制定すること。また、商法等の一部改正と「分割に伴う労働契約の継承等に関する法律」に対する衆参両院の付帯決議に基づき、分社化、営業譲渡などの企業組織の変更を理由とする解雇や労働条件の不利益変更を禁止する「労働者保護法」を制定すること。
- 3 全国一律最低賃金制を法制化すること。この法制化にあたって、金額はすべての労働者が健康で文化的な生活を営むために必要な賃金の最低限を保障し、労使の団体交渉で決めるとともに、これを生活保障基準、年金支給額、下請け単価、業者や農民の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすることなどを原則とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 否決）

平成12年
小樽市議会

第4回定例会 意見書案第3号

年金制度改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	西 脇 清
	同	高 階 孝 次

年金制度は老後の暮らしを支える上で、国民にとっては欠くことのできない制度です。しかし、国民年金の該当者2113万人の44.2%にあたる934万人が無年金または低年金の事態となっています。

厚生・共済年金についても、2000年3月の法改定であらゆる世代の年金額が大幅に減額され、老後の生活が大きく脅かされています。

さらに、基礎年金への国庫負担を3分の1から2分の1へ増額するとした94年の国会付帯決議を2004年まで先送りしたことも国民に対する約束違反となるものです。

いま国民が切実に求めているのは、将来にむけて明るい展望を持つことであり、それには年金制度の改善こそが必要であると考えます。当市における市民所得の中に占める公的年金支給額の割合はきわめて大きく、市民全体の生活の安寧・向上にとっても大きな意義を持つものです。

こうしたことから、国におかれましては早急に次の事項について措置されるよう求めます。

- 1 国民年金（基礎年金）に対する国庫負担割合は約束どおり3分の1から2分の1に増額すること。
- 2 基礎年金に対する国庫負担は早期に全額とし、最低保障年金制度を創設して無年金者や低額の年金者をなくすこと。
- 3 厚生年金等の賃金スライドとこれに見合う国民年金の加算は従来どおり実施すること。
- 4 厚生年金等の報酬比例部分の5%削減は行わないこと。
- 5 公的年金（老齢）の支給開始年齢は原則60歳とし、保険料は引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 否決）

平成12年
小樽市議会 第4回定例会 意見書案第4号

J R採用差別問題の早期解決を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	西 脇 清
	同	高 階 孝 次

国鉄の分割・民営化にともない発生した、J R採用差別・雇用問題は、既に14年が経過しようとしています。現在、政府及び国会においては、早期解決を図るため、かつてなく大きく動き始めています。昨年5月25日、参議院の全ての会派が揃って政府に対し、1047人の全動労・国労組合員がJ R不採用になっている問題について「人道的立場からも早期解決がなされるよう、しかるべき対応をされたい」との要請をしたところであり、野中官房長官も「今日の雇用問題を考えれば政府としても放置できない、解決にむけて努力する」と表明しています。

よって、政府においては「1人も路頭に迷わせない」「所属労働組合差別は行わない」という国会答弁や国会決議をふまえ、問題発生から14年が経過しようとしていることにかんがみ、一刻も早く解決を図るため、政府及びJ Rと労働組合との解決交渉の実現など実効ある努力を強めるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 否決）

平成12年
小樽市議会 第4回定例会 意見書案第5号

トラック輸送における安全確保・排ガス防止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	西 脇 清
	同	高 階 孝 次

トラック輸送は、長期不況と規制緩和による過当競争のもと、重大な事態に直面しています。大手荷主による「運賃の買いたたき」など優越的地位の濫用によって公正な取引が行われず、極めて低い運賃単価での仕事を余儀なくされ、これが売り上げを量で確保しようとする過積載に連動し、重大事故に及んでいます。

安全確保のためにも、トラック運送業者と荷主との公正な取引関係の確立と適正な運賃の収受が必要不可欠となっています。

そのためにも、2000年2月8日に、運輸省が97荷主団体へ出した通達を早急に実行あるものにすることが求められています。

また、ディーゼル車の排ガスも大きな環境・公害問題となっているが、中小トラック運送業者などは排ガス規制の措置を講ずるにあたって大きな負担となり、その分の経費を運賃などに転嫁できないため経営悪化にますます拍車をかけることとなり、トラック運送企業負担分に対して、政府による適切な助成が求められています。

このようなことから、公正な取引関係が確立されるよう荷主による不当な「運賃引き下げ」強要に対する適切な指導、届出運賃の厳守をはかるよう指導・通達の徹底、ディーゼル車の排ガス規制のための政府・メーカー責任による低公害車の開発、排ガスを抑制する措置を設置するための費用助成など、必要な措置を講じてトラック輸送における安全確保・排ガス防止につとめるよう強く希望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 否決）

平成12年
小樽市議会

第4回定例会 意見書案第6号

KSD事件の真相究明を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	西 脇 清
	同	高 階 孝 次

労働省所管の財団法人「KSD中小企業者福祉事業団」の前理事長は、財団の資金約8千万円を私的に流用したとして、東京地検特捜部に横領容疑で逮捕されました。

年間1億円をこえる理事長報酬は、公益法人役員の報酬を高額にしないよう定めた平成8年の閣議決定にも違反しています。また、財団の豪華施設の私的利用が横行していました。

こうした財団の私物化は、中小企業経営者の共済掛金を原資に、巨額の金を政官界工作に使い、政治家や官僚を抱き込んできたからです。また、掛け金の一部が脱法的に一部政党に献金されたり、党費に横流しされてきたことが明らかになっています。

よって本市議会は、国会において国民の疑惑解明を求める声にこたえて、KSDをめぐる政官癒着を全面的に解明するとともに、再発防止策をとられるよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 否決）

平成12年
小樽市議会 第4回定例会 意見書案第7号

雇用・失業情勢の深刻化に対応した労働行政の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	西 脇 清
	同	高 階 孝 次

日本経済がかつて経験したことのない深刻な不況が続き、北海道における完全失業率は、本年1月から3月の平均で6.5%（全国4.9%）、完全失業者は18万人（全国328万人）となっており、全国でも最悪の状況を呈しています。職業安定所や労働基準監督署には、求職や雇用保険の手続き、解雇や賃金不払いの相談に来た人であふれており、また、有珠山の噴火に伴う対応についても、現地での人員では不足、近隣の所・署や北海道労働局からの職員派遣を受けて業務を遂行している状況です。

こうした状況の下で、労働行政の窓口を訪れる労働者・住民の期待に応え、北海道民の雇用と生活、権利を守り発展させるためには、増員等による労働行政の体制整備を行い、その機能をより充実・強化することが肝要と思われます。

よって、政府においては、労働行政の拡充のための施策・体制の整備を行うとともに、労働行政の専門性・独自性を重視し、職業安定行政、労働基準行政、均等行政の充実・強化を図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 否決）

平成12年
小樽市議会 第4回定例会 意見書案第8号

雪氷資源の活用促進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 竹 秀 文
	同	斉 藤 裕 敬
	同	渡 部 智
	同	西 脇 清
	同	秋 山 京 子

わが日本列島は、南北に長く、日本海側を中心に世界的な豪雪地帯が存在し、北は北海道から南は広島、岡山県まで、雪の量にすると毎年全国で700～900億トンの雪が積雪しています。これらの雪1トンの有するエネルギーは約10万キロカロリー、冷やす際の熱量に換算すると灯油13リットルに匹敵するともいわれています。また、わが国の積雪量の0.2%を利用するだけで、100万キロワット出力の発電所10数基分のエネルギーに相当するともいわれています。

これまで、雪は不要物として扱われ、豪雪地帯においては多額の経費をかけて除排雪し、しかも貴重な石油エネルギーを使って融雪してきました。しかし、近年に至って、除排雪を中心とする「克雪」対策から、雪を積極的に資源として活用し、雪国の特性に応じた地域づくりを推進しようとする「利雪」の考えが広がりつつあります。平成4年には、豪雪地帯対策特別措置法（対象市町村数は900余り）の改正で、初めて「利雪」と明記されるなど、最近では雪氷の持つ「冷熱」に着目した雪冷房マンション、特養老人ホームへの利用、氷室・雪室などによる大規模食糧備蓄施設の整備など、本格的な「利雪」への取り組みが進んでいます。このように、膨大な雪氷資源を適切に活用することは、毎年クリーンなエネルギーを再生産することとなり、貴重な化石燃料の節約にもつながることになります。

その意味からも、政府におかれましては、雪氷資源の利用研究を促進するとともに、雪氷資源を積極的に活用していく各地域の取り組みを更に推進するため、「雪氷」を新エネルギー利用促進特別措置法の「新エネルギー」として認定するなど、制度的な支援体制の確立に取り組むよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 全会一致可決）

平成12年
小樽市議会 第4回定例会 意見書案第9号

乳幼児医療費給付事業の改善に関する要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	前田清貴
	同	松本聖
	同	中島麗子
	同	武井義恵
	同	佐藤利幸

北海道では、全国以上に少子化が進んでいますが、この背景には子どもを生みづらい、育てづらい社会・労働環境があるとともに、乳幼児をもつ親が安心して医療にかかることができない社会的条件があります。

また、医療制度の相次ぐ改定により、保険外負担の増大と自己負担増の進行は、乳幼児をも医療機会から遠ざけるものです。こうしたなかで北海道においては、乳幼児、障害者、母子、独り暮らし老人などの医療費給付事業を実施していますが、国民は社会的状況からさらにその充実を求めています。

政府及び北海道において、次の事項について実施されますよう要望いたします。

記

- 1 政府において、乳幼児・障害者など医療給付事業を国の制度として確立すること。
- 2 北海道においては、市町村への補助率を一方的に引き下げないこと。また、乳幼児医療対象年齢の引き上げなど制度の改善措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小樽市議会

（議決結果 平成12年12月22日 全会一致可決）

平成12年
小樽市議会

第4回定例会 意見書案第10号

社会保障制度を堅持し、改善・向上を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中村岩雄
	同	大畠護
	同	新谷とし
	同	武井義恵
	同	高橋克幸

平成13年1月1日より、お年寄りの医療費に1割の定率制が導入されることになりました。これが実施されると患者負担増は総額で1,460億円に上ります。

介護保険では利用料の原則1割負担が導入されたことにより、一部に介護サービスの抑制がみられ、また、平成13年10月から保険料の満額徴収が実施されますが、これによる年間負担は6,500億円に上ります。

年金の改正では、平成13年4月から給付水準の適正化で将来の給付総額を2割程度削減することになっており、給付削減は年々大きくなります。

医療、介護、年金の充実、21世紀の高齢社会においても安定した制度として存続が求められており、その際、低所得者対策にも配慮した総合的な対策が必要です。

日本国憲法第25条は、政府に対し社会保障等の増進を求めています。

よって本市議会は、政府において国民福祉の向上と社会保障増進に対策を講じられるよう強く要望するものです。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小樽市議会

（議決結果 平成12年12月22日 全会一致可決）

平成12年
小樽市議会
第4回定例会
意見書案第11号

後志支庁の廃止に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 畠 護
	同	八 田 昭 二
	同	佐々木 勝 利
	同	高 階 孝 次
	同	佐 藤 利 幸

10月27日北海道の支庁制度検討委員会は、現在の14支庁体制を見直す再編に向けた第一次試案の原案を取りまとめております。これによると、支庁数は北海道長期総合計画で導入した地域生活経済圏域を単位とした新たな6支庁体制を基本に掲げていますが、5支庁を含む道央圏については、人口、面積とも最大となるため、一極集中の問題などもあり分割も検討するという内容です。

地方分権時代を迎えて国が地方に権限移譲を行うなど、地方の自主・自立のまちづくりが強く求められている今日、支庁制度の改革に当たっては、単に支庁の統廃合を進めるのではなく、より地域や道民生活に密着した特色ある地域の振興発展に資するための、支庁機能の強化が必要となります。

後志支庁管内は、道央圏の他支庁と比較した場合には、歴史的背景や地理的要件、産業機能も異なり、特に、倶知安町をはじめとした町村においては、第1次産業を基幹とする農業、漁業のまちであり、本市とはまちの成り立ちや性格を大きく異にするのが特徴であります。これまでも本市は、管内19町村との連携を図りながら後志全体の問題解決と振興に努めてきておりますが、後志支庁にとっては、国が進める市町村合併や今後も大きな課題として受け止められている広域行政の推進など、極めて重大な行政対応が課されております。

したがって、北海道が進めようとしている行政機能・コスト削減のみの一方的な支庁制度の見直しは、認め難いものであります。後志管内の全ての市町村と話し合いを進め、合意しない限り、後志支庁を廃止すべきではありません。

よって、本市議会は、後志支庁の廃止に強く反対の意思を表明します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 全会一致可決）

平成12年
小樽市議会 第4回定例会 意見書案第12号

じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 成 田 晃 司
同 齊 藤 裕 敬
同 渡 部 智
同 西 脇 清
同 秋 山 京 子

じん肺訴訟については、これまでに3件の最高裁判決を含め30件の判決が出されていますが、いずれも企業の責任を明確にしています。また、70件余りの訴訟は和解により解決しています。

しかしながら、じん肺訴訟の中で、企業はその責任を追及され、「一定の時の経過」を理由として、時効を主張しています。

北海道においても、元炭鉱労働者や元トンネル労働者をはじめ、多数のじん肺患者が今なお苦しみ続けており、看過しえない現状にあります。

こうしたことから、国を含めて関連企業においては、じん肺被災者の救済のため、じん肺問題の早期解決に努めるよう、強く求めるものであります。

また、国においては、関連企業に対する適切な指導を行うとともに、じん肺の補償及び予防に係わる法制度の改善によって、じん肺根絶のために抜本的な対策を講ずるよう、強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月22日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年12月22日 全会一致可決）

平成 1 2 年小樽市議会第 4 回定例会議決結果表

○会 期 平成12年12月4日～平成12年12月22日(19日間)

議 案 番 号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
第 1 号	平成12年度小樽市一般会計補正算	12.12.4	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第 2 号	平成12年度小樽市港湾整備費特別 会計補正算	12.12.4	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第 3 号	平成12年度小樽市住宅費特別会計 補正算	12.12.4	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第 4 号	平成12年度小樽市中央地区土地区 画整理費特別会計補正算	12.12.4	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第 5 号	平成12年度小樽市中央地区土地区 画整理費特別会計補正算	12.12.4	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第 6 号	平成12年度小樽市施設整備費特別 会計補正算	12.12.4	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第 7 号	平成12年度小樽市病院事業会計補正 算	12.12.4	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第 8 号	平成12年度小樽市下水道事業会計補 正算	12.12.4	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第 9 号	小樽市青少年問題協議会条例の一部 を改正する条例案	12.12.4	市 長	12.12.12	総 務	12.12.15	可 決	12.12.22	可 決
第10号	小樽市廃物の減量と処理に関する 条例の一部を改正する条例案	12.12.4	市 長	12.12.12	厚 生	12.12.15	可 決	12.12.22	可 決
第11号	小樽市建築基準法施行条例の一部を改 正する条例案	12.12.4	市 長	12.12.12	建 設	12.12.15	可 決	12.12.22	可 決
第12号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条 例案	12.12.4	市 長	12.12.12	建 設	12.12.15	可 決	12.12.22	可 決
第13号	小樽市火災予防条例の一部を改正する 条例案	12.12.4	市 長	12.12.12	総 務	12.12.15	可 決	12.12.22	可 決
第14号	工事請負契約について(仮称)港町 埠頭土屋建設工事	12.12.4	市 長	12.12.12	経 済	12.12.15	可 決	12.12.22	可 決
第15号	不動産の取得について(仮称)公園用地 取得	12.12.4	市 長	12.12.12	建 設	12.12.15	可 決	12.12.22	可 決

議 案 番 号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
第16号	不動産の取得について（仮称）勝納 団地用地取得	12.12.4	市 長	12.12.12	建 設	12.12.15	可 決	12.12.22	可 決
第17号	小樽市非核巷整案	12.12.4	議 員	12.12.12	総 務	12.12.15	可 決	12.12.22	否 決
第18号	小樽市在宅サービス利用奨励手当 支給案	12.12.4	議 員	12.12.12	厚 生	12.12.15	可 決	12.12.22	否 決
第19号	平成12年度小樽市一般会補正予算	12.12.8	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第20号	平成12年度小樽市港湾整備費特別 会補正予算	12.12.8	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第21号	平成12年度小樽市青果物広市場事 業特別会補正予算	12.12.8	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第22号	平成12年度小樽市青果物広市場事 業特別会補正予算	12.12.8	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第23号	平成12年度小樽市国民健康保険業 特別会補正予算	12.12.8	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第24号	平成12年度小樽市交通港湾費業 特別会補正予算	12.12.8	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第25号	平成12年度小樽市老人保健業特別 会補正予算	12.12.8	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第26号	平成12年度小樽市住宅費特別会計 補正予算	12.12.8	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第27号	平成12年度小樽市中央地区土地区 画整理事業特別会補正予算	12.12.8	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第28号	平成12年度小樽市外環状部周辺地 区土地区画整理事業特別会補正予算	12.12.8	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第29号	平成12年度小樽市介護保険業特別 会補正予算	12.12.8	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第30号	平成12年度小樽市保健業会補正 予算	12.12.8	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第31号	平成12年度小樽市水道業会補正 予算	12.12.8	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決

議 案 番 号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
第32号	平成12年度小樽市下水道事業補正予算	12.12.8	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第33号	小樽市特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案	12.12.8	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第34号	小樽市職員の給与条例の一部を改正する条例案	12.12.8	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	可 決	12.12.22	可 決
第35号	公平委員会委員の選任について	12.12.22	市 長	——	——	——	——	12.12.22	同 意
第36号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	12.12.22	市 長	——	——	——	——	12.12.22	同 意
報 告 1	専攻処報告 小樽市一般会計補正予算	12.12.4	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	承 認	12.12.22	承 認
報 告 2	専攻処報告 小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計補正予算	12.12.4	市 長	12.12.12	予 算	12.12.19	承 認	12.12.22	承 認
12年3定 第 7 号	平成11年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定
12年3定 第 8 号	平成11年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定
12年3定 第 9 号	平成11年度小樽市青果物卸市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定
12年3定 第10号	平成11年度小樽市水産物卸市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定
12年3定 第11号	平成11年度小樽市市民健康増進事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定
12年3定 第12号	平成11年度小樽市交通経済増進事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定
12年3定 第13号	平成11年度小樽市地域事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定
12年3定 第14号	平成11年度小樽市卸市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定
12年3定 第15号	平成11年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定

議 案 番 号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
12年3定 第16号	平成11年度小樽市住宅課特別会計 歳入歳出決算認定について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定
12年3定 第17号	平成11年度小樽市簡易水道課特別 会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定
12年3定 第18号	平成11年度小樽市中央通地区土地 画整理課特別会計歳入歳出決算認定 について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定
12年3定 第19号	平成11年度小樽市中央通地区土地 画整理課特別会計歳入歳出 決算認定について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定
12年3定 第20号	平成11年度小樽市物産課特別会計 歳入歳出決算認定について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定
12年3定 第21号	平成11年度小樽市病院課決算認定 について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定
12年3定 第22号	平成11年度小樽市水道課決算認定 について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定
12年3定 第23号	平成11年度小樽市下水道課決算認 定について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定
12年3定 第24号	平成11年度小樽市産業課物産課処分 事業決算認定について	12.9.6	市 長	12.9.13	決 算	12.10.6	認 定	12.12.22	認 定
意見案 第 1 号	北海道外県総合保健センターの機能 充実と存続を求める意見書 (案)	12.12.8	議 員	——	——	——	——	12.12.8	可 決
意見案 第 2 号	「働くルールの確立」を求める意見 書 (案)	12.12.22	議 員	——	——	——	——	12.12.22	否 決
意見案 第 3 号	年金制度改定についての意見書 (案)	12.12.22	議 員	——	——	——	——	12.12.22	否 決
意見案 第 4 号	JR根室貨物問題の早期解決を求める 意見書 (案)	12.12.22	議 員	——	——	——	——	12.12.22	否 決
意見案 第 5 号	トラック輸送における安全確保・排ガ ス防止を求める意見書 (案)	12.12.22	議 員	——	——	——	——	12.12.22	否 決

議 案 番 号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
意見案 第 6 号	KSD事件の真相究明を求める意見書 (案)	12.12.22	議 員	——	——	——	——	12.12.22	可 決
意見案 第 7 号	雇用・失業情勢の深刻化に対応した労働行政の充実・強化を求める意見書 (案)	12.12.22	議 員	——	——	——	——	12.12.22	可 決
意見案 第 8 号	雪氷資源の活用促進を求める意見書 (案)	12.12.22	議 員	——	——	——	——	12.12.22	可 決
意見案 第 9 号	乳幼児医療給付事業の改善に関する 要請意見書 (案)	12.12.22	議 員	——	——	——	——	12.12.22	可 決
意見案 第10号	社会保障制度の堅持、改善・向上を 求める意見書 (案)	12.12.22	議 員	——	——	——	——	12.12.22	可 決
意見案 第11号	後志支庁の廃止に反対する意見書 (案)	12.12.22	議 員	——	——	——	——	12.12.22	可 決
意見案 第12号	じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関 する意見書 (案)	12.12.22	議 員	——	——	——	——	12.12.22	可 決
そ の 他 会 議 に 付 し た 事 件	経済の活性化について (経済審議会 所管事項)	——	——	——	経 済	12.12.15	継 続 審 査	12.12.22	継 続 審 査

請 願 ・ 陳 情 議 決 結 果 表 （ 本 会 議 ）

総務常任委員会

○請 願

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
4 0	通学バス代全額助成方について	12. 12. 8	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
4 1	「中学校適正配置計画実施計画」、 「高等学校適正配置計画」の見直し 方等について（第1項目）	12. 12. 11	12. 12. 15	不 採 択	12. 12. 22	不 採 択
4 2	「中学校適正配置計画実施計画」、 「高等学校適正配置計画」の見直し 方等について（第2、3項目）	12. 12. 11	12. 12. 15	採 択	12. 12. 22	採 択

○陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
2	銭函地区における教育環境の整備方 について	11. 5. 19	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
3 0	人種差別撤廃のための条例制定方 について	12. 1. 13	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
4 1	松ヶ枝中学校通学路整備による安全 確保方等について	12. 8. 25	12. 12. 15	採 択	12. 12. 22	採 択
5 0	星野地区への公的避難施設設置方 について	12. 11. 29	12. 12. 15	採 択	12. 12. 22	採 択
5 1	小樽市西部地区への救急車両配置要 請方について	12. 12. 1	12. 12. 15	採 択	12. 12. 22	採 択

経済常任委員会

○陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
1 7	雇用の創出と失業者の生活保障を求める意見書提出方等について	11. 9. 8	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
4 8	「じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書」提出方について	12. 9. 19	12. 12. 15	採 択	12. 12. 22	採 択

厚生常任委員会

○請 願

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
5	朝里・新光地域におけるコミュニティセンター設置方について	11. 6. 30	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
1 2	介護保険における「移送サービス」実施方等について	12. 2. 21	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
1 4	認可外保育所の補助金増額方等について	12. 3. 2	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
3 9	重度心身障害者医療費助成事業への所得制限導入反对方について	12. 9. 26	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査

○陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
2 3	保育所「最低基準」職員配置の改善を求める意見書提出方について	11. 12. 9	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
4 6	天狗山ロープウェイ線コロナード最上前へのバス停留所新設要請方について	12. 9. 12	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査

建設常任委員会

○請 願

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
1 1	市道豊ヶ丘通線及び市道豊ヶ丘小路線のロードヒーティング敷設方について	11. 12. 13	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
1 3	市道桜 1 号線及び 2 号線のロードヒーティング敷設方について	12. 2. 23	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
1 5	市道堺学校下通線のロードヒーティング敷設方等について	12. 3. 7	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査

○陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
3	キライチ川における魚道の設置方について	11. 5. 19	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
4	市道豊川第 1 線のロードヒーティング敷設方について	11. 5. 28	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
5	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	11. 6. 1	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
7	見晴町 1 1 番市管理道路のロードヒーティング敷設及び側溝の蓋設置方について	11. 6. 23	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
8	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	11. 6. 23	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
9	市道銭函 1 丁目新通線の急坂区間のロードヒーティング敷設方について	11. 6. 24	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
1 0	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	11. 6. 25	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
1 2	市道松泉学院通分線のロードヒーティング敷設方について	11. 6. 29	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
1 3	長橋 3 丁目 2 1 番・2 2 番付近道路の整備方等について	11. 6. 29	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
2 1	J R函館本線榎里沢踏切の拡幅改良 要請方等について	11. 12. 7	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
2 4	市道天狗山登山分線ロードヒーティ ング敷設方について	11. 12. 10	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
2 5	オタモイ 3 丁目陸橋通線の側溝整備 方について	11. 12. 10	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
2 9	市道桜 1 7 号線の除排雪方について	12. 1. 11	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
4 3	花園銀座 3 丁目市道大通線の整備方 について	12. 9. 4	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
4 9	市道桜 8 号線、桜高区配水池下のロ ードヒーティングの敷設延長、改良 方について	12. 11. 6	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査
5 2	「市道榎里沢線と交差する J R函館 本線榎里沢踏切」の拡幅改良方につ いて	12. 12. 6	12. 12. 15	継続審査	12. 12. 22	継続審査